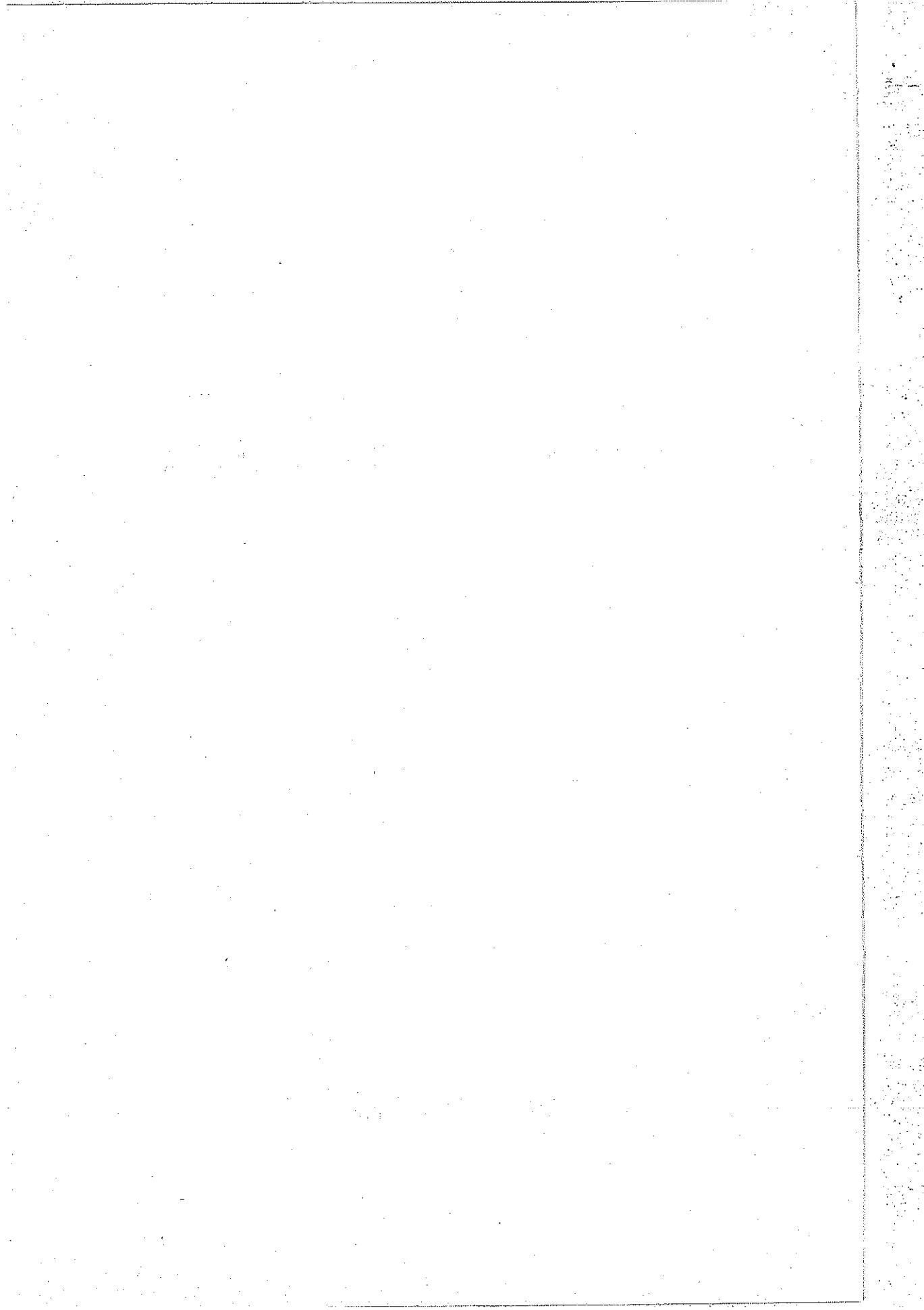


昭和53年12月19日開会
昭和53年12月22日閉会

和泉市議会第4回定例会会議録

第4号

和　　泉　　市　　議　　會



昭和53年12月19日(火曜日) 第1日目

○出席議員	1頁
○議事説明員その他	1頁
○開会宣言(午前10時27分)	3頁
○会議録署名議員の指名(池辺秀夫君、貝淵博治君、勝部津喜枝君)	3頁
○市長開会あいさつ	3頁
○会期決定(12月19日~12月22日 4日間)	4頁
○一般質問	
1番に5番 仁井 明君	4頁
2番に2番 天堀 博君	14頁
3番に6番 大谷 昌幸君	29頁
4番に21番 直村 静二君	42頁
○散会宣言(午後4時45分)	53頁

昭和53年12月20日(水曜日) 第2日目

○出席議員	55頁
○議事説明員その他	55頁
○議事日程	57頁
○開会宣言(午前10時20分)	59頁
○一般質問	
1番に25番 竹内 修一君	59頁
2番に13番 赤阪 和見君	66頁
○日程第1. 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和53年6月分)	
○日程第2. // (収入役扱昭和53年7月分)	括上 81頁
○日程第3. // (水道部企業出納員扱昭和53年7月分)	
○日程第4. // (市立病院企業出納員扱昭和53年7月分)	
○日程第5. // (収入役扱昭和53年8月分)	程上 131頁

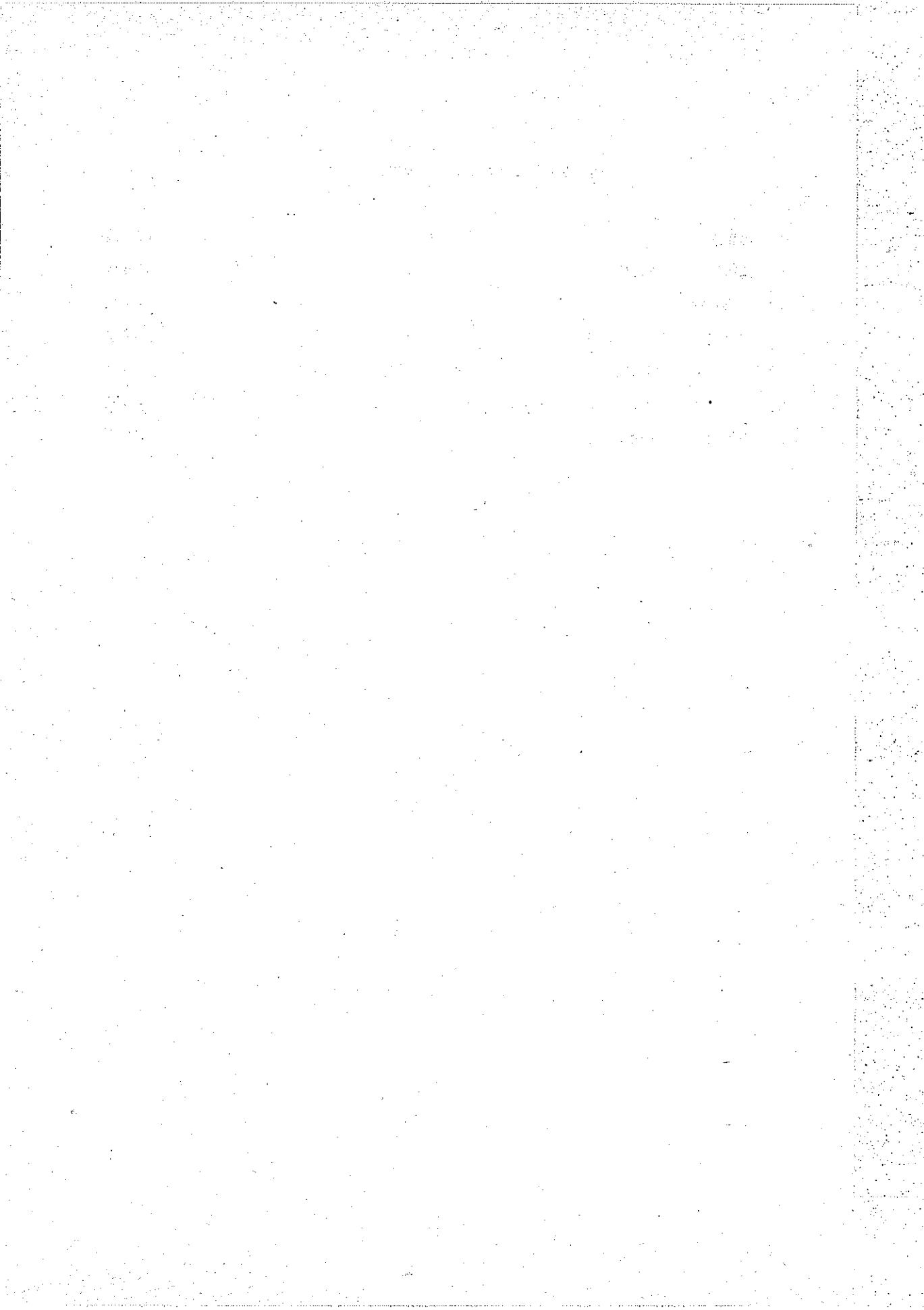
○ 日程第 6. 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱昭和 53 年 8 月分)	182
○ 日程第 7. " (市立病院企業出納員扱昭和 53 年 8 月分)	一 頁
○ 日程第 8. " (収入役扱昭和 53 年 9 月分)	括 1
○ 日程第 9. " (水道部企業出納員扱昭和 53 年 9 月分)	上 185
○ 日程第 10. " (市立病院企業出納員扱昭和 53 年 9 月分)	程 遠
○ 日程第 11. 和泉市公共施設整備基金条例制定について (総務委員長報告)	186 頁
○ 日程第 12. 昭和 52 年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	189 一 頁 括 192
○ 日程第 13. 昭和 52 年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	上 頁 遠
○ 日程第 14. 専決処分の報告について (交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について)	193 頁
○ 日程第 15. 昭和 52 年度和泉市歳入歳出決算認定について	195 頁
○ 散会宣告 (午後 3 時 26 分)	286 頁

昭和 53 年 12 月 21 日 (木曜日) 第 3 日目

○ 出席議員	287 頁
○ 議事説明員、その他	287 頁
○ 議事日程	289 頁
○ 開会宣言 (午前 10 時 53 分)	290 頁
○ 日程第 1 昭和 53 年度和泉市一般会計補正予算 (第 4 号)	290 頁
○ 日程第 2 昭和 53 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	349 頁
○ 日程第 3 昭和 53 年度和泉市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	356 頁
○ 日程第 4 昭和 53 年度和泉市病院事業会計補正予算 (第 1 号)	379 頁
○ 日程第 5 和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	400 頁
○ 日程第 6 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	409 頁
○ 日程第 7 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	416 頁
○ 日程第 8 工事請負契約締結について (昭和 53 年度府中北幹線築造工事)	420 頁

昭和53年12月22日（金曜日）最終日

○ 出席議員	429頁
○ 議事説明員、その他	429頁
○ 議事日程	431頁
○ 開会宣言 (午後4時6分)	432頁
○ 日程第1 工事請負契約締結について（昭和53年度府中北幹線築造工事）	432頁
○ 日程第2 教育委員会委員の任命について	435頁
○ 自然閉会 (午後4時25分)	438頁



第 1 日



昭和53年12月19日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番 寺田 茂君	16番 木下 甲子三君
2番 天堀 博君	18番 池辺 秀夫君
3番 橋本 佳行君	19番 貝淵 博治君
5番 仁井 明君	20番 田中 包治君
6番 大谷 昌幸君	21番 直村 静二君
7番 金沢 勝君	22番 勝部 津喜枝君
8番 成田 秀益君	23番 三井 正光君
9番 松下 定君	25番 竹内 修一君
10番 山口 義一君	26番 柳瀬 美樹君
11番 上代 卵之松君	28番 坂上 國治君
12番 藤原 要馬君	29番 藤原 利一君
13番 赤阪 和見君	
15番 横田 憲治郎君	

欠席議員(1名)

27番 竹下 義章君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	財政課長	大塚 孝之
助役	坂口 禮之助	同和対策部次長	生田 稔
収入役	中塙 白	市民部長	森 保之
参与兼市長公室事務取扱長	西川 喜久	市民福祉部次長兼長	富田 宏
参与兼建設部長事務取扱長	林 徳次	産業衛生部長	内田 繁
土地開発公社事務局長	佐原 行雄	産業衛生部次長	角谷 泰夫
市長公室企画担当理事	竹田 明郎	建設部次長	吉田 日出男
市長公室次長兼秘書広報課長	麻生 和義	改良事業部長	逢野 一郎
財務部長	北野 敦雄	改良事業部次長兼改良総務課長	明坂 貞士
財務部次長		事務取扱長	

職名	氏名	職名	氏名
解放総合センター所長	萩本 介	教育次長	広岡 長
病院長	竹林 啓	教管部長	杉弘文
病院事務局長	平野 淳	理管部長	木孝史
病院事務局次長兼管理課長	藤原 蔦	指導部長	橋貞青
水道部長	田中 稔	指導部長	橋昭高
水道課長兼工事部長	福喬 久	選挙管理委員会委員長	谷吉
消防防長	松村 勇	選挙管理委員会事務局長	田秀仁
消防本部次長兼消防署長	湯川 行	監査委員長	井喜多
用地担当参考事務局次長	岩井 一	監査事務局長兼公平委員會事務局長	田洋喜
土地開発公社事務局次長	益延 由	農業委員会事務局長	田種行
教育委員長	堀内 伸		
教育長	葛城 宗		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

男 義 高 一 俊
昭 種 宏 茂 雅
岡 田 垣 谷 本
吉 吉 西 佐 山
長 長 係 係
務 事 事 事
局 係 係 係
事 次 議 議

(午前10時27分開議)

○ 議長（横田憲治郎君） 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年末何かと御繁多にもかかわりませず、多数御出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

これより昭和53年第4回定例会を開会いたします。

会議に入る前に、去る11月9日逝去されました富山敏治議員の御追徳をしのび、とこしえの御冥福をお祈りするため黙禱をささげたいと存じますので、はなはだ恐縮ですが、全員御起立をお願いいたします。

（全員黙禱）

○ 議長（横田憲治郎君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは18名でございます。竹下議員さんから欠席届が出てございます。直村議員さんから遅刻届が出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、18名でございます。

○ 議長（横田憲治郎君） ただいまの報告どおり、出席議員18名をもちまして議会は成立いたしておりますので、ただいまより本日の会議を開きます。

○ 議長（横田憲治郎君） 会議録の署名議員を18番・池辺秀夫君、19番・貝淵博治君、22番・勝部津喜枝君、以下3名にお願いいたします。

本日の会議に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 昭和53年第4回定例会の開催に当たり一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、年末何かと御多忙の折にもかかわりませず、多数御出席いただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会において御提案申し上げます議案は、昭和52年度和泉市歳入歳出決算認定を初め、

昭和58年度一般会計補正予算、特別会計補正予算等議案が17件専決処分の報告について1件監査報告10件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議賜りまして御議決、御承認くださいますようお願い申し上げる次第でございます。

はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつをいたします。よろしくお願ひを申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 市長のあいさつが終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より12月22日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日より12月22日までの4日間と決定いたします。

○ 議長（横田憲治郎君） それでは、これより一般質問に入りたいと思いますが、質問に入る前に、特に理事者に忠告したいと思います。

いつも一般質問のたびに前議長さんからも再三注意されておりますが、質問に対する理事者の答弁は、質問の要旨をはき違えたり、十分趣旨をのみ込んでいないために見当違いの答弁をし、あいまいな答弁や不必要なことが多いため、貴重な時間の空費と経費を浪費しているのがこれまでの状態だと思います。過日の議会運営委員会におきましても、効率的な議事進行、経費の節減等のため各議員は持ち時間に協力するとの見地から、貴重な御意見の御発言がございました。理事者はこの際、十分その意を受け、従来の惰性を転換していただき、今までのような長い答弁を繰り返さないよう、前もって注意をいたしております。

それでは、これより一般質問に入ります。まず、5番・仁井明君。

○ 5番（仁井明君） 一般質問の通告どおり、第1点は和泉府中駅前環境整備について、2点目は小田池公園グラウンドについて、まず、1点目から質問させていただきます。

和泉府中駅前環境整備については皆さんも御承知のとおり、和泉府中商店街は、昭和40年7月から開発されております。その当時は、非常にりっぱな商店街でございまして、ロータリー並びに水銀灯はあかあかと照っておりましたけれども、3年後、昭和44年以降におきましては、水銀灯すらほとんど消えております。ロータリーにおきましても、噴水もとまったままになっております。

私は、府中駅前は和泉市の表玄関であり、やはりこの表玄関はりっぱな駅前にしなければな

らない。かように思ってるわけでございます。ライオンズからから寄付していただいた時計台もそのとおりでございます。ロータリーには時計台、噴水もございます。水銀灯も 6 本建っておりますが、そのうち 2 本しか電球はございません。あの 4 本は電球すら外れ、線がたれ下がってるという状態でございます。私も各セクションに行っていろいろこの問題について協議いたしましたけれども、現在に至るまで何の整備もしておらない。これは一体どこが管理するのであるかということを皆さん方にお聞きしたいのでございます。

それと、私もけさ 9 時 35 分に府中駅前を通って参りました。この時計台におきましても、駅側の方は 9 時 35 分ぴっしり指しておりますが、山手の商店街に面した時計は 5 時 30 分でとまっておるわけです。この時計台にしても、市民と駅の職員の方々とトラブルがあったということも聞いております。時計すら満足に動いておらないが、これは一体どこに責任があるのか、理事者の皆さん方にお聞きしたいのでございます。

それと、あの水銀灯は、駅前開発のときに商店街が合計 14 本立てております。住友銀行から 13 号線の間に 8 本立っております。そのうち電球がついておるのは、泉州銀行の角っことマツヤ電気の角っここの 2 カ所しかございません。あの 6 本は、全部電球すらございませんし、線もたれ下がってる。これは一体どういう結果になっておるのか、詳しい答弁をお願いしたいと思います。

それと、なぜあの噴水は動かさないのか。私は過去、近隣市などを見て参りました。泉佐野は、和泉市と 1 番駅前が似ておるのでございますが、泉佐野市においては噴水も飛ばし、市の表玄関としてきれいにやっております。ところが、和泉市の駅前には噴水すら飛んでいない。あの中は紙くずとかぼろぎれなどがほり込まれている。なぜあれを飛ばさないのか。タクシーの運転手が「しぶきがかかるからとめてますね」と言うが、そんなことでいいのかどうか、私は聞きたいであります。水不足で飛ばせないなら、それだけ何とかの形をとるのが理事者の責任ではないかと思うであります。

次に電気代の件でございますが、私も古いことはわかりません。駅前商店街の役員さんで亡くなられた方が多く、当時の理事者と商店街、公社との間にトラブルもあったように聞いております。まあ、古いことは抜きにして、何とかこの和泉市の行政においてこれを管理できないものかと私に相談もございました。ところが、私も各セクションに行き、何とかしてほしいと言いましても、一向に何の整備すらしておりません。あの噴水にしても、中の装置は砲金でございますので、赤さび、青さびがきて、今度、いざ使おうと思っても全然使えない状態になっております。使わなければ使わないように、何とかの措置を講ずる方法があるのでないかと思うのでございます。

駅前商店街におきまして環境整備ということで一通りの質問をさせていただき、再度、皆さん方の登弁を聞きまして質問させていただきます。

2点目は、小田池公園グラウンドについてでございます。かねがね、私もこの議会においてグラウンドをつくっていただきたいという要望書なり請願書を出しておるわけでございます。ところが、年々スポーツマンがあえまして、いまの市民グラウンドではほとんど年間軟式野球に使われ、各校区においても、グラウンド探しに日夜並んでグラウンドの取り合いをやっておるような状態もございます。市長さんにも再三お願ひいたしております。市長さんも各会合で「スポーツは私も好きでございます。健康と明るい和泉市発展のためにもスポーツは一生懸命やっていただきたい」とあいさつされ、私も耳にいたしております。ところが、ただ1ヶ所の市民グラウンドで、どうして12万市民が満足なスポーツをやっていけるのか、そこを考えていただきたいと思うのでございます。

小田池公園にしても、とっくにこれは期限がきてるようにも聞いております。昨日、私も現場に行って参りました。もうこの不燃物も満タンになり、今度三段目にはかしていこうかということでも聞きましたけれども、仮にもう一段積めば、後は土を入れても紙を張るぐらいの程度しか土は入れられない。だから、あそこもええかげんにやめ、どこかに不燃物の捨て場を探し、小田町の市民が期待を持っておる公園球場としてやるのが理事者の責任ではないか、かよう考えるわけでございます。

以上でございますが、理事者の答弁いかんによりましては再質問させていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 参与（林徳次君） ただいま2点にわたりまして御質問いただきましたが、2点とも建設部の所管でございますので、順を追ってお答え申し上げたいと思います。

第1点でございますが、駅前のロータリーを中心とする各施設、特に水銀灯、噴水及び時計の3点にわたりまして、非常に過去の経過、現状等行き届かない点が多くございます。つぶさに御指摘をいただき、まことに恐縮しておる次第でございます。

1つずつ申し上げますが、確かに水銀灯も現在、稼動いたしておりますのは4本のみでございます。これは昭和40年当時から施設された水銀灯は普通の架線ではなく、地下ケーブルになっております。長い経過の中で故障等の精査をいたしますと、地下埋の部分なので完全に掘り返してやりかえなければならない、腐蝕部分が一部分ございます。暫定的にと申しますか、その過渡期において、可能な部分4本については、現在可能な状態であるということでございます。あの長い道路とロータリー付近で4本でいいか、年間の季節等で状況は違いますが、現在、十数本の施設がありながら、4本でいいとは決っていいとは思っておりません。そういう状況も把握

してございますので、いまここで何本つけます、との確には申し上げかねますが、現在の四本でよしということではございませんので、その点よろしく御理解願いたいと思います。しかるべく的確な措置を時間をいただきましていたしたいと存じます。

それから噴水につきましては、これもなぜ飛ばさないのか、あるいはその理由等も現課で聞いたと言われておりますので、くどくど御説明は申し上げません。ただ1点、噴水につきましては御存知のとおり、元貨物駅等の用地を含め総合的にいつということは決まっておらんようですが、整備計画が進んでおることは事実でございます。先ほど、わずかな量ではございますが、タクシーに飛沫がかかるとか、あるいは風向きによっては、タクシー待ちの人々にじゃあじゃあかかるので緊急に止めなければならないといった事実も再三でございます。そういうことも一定の時期を指して解消するということで御理解願えたらと存じます。

それから、時計についても過去の経過は抜きにして、今後の責任ある回答を聞きたいという端的な御質問でございます。過去の経過では、一時占用の許可を与えておったとかの書類の記録等もございますが、ある時期以降は、確かに寄贈を受けた市の施設であると理解いたしております。市の責任でもって改修し、御迷惑のかからないように、片側は正確で片側はおくれているようではない方がましだと言われても仕方がございません。早急に修理いたします。

以上、3点については、あくまでも市の特に建設部の管理する施設でございます。この際、私どもは基本的な認識を改めてさせていただき、ただいま申し上げた3つの施設についての考え方でやっていきたいということでございます。

○ 5番(仁井明君) 水銀灯の件でございますが、参与が言われるよう地下に線が引っ張っておるということ、私も聞いております。ところが、あの構造はめちゃめちゃになっております。はっきり言って、どこまで参与が調べてくれたのかわかりませんが、あのスイッチすらどこにあるかわからない。過去、駅前が建設し市の方に寄付したと聞いておりますけれども、今度、それを工事するとなると多額な費用がかかるわけです。だから、なぜ今までやらなかったのか、どういう理由があったのか、私も経過を聞いておりますが、どっちも負わせ合いの状態になった、役員の方々が死んでいない。市がもて、いや商店街がもて、と負わせ合いしておってもしょうがない。やはり積極的に市の方で何とかするよう取り組んでもらい、府中の駅前、表玄関だということでやってほしいのが、商店街全体の方々の希望でもございます。

それで、全部つけろと言われても電気代のこと、私は後で申しますけれども、電気代すら市と商店街でいがみ合うてる。「お前とこ払え、」「いや、商店街が払え」と、財政が苦しいんだと言われると議員は何にも言えないとばかりでなく、やはり和泉市の表玄関やから、わずかな電気代ぐらいは市がもってやるべきだ、私はそう思うのでございます。新しくいまつくろうと

すれば多額な経費がかかるんです。ちゃんと設備もしてあるんですから、市がやはり協力してやることによって、市民も行政に対して、「ああ、市はよくやってくれる」という気持を持つわけでございます。

時計もそうです。この前はライオンズが府中電気にお願いして全部やっていただきました。だから、1回はやるが、今後は市の方でやっていただきたい、これは私も各セクションにお願いに行つたわけです。私は幾らかかったか知りませんが、かなりな額だと聞いております。そうやってライオンズに協力していただいてるんですから、後の維持管理ぐらいは市がやってもおかしくないと思うのでございます。

それと、噴水の件でございますが、やはり飛ばさないなら、飛ばさないような措置をとっていただきたい。大きな金をかけてあれだけの設備をしてあるんですから、やはりその機械を壊さないように管理しなければならないと思います。和泉市もいつまでも貧乏はしませんよ。私たちも若いですから、これから市の行政に対して一生懸命やります。そのとき飛ばそうとしても、つぶれておった、元の木阿みで一からやらないかん。砲金は赤さびもくる。これを風や雨や嵐にからんような措置をとっていただきたいと私は願うのでございます。いつまであのまま飛ばさんとほっとくんか。和泉市もいつかは日の当たる場所に出て、電気もあかあかと噴水も飛ぼす時期は絶対にきますよ。その場合、いまの状態でほっといてもいいのかどうか、その点理事者の卒直な考え方をお聞かせいただきたいのでございます。

○ 参与（林徳次君） 再度の御指摘で恐れ入ります。ただいまの時計につきましては、確かにそういう申しが過去にあり、ありがとうございました。今後におきましては、当然市の責任でやらせていただくことになっております。

噴水でございますが、当面一定の期間、駅前が整備されるまでということであれば、砲金製でかなり高価なものでございます。そのときになって役に立たないということでは申しわけございませんので、技術的なアドバイスもいただき、当面の維持管理に支障のないように、使えるときはすぐ使える状態にするよう心がけてまいるよう措置いたします。

それから、電気の問題でございますが、水銀灯につきましては、腐蝕している部分は地下埋も長うございますので、正味申し上げまして、これをすべてやりかえるとなると膨大な経費を要するということでございます。現在までのところ、過去の経過の中で4つだけということで確保しておったというのが、私の調べた経過でございます。

なお、商店街の理事長さんもお見えでございますので話し合いさせていただき、最低必要な措置はとらせていただきたいと存じております。

以上でございます。

○ 5番(仁井明君) 水銀灯の件ですが、いまの4本ではとっても府中駅前は暗い。それで、全部で14本ありますが、せめて半分ぐらいはつけてやらんと、やはり年末も迫っておりますし、トラブルもたくさんございます。和泉市には暴走族の2、3百台はいると聞いております。12時過ぎれば、タクシーもおらない。人通りも少ないので、あそこで暴走族が競走をやってるということ、事実、私も見ておりますので、もう少し商店街を明るくしていただきたい。

13号線の角っこに1本立っております。この前市長さんにも、府中でもかなり交通事故も発生しておりますし、あそこは大阪から来ると右折禁止でございます。あの信号の明かりだけでは標識も小さく見えにくい場合もございます。だから、あそここの13号線の角っここの水銀灯は必ずつけてやっていただきたい。駅前に入るのには、こちらから行けば玄関口でもございます。その点も重ねてつけるという返事を私はいただきたいのでございます。このままほっとくと、市民が市に対して不満がつのるばかりでございます。この点もひとつ検討していただきたい。先ほどの電気代の件ですが、この4月まで市が払っておったと聞いてるんですが、9月以降現在までの1万円何がしというのが、商店街事務局の方に「お前どこが払え」と関電の請求書を持っていった。電話で言うたんか、そこの点は確認しておりませんが、関電の方も、どっちからも金くれへんかったら今月いっぱい電気切れますよ。関電はここまで言いますよ。9月か10月、8ヶ月か知りませんが、1万円そこそこの電気代を払ってくれへんかったら、府中駅前の水銀灯は切れますよ。商店街の方に警告がきているわけです。市のどなたが担当してるんか知りませんが、商店街とのそういうやりとりはございましたでしょう、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 参与(林徳次君) いま、具体的に1万幾らの分が払われていない、電気をとめられるかもわからないということですが、ちょっと私、承知いたしておりませんので、一定の時期ごとにまとめて9月でしたか、お支払いしてきたということはございます。電気代については一定の措置もしてございますが、そういった実態があるということでしたら至急に精査いたします。市の施設に関する維持管理の電気代でございますので、当然、私どもの負担で払うべきものであろうと思います。

○ 5番(仁井明君) 市長さんにお願いいたしますが、理事長は、「再三、市長さんにお願いしたんや、一体どないなってるんや、仁井君。電気代の1万円余、商店街はよう払わんので市が払ってくれと市長さんにお願いしたんや」と理事長の口から私も聞いてまいりました。たった日灯の電気代、はっきり知りませんが、月に5000円とか5000円少しとか聞いております。それくらいの電気代で市と駅前商店街がトラブルがあるということは、私もどうもおかしいと思うんです。駅前商店街も「全部つけてくれたら、半分払えと言ったら払います」と言う。まともに水銀灯もついていないのに、「これは私どもが立てて市に寄付したもんや。後の管理の電気代

ぐらいは市がもって当然やないか」ということで、向こうは向こうで感情的な問題になってるわけです。「商店街は困らへん。電気切るんやったら切って下さい」というところまで言うてますよ。まともに切られたら商店街は困りますから、商店街の事務局で払ったんか、そこらの点は聞いてませんが、私の聞いた範囲では、今月いっぱい電気は切られますよ。「ひとつ市の方に無理言うて1万円何がしかの電気代を払うてもううてくれ」と私に言うておりました。市長にもしょっちゅうお願ひしてて何の返事もないとのことです。市長さんも、和泉市の表玄関でもございますのでこれには十分力を入れてやっていただきたい。こう要望しておきます。

時計の件、ついでで悪いんですが、役所の前の時計かて40分か50分おくれてまっせ。役所に毎日お客様もたくさん来る。あれは電気時計だと思いますので、きっちり時間を合わせてほしい。そこからのぞいてくれてもわかりますが、40分ぐらいおくれていると思いますので、その点も要望しておきます。

後は何ばやりとりしてもしょうがありません。理事者の方から「やります」という返事をほしいのですが、18号線のところはぜひつけてやってください。後の件については、あんたとこはあんたとこの検討もしなければいかんと思います。14本全部つけていただいたら結構ですが、事故も起こっておりますので、18号線の角っここの水銀灯だけは早急につけてやってください。ひとつ努力してください。

○議長（横田憲治郎君）次の答弁。

○参与（林徳次君）続きまして、小田池公園の問題についての御質問にお答えいたします。

小田池につきましては御存知のように、公園としての計画決定等をすでにいたしております。現在、ほぼ当面の埋め立てについては、計画高近くまでまいっております。計画高までまいりましら完了するわけでございます。たまたま、現課の基本的な考え方といたしましては、公園全体が約1・5ヘクタールでございますが、泉南線から入って参った東寄りの方にソフトボールの可能な程度のグラウンド1面、それから中央に休憩施設の緑地ゾーン、それから西寄りに児童遊園的な遊具等を中心に配置したゾーンということで立案をいたしております。

これはただ将来計画でございまして、当面、計画高まで埋め立てが終わりましたら、来年度に向けて現在検討中ですが、ただいま御説明申し上げました西寄りの方の約3000平米についてそのままでソフトボールが可能な面積にはちょっと狭いようではございますが、周辺住民の方々に御利用いただきたいということで考えております。

ただ、この管理の便利な道路から入った広い部分が可能ならいいわけですが、ここは水路が2・8本通っております、将来造成に向けては、この水路の築造等が計画的に遂次補助を受けてやる必要がございまして、これらを完全に供用開始してしまうと寸断されてしましますので、残念

ながら、西側の3000平米についてのみ、来年度途中から一定の予算措置等が必要でございますが、現課では検討しておるといったところでございます。

以上が当面の考え方と将来計画の概要でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 5番（仁井明君） 現在、不燃物をほかしているが、あれはほとんど満杯になってるんやなからうか。私は昨日も現地へ行って見てまいりましたが、この小田池公園グラウンドをやるためにも、やはりこの不燃物をあそこに捨てておれば、いつまでたってもできないわけです。だから、次の不燃物のほかす場所を設置しておるのかどうか、それからひとつ聞いていきたいと思いますので、産衛部長の方からお答えいただきたい。

○ 産業衛生部長（内田繁君） いわゆる小田池の処理地はもうほとんど満杯ではなかろうか、後にどこか物色中か、とのお尋ねでございます。幸いにも、これは古いため池でございますが、そこへ埋め立てしていただきたいということで申し入れもございまして、現在、そのため池に対して、いろいろと調査検討を加えているところでございます。早急にそれらのものを調査した上で、できるだけ早く小田池の埋め立てを完了したい、かように思っております。

○ 5番（仁井明君） 小田池を早く完了したいということですが、私が質問してるのは、不燃物をいつまでもあそこに持つていってると公園ができないわけです。産衛の方から「もうほかしません。完了しました」と計画課の方に聞いていただいたら、計画課の方では、公園グラウンドとして仕事を進めていくと思うんです。もうしばらくで満杯、あと3日ほかしたら入れない。今度から8段目にいこうかという話もありますが、そうなると、土を入れたところで紙を張つてるような状態だということです。だから、いまのままでとめていただき、400万か500万要るのか知りませんが、そこに土を入れていただき整備していただきたい。ものすごく小田町の市民が期待待してるので。1日も早く公園グラウンドにしていただきたいということで、これは2年越しぐらいに言うております。やはりいいかげんに不燃物を捨てるのを中止していただき、次の新しい捨てる場所を考えていただき、小田池公園にひとつ力を入れてやってもらわんと前へ進まんわけです。

ほかにグラウンドをつくっていただければ結構ですよ。何も私は小田池だけにこだわりません。野谷池もございますが、このことについても聞きたいが、市民グラウンド1カ所では何もできません。和泉市民は、大阪府下あるいは阪南へ出て行つても、決してそんなべつたの方の成績と違いますよ。野球・陸上あるいは駅伝マラソンにしても、大阪府下ではかなりの成績をあげております。阪南では恐らくトップクラスでしょう。大阪府下でも5指に入りますよ。だから、市民のスポーツの振興、余暇の場を与えることについて、市の理事者の方々も、もう少しスポーツの振興ということに力を入れてやっていただきたい。

私はずっと市長さんのあいさつを聞いてるわけですよ。若い市長さんやからということで、スポーツマンは非常に期待します。12万の市民を抱えて、たった1つのグラウンドでどんなスポーツをやれますか。泉大津や高石なんか、和泉市の半分の人口でも5カ所、6カ所とスポーツをやる広場、グラウンドはありますよ。和泉市が12万市民を抱えてたった1カ所の市民グラウンドでね、ほとんど年中、軟式野球に取られております。ほんまに市長さん、これだけ市民が対外試合に行ってもええ成績をあげてるんです。市長さんの部屋にもたくさん飾ってあるでしょう。若い市長ということで大きく期待してるんですよ。

いま、スポーツをやる人は青年、壮年を問わず、60、65、6の人々でも、体力、健康づくりのために一生懸命やっています。冬であろうと夏であろうと、グラウンド探しに朝5時ごろから走り回ってます。信太山へ行くと並んでますよ。各学校は取り合いで。私らもスポーツをやろうかと行っても、めったにあいてませんよ。どこでも朝から晩まで使っております。やはり12万市民が、市長に何とか1つでも2つでもグラウンドをつくっていただくんやということで期待を持ってます。

ところが、小田池公園すら、現状ではなかなかつくれない。何とかシーズンオフの間にやっていただきたい。和泉市には3万、4万のスポーツ人口があります。そういう方々の余暇の広場を何とかつくれていただきたい。そうせんことには、各校区で非常にグラウンド探しに悩んでおります。山手へ行けば行くほどです。この小田池公園グラウンドを1日も早く完成していただきなければ、市民は非常に期待してるんですよ。私、夕べちょっと会議があったのですが、そこで突き上げを食らったんです。何とか春までにたとい土だけでも入れて整地していただきたい。小田町の市民は大変念願しております。5年計画の補助金は一体いつごろ下りてくるのか、ちょっと聞きたい。

○ 参与（林徳次君） 先ほど暫定措置として、当面、来年度に一定の面積を対象にして整地をさせていただき、ミニ球場的な供用を開始したいと申し上げております。これはあくまでも暫定措置でございまして、最後に御質問ございました公園に対する築造費ということでは、最初に御説明いたしました東側に球場、真中に緑地ゾーン、西側に児童広場等の計画でございまして、現在のところ、補助等のめどはまだ立っておりません。と申し上げますのは、この用地全部は御承知のとおり、まだ公社取得の現況でございまして、用地の買い戻しから手をつけるわけでございます。したがって施設面までのめどはまだ立たないわけでございます。

以上のような経過でございますので、埋め立てが計画高まででき上がれば、良質な赤土で上層部を覆いまして、たとい3分の1でもそういった地域の方々に開放したいという計画を御説明申し上げたわけでございます。

○ 5番(仁井明君) 計画は実現してもらわなければ市民は喜ばないわけでございます。1日も早く不燃物の捨てるのも中止していただき、最善の努力をしていただきたい。

最後に、私、教育委員会の方に、スポーツの振興についてどのように考えておるのかということを1点、お聞きしたいと思います。

和泉市も対外試合では相当よい成績をあげております。今後の和泉市のスポーツの振興のためには、グラウンドや陸上競技場もない現状ですが、教育委員会はどのようなお考えを持っているのか、ちょっと聞きたいと思います。

○ 教育次長(広岡史郎君) お答え申し上げます。

本市の青少年を中心としたスポーツに親しむ方々はたくさんおられまして、議員さんからも御紹介がありましたように、府大会、阪南大会では優勝、準優勝とかなりの成績をあげておられます。青少年のスポーツの振興ということは、指導員とそれに親しまれる。各種目に参加される選手が心技一体、技術の向上に加えてみずから体力の向上に邁進しなければならないと考えます。

御指摘のとおり、12万市民にグラウンド施設が1カ所しかないということはお説のとおり、非常に貧弱でございます。現状、これらを克服するために、中学校なり小学校のグラウンドを開放して手当をしておりますけれども、大会の開会式を行ってすぐ分割の会場に行くという事情も来しております。それらを踏まえて、小田池公園に大変期待をかけております。教育委員会としては、小田池の設置事業主体である建設部に期待、依存をかけている中で今後、いろいろと関係部局と協議、このグラウンド仮設の方にも邁進しなければならないという責務を感じておる次第でございます。

○ 5番(仁井明君) ちょっと細部について聞きたいが、小田池もさることながら、山手の方にもどうしても1カ所、グラウンドを設置してもらわなければ、山手の方々も非常にグラウンド探しに苦しんでおるという状態でございます。光明台のそばにある野谷池、これは一体どういう計画を持って何年ごろ、陸上競技場あるいはグラウンド、テニスコート、その他のめどがあるのであればお聞かせいただきたいと思います。

○ 参与(林徳次君) 光明台の野谷池につきましては、この池だけではなく、光明池の周辺をめぐる緑地ゾーンも含めての公園としての計画決定させていただいております。昭和45年だと思います。全体が1・8ヘクタール、その南の端に野谷池の中心部がございます。これは非常に大きな公園でございまして、現在、いろいろ事業の振興について話を進めてまいりましたが、ごく一部ではございますが、本年度から園路、植樹、休憩施設といった小規模なものだけが対象になり、約800万円の整備ができるようになりました。これが初めてでございます。

場所は、たまたま野谷池のところではございませんが、ちょっと北に行った光明池の1番奥の

しっぽ、入り組んでるところ、あののり地の部分でございます。当面決まったのはそれだけで、18ヘクタール全事業計画の年次割り等が国で取り上げられてるといったものではございませんが、構想としては、野谷池には400メートル程度の陸上競技場のトラックを中心に、あと面積がございますので、テニスコートを併設したいというものです。

- 5番（仁井明君） 完成のめどですが、これは長期にかかりますか。
- 参与（林徳次君） いまも申し上げましたように、もう1つ問題がございますのは野谷池の場合池でございまして、約9万立米程度の埋め立ての土が要ると聞いております。これはニュータウン光明台の整地の土をいただき、埋め立てするということでございます。

9万立米という膨大な土を入れると、底のヘドロが沈下して、最低40センチぐらい沈みますので、1年余様子を見ませんとかたまってしまわないといったことがございますので、いま明確に何年度かということは申し上げられないわけでございます。また、補助のペースも未確定な要素がございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

- 5番（仁井明君） 最後に、市長さんに要望しておきます。

やはり12万市民がグラウンドがないために非常に苦労しております。若い市長さんに大きな期待を持っておりますので、早急にグラウンドをつくっていただきたいというのが市民の念願でございます。近い将来、小田池公園グラウンドとともに、山手あるいは南北松尾あたりにも球場をつくっていただくよう最大の努力を要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。



- 議長（横田憲治郎君） 次に、2番・天堀博君。
- 2番（天堀博君） 一般質問をさせていただきます。私は共産党議員団を代表して、特に財政問題を中心に質問させていただきます。

和泉市は現在の経済危機の中、地場産業の衰退が非常に激しい状態であります。また、そこで働く労働者が減少し、その一方、他市で働く労働者が急速に増加するという状況、そういうもとで行政需要の増加など、地域住民の生活を守る役割がますます大きく、また、きわめて重要なになってきておるわけでございます。この重要な役割を担うべき和泉市の財政が、いま、きわめて危険な段階に足を踏み込んできていることは、すでに御承知のとおりであります。

4年越しあるいは5年越しといわれる構造不況で、全国の地方自治体は、苦しい財政運営を余儀なくされております。わが和泉市財政も、昭和47年以降、連続して赤字を生み出しております。とりわけ、昭和50年以降の収支均衡は完全に崩れておりまして、まさに再建指定の瀬戸際に立たされている状態でございます。

同時に、こうした市財政の立て直しは、他市の状況と比較してもきわめて困難な問題をはらんでおるわけであります。財政悪化の原因はいろいろあると思いますが、たとえば市税収入の割合が低下、あるいは国の非常に低い補助による超過負担の増加、そして、経常支出が収入を上回ってきていること等々であります。

そのような中で、開発都市化に伴う行政需要、さらには、同和対策事業等による中の経費の支出がかさんで、それらを中心として、借金政策によってしのいでまいりました。それを示すものとして地方債の増大ぶりが挙げられ、これは他市に類を見ない異常な数値を示しておるわけであります。たとえば、昭和51年度末の資料で起債残高と標準財政規模を比較して見ますと、次のような状況であります。

お隣の岸和田市は、標準財政規模86億2100万円に対して、そのときの起債残高が109億円、これは1・264倍という割合であります。さらに、非常に財政的に苦しいといわれておる泉佐野市でございますが、標準財政規模43億3900万円に対して、そのときの起債残高が103億4500万円、これは先ほどのような比率で見ますと、2・384倍であります。ところが和泉市の場合は、51年度末標準財政規模が58億円に対して、当時の起債現在高が187億8000万円ということで、3・192倍という大きな数値を示しております。

しかし、このように借金の運用でしのいできました和泉市の財政も、今日、ここに至りまして、どうしても身動きできない段階に入っていると言っても過言ではないかと思います。借金というのは返さねばなりません。当然のことであります。しかも、利息がついてきます。今までにも公債費についてはたびたび質問もし、指摘もしてまいりましたが、たとえば今年度当初で見ますと、22億円が公債費であります。そのうち元金返済が約5億9000万円、利息が16億円となっておる次第でございます。しかも、それに充てる財源の97%が一般財源であります。まさに市税収入の約半分、地方交付税の3分の2以上に匹敵するところまできております。

こういう状況では、先ほどの質問もありましたが、市民が切望しているグラウンド、その他市民の切実な要望の実現は不可能な状態にきているのは当然であります。借金は、主に義務教育施設や同和対策により生まれたものでありますけれども、義務教育施設の中でも、特に富秋中学校などのデラックスな同和校の用地買収や建設に充てられている額が大きな割合を占めております。

このように借金の多くは、同和関係となっております。しかも、10条指定分はごくわずかであることも、今まで何度かの質問でも明らかであります。私どもは過去、何度も質問してきました。市長、あなたはその都度、同特法があるとか、10条指定の拡大を国に働きかけている。全国の同和部会の会長として先頭に立って動いてるんだという、口先だけのごまかしを行ってま

いりました。いや、すでにそれも色あせたものになってるじゃないかと言っても過言ではないと思います。

市長、あなたは、同和対策事業は、わずかな市費の持ち出しで大きな事業ができると言ってまいりました。そういうことを市民に宣伝もし、また、進めてまいったわけでございます。しかし、以上のように、そうでないことが明らかにいま、財政再建の方向は、そのような実態を市民や職員に公に知らせることが必要ではないでしょうか。また、国の補助のきわめて少い分を、府に無理を言って肩がわりさせ、残りを借金をするということで、その返済のほとんどを一般財源で賄っている実態を市長、あなたのその口で明言すべきではないでしょうか。

さらに私どもは、市財政の再建を目指し、その基本として、部落解放同盟和泉支部に実質的な執行権をゆだねてきた状態を改め、同和行政が市の主体性を堅持し、公正、民主的に進められなければなりませんし、また各施設も、国民的融合の観点でも一般質問との格差は正や段階的対策に重点を置いて、地区の全住民や市民が合意と納得のいくものに改めていく必要があると考えるわけであります。

ところが、現状はそうではありません。以上の実態を踏まえて具体的な質問に移りますが、市民本位の財政を確立して、昭和54年度の予算編成に当たっていただきたいと考えるわけであります。

そこで、まず第1点であります。財務部長にお伺いいたします。52年度決算が提出されました。改めてお伺いをいたします。52年度末の起債残高が幾らになり、その内訳として、一般関係の起債の残高と、同和関連の起債の残高を区分をしていただきたいと思います。

また、元利償還金であります。それの総額。それも同様に一般関係と同和関連の区分をしてお示しを願いたいと思います。

さらに、文利償還金の中で、いわゆる10条指定分が幾ら含まれているかということも明らかにしていただきたいと思います。

それから、公債費比率であります。公債費比率と経常収支比率、さらに累積の赤字額、それと、再建団体転落の52年度末でのラインはどの程度であるのかということもお示しを願いたいと思います。

また、昭和53年度の現時点での見込みとして起債がどのくらいになるのか、また、その内訳として的一般関係分と同和関連を区分してお答えを願いたいと思います。

それと公債費比率、累積赤字の見込み、さらに、再建団体転落の53年度の限度額が幾らになるのかということもお答えを願いたいと思います。

次に、これは市長にお尋ねをいたします。言うまでもなく、危機に陥った市財政でございます

けれども、まず、このような事態になぜなったのかということ、どうすればいいと考えておられるのか、その方策をお聞かせ願いたいと思います。これは時間的な制約もございますので、ひとつ簡潔にお答えを願いたいと思います。

以上であります。数字的なものは確めれば済むことです。しかし、基本姿勢につきましては、お答えのいかんによっては再質問させていただきます。

なお、時間的にお昼にかかり、また午後からということになってまいります。やたら質問を延ばすつもりはございませんが、基本的に非常に重要な問題でございますので、議長にその点の配慮をよろしくお願ひいたします。通告要旨の説明を終わらせていただきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

天堀議員さんの第1点目の昭和52年度決算に基づいての諸数値につきまして、まず初めに昭和52年度末の起債残高につきましては、210億6000万円でございます。そのうちの同和と一般施策に分類せよということでございますが、この分類につきましては、過去、いろいろ議論の分かれるところでございます。財政当局で財源獲の面からの分析によりますと、同和については123億1900万円、一般施策と申しますか、そういった面での起債残高が87億4000万円、これはすべての施設等も含めて、ということでございます。

それから、元利償還の総額でございますが、52年度の場合、決算書に載っております借換債の元金相当分を除きまして、実質元利償還ということで、政府、その他金融機関に償還いたしましたのが、総額16億2955万2000円ということでございます。その中でいわゆる同和対策分につきましては7億9600万円、それ以外の一般につきましては8億3200万円ということでございます。

それから、元利償還の中での措置法の10条指定分でございますが、52年度は4840万円出ております。

それから、経常収支の比率でございますが、52年度が111・2%。52年度の赤字額というお尋ねでございますが、これも決算書の場合、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支の表等が出ておりますが、一般会計の実質収支の赤字が12億938万9000円と相なった次第でございまして、この上に土地区画整理事業の累積赤字を加えて12億2000万円の赤字ということを過去、申し上げたいきさつがございます。一般会計の赤字は、12億938万9000円でございます。

それから、再建団体の制限が標準財政規模の20%の額、13億1800万円でございます。52年度の場合、それ以上の赤字が生ずれば、再建団体の指定を受けなければならないというこ

とでございまして、その若干の範囲内ということで決算を行ったという次第でございます。

それから、52年度末の公債費比率は、地方債の制限等の問題がありますが、52年度当該年度を含め過去3カ年の平均で17・1%でございます。

それから、53年度のこういった数値について現時点での見込みを申し上げますと、まず、起債の残高見込みですが、例年、事業繰り越し等が若干出てまいるわけでございますが、現時点では、本年度予算議決いただきました事業等についてはすべて消化するという立場に立って、起債ももすべて議決いただいた限度額いっぱいの借り入れを行った場合、本年度末では、228億円程度に上る見込みでございます。そのうちいわゆる同和関係の起債残高が約130億円、一般が96億円程度と試算いたしております。

それから、元利償還金でございますが、これはいろいろ金利等の問題がございますが、現時点で試算して約19億必要、そのうち同和が9億8000万円、一般が9億2000万円という見込みでございます。

それから、53年の公債費比率の見込みですが、19%を超える比率になるわけでございます。

それから、累積赤字見込みでございますが、これも現時点でこのまま漫然と財政運営を行った場合、約21億程度の赤字に達するということで、現在、いろいろそういった財源獲得、その他について努力したい所得でございます。

それから、限度額ですが、標準財政規模の20%、すなわち財政再建団体の制限は、14億7800万円でございます。

それから、経常収支比率の見込みにつきましては、109・2%ということでございます。

お尋ねの諸数値につきましては、以上でございます。

○ 議長（横田憲治郎君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。

いま、財務部長からなる御説明させていただいたわけでございますが、非常に危機に直面しているのが本市の実態でございます。何とかしてこうした現況の上に立って、自立再建で御協力をいただきつつ財政を立て直してまいりたい、こういうように決意をいたしております。そのためにはいま申し上げた漫然とした財政運営でなく、あらゆる手段を講じて議会の御協力をいただきつつ、53年度の再建団体転落回避に向けて、特交の大幅な獲得あるいは振興補助金の問題、起債の借りかえ等、いろんな点について鋭意努力を重ねさせていただいているところでございます。何とかして再建団体転落を回避するとともに、54年度以降あらゆる点の見直し精査を図りつつ、抜本的な財政再建に御協力を賜りたい、かように存じます。現在、すべての施策、諸制度について精査を重ねているわけでございまして、今後とも議会皆様方の何かと御協力を賜りますようお

願い申し上げますとともに、自主再建の決意を持ってこの難局に対処、自治権の喪失しないよう
自主的な再建を通じてこの異常な財政の現状に対処してまいりたい決意でございますので、今後
ともよろしく御指導、御協力のほどをお願い申し上げる次第でございます。

- 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。天堀議員の一般質問は途中であろうと判断いたし
ます。時間の都合上、お昼前でございますので、昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。
す。

（午前11時44分休憩）

（午後1時42分再開）

- 義長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の天堀議員の一般質問を続行いたします。

- 2番（天堀博君） 私の質問に基づいて一応登弁を願ったわけでございますけれども、再度質
問させていただきます。

まず、現在の53年度の赤字の累積見込み額が大変な額、21億円になるということですが、
これは漫然とした財政運営ではなく、今後、特交、その他の面で努力して救いがあるという答弁
があったわけですが、大体どのくらいの額が救われるのか、21億円がどの程度までよければな
るのか悪ければどの程度か、できれば教えていただきたい。

さらに、同和関係の10条指定の分ですが、52年度では、4840万というわずかな額なん
です。これは今まで市長がいろいろ言わされてきましたが、現実的には、このぐらいしか入って
いない。今後、53年度あるいはそれ以後、どの程度可能性があるのか。今まで市長の答弁を
聞いておりますので、端的に可能性があるのかどうかという点にしぼって、まず、第1目として
お聞きしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 再度のお尋ねでございますので、お答え申し上げたいと存じます。

午前中の天堀議員さんの御質問にお答え申し上げました点は、このまま推移すれば大きな赤字
になる再建団体に転落してしまうということでございます。いま、年度末に向けてあらゆる努力
を傾注しているところでございます。節約すべきは節約する。あるいは国、府に対して要望して
まいっております特交あるいは振興補助金など、各船にわたって努力を展開中でございます。何
とか赤字額を縮めることによって再建団体転落を回避してまいりたいという非常な決意で臨んで

いるわけでございます。

御指摘の10条指定分につきましては、前々から申し上げておりますように、国の制度でございますので、これを改善すべく私自身、和泉市の公債費比率を何とかしなければならんという存念を胸に秘めながらも、一市長として国と渡り合っても、なかなか制度の改善はできるものではございませんので、全国市長会ともどもにがんばってまいってる次第でございます。

御案内のとおり、同促法の3年延長のときに、そうした諸点について国会の各党それぞれの御理解をいただき、3つの付帯決議が衆参両院でなされております。その1つは、この法の改善すべき点、実態調査等を踏まえて即時期限内にやるようということ。2つ目は、同和対象地区を抱え、同和事業を促進している各市の地方自治体の財政の負担軽減を図ること。3つ目は、啓蒙活動でございますが、こうした付帯決議がなされ、これを受けたわれわれ市長会あるいは知事会、町村委会が挙げていま、この付帯決議の実現に向け政府に迫っているのが現状でございます。

こうした制度の改善を伴うことだけに大きな問題でございますので、なかなか一朝一夕にやりにくい点がございまして、その意味合いから、昭和58年度についても、10条については6000万台という見込みしか現状、立っておりません。

しかしながら、今後とも同和関連起債に対する国の特別な助成という、10条の拡大や制度の改善が短時日のうちになされない見通しであるならば、本市のこうした財政実態についてどのような援助をしていただけるのか、いま、国、府に向けて強く交渉している途上でございます。この辺につきましては、微力ではございますが、一生懸命取り組んでまいりました私の姿勢、それから先般の国会議決を受け、それでは和泉市をどう助けていただけるんだということの具体策について現在、国、府に向けて交渉に入りつつあるのでございます。

なお、御案内のとおり、10条の拡大は担当大臣の認可を受けたものだけがかわりますので、そのうちの担当大臣の指定を抜いて、同和関連起債について10条を適用せよというのが私たちの要望でございます。それらを含め、地方自治体の財政負担軽減ということでの要望付帯決議が先般のも会でなされております。それを受けていま、国に折衝に入っております、具体的に和泉市をどうしてくれるのかということについても交渉を継続し、申し入れております。

なお、今後の元利償還に伴う問題については、その救済措置ということで国、府に交渉している途上であるということで、なお今後とも努力してまいりたい、このように存じておりますので、御質疑いただきたいと思います。

- 2番(天堀博君) どれくらい年度末までに救えるかというやつは出まへんか、財務部長でも助役でも結構です。
- 助役(坂口禪之助君) 私からお答えいたします。

先ほど市長も答弁をいたしておりますように、臨時的な収入、いわゆる特交とか振興補助金について、いろんな角度からその増額方も陳情し、お願いをいたしておる最中でございます。したがって、今日の時点で幾らという数字はつかみにくうございます。しかし、見通しといたしまして、最大の努力を払うとしても、58年度収支のバランスをとれるところまでにはちょっと到達しがたいんじゃないか。どうしても58年度単年度赤字がさらに累積するんじゃないかという見通しを持っておるわけなんです。今後、さらに最善の努力をいたしまして、できるだけ単年度の赤字幅を縮小していきたい。このように努力を重ねていきたいと思います。

- 2番（天堀博君） 非常に奥歯にものはさまたったような答えですが、いまの助役の答弁では、52年度末で実質12億900万円ですか、約12億円。今後努力してもらっても、単年度バランスするところまではいかん。ちょっとぐらい単年度赤字、1億出たら13億、2億で14億。そうすると、赤字再建団体転落の限度額が14億7300万円ですから、これではそういうことにならないということですか。現在、21億の赤字ですから、約7億近く救えるという計算をされてるわけですか。いろいろ特交の増額とか要望を出してることですが、やはり出たらめによけいくれ、くれと言うんじゃなく基礎があると思う。それをはっきりしてもらわんと、一体どのように救うていくのか。

- 助役（坂口禮之助君） 特別交付税等についても、交付資料等をいろんな角度から普通交付税で救済できない事情等のある内容につきまして十分盛り込んでお願いしておりますけれども、私たちの命望している額になるかどうか、非常に特別交付税につきましては、政治的な要素もございますのは御承知のとおりです。われわれは、算定できる範囲のものすべてを網羅してお願いしている現状でございます。

昨年の2億8000万円にどのぐらい上積みできるか、最終的には2月でございます。特交の中でも一応、ある程度ルールによって計算できるものは12月に確定してまいります。この分は、昨年よりもかなり大幅に増額されるだろうという見込みを持っておりますが、問題は、最終2月の決定に大きな比重がかかると存じております。何とか昨年に倍するような全額を獲得したいということで、いま、あらゆる角度で努力しておりますが、これはあくまでも最終段階になってまらないと、ちょっと全額的には申し上げにくうございます。最終2億ぐらいの赤字にとどまって、再建ラインの範囲内におさまるかどうか、ちょっと的確な見通しは持っておりません。懸命に努力させていただきたいと思います。

- 2番（天堀博君） 私も議員になってまる3年、確かに来年2月に決定する。それから、いろいろと政府の補助金、その他も年度末ぎりぎりの8月31日ですか、ばたばたと決まるという性格のものもあります。だから、最終的には出納閉鎖の5月末にならんとはっきりしないという側

でも財政状況は、なかなかいいわけではありませんが、お手の支度をすれば、まだまあ我慢できる面も持つことはよくわかります。

しかし、すでに今年度も約9ヶ月を経過しているわけです。しかもその間、いろいろ資料もそろえて出していただいてると思うが、非常に苦しい答弁やったと思います。しかし、私が申し上げましたように、いまの財政状況は非常事態に陥っている。それは財務部長の答弁の数字でも明らかです。そういう時点に立てば、もっと真剣に考えて、議会の方にも、実はこういう努力してもこれぐらいしか出ません。あかなんだうこれぐらいにしかならない、その場合はこうします、という理事者の姿勢がないと私は思う。それが何か「できるだけ努力するが、2月にならんとわからりません」というのでは、ちょっと私も引き下がりにくいわけです。後でこの点についてはもう少し深めたいと思いますが、いずれにしても、再建団体転落ラインの14億7000万円をオーバーすることは確かやろうと見てるわけです。

そこで、大変な財政状況ということは、市長も指摘のとおり、とおっしゃいましたが、ただ漠然と「えらいことになりました、再建団体転落を回避するために努力します」ということだけではなく、なぜそうなってきたのかという過去の状況をよく分析しなければならないと思います。

理事者各位におかれでは、恐らく分析されてるだろうと思いますが、交通事故でもそうでしょう、単に車が当たったということで事故の処理をしていいわけではない。居眠り運転か、スピード違反か、わき見運転か、それらについて原因を調べるのと同じです。その上に立って今後の方向を決めていかないかんわけです。

それがないわけです。市長は係長級以上集めて、市民会館かどこかで仕事が終わってから、54年度予算要求の作成について説明会みたいなことをやったんでしょう。僕は直接参加してないからわかりませんが、いろいろまた聞きすると、とにかく新規事業や補助金のつかんやつはやめてくれ、それから節約してくれ、仕末してくれ、の一点張り、職員にこうしてくれ、とは言うが、今までの経過の上に立って、私はこういうことで今まできたが、これからはこうやります。

という姿勢がない。先ほどの答弁でも、「何とか現状の上に立って自主再建に努力したい」とか、「漫然とした財政運営でなくやっていきたい」、「54年度以降、あらゆる点を見直して現在、精査を重ねている」とか、自主再建の決意を言われてるが、中身がない。あらゆる点を見直すと言っていますが、過去の問題を中心になぜこうなってきたかを明らかにする中で見直しをやらないかん。そのために財務部長からも数字を出してもらったわけです。

特に私どもが先ほど指摘したように、同和関連で非常に大きな負担を受けてる。これは事実ですから、いや、そうではない、とは恐らく言えないと思います。特にいま償還時にかかるておりまして、数字でも明らかです。52年度、53年度の公債費の比率を見ると、一般施策と同和関連では、起債の残高の伸び率では大体同じようですが、元利償還の比率では、同和関連の

伸び率が非常に少い。その点で過去の原因、なぜそうなつたかをひとつここで市長の口からはつきりお伺いし、そして今後の予算編成、その他について見通していくんだという決意のほどを聞かせてもらわんと、漠然とした、再建団体の転落は免れたい。10条指定し強くお願ひしている付帯決議もされた、ということだけではすまんと思う。その辺をひとつはつきりと答弁を願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 再度のお尋ねでございます。先ほどから申し上げておりますように、懸命の努力を払つて再建団体転落を回避し、自主再建でまいりたい。この決意でございます。

具体的な方策についてのお尋ねであろうと存じますけれども、現在、理事者間において鋭意分析と分後の対応の仕方をいろいろ協議をしてございまして、54年度を抜本的な財政再建の第一歩にしてまいりたい。もちろん、過去を振り返りつつ現状分析の上に立つて、のつべきならぬ財政の中でどう対応していくか、いま、分析中でございます。

御案内のとおり、新しく生まれた和泉市としてこの23年間、懸命に走ってきたのは事実でございます。そうした中で、人口の社会増に伴う各種の要望にこたえるため、懸命の努力を重ねております。また、特別措置法の中、全国有数の同和対象地区を抱える本市の体質もございます。重点施策として取り組んでまいりたということの要因もございます。

こうした諸点すべてが現状の上に立つて分析し、これから財政再建がいかにあるべきかということをいま、対応策を検討している最中でございます。こうした諸般につきまして、議会の御協力もいただきつつ、ぜひ自主再建でやらせていただきたいということで議長さんにもお願ひ申し上げ、財政対策委員会の御設置と相まち、理事者としても諮問を申し上げ、抜本的な財政再建対策を講じ、54年度を初年度として抜本的な対策を立て、54年度の予算編成あるいは今後に向けて努力を重ねてまいりたい所存でございます。きょうの一般質問の端的なお尋ねでございますが、現在、それらについて精査し、検討を重ねてまいりつての実情でございます。今後ともひとつよろしく御理解、御協力のほどをお願い申し上げます。

○ 2番（天堀 博君） いろいろ現状分析してこういうものもあるうと言われてますが、そんなものは、とうの昔に終わつてるんと違いますか。この市職労が何か執行委員会にかけるという資料、たまたま行き合せのでもらつてきたんですが、一時金闘争の交渉の中でいろんなことが出てます。資料の収集、分析、加工はすでに終わつているということです。恐らく終わつているはずです、いまでも学識経験者とかがやつてましたからね。その辺では、どこに問題があるかはつきりしてるんです。市長はしていないのか知りませんが、恐らくほかの幹部の皆さんにはつきりされてると思う。その辺で、いまこそ決断しなければいかんときではないか。

あなたは就任後3年、私もちようどあなたと同じときに議員になって3年たつたわけです。

3年連続公共料金の値上げをして市民に負担をかけてきた。市の職員、管理職の方には、30%の管理職手当の削減をやつている。3カ月の昇給延伸とか、この間、いろいろ職員を犠牲にするようなこと、ことしの年末一時金でもそうですが、やつてきたわけです。

それで市の財政が好転したかどうか、一向に好転しない。部分的に人件費とか削減されてるかもわかりませんが、全体的には、そんなことぐらいで、とてもじやないが追いつかんようなことがどんどん水漏れしてるわけです。その状況を改めない限りは、どうしようもない時点に立ち至っているのに、未だにそんなことを言つてたら、和泉市の将来はないのんと違いますか。あなたはこの冠頭でのあいさつで「すばらしい歴史と洋々たる未来に誇りを持ち、明るく豊かなうるおいのあるまちに育つことをめざします」と言つてますが、こうはなりませんよ。

それこそ、ほんまに和泉市はつぶれてしまう状況にきてる。再建団体転落を回避しようとしても、乱開発とか、市民に負担をかける、職員を犠牲にする方法しかない。あなたのいまやつてることではね。これではどうしようもないところまでいつてるわけです。

これをさらに引用すると、「和泉のながれ」というところで「和泉市は、昭和31年9月1日和泉町ほか6カ村が合併し、人口5万人余でスタートし、昭和35年8月1日に八坂町、信太村を編入合併、ことし育ちざかりの満22歳を迎え、いまや人口12万都市にまで伸長しました」と書いてあります。

和泉市のことのみかんは、育ち盛りにきて水がなく、ボコボコのみかんができました。育ち盛りの22歳のときに、和泉市の財政状況がこんなことではどないするんですか。いまこそ根本的に考え方直さないかんとたびたび指摘もしてきました。だのに、未だにいまの答弁では、何かしらはつきりせず、この今までいこうとしているが、これは指摘しておきます。

それから、議会の皆さんにいろいろ御協力を、ということでたびたび言われてるわけですが、対策委員会の答弁が出ました。これはどういう構成メンバーで、何回ぐらい開かれ、どういう内容が論議されたのか、ひとつお答え願えますか。

○ 市長（池田忠雄君） お答え申し上げます。

常々、議会の御協力を得、何とか自主再建をやりたいということで御答弁を申し上げ、お願ひしております。先般、正副議長さんにも御協議を申し上げ、その御指導と御意見をいただきつつ、私の諮問機関として財政対策委員会を御設置いただき、第1回の会合を持たせていただいた次第でございます。

構成につきましては、いろいろと議長団とも御協議する中で、11名の委員をもつて構成願つたわけでございます。そのうち議員さんにつきましては6名、これは議長歴をお持ちの議員さんに御就任をお願い申し上げさせていただきました。理事者側としては、助役以下幹部5名、計11

名をもつて12月15日、第1回の財政対策委員会を御設置いただき、初会合を持つていただきました。今後、御協力をいただきながら、いろいろと現状の財政的な分析を御説明申し上げ、あらゆる分野についての精査、そのあり方について御詰問を申し上げて御指導、御意見をいただく中、今後の財政再建の抜本的な対策を樹立させていただきたい、こういうふうに存じまして御無理をお願い申し上げ、御協力をお願いしておる次第でございます。今後とも回を重ねる中、いろいろと御協議、御意見をいただく中で、基本的な自主再建の方途を講じていきたいと存じております。こうした諸般についても御理解をいただき、今後とも議会の皆様方の御指導、御協力のほどをお願い申し上げたいと存ずる次第でございます。

○ 2番(天堀 博君) 対策委員会のメンバーは議長歴を持つたお方、私はここでお断りをしておかなければいけませんが、決してその議員さんに何ら意を持つて発言しているわけでも何でもありませんので、その点は御了解をいただいた上で端的に聞くんですが、この6名の議員さんはいわゆる議会の代表という形になるわけですか。そういうことで市長が委嘱したことになるわけですか。

○ 市長(池田忠雄君) 先ほどもお答え申し上げましたように、この大変な事態でございますので、いろいろと御意見、御協議を煩わしたいという意味合いから、議会側、理事者側ということで11名御委嘱申し上げさせていただき、初会合を願つたわけでございます。市長の諮問機関として御協議と御意見をちようだいする中で、財政再建について今後とも邁進してまいりたいという私の気持でございまして、そういう意味合いからいたしますならば、議会側としてお願い申し上げたというのが実情でございます。

○ 2番(天堀 博君) これは議長にもその辺は後で確かめさせていただかないかんと思いますが、いまの市長の答弁では、議会側と理事者側ということでやらせていただいたということですね。これは非常に重要な問題であることは、市長のおつしやるとおりだと思いますけれども、そこで議長経験者、いろいろ考えてそういう人になつたんだろうと思います。現時点での議会の中で改善されて、坂上議長さんと柳瀬議長さん、横田議長さんの3人ですね。それ以外の方は、その前の議長経験をお持ちだということですね。議会の中で、あるいは53年前の現時点でもっと深く考える必要があるんじゃないかな。私は、財政問題となると、特にいろいろ総務委員会の着替にも含まれるので、私は別に総務委員会の副委員長やからぐあい悪い、と個人的に申し上げてるわけではないんです。ところが、議会側、理事者側というか、これは先般の田中議員さんの質問にもありました、市同促の関係で議会の代表になつてあるが、どこでも協議されてないやないかということでした。もちろん、正副議長さんの意見を聞いたと言われてますが、それで具体的な経過があることは私も聞いています。ここでは、あえて問題にはしませんが、本当の意味での議

会の代表ということで市長が考えて選んだということ、どうも納得、理解しがたい問題があるよう思う。

本来は、やはり常任委員会とか、議会を構成する各種委員会、それから各会派とか、そういうところから全体の意見が反映できるような委員会の構成にすべきじゃないかと考えるわけです。それがどういうところをついて出てきたのかわかりませんが、議長経験者となつてゐるが、その辺は何かござりますか。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほどからお答え申し上げておりますように、議長団とも御協議申し上げ御意見をいただく中で、御委嘱申し上げた経過がございます。いろいろこうした市長の諮問機関としての選出の方法はございますが、こうした財政対策委員会ということで人数的な点もございましたし、そうした意味合いの中で、歴史の議長経験の議員さん方に御委嘱申し上げさせていただき、今後とも御指導、御協議をいただき今後の自主再建に当たつてまいりたい決意でございますので、選考経過等いろいろ御意見もあろうかと存じますが、御賛同賜りたいと存じます。

○ 2番（天堀 博君） ちょっとこれ以上立ち入りますといろいろ問題もあろうかと思いますが1つはつきりしとかないかんのは、あくまでも、議会側、理事者側と言うてますが、議会の代表ではないということをはつきりしておいてほしい。どこで選んだのでもない。その辺、いまの答弁では、議会の皆さんとの御協力やら意見やらと言うてますが、それがそこへきてしまつてから済んでしまい、議会の皆さんとの意見も聞きました。ということになれば、市長が勝手に選んだ、議長と相談したと言つてますが、その辺の経過は別にして、市長が委嘱した委員さんで勝手にやつて、議会全体の意見が本当に反映されていないと私は見てゐる。その辺は、ひとつ私もはつきりここでしておきたいと思います。

時間もかなり詰まつてきておりますが、先ほどの答弁をずっと聞いてますと、市長さんの答弁は、私の質問でいろいろ指摘したように大変なときにきてる、どないぞせないかんということで本当に解決されることになつていないと思います

そこで、最後になりますが、市のいろんな行政の責任はもちろん市長が最高責任者、同時に先ほど助役さんからも答弁をいただきましたが、助役、収入役、教育長、参与というところ辺までは、これは連帶的な責任はあると思う。部長がそれぞれのセクションで市長なり、市の幹部の方針に従つて運営をされてるんだと思う。

そこで私は、そういう幹部の方々1人1人に、なぜこうなつてきたか、どんなふうに現状を把握しておられるか、どないしたらいいのか、一遍お聞きしたいと思います。順番言いますので教えてくれますか。助役さん、収入役さん、それから教育長さん、参与の方2人おられますので、財政問題ということですので公室長も、それから林参与というふうに1人ずつ答えていただき、

市の幹部としてこう考えてるんや、というやつをひとつ聞かせていただきたい。市長と一諸といふんなら、それでもいいんですがね。

○ 議長（横田憲治郎君） 助役。

○ 助役（坂口礼之助君） 幹部職員に対しまして1人1人の見解を、というお話でございますがわれわれは、常に内部的には、財政状況の悪化しておる問題等についても十分協議いたしておりまして、私の分析いたしておりますことも、他の幹部職員も同じような考え方であるということは自信を持って申し上げられると存じますので、私、かわりまして、考え方だけを述べさせていただきたいと思いますので、御了解を賜りたいと思います。

まず、端的に申し上げますと、われわれ行政の執行に当たってきた者として、最も強く反省しなければならないことは、いわゆる財政的な諸計画の欠如が非常にあつたということだと存じております。非常に財政計画というものを中心にした行政運営に欠けておつたんではないか、いわゆる計画行政というものが欠如しておつたんじゃないかということをしみじみ感じておるわけでございます。あわせて反省をしておるところでございます。

そうしたことから、たとえて申し上げましたら、諸施設の設置等についても、いわゆる施設を設置することによりまして、今後、非常に長い期間、その施設を活用し、維持していくための維持管理経費等についても、長い計画の中でその見通しを十分立て、新しい施策なり施設等々と取り組んでいくことが必要であると反省しておるわけでございます。

ちなみに申し上げますと、一般的な経常経費で経常支出を賄つていく中では、たとえば本市の義務経費的な性格を持つております人件費あるいは扶助費、公債費等については、非常に大きなウエイトを占めてまいります。先ほど財務部長からも御答弁がございましたように、52年度の経常収支比率は11.2%という、経常的な収入で経常的な支出を賄えない結果が招来してきておるわけでございます。

にもかかわらず御承知のとおり、投資的な事業計画にしても、かなりな伸び率でもつて年々、消化してまいります。したがつて、そうした投資的経費に充当すべき一般財源がないにもかかわらず、その年度年度、非常に無理をしながら公債費等に頼る、あるいは臨時的な収入をもつてその年度の事業をこなしていくというような過去の行き方が、今日を招来させたと存じておるわけでございます。

これらの内容を1つ1つ分析してございまして、それらの過去の地方財政の運営の実態の上に立つて、今後の財政健全化計画に取り組んでいかなければならぬのでございまして、それらの問題点は、われわれ段階ではいろんな角度で検討もし、支出もいたしております。先ほど、市長からお話をございましたように、それらの問題点等についても今後、財政対策委員会等の御諮問

等にも赤裸々に明らかにいたしまして、その反省の上に立って 53 年度の残された財政運営並びに 54 年度以降の計画的行政の樹立を行つていきたい、このように存じております。

非常に舌足らずでございますが、私たちの考えておることを申し述べまして、答弁にかえさせていただきたいと思います。

- 2番(天堀 博君) 恐らくは、助役が全部肩がわりして答弁されるだろうと私も思つておりましたが、本来、1人1人に聞きたいのですが、時間もないので省きます。

いまの答弁の中で、大きな投資的事業に充当すべき一般財源がない、せやのに、やつてきたのは問題であるということ、54年度から、同和事業も含めてこういうものは十分見直していくということなんでしょうか。

- 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

あらゆる点について再点検していくという考え方でございます。市長も申し上げておりますように、すべての事業あるいは諸制度、諸施策等について、この状態のままで進んでまいりますといふにしても再建団体に転落せざるを得ない、致命的な状態に陥ることは周知の事実でございます。これを回避するためにあらゆる努力を図る、いわゆる“出るを制して入るを図る”という原則を堅持しながら、あらゆる問題に対して緻密に点検をし、今後の財政が健全化していく方向でもつてすべての関係を精査していくことを、このように存じてございます。

- 2番(天堀 博君) 時間がきましたので、質問は大体このぐらいにします。そもそも、きつちり結論づけられるような内容ではありませんので、非常に中途半端なように思われます。本来なら、半日も1日もかけてじっくりやりたいわけですが、そういうわけにいきません。

そこで意見として、先ほどの冒頭の要旨の説明のときにも申し上げましたが、やはりいろんな実態を公開していく、これが原則だと思います。「広報いづみ」でも、新年度の予算はデカデカとグラフ入りで出ますが、その中身の分析は全然ないわけです。その辺をもつと分析したやつを市民にも明らかにしていく、市の職員にも隠さないことが大事やと思います。

それから、同和行政についても、私どもはせんだけの議会で改善要望決議を提案いたしましたが、やはりいろんな見直しをやる、施設の利用についても考え直していく、さらに、格差是正に重点を置いていく、そういうことにしぼつていかなかつたら再建もならないんじやないかと思います。現状が非常に厳しうございますので、私はあえて苦言を呈しておきます。肝に銘じて54年度の予算編成、出るを制するということですが、市民の切実な要望には真剣に耳を傾けていくことは必要だと思います。するだけのことはする、やるだけのことをやつて、改めるべきところを改めれば、市民だつて負担が大きいということだけの反発はないはずなんです。いわゆるリターンさせていくというか、いろいろ行政需要が多うございます。光明台の方からも先ほど、

私の方に個人的にというか、来られました。交通の便、その他も含めてサービスセンターを設置してほしいとか、いろいろ要望がきております。消防署の方でも、職員は定数はありますけれども、非常に苦しい人数でやりくりしている。救急も非常に多くなつてるので、職員を流動的に配置し、カバーに回すとか工夫しないと段取りがつかない状態なんです。

その他いっぱいあります。後でうちの直村議員も質問すると思うので省きますが、そういう行政需要に本当にこたえていけるように私は、正すべきところは正していく、そういう基本姿勢に立たなければ、市財政の自主再建どころか、それこそ再建もできない。基金を一時的に取り崩して、小手先だけでその場逃れをするようなやり方は、和泉市にとって未来はないというふうに意見を申し上げて、質問を終わりたいと思います。御協力ありがとうございました。

○ 議長（横田憲治郎君） 次に、6番、（大谷昌幸君）

○ 6番（大谷昌幸君） 通告に基づきまして趣旨説明を申し上げます。

まず、第1点でございますけれども、ちょうどいまを去る半世紀前の昭和3年、阪和線が和泉府中まで開通いたしました。その当時おりました野砲第4連隊の馬の輸送にかんがみました。この和泉府中駅、阪和線内の鳳駅に次いで広大な面積を有す貨物駅が誕生したと、われわれは子供の時分から聞いております。

この和泉府中駅は、昭和20年の終戦までは軍隊の輸送に非常に役立つてまいりましたが、それ以後は、当時の繊維の非常な好況によりまして、この府中駅が拡大の一途をたどつてまいりましたが、近年の構造不況と言われる繊維業界のあおりを食つて、遂に本春、やむを得ず貨物駅を閉鎖したのは周知のとおりでございます。

そして、当市の表玄関でありますこの和泉府中が、貨物駅の閉鎖以後、半年はおろか、年がかかるうとしているのに、いまだに駅舎、プラットホーム、その他は撤去されながらも、何ら手がつけられずに置かれているわけであります。

私は、この通告の表題を実は「和泉府中駅及びその周辺の整備について」というように書きたかつたのでございますが、この和泉府中駅は残念ながら、当市のものではございません。あくまでも、国鉄のものでございます。しかしながら、この国鉄の広大な用地、私の推測では南北250メートル、東西短経40メートル、長経50メートルで最低1万平米以上のこの用地を、和泉市としてどのように当市発展のために利用しようとしているのか、また、今までどのようなアプローチを行つてきたかということをお伺いしたいというのが、まず第1点の要旨でございます。

次は、2点目の市民会館の改装整備についてでございますが、この市民会館も昭和37年の9月当時、この泉北地区で切つての最新設備を誇りました建物でございます。それ以後17年たち

今まで、ただ連日休みなく使うだけで何の改装もされておりません。その後、当市には、市民文化ホールとか勤労青少年ホームなどのように、新しい集会に利用できる会館が建設されておりますけれども、これらにつきましては、何らかの制限が伴つております。この市民会館は、立地条件また使用規定に至るまで、市民のだれもが本当に使いやすく、また、それだけの効果を上げ得るところにあるわけでございます。

しかしながら、現在は収容能力も大変少なく、また、内部の計器に至るまで、17年以前のものがそのまま使われているわけでございまして、いろんな文化団体を初め、市民各位が使われるのに大変不便を感じているわけでございます。この際、何とか新装改装されて、もつと市民の需要にこたえられるべく御努力願いたいと思いますが、さしあたつてどのような御計画をお持ちなのか、その点をお伺いしたいと存じます。

第3点目の不燃焼廃棄物の収集についてでありますと、当市では、約40日おきぐらいに各町内会あるいは自治会の指定する場所に各戸より不燃焼物を持つて集め、そして、午前10時過ぎから昼夜にかけて市の方から整理に来てくれる現状でございます。

これにつきましては、僭越でございますけれども、私、お世話になつております町内会の実情を一例として申し上げますと、以前は、13号線に面したある私有地の1角をお借りしておりました。しかし、ここは余りにも交通の便がよ過ぎるために、指定収集日以外ものべつ粗大ごみを置かれるような現状であります。その内容を見ますと、どうも普通の家庭で発生したものとは思われないようなものが多々置かれています。したがつて、この際、場所を変更しようじゃないかということで、横尾川の廃川敷を拝借したわけでございます。そして、町長さんが指定日の前日の夕方に、「あすは火曜日であるから、皆さん方はあす午前10時までに該当品を指定の場所までお持ち出し願いたい」ということをちょっと放送しますと、この拡声器というのは、案外「灯台元暗し」と申しますか、近くには聞こえませんで、気流の流れに乗つてかなり遠方まで聞こえるわけでございます。そうしますと、夜の間にこの橋の上から粗大ごみを捨てていく。橋は私たちの町内会の境界でございますので、町内会の人はそこまで行く必要がございません。なぜこの橋の上から落とされるのかとを考えるわけでございます。こういうようなことから、放送はしないようにしております。

そうしますと、早朝に出勤される方が後から「ああ、忘れておつた」ということで翌日、こつそりと持つて出られる場合もあるということから考えまして、町長さん初め町内会の役員の各氏が大変御苦労くださつて。そして、できるだけ行政でやらなければいけないこの不燃焼物のごみの収集に並み並みならぬ努力をしてくださつてるわけでございます。

これを端的に申し上げますと、生ごみのように、一定の決めた日に各戸に集めることができな

いものか。どこまで町内会の役員さんがおやりにならなければいけないのかということを御反省いただき、いますぐはできなくても、次年度からそのような手が打たれないものかということをただすものでございます。

第4点は、和気小学校の通学路の設定であります、来春早々から住宅供給公社が宅地造成にかかるということを漏れ承つております。この際、その供給公社の予定している地内に何とかして、私、2年前にたしか申し上げたと思いますが、特に小田地区の生徒さんが1キロ200メートルの遠路を、しかも迂回しながら通つている240日考えますとき、この春開園いたしましたすいせん保育園の通園路を設置してくださいました努力の上に、父鬼和気線と、この既設通園路を結ぶH型のバイパス通学路が出来ないものか、また、そのようにしていただく御努力があるものかどうかをお尋ねしたいと思うわけでございます。

以上、簡略ではございますが趣旨の説明を申し上げ、御答弁の内容では、まだまだお尋ねしたいことが発生してくると思いますので、再質問の権利を留保いたしまして、一般質問の通告を終わらせていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（内田繁君） お答えいたします。

いわゆる和泉府中貨物駅跡地に対してどのようなアプローチを持つてあるかということでございますが、実は、基本的な目標というか、そういうものについては今後、駅前再開発の中で起つてくると思いますが、御承知のように、和泉府中貨物駅跡地利用につきましては、かねがね申し上げておりますように、4つの利用項目について、和泉府中駅長あるいは天鉄局とも鋭意協議中でございます。現在、天鉄局においても関係部局内で協議をやつておられまして、いましばらく時間をいただきたいというようなことでございます。

御案内のとおり、市といたしましても、その解決に向けて今後、鋭意努力したいとは考えておりますが、一定の方向が明らかになり次第、所管の委員会等にも御相談申し上げて御協力を得、本事業を推進していきたい、かよう考えるわけでございます。御了解賜りたいと思います。

- 6番（大谷昌幸君） いま、部長から国鉄にアプローチのことについて説明がありました。差し迫つて、どういうことを具体的に国鉄にお願いし、交渉してるので、もう少し御説明願いたいと思います。
- 産業衛生部長（内田繁君） 具体的に申し上げますと、現在の府道の拡幅をまず考えております。

それから現在、どことも問題になっている自転車の駅前放置問題を解決するための自転車の置き場問題。

それから、これも非常にやかましく言われている公衆便所の設置。

また、朝からもございましたタクシーの乗降場の問題。

これらの解決の1つの手立てとして貨物駅跡地を利用するべく、大体4つの具体的な項目は以上でございます。

○ 6番(大谷昌幸君) 大変結構です。私、聞くところによると、近々に、今まで枕木でさくをしておる国鉄構内のフェンスというか、それを何かネットフェンスに変える予定があると聞いております。どうも部長の御答弁にありましたように、いろいろそういう交渉をしてくださつてと思ひますが、相手は何分大きな国鉄でございますので、そう簡単には交渉は進まんと思ひます。しかし、かきをするということは、どうも市の要望というか、そういうものが何ら聞き入れられる可能性があるものなれば、もう少しあきをするにしても、事前にこちらに協議もあるやろうし、あるいはまた、いまの要望を何とかかなえる方向でフェンスにしても考えてくれるんじやないかと思ひます。その点については、どのような経過になつてござりますか。

○ 産業衛生部次長(角谷泰夫君) 過般、貨物駅跡地問題等で和泉府中駅長と種々協議しております中で、実は、いま議員さん御指摘のフェンスの問題が出てまいりました。本市としても、貨物駅跡地利用計画について国鉄に要望しておりますので、この際、協議の都合にもよりますが、この計画の中で当然整備しなければならない問題でもあるということで、ぜひ着手の延期を駅長に折衝しましたが、駅長としては、本市が現在、国鉄に申し上げております4項目の土地利用計画については、私も鋭意努力させていただきます。ただし本件は、かねて駅の保安管理、美觀等の問題で天鉄局へ私が要望しておつたもので、予算もやつと53年度についたので、近日中に事業実施したいと考えている。ただし、これは私も駅長としての管理上、周辺の子供が簡単に中にに入る状態では困るので、和泉市さんの問題とは別のレールの話です。私の管理責任上の問題と御理解賜りたいという言葉がございました。

私もその問題等につきましては、部長、関係課長ともに駅長にあらゆる角度からいろいろ善処を求めるものでございますが、ぜひ管理上やりたい。ただし、和泉市さんの跡地利用計画とは一切関連しないようにいたします、という話し合いの中で折衝したのでございまして、現在、私も駅長の言葉を信じておる次第でございます。

なおまた、フェンスといつても、現在の枕木が非常に老朽しておりますので、この枕木を撤去しても枕木を設置している鉄材等はそのまま再利用し、高さも枕木の高さと同じ現在程度になるというふうに駅長にも聞いておる次第でございますので、その点の経過についてはいま申し上げたようなことでござりますので、御了解賜りたいと思ひます。

○ 6番(大谷昌幸君) その御答弁を信頼申し上げておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、和泉府中停車場線と言つてゐるんですが、泉大津粉河線から北へ 281 メートルの府道になつてますね。この道は現在、幅員が非常に狭いので一方通行で、バスも車も始終通り、歩行者も大変通りにくい。この道は、南1番踏み切りから南2番踏み切りまでの間 3、40 メートルはやむを得ないとしても、南1番踏み切りから駅の改札口までの間について、何か国鉄の用地内に歩道をつくつていただきたいと思うんですが、そういうことについてどうお考えですか。

○ 産業衛生部長（内田 繁君） お説の路線は、やはり和泉府中停車場線の問題だらうと思ひます。これに沿つて跡地利用の歩道をつくれという御趣旨かと思います。この路線は御承知のように、幅員 4 メートルと狭いので交通規制を実施しております。そして、歩行者の安全を確保しておりますが、御趣旨のそういう跡地利用のお考えについても、われわれとしては理解できるわけですが、何分、この路線は府の管理の道路でございますので、府とも十分協議していく中で、御趣旨に沿つて努力していきたい、こういうふうに考えておりますので、御了承賜りたいと思ひます。

○ 6番（大谷昌幸君） いまの部長の御答弁にあつたように、当然、府道でありますので、府の方と折衝していただかなければいけないわけです。

そこで市長にお尋ねしたいのですが、この府道 281 メートルは、昔の泉大津粉河線から起算して 281 メートルとして、昭和 25 年か 26 年に泉大津粉河線が経路変更になつた時点がありましたが、いまの 281 メートルそのまま現在もきていると私、聞いているわけでございます。当然、府道でございますが、いまだかつて、府の方からこの道路を手入れしたこと、われわれは見たことがないわけです。昭和 25、6 年、現在の南1番踏み切りから泉大津粉河線の南海バスの車庫のところまで延長したとき、当時は和泉町ですが、和泉町があつせんして立ち退きもおこし、あれだけ 3、40 メートル延ばしたんです。これについては、府が経費を出してますが、以後、府の方から手入れに來たことを見ません。先ほどの歩道のことからめ、今まで府の方に働きかけられたことがあるのか。また今後、先ほど私がお願ひしておりますように、歩道設置のために積極的に協議を重ねていかれるおつもりかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 参与（林 徳次君） いまお尋ねの府道でございますが、御存知のように、駅前のあの一角につきましては、都市計画決定を打つてございます。その中で停車場線の拡幅、それから駅前広場とかなり大きな計画でございますが、再開発がらみの計画決定が打たれてあり、事業段階には移つていないと、いう経過がございます。

もう 1 点は、御存知の粉河線の都市計画決定も打たれてございます。これとからめての築造になるわけでございます。めどは、膨大な構想でやられてますので、さだかではございません。そういうふた構想のもとに和泉市が都市計画決定を打つ前後から、この道路の扱いに関しては、大阪

府と協議した事実経過は数回ございます。

なお、産業衛生部長がお答え申し上げておりますように、当面の促進措置として、市民の利便に供するための歩道拡張に向けて、府ともども現在も協議をしてまいっております。

- 6番(大谷昌幸君) いまの参与の御答弁では、都市計画ということの中で行われるわけですが、都市計画というのは、府中の駅前再開発と、先ほどから言われているのは、恐らく府中町1丁目の10番台から南側及びこの泉大津粉河線の府道に至る間だと思います。これについては、われわれが申し上げるまでもなく、大変な難事業であることは十分御承知やと思います。そういう中で、私はこの際、この和泉府中停車場線は切り離して、現在、目の前にある遊休地、と言えば国鉄にしかられるかもしれません、広大な250メートルにつながる遊休地があるのですから、これをきようあすの問題として、国鉄がわしとこの領地や、とフェンスを張る、その中でもいいが、仮歩道として1メートル半か2メートルでもいい、いきますぐにこのフェンスと同時にそういうものに利用させることにからめて折衝していただくという、積極的な姿勢を持つていただけるかどうかということをお尋ねしておきます。
- 参与(林 徳次君) 先ほども申し上げましたように、産業衛生部長が4つの命題をこの跡地利用の中で果たしたいということは、市の方針でございます。当初からそういつた暫定処理であろうとも、歩道の一部も入れるべく、当時、私も意見を述べてまいりました。このことは御指摘を受けるまでもなく、当面の市の仕事として早期に、たとい幅員が幾らになりましょうが、相手のあることですが4つの命題が同時に解決できる折衷案になろうかと思いますが、その中で御指摘のこと、十分努力したいと思います。

- 6番(大谷昌幸君) 大いに期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

いまお願いしたのはきようあすの問題として、いわゆる未来の問題としては、この府中駅は、あくまでも、8,400ヘクタールを有する和泉市の表玄関だと思います。いずれ泉北高速鉄道が延伸になつてくるとは思いますが、仮にそうなつたとしても、旧町名で恐縮ですが、旧和泉町、八坂町あるいは信太村という13号線沿線を含めた表玄関であると思います。

現在、和泉市を考えますとき、先ほどから財政問題が非常に頭上に上がり、理事者の方々は苦しい御答弁をなさつてゐるわけですが、いまのところは、出るを制することを非常に考えておられるが、もう少し入ることも考えていただきたいと思います。現状のままでは、和泉市の商業圏としての発展はすでに終わつた、極端に言つて、そう申し上げたいと思います。たとえば和泉府中を見た場合、府中駅から西北わずか100メートルのところはもう泉大津市域です。和泉府中駅北1番踏み切りを渡つて向こうへ行けば泉大津市豊中28番地です。第2阪和国道は、全部泉大津市域についております。そこにきておるスーパー周辺の繁盛ぶりを見られた場合、為政者の

方はどのようにお考えですか。

現在、日曜日に府中駅へおりる乗客の方々は、ほとんどが北1号踏み切りを越えて泉大津市域へ行つて買い物をなさる。また、当市にお住まいの方々も、狭い肥子町1丁目の中の豊中変電所の狭い道を無理に車で通つて買い物に行きはる。いま、豊中地域に密集している商業地域にお金を捨てに行かれる方々の半数は和泉市民であるはずなんです。このため和泉府中駅前商店街の売り上げがいかにダウンしてゐるかを考えた場合、如実にわかる事実です。

この夏にできた岸和田信用金庫、何という名前をつけてるか、市長、御存知ですか。来年夏になれば、一流都市銀行の三井銀行ができる。大蔵省に申請し、すでに認可がおりてます。何ちゅう名前をつけてるか、御存知ですか。いずれも岸和田信用金庫和泉支店であり、三井銀行和泉支店です。和泉という名称は、昔の和泉の国全部やと言われたらそれまでですが、現在、当市に既存している市中3銀行の名称は、あくまでも、当時の名称を冠しておるわけです。かつては和泉府中支店であつたものを、和泉市になると同時に「府中」を取りられたという、そういう和泉支店であります。ほかから出てくるところは、皆和泉支店という名前をつける。向こうへ出てはるいろんな商店は、泉大津店とはつきり言つてゐるやありませんか。あれは、あくまでも泉大津市域だと思います。泉大津市はあそこで莫大な税収を上げてます。それで一体何をしてますか、何もすることはない。

一方、上を見ますと、光明池駅ができましたが、御承知のように、堺市域であります。あの周辺でわずかながら和泉市という名前をつけてもらつてるのは、ある1スーパーと、今度できた大阪住宅センター、この2つだけやないですか。ほとんどが堺市域なんです。そして、そこで乗降される人々の少なくとも半数は和泉市民やないですか。去る15日、南海バス路線が全部改定されました。横山高校前から出るバスの時刻表を見てごらんなさい。光明池駅行が、日中の閑散時においてすら4本あります。和泉府中経由泉大津駅行は、わずか2本しかない状態なんです。それで、果たして今後、財政好転のために税収の確保、確保と言われながら拱手傍観しておることでは、財政収入の伸びをどこまで期待できますか。そういうことを考えた場合、1万平米以上の広大な面積を有する和泉府中駅を、何らかの形でもつと民衆駅と言われるようなりつぱなものにされる御計画を今後お持ちになるかどうか、できれば、市長さんから御返答願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 大谷議員さんのお尋ねにお答え申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、和泉市の表玄関である和泉府中駅前商店街につきまして、その後の経過から現状を御指摘いただく中で、何とかしなければならないということでございます。非常に大きな課題でござります。しかし、私たちといしましては、府中駅前周辺のいまの課題と、これから前の前途を考えた場合、これでいいとは思ってございません。何とか国鉄とも協議する中で、表玄関口をどうしていくかという課題、

いま、即答してどうこう言えませんが、御趣旨はごもつともな点がございますので、今後、われわれ理事者としても鋭意検討をさせていただきたい、このように存じます。非常に雄大な御構想でございますので、十分拝聴させていただきまして、今後、われわれとしても御意見の中で検討を進めさせていただきたいと思います。

○ 6番(大谷昌幸君) ちょっと腰の弱い御答弁で承服しかねる点もあります。市長の申されるように雄大な構想となつてくると思いますが、失礼な言い方かもしれません、これは御存知でしょう。現在、10月2日からのダイヤ改正によりまして、紀勢線が天王寺までかなりの本数が入つてますね。しかし、阪和線は50年前にできた老朽線でして、鳳・天王寺間については特に混雑がひどくて、レールの破損がはなはだしくわずか数年しかもたないということを私、国鉄から聞いております。そういうことなどからして、和歌山は現在、日本の中で太平洋ベルト地帯に面しながらも有数なローカル地帯です。そこで、この紀勢線を何とか新大阪まで持つていきたくということで、城東貨物線と阪和貨物線を客車扱いの路線に変更し、新大阪と紀勢線をドッキングさせたいということを現在、国鉄が計画しておりますが、これは御承知と思います。

この7月5日のある新聞の一面記事に出たわけですが、そのとき、すでに大阪府の企画室から関係市長に“これに協力せよ”ということが流れたそうです。それを受け、この原動力になつてるのが東大阪市であると聞いております。東大阪市は鉄工関係の町工場が多く、この構造不況をもろに受けている。何とか交通の便を得て浮揚したいということで、各種団体、労組、市の行政が一体となつて、伏見市長を先頭に立てて当たつているということを新聞記事で読んだわけです。

私は、この記事を読んで、国鉄は非常にええことを考えてくれてると思いました。もともと、この案の出たのは、阪和貨物線の終点は杉本町なんです。そこから横へ行くわけですが、鳳から向こうですから混雑の緩和にならない。したがって、これを鳳以南へ持つていきたと漠然と書いてある。ただし、その中に泉大津松原線に乗せたいというんです。当然、どこへ行くか、どなたもすぐ頭にくるわけです。しかるに、関係市長には、東大阪市、大阪、吹田、八尾、堺、守口、大東の7市が、城東貨物線電化客車運行促進連盟を結成して事務局を大阪市に置き、府が顧問として参加している。この中に“鬼界が島の俊寛”じゃないが、何ば読んでも和泉市という名前が出てこない。この計画が実施されれば当然、北信太の付近から阪和線が分離されるはずなんです。これについては、当市としてどれだけ、わが市も一緒にこの中へ入れてもらえないか、という働きかけをなさつたか。私は、今までないように思うんです。ないと受けとめてよろしいですか。

○ 市長公室企画担当理事(佐原行雄君) 議員さん御指摘の促進連盟の関係でございますが、昭和27年に結成されたと聞いております。御指摘のように、7市が加入しているのは事実でござ

います。御案内のように、和泉市が、この9月にできた専門調査委員会の方にも加わっておらないのも事実でございます。

なお、われわれ企画室でお聞きした段階では、この専門調査委員会は実務担当者によつてできておりまして、第1期区間が新大阪-加美間を促進することが基本になつております。その後、2期区間は、その後のルート決定等の問題もありますが、まず、1期区間を促進し、あわせて2期工事も促進するための専門調査委員会をつくつたと聞いております。

なお、今までの働きかけ云々につきましては、卒直に申し上げてないわけでございますが、今後の推移を見て、われわれも参画できるものなら参画していきたいと考えております。

○ 6番(大谷昌幸君) いまのような消極的な態度では、泉大津松原線の上に乗つてきませんよ。

現在、関西新空港の計画と相まってかわりませんが、和歌山市と泉佐野市の商工会議所が音頭取りになつて、この10月に第1回の会合を開き、去る1日に第2回の会合を和歌山市で開いてるんです。何が目的か、この両市は全然つながつてない、隣接してないんです。泉南市を飛び越してるんです。これは御承知のように、日根野に電車基地ができました。これは紀勢線の電化複線完成と関係してできたんです。そうすると、泉佐野市とすれば、あくまでも、この延伸を山手を通つて日根野に持つてこさせたい、もちろん、国鉄も日根野に行く案がある。だから、日根野に電車基地をつくるときにいざこざがあつたはずです。わずか200人働くのに、1,000人を対象にできる浄化槽をつくつた。それをしたいためです。この1番の推進者が和歌山県で、だから和歌山市を抱き込んで運動をやつてるんです。すでに誘致運動が始まつてますよ。しかるに、当市がそのような消極的なことでは、せつかくこの図面に松原泉大津線を通ると書いてるのに、消えてしましますよ。

私がなぜ申し上げるかと言いますと、もし北信太の向こうで阪和線が新大阪へ分離するとなると、恐らくこの和泉市内の阪和線は当然高架にせんことには、和泉府中駅はどうもなりません。恐らく和泉府中駅で新大阪へ行く電車と、従来どおり天王寺へ行く電車の分岐点になるはずなんです。阪和線内を見渡した場合、日根野以外にこれだけ広大な面積を持つところはない。また国鉄としても、山手を通すよりはうんと営業収益がいいはずなんです。冗談で申し上げるのではないか、ちょうど相手は赤字の国鉄、こちらもそれに劣らぬ赤字を抱えそうな当市ですから、案外話が合うんじゃないですか。

それは冗談ですが、市長はちよいちよい東京へ行かれるのですから、一遍国鉄本社の門を叩いていただきたい。国鉄は団体が大きいですから、恐らく大鉄局、天鉄局の両方関係するので、こちへ行けばあつち、あつちへ行けばこつちだと言われるでしょう。きようあすの問題をお願いしてもこの調子ですからね。どうか市長さんの腕で、この図面どおりに完成するようにお願いし

たいと思います。その点だけ市長さんから御答弁をいただき、この点は終わりたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 今後の大局的な発展構想という点での御指摘もつともでございまして、胸に体して今後、いろんな精査をさせていただき、その上に立って、将来の発展策について努力を重ねてまいりたいと思います。

○ 6番（大谷昌幸君） 一応、われわれは新聞記事あるいはそれに関係してはる方から漏れ承る程度で、情報も十分ではございません。ひとつ市長の方から本年度中にでも、これも前にあります和泉中央丘陵地帯の開発と並ぶ大きなプロジェクトとなりますので、当該委員会なりの席において、今後調べられる情報について詳細に御報告していただけることをお約束いただけますか。

○ 市長（池田忠雄君） 大谷議員さんの非常に雄大な計画についての精査が、われわれ理事者としてまだできていなくて申しわけないと思います。御指摘もつともでございますので、至急にいろんな点の情報をまずつかみ、計画等についても把握させていただくのが先でございます。その上に立って、和泉市としていかがするかということの動きをしていかなければならないと存じております。いろんな情報の収集等に動く中で、また、そうしたこととの御協議、御報告もしてまいりたいと存じます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 教育次長（広岡史郎君） 市民会館の改装と整備についてお答え申し上げます。

過去17年の経過の中で、一応、応急的な補修改修はやつてまいりつけております。床の張りかえ、集会室の壁の塗装整備、またいす、机の修理とか、すべて応急的な配慮でございます。過去1年間の市民会館の利用状況を見ると、年間10万の方々が利用され、文化教養の振興に市民会館の果たす役割は大変大であります。利用される方々が、いい環境でより効果的な活用ができるよう対処してまいらなければならぬと存じております。

されば具体的な案は、という御質問でございましたが、冷暖房の完備はもちろん大ホールと大会議室しかないので、それ以外の備えつけはどう取り扱うべきか。また、大会議室等は特に汚

れがひどいようでございますので、それらの改装にもどう取り組むべきか。また、問題になります結婚式場でございますが、神殿を設けておりまして、天井が大変低うございます。現状、特殊な構造で建てられておりますので、これらの高度利用にいかに取り組むか。換気扇の設置とか挙げられようと思います。いずれ現状の利用の中で、広く利用されている市民会館の整備については、職員を交えて改装利用に取り組まねばならない、取り組んでまいりたいと思うわけでございます。なお検討の期間等をいただきたいと考えます。

○ 6番（大谷昌幸君） いま出ました結婚式場ですが、和楽殿ですが、これはちゃんと神殿が設けられており、神聖な場所ということで、平常余り使用できないということはわかります。しか

し、過去5年間の結婚式の挙式の数字を拾いますと、49年度で57件、50年度33件、51年度がやや回復して36件、52年度20件、53年度は昨日現在6件です。1昨日、17日の

日曜日に結婚式があつたのが6番目、あと来年3月末まで1件すら申し込みがないという現状なんですね。結婚式はきようあす決まるものでなし、かなり前からわかつてますから、3月末まであつても1件ぐらいやないかと思います。

1年間にこれだけの回数しかないわけでしょう。だから、そのほかのときは、この和楽殿を開

放したらええと思う。私、なぜ解放できないのかと思つて、市の条例を調べて見ました。そうすると、市の条例の中に結婚式場ということで、各部屋と同様に午前、午後あるいは全日とか夜間とか、料金表に載つてゐるわけですね。料金表があるのに、実質的に貸してもらえない。そして、

結婚式に使う場合には、いまの表に関係なく5,000円が別に載つてゐるわけです。料金表では区

切りをつけてるのに、一方、結婚式に使う場合には、条例の施行規則第9条に結婚式場使用 料

金表(和室(松、竹の間)及び化粧室を含む)として5,000円と出でている。どうも理解のしようが

ないわけです。結婚式しか貸せないといつて、料金表はこのようになつてゐる。あのカーペットもかえてやつてほしいのです。使い古したカーペットを敷いてますね。何かに使うときには、カ

ーペットをまくり上げてるはずです。そうすると、ほかの会議に使えるはずですから、早急に換気扇の1つや2つつけてやつてほしい。何ばぜにがないといつてもすぐつけられると思う。そし

て、あそこを開放してもらえるかどうか、その点、まずお答え願いたいと思います。

○ 教育次長(広岡史郎君) 過去を振り返ると、昭和45、6年当時は、1年間で100組近い

結婚式が挙げられております。近年、結婚式場の利用が減少してきた原因はいろいろございます。和泉市の周辺都市でりづばな結婚式場を持つ市民会館が建設されたり、農協で結婚式が行われたりなど、いろいろ要因がござります。

しかし、市民会館自体、各室に申し込みが殺到し、十分利用できないということともございますので、結婚式場和楽殿の開放につきましてはお説のとおり、内部改修等について検討いたしまして、喫煙も可能なように換気扇の整備とかを配慮、取り組んでまいりたい、かよう思うわけでございます。

○ 6番(大谷昌幸君) そのようにお願いするとして、先ほど、1日平均300人ぐらい使つてゐることですが、市の方もかなり使つてますね、私の聞いてる範囲ではね。恐らく半分近くあるんじゃないですか。たとえば2月16日から3月15日までは、税務の方で全部使うでし

よう。この庁舎内に実際の会議室はありませんわな。だから、市の方が使わざるを得ないので、市民の方へそのしわが寄つていくんだと思います。

助役さん、この向こうの建物は、聞くところによると、ちゃんと建てられる基礎は打つてある

と聞いてますので、何とかめどをつけていただけないものでしょうか。

- 助役（坂口禮之助君） この件につきましては、かねがね議員さん方からいろいろ御指摘もございます。実際、庁舎内には、会議室らしいものは一つもございません。まして、各部とも非常に狭わいになっております。その実態は十分踏まえておりますし、また、御指摘いただきてることに関し、その必要性も感じておるわけでございますが、財政再建のめどもございまして、本庁舎の増築は、財政の見通し等とからみ合わせながら検討させていただきたいというのが本音でございます。
 - 6番（大谷昌幸君） すぐ財政が出てくるんですが、12月の今度の議会に多分出るやろうなと聞きました、非公式にね。それで期待しておりました。それがどうも出てないので、急拠、市民会館ということで出したんですが、その点、どうなつたんですか。
 - 助役（坂口禮之助君） 先ほど申し上げましたように、物理的な条件の中では、確かに必要ということに痛感しておるわけです。ただ、非常に申しわけございませんが、本年度の最終的な決算をどう結ぶかにいま、懸命に努力しておるわけでございますので、それらの関係を十分勘案させていただきながら、最終的に議員さん皆様方にも御相談申し上げたい、このように存じておりますので、御了解願いたいと思います。
 - 6番（大谷昌幸君） 近々に、またええ返事をもらえるもんと期待しておりますので、この件は終わらせていただきます。
- 不燃焼物収集について、簡単に個別収集ができるかできんかをお答えください。
- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
 - 産業衛生部次長（角谷泰夫君） 不燃焼物につきましては、機械、人員等の現有体制の問題がございます。基本的な検討をやり直す必要がございますので、本市の実態並びに近隣都市の状況等とあわせて検討していきたいと思います。
 - 6番（大谷昌幸君） そうすると、近隣都市と言われますが、少なくとも、泉北環境に關係しているところだけでもわかりませんか。近隣都市なんて消極的なことでなく、せめて高石の実態ぐらい知らせてくださいよ。
 - 産業衛生部次長（角谷泰夫君） 泉大津市は、粗大ごみという表現で月2回収集、高石についても、粗大ごみということで20日ないし1カ月に1回程度、堺市は、3カ月に1回と聞いております。
 - 6番（大谷昌幸君） 形態は。
 - 産業衛生部次長（角谷泰夫君） 形態は、業者委託になってございます。うちのように特に不燃物ということではなく、粗大ごみという観念でございますので、木製のベッド等も含まれてい

るということでございます。

泉大津も高石も各戸個別収集でございます。

- 6番(大谷昌幸君) うちだけが泉北環境の中ではなぜできないんですか。

この高石の窓口の御案内、ちょっとと読みます。「一般家庭用ゴミの収集は、市が収集業者に委託して、1月～6月まで週二回、7月～12月まで週3回定期的に行ってます。また、月2回粗大ゴミの収集も行っていますので、選別して、それぞれの収集日にお出しください。料金は無料です」と書いてますよ。

月2回個別収集やつてますよ。この前の議会でしたか、泉大津は一諸くたに集めてるとかのお話も出ました。私も現場を見ましたが、一諸くたにやるというのは、道義的に考えてもどうかと思いますが、高石は月2回やつてる。先ほど私、1町内会の例を挙げましたが、いま、どこの町へ行つても皆困つてんやないですか。また、財政と言われる所以先に言つときますが、財政がいかにあろうとも、生活せないかん。生活すればごみは出る。そのごみ収集が、よその市はそうやがうちはこうだ、理屈は後でよろしい。まず、担当課の方で40日に1回でもええやないですか、各戸収集をやつてもらえますか、それだけ返事してください。議長さん、1点だけ残りましたのであと2、3分、すみませんが・・・・。

- 産業衛生部長(内田繁君) お答えいたします。

現在の収集体系が直営方式でございまして、近隣の実態は委託という形でございますので、その点を考え直さなければならないという状態でございますが、十分御意思を体しまして、そういうふうにできるかどうか調査研究もし、鋭意努力していきたいと思います。

- 6番(大谷昌幸君) 最後に、市長さんにお願いしておきますが、とにかく和泉市の公共料金というか、手数料が非常に高い。青年会議所が「住みよい和泉市」ということで調査した結果、和泉市は全部悪い。何もかも料金は倍、こんなものを市民に報告するのは心苦しいという心遣いで、新聞まで毎年普通のタブロイド版4ページのやつを2ページに縮少した。市長さんに気を遣つてくださつたわけですから、そういうことを十分お聞き取りいただき、できるところから、何でもないところから、二言目にはぜにがないと言わんで、ぜにをもうける方法もお考えいただきたい。取るばつかりが能ではありません。何とぞ市民が住みよいように、あすと言わずきようから前向きにやつてもらいたいことを要望しておきます。

なお、和氣小学校の通学路につきましては、時間も約束より2、3分超過してますので、先ほ申しましたように、供給公社と折衝の窓口を持つておられます担当課で必ず実現されるよう、努力いただきますことをお願いいたしまして、まことに長時間ありがとうございました。

- 議長(横田憲治郎君) ここでお諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、ここで15分ぐらい休憩、おおむね47分ぐらいから再開したいと思
いますので、御協力をお願ひいたします。

(午後3時33分休憩)

(午後3時50分再開)

○議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、21番、直村静二君。

○21番(直村静二君) 一般質問を行う前に一言、御礼を申し上げたいと思います。

去る11月30日、私事で議員の皆様並びに理事者の皆様に御足労をおかけし、非常に寒い中、
大変ありがとうございました。本席を借りて御礼を申し上げます。

次に、一般質問の通告どおりに行うわけですが、最初に、常に同和行政につきましては、市行政としては、行政の主体性に基づいて、私と市長とが本会議場で確約してきているので、私は確信をしております。たとえば幸小学校のフェンスに解放同盟和泉支部の看板をあげてるとか、保育園に解放同盟和泉支部の掲示板があるとかを指摘、それなりに行政の主体性の確立の方向に進んでおります。

さらにきよう指摘したいのは、ここにある「郷土の歩み」という冊子、これは議員の皆さんがあ
もらいますのでわかるが、第5号ですが、この76ページに「同和対策事業特別措置法強化延長
の闘い」、「6・223大闘争報告集会 上田委員長報告から抜すい」が載つてます。これを見
ますと、これが果たして和泉市の行政の主体性から書かれてるのかどうかです。中曾根はロツキ
ードでどうのこうの、自民党は2年でどうのこうの、共産党は同和問題で票をかせいでいるとか、
全く政治的なことが堂々とノーコメントで公費で書いてる。そして、われわれに渡している。こ
ういうことを容認せよというのかどうか、参考にせよというのかどうか、その辺のあいまいさが
あるので、行政の主体性から、これについて明快なお答えをいただきたいと思います。

次に、端的に目的的に質問申し上げます。数字的な面を最初に質問しますので、よろしくお願
いいたします。現在、病院を除く市職員の人数の中で、同和関係の職員は何人おるか、ひとつお
答え願いたい。

次に、池田市長が市政を担当してから市の職員は何人採用されたか。また、このうち同和関係
の職員は何人採用したか。

3番目は、同和関係の施設に職員を採用していることについて、公募をしているのか、それと

も公募しないのか。公募は何人、公募しない者何人というふうにお答え願いたい。

それから、同和関連の人事費について国の補助が出ていると聞いてますが、それはどの分で何ぼ出てるか、これをお答え願いたい。つまり同和関連の人事費の何%出てるか。

さらに、今後の同和事業を進めていく中で、当市の53年度から58年度までの5カ年計画、約6カ年の中で、何人の同和関連の職員を採用していくという数字が上がつてくるのか。また一面、同特法が3年延長となると、当然、当市の同和事業計画もそれなりの見直しをせないかんという段階で非常にむずかしいと思うが、当初の計算でいくと職員は何人ぐらいの採用になるのか、これもあわせてお答え願いたいと思います。

なお、ほかに非常勤の運動団体からの職員、支部助成金など、これは答弁のいかんによつて関連して質問したいと思います。

次は、和泉診療所の運営関係。これはずっと以前に私が委員会なりで質問してお答えをもらつた中で、一定の是正がされてると聞いておりますが、一つは、運営委員会で何人雇つているのか。そのうち一部職員に採用したというが、その人数、その費用はどうなのか。

2番目は、この運営委員会の事務局長の月給は幾ら払つてゐるのか。

3番目は、この診療所の性格は、果たして公立なのか、民営なのか、その辺が非常に不明確だと思いますので、お答えを願いたい。

さらに、貸付金、運転資金、補助金などをどのように出されてるか、その点の明快な御答弁をお願いしたいと思います。

54年度の予算要望については、先ほどの各議員の質問と重複いたしますが、要望にとどめておきたいという点もございますが、一応、質問の項目として出しておきます。

① 国府小学校の講堂の建てかえは、今度の補正予算で校舎の増改築が出ておりますが、引き続きこれを行うのかどうか、いつごろになるのか、その辺のお答えを願いたいと思います。

② 駅前整備については、これも重複いたしますが、国鉄貨物駅の廃止に基づく駅前整備の段階で、市の基本方針として、お金を出してでも一定の場所を確保するという姿勢があるかどうか、この点をお尋ねしたい。

さらに、駅前整備のもう一つは、肥子町まで伸びる都市下水路、これは実際は府中町の浸水対策として、少なくとも、府中駅の北側の踏み切りのところまで一挙にやつていただく。今回、若干請負契約が出てますが、54、55年には完成してしまうというふうに一挙にしないといかんのではないか。先ほどの大谷議員の質問でも、市が強力に上乗せして国鉄、府との折衝を一気にやつていただきたいと思いますので、この点のお答えを願いたい。

次は、不燃物でございますが、一つは、和泉市で現在の不燃物の処理能力は1日でどうなつて

るか。今までどのぐらいの量が発生し、どのように処理されてるか、その能力について明快にお答えを願いたい。

さすればその次に、現在、40日に1回ということですが、これは40日目に出し忘ると、今度は80日になり非常にぐあい悪い。だから、途中で一たん場所が決まると、いつでもそこへ持つていくということで、その周辺から忌避されてやめないかん。少なくとも、20日または30日に1回ということで。これは各議員の多くの要望だと思います。40日ではなく、20日に1回となると何ばお金が要るのか、計算して答弁をしてもらいたい。

次は、開発指導要綱が11月1日に発足しますが、この問題についてはどのような態度で臨むか。東京都武蔵野市の市長が検察庁から起訴された問題もあります。ミニ開発問題に規制を加えると同時に、市の職員が明快に要綱の根拠を明らかにして対処しても、業者はまた抜け穴を考えます。こういう問題について、いかにして市の要綱どおりにさせるかの問題点。たとえば不法建築、その他新聞に載りましたが、それを明確にキヤツチして、府と協議してどんな対処をしたのか。一つの問題が発生したら、それに対して市民がどういう態度をとるのか。ほかの業者がそれを見習うという問題がございますので、きちんとした対処の仕方をやつてるのか。明快にお答え願いたいと思います。

以上、簡単でございますが、明快なお答えをお願いし、答弁によつては再質問させていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 解放総合センター所長（萩本啓介君） 「郷土の歩み」につきましてお答えさせていただきます。

「郷土の歩み」第5号は、ことし8月発行したものでございます。編集前にたまたま王子火災が発生し、部落の悪い環境がこうした惨事を引き起こしたということで、中心を王子火炎の特集とさせていただきました。御指摘の76ページ以下の報告形式の記事でございますが、やはり王子火炎等の同和問題の環境改善に関する関連事項として、また一面、措置法の期限切れ等がございまして、非常に住民のこの問題に対する高まりが大きいわけですが、一般的には中央の成り行きというか、状況というものが余り知られていない、このように判断いたしまして、判断材料を読者の皆さんに提供しようということで、たまたま上田氏の報告がございましたので、それを利用させていただいたということでございます。

- 21番（直村静二君） 行政の主体性の点ではどうかという質問です。この中に編集委員として谷口昇という人がおるが、私はこの人を知りませんが、この人たちは皆職員になってるんやないですか。編集委員の中で市から金をもううてる、また、市の職員になってる人が、一つの同盟という団体の委員長の報告を

こういう公のところに載せる。この中には、各党の誹謗的なものがありますね。国民的課題と言
いながら、ひとりよがりの勝手な解釈もあり、その点で行政の主体性はどうか。館長であるあな
たがそんな答弁をしておつたら、下の職員を指導監督できない。地方自治法139条の中立公正
をどう守るんか。何ともならない答弁ですね。その点市長、きつちりとしたお答えを願いたい。

○ 市長(池田忠雄君) 直村議員さんの御質問、私、不明ながら寡聞にして、その「郷土の歩み
第5号ですか、読んでおりませんが、いまの御指摘をお聞きしておりますと、上田さんの報告の
中でいろいろ問題があるということですが、わかりました。一度よく精査をいたしまして、今後
十分注意いたしたいと思います。

○ 21番(直村静二君) あなたは読んでないのなら、ちょっと読んだげます。「この部落解放
の運動というものは、例えば池の埋立でいうならば池の埋立のように土を盛つて埋立てたら、実
際、上から見たらですね埋立てたように見えていても、じきに地盤沈下するわけですね。だから
もうてんこ盛りにやつてもええ加減ですわな。それでも2、3年したらまたへこんでしまうとい
うことになるわけでありますから・・・」、これはまあ、一つの見解ですが、「福田の次は大平
が總理かといわれているが、なに言っているんじやということで自分は福田の味方をして大平と
いまけんかやつてるわけですね」、「中曾根という奴は悪い奴でね・・・」、こういう下劣な舞
台裏のものを麗々しく活字にしている。解放センターの事務局扱いで、しかも、編集委員は市の
職員になつて。こんなものは通りませんよ。これは参考としては絶対に避けてもらわなかん。
解放同盟の費用でやつてるなんらいいですが、行政の主体性の確立からすれば大きく逸脱してゐる。
今後注意するというあなたの答弁ですが、改めますな。

○ 議長(横田憲治郎君) 次。

○ 人事課長(稻田順三君) まず、市職員のうちの同和関係の職員は何名かということですが、
財務部長の御答弁にもありましたが、若干議論の分かれるところですが、同和関連として携わる
職員が現在385名で12億2,500万円でございます。

2点目の池田市長になつてから採用した職員は全計198名、このうち同和関係は49名とな
っております。

それから、公募かどうかということですが、すべて選考で行つております。

それから、同和関係の国の補助金の件ですが、国、府合させて約5,600万円、全体の入件費
総額の約5%でございます。

それから、今後の新規採用の件でございますが、先ほどから市長、助役等がお答えしておりま
すように、やはり自主再建に向かっていく中、基本的に人事の見直しを行い、今後は、できるだ
け不採用の原則を貫りていきたいという考え方方に立つております。やはり自主再建に関連いたし

まして、年が明けた段階で採用計画をどうするかの態度が出るものと考えております。よろしくお願ひいたします。

- 21番(直村静二君) いずれ、私は同和対策特別委員ですので、また、各課に行って聞きます。一般質なのでポイントだけ聞きます。

公募をしてない、選考だというのは、推薦ということですか。この解放同盟関係からとなる。そこで、はつきりしておきたいのは、われわれ議員にかけて、市の職員になりたいという人がたくさん来る。しかし、実際問題としてなかなかできない。同和関係はよく入つてなるとなる。さらに掘り下げていくと、同和地区住民の就労対策という点から言えば、解放同盟だけの推薦ではちょっと問題があろうかと思う。というのは、選定の基準が、運動団体関係だけを選定するということになつてしまふ。地区住民全体の就労対策の点では、地区全体から有能な人を求めていく角度に立たないかん。この編集委員の非常勤の人も結局職員にしたんでしょう。23名か24名いたんでしょう。現在、まだ13人おるというが、この人らも職員になる可能性がある、前の実績からね。解放同盟の副支部長なり書記長の肩書のあつた人たちを職員にして、その次に執行委員がかわつたら、またその人らも職員になる可能性があるが、そういうルートをこの際、改める気があるかどうか。そうでなければ、先ほどの天堀議員の質問に対して、助役の答弁では、あらゆる面で見直すということですが、これがあらゆる面に入るのか、入らないのか、この点、市長からはつきり答弁して下さい。

- 市長(池田忠雄君) 御理解をいただいておりますとおり、低位性の同和地区の方々の就職の困難さという点からして、仕事、就労の保障という中で推薦を受け、行政としては、その中から選考、テストをして採用してゐるという経過でございます。

お尋ねの御趣旨の点でございますけれども、今後とも要求者の解放同盟とかいう意味ではなく、事業組合等もございます。そうした問題についても、府同促方式を導入しておりますので、府同促方式の中で今後とも検討させていただき、対処させていただきたいと存じております。

ただ言えることは、いろいろ御懸念があろうと存じますけれども、先ほどからの財政問題でいろいろ申し上げておりますとおり、のつべきならぬ実態に相なつております。そうした点から、こうした職員の採用問題については、今後ともシビアにとらえていかなければならないという問題がございます。また、先ほどからお話の点につきましては、より行政の主体性を持つて対処してまいりたいと存じております。

- 21番(直村静二君) きつちり言うときますが、私の質問に対するあなたの答えは大体そういうことですが、いままでは、それでごまかしというか、慢然と日を送つてきた。しかし、いまや府同促であろうが何であろうが、和泉市が持たん、背に腹かえられんところに來てるんです。

府同促が全部人件費をもつてくれますか、もつてくれないでしよう。きょうび、1人当たり300万円としても5,600万円で20名分と違いますか。解放会館の補助金人件費1,000何ぼ、しれてますな、19人もいるんだ。だから、それは府同促方式で国や府が全部人件費を見てくれるんかということです。今まであんたは、府同促方式で窓口一本でやつてきたが、そんなことはあかんところまできている。

議会に財政対策委員を委嘱しているが、私の意見なんかどこへ入りますか。議会の代表というが、われわれ4人の議員団の意見は、そもそもこの議席に座つてる議員は市財政の再建を願つてと思う。われわれの意見はどうなるか。本会議で質問なり答弁をいただく、責任をもつて聞いてもらわなあかん。府同促が全部人件費をもつてくれるんか。和泉市の一般会計から出さんでもええようにしてくれるんか。国が何ぼくれてるか、5,600万円、5%やという。

市長、あなたの答弁は通り一遍に聞こえる。和泉市には和泉市の実態がありますから何とか考えないかん。どつちをとるかですね、和泉市をとるか、5%しか人件費をくれんような府同促に乗りかかつていくかです。

○ 市長（池田忠雄君） 誤解があつたらいけませんので申し上げますが、私の申し上げました趣旨は、現下の緊迫した再建団体転落直前という財政実態の上に立つて、職員問題はシビアに考えてまいりたいと申し上げております。今後の職員採用については、非常にむずかしいものがあります。施設増に伴つて問題はありますが、できる限り財政対策委員会とも御相談してまいりたいと思いますが、やはり職員の採用は抑えてまいりたい。不補充的な考え方で立つて再建をやつてしまはなければならないというのが、私の前段の気持でございます。不補充を基本的な柱にしながら、これから行財政に対応していくなくてはならんという立場でございますので、今後、いまの職員の中で配置等を考えて対処していきたいという考え方でございます。

○ 21番（直村静二君） 結論的に言うと、会館職員の19人も要らんということ。今後、金がないから雇えない。国府補助が少ない。ことに同和関係の人件費の補助が5%、半分以上もらわなあかん。こここの職員も不補充、よそへ回す場合も出てくるという答弁です。そうなると、一般市民からの募集もあかんとなる。ここまできた3年間の責任は追及したいと思います。

あらゆる面での見直し、特に同和行政は主体性をもつて見直さないかん。それをしないとあかん。市の入件費、ラスパイレス指数が大阪府下32市中けつから3番目になつてきている。午前中の天堀議員の質問にもあつたように、何の効果も出でていない。一体何をしておつたんか、その点は強く言うとします。

さらに、財政対策委員の元議長さんがおられるが、こういうことになつてくるんです。われわれの意見をどこで聞いてくれるんや。常任委員会でいくのか、会派代表でいくのかということで

す。同和問題にはつきりメスを入れてくれなあきまへんせ。そうせんと、あんた方が泥をかぶりますよ、と言いたい。異存があろうとなからうと、今日、そこまできてるということですよ。正しい真に解放につながるもの、役立つんなら適正なものでいいでしようが、適正を上回つてから問題なんです。

- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 産業衛生部長（内田 繁君） 診療所問題で3点ほど御質問がございました。まず、現在運営委員会で事務職員を何人雇つてあるかということですが、これにつきましては、医師団を除きまして、医療職看護婦等を含め18名、うち運営委員会の雇用が1名、との17名につきましては、市の職員でもつて診療所の方へ出向という形をとつております。

2点目の事務局長の給与につきましては、運営委員会の給与規定に基づきまして、本俸28万7,100円です。

それから、現在の運営はどういう形になつてゐるかということですが、従来から申し上げておりますとおり、運営委員会に委託し運営を行つていただいてるわけでございます。すなわち、公立設置民営方式という形になるんじやないかと考えております。

それに対する補助金、貸付金は、当初予算でもすでに載つてますので御存知のように、補助金は1,500万円、貸付金は3,100万円でございます。補助金の用途につきましては、診療所運営上の赤字補てんということでございます。貸付金は御存知のように、保険診療を行つてゐる関係上、保険の請求が1ヵ月ほどおくれていたします。そうすると、診療報酬等いろいろの手続を経て支払いが3ヵ月ほどおくれますので、その間の運転資金、薬剤の購入資金等に貸し付けを行つてゐるという状況でございます。

- 21番（直村静二君） 1人の月給だけ聞いたら申しわけない。運営委員をやつてるメンバーで、非常勤嘱託とか、市からお金をもらつてゐる人は何人ありますか。
- 産業衛生部長（内田 繁君） 診療所運営委員会が雇つてゐる1人につきましては、一切運営委員会の方から支給しております。
- 21番（直村静二君） 市の職員になつたら、金は市から出るんでしょう。運営委員会で金の出でている運営委員はあるかということです。
- 産業衛生部長（内田 繁君） いまはありません。
- 21番（直村静二君） 事務局長の28万円はどこから出でるの。
- 産業衛生部長（内田 繁君） 運営委員会の会計から出でております。
- 21番（直村静二君） 運営委員会の補助金の1,500万円から出でるのと違いますか。
- 産業衛生部長（内田 繁君） それは赤字補てんの形で補助してゐる金です。

- 21番(直村静二君) 28万円は運営委員会の会計ですか、売り上げから入つてくるの。
- 産業衛生部長(内田繁君) 結果的には、そういう運営している収入の中からです。
- 21番(直村静二君) 職員はだれの命令で動くのか。運営委員会の事務局長は市の職員でないが、あの市の職員は使われる、指探監督を受けるのですか。
- 産業衛生部長(内田繁君) いわゆる委託する関係上からです。
- 21番(直村静二君) 職員は、委託された民間の人から地方自治法とかで指探命令を受けるんですか。
- 産業衛生部長(内田繁君) 公社と同じような・・・。
- 21番(直村静二君) 運営委員会の指導監督はどないしてますか、職員も10数人おるんでしょう。28万円だけやなく、管理職手当も出てるんでしょう。
- 産業衛生部長(内田繁君) いわゆる市に準じて18%です。
- 21番(直村静二君) 7、8万円ですか、合計30数万円ですね。

市立病院は特別会計、指導命令権がありますわな、事務局長に対してね、本会議にも出ているし、われわれが質問もする。ところが、診療所の事務局長は議会にも出てこないし、運営について質問はできない、どうなるんですか。そして、その人が市の職員を指探監督できるとなると、私はようわからん。だから、私は公立であつても、あいまいなあめやモチやわからんようになつてるとと思う。職員の指探監督は別のところでやられる。しかも、管理職手当ももうてる。市長の権限が及ぶのかどうか。管理職手当をもうてるとなると、地方自治法で市長の指探監督に入るので、運営委員会は入らんし、職員は使えるという、ちょっとその点はつきり答弁してもらいたい。
- 産業衛生部長(内田繁君) 17名は市の職員でございまして、休職命令を出して診療所に出向している形をとつてます。1名は、運営委員会が雇用した職員でございます。そういう1つの形をとつております。先ほど言いましたように、診療所については、運営委員会に委託し、いわゆる民営方式ということでございます。
- 21番(直村静二君) 言葉じりをつかまえて悪いが、開発公社みたいなもんやと言わたが、助役さん、あんたは人事の専門でしょう。一遍、明快に手直しするかどうか答えてください。
- 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

確かに仰せのとおり、いわゆる診療所に勤務する17人の職員は、市の職員としての自分を持つてございます。しかし、現在、休職という形をとり、和泉診療所の方に出向させております。したがつて、この方々は、市の職員であると同時に和泉診療所の運営に当たつてはいる運営委員会の傘下にも帰属しておる、こういう考え方を持つております。したがつて、事務局長の指探命令

のもとに和泉診療所の業務に従事させておる、こういう考え方でございます。

- 21番(直村静二君) 解放同盟の支部長さんが以前、私に「わしは運営委員会の委員長や」と言いました。運営委員会の長から事務局長に命令がいつて、そして、市の職員を休職させて出向させている、それを指探監督してるとなりますが、そんなこと、かなわんぜ。
- 助役(坂口禮之助君) いわゆる解放同盟の支部長さんが、たまたま運営委員会の委員長の職にあるというだけで、いわゆる解放同盟の支部長さんが、事務局長を指探命令してるとは考えておりません。あくまでも、和泉診療所運営委員会の委員長さん、事務局長という職務において指探監督しておる、このように理解しております。
- 21番(直村静二君) そんな答弁してくれると私も一つ言いますが、いま、府同促方式と言われたが、市の協議員がおるでしょう、市長と同対部長、解放同盟から三役の5人、そして、橋本支部長は、府同促の和泉支部の協議員の会長である。そうすると、和泉市の同和の金を払うのに、府同促形式で解放同盟和泉支部のハンコが要る。それが和泉市の市長、助役ら市側と解放同盟の3人の協議員がおるが、橋本支部長が解放同盟ということでお金をもらう。たまたま、診療所運営委員長が橋本支部長、そして、事務局長の月給が28万円で管理職手当が出ている。私はその辺がさっぱりわからない。たまたま、というような答弁ではあかんのです。たまたまと違いますね。府同促形式でそうなつてるんでしよう。

私は、市民に対してお金を払う場合、市長が会長になつて当然やと思います。公金を扱うんですからね。助役さん、あんたがそんな答弁をするから、余分な別のことも出したくなる。一民間の団体の長が公金を扱う。診療所も公立か民間委託かあいまいで、運営委員長が事務局長の指探監督をする。運営委員長がたまたま支部長、たまたまと答弁するからね。先ほど言つたように、行政の主体性からいつて地方自治法上問題がない。指探命令、監督はできる、その中で適正なものにしなさい。これをあらゆる面で貫かないとだめになる。たまたまとか、開発公社のようなものということでは困ります。

市長、どこから突かれても公正に規則どおりやつてます、とならんと市民は認めにくい。それを知つた上でやつてるということじやなく、議会の協力を得るんでしたら、たまたまとか、そういう実態を改めんと本当の再建はできませんということです。診療所とこの分は意見として申し上げておきます。

解放同盟に対する支部助成金は来年度から大幅に削除してもらいたい。なぜか、解放同盟の役員さんは皆市の職員になつた。将来、それなりの支出をします。公共駐車場から幸保育園、浴場からいろいろ考えるとね。診療所の拡張、これも2億何ば、ますます人が要るということです。ほとんど市の職員になつていけば、市長の指探命令が貫徹する。地元に明るい者が職員になつて

きたんですから、あえて別に非常勤をふやさんでも、減らしていつたらどうですか。13名が職員、また、次にエスカレートしていけば皆職員になれる。肝心の同和地区住民の全体の就労対策がなければぐあい悪い。その意味では、2,700万円もの金についても、十分精査の必要があると思います。そして、本当に必要な分は何ぼと計算してやる。会費も取つてる団体ですから、大幅にダウンして結構だと思います。会費払えるような身分になつてきたんでしょう。職員になつたら月給何ぼと決まつてます。身分保障もあるじやないですか。職員になつた人は解放同盟を脱退してるんですか。会費によつて運営してるんですからね。

そこで、市長に申し上げたい点は、これらの点は全面的に手直しし、そして、議会でも十分答弁できるように、その意味でも腹くくつてもらいたい。私は、3年間見ておりましたが、この件に関しては全然なつてない。私もあなたも余り年は変わらない、2つ違います。同じ世代の人間、昭和1ヶタですからね、ひとつ根生を持つてやつてもらわんと困る。私が言うてるということじやなく、市民の多くが言うてると受けとめてください。

以上提言して、この件は終わります。

- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 教育次長（広岡史郎君） 昭和54年度予算要望事項の中での国府小学校の体育館建設の御質問にお答え申し上げます。

御質問の要旨は、引き続いて行うのか、いつやるのかということでございますけれども、今議会に現計予算にあわせて債務負担行為を追加するほどの大きな校舎増改築事業をお願いしております。体育館の建設は、狭わい運動場をより広く利用することにあわせて、地域の住宅開発の総合的な計画の中で行つていくものでございます。53、54年度の改築事業に連携を保つ中で、教育委員会で計画を立てたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 参与（林 徳次君） 駅前整備の関係と都市下水路の御質問、それから、開発指導要綱の3点につきましてお答え申し上げます。

駅前整備に市の金をかけてもやるのかという端的な御質問でございました。御存知のように、私どもの現在の国鉄との折衝の中で、あくまでも、用地につきましては、無償貸与を前提に強く要望申し上げております。残念ながら、まだ見通しは立つてませんが、基本的な考え方は変わっておりません。

上物の施設は、先ほどから申し上げておりますように、4つほど欲張ったものでございますが、一定の協議が整いましたら当然、原因者負担でやらなければいけない、上物の経費は当然、見なければならないと考えております。

第2点の都市下水路の延長、北1番の踏み切りまで一挙にやれないとということでございます。御存知のように、横尾川の繁和橋の北詰めから排水口をつくり、長期にわたっております。年次計画で事業認可を取つてございます。経過いたします道路は非常に狭わいで、地下埋の各種管の関係もございまして、本年度、議案第57号でございますが、御審議をお願いしておりますように、199メートルで南1番踏み切りのたばこ屋の突き当たりまで、翌年度はちょうど中間まで、旧昭栄劇場下がりの道路のクロスするところまでが来年度の計画でございます。御指摘の北1番の踏み切りまでは、2カ年にわたるということで計画を樹立しております。

なお、その北につきましては56年度で完了、あと3カ年を残す計画になつてございます。

以上、実態を申し上げます。

3番目の開発指導要綱の改正でございますが、御存知のとおり、11月1日付で新指導要綱の運用を始めたわけでございます。申請者、特にミニ開発業者にとりましては、かなり改正したとは申しますものの、厳しいものが幾つかございます。しかし、従来と比較いたしまして、一般的には、非常に理解を深めていただきまして、具体的には、負担金問題も含みまして、事前協議が数件まとまりつつございます。

しかし一部には、端的に申し上げまして、何と言うか旧要綱と同様、要綱逃れができないかといつた傾向もございます。これにつきましては、確認申請の段階でも非常に激しい姿勢をとつて現在やつております。どうしても悪質なもので実力行使といったケースもまれではございますが、あるやに見受けます。それらに対しましては、お説の府の建築指導課に対しても、市の段階でというか、市内で厳正な指導をお願いするといった基本的な考え方で、窓口については、指導を徹底しておるつもりでございます。

- 21番（直村静二君） いずれ、私の方は予算要望書に添えておりますので、ここで端的なお答えを求めようとしませんが、ここでひとつ市長に要望というか、考えを聞きたい点は、開発基金の9億4,000万円については、あなたの方は、再建団体転落防止に使いたいとほぼ考へてる。私の方は、そんなものに使つてもらいたくないと考へてます。駅前整備から北幹線そちらで使つてもうたら早くできる。昭栄劇場の跡もほつぱらかし、あんな金使うんやつたら、国鉄の方へ使えばほんまに整備ができたと思います。いまとなつたら、どつちもいかんわけです。開発基金の金を再建団体転落防止に使う発想はこの際改めてもらいたい。地域整備のためにもううてるんですから、住宅がふえ、人口がふえたら都市施設も必要になる。そのためにも財政再建に思い切ったメスを入れてもらわんと、こつちへ回つてこないと思う。いま答弁がありましたが、また予算委員会でさらにやります。

- 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 産業衛生部次長（角谷泰夫君） 現在の不燃焼物の処理につきましては、先ほども申し上げましたように、ほとんど計画高近くまでしております。今後の方向としては、他に埋め立ての希望等も聞いておりまして、その分について現在検討中で、小田池は、できるだけ早い機会に整備を完了したいと思います。

大体1日で12立米程度の不燃物が廃出されてございます。40日に1回ということで、もし、その日に出せない分はどうするかということですが、その分だけ臨時に回収する方法はございません。市の方で処理券を発行し、現地に御搬入をお願いするといった方策しか現在ございません。よろしくお願ひ申し上げます。

なおまた、20日に1回と短縮した経費でございますが、先ほど大谷議員さんにもお答え申し上げましたように、個別収集を検討する中で、そういう20日に1回に短縮したときの経費等についても算出してみたいと思いますので、いま、その細かい資料の持ち合わせがございませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 21番（直村静二君） わかりました。大体、予算要望なんてものは、ああせ、こうせ、というもので、金がない、金がないという返事が返つてくる。きつく言うたり、請願したものんが勝ちとか、そうなつたらつまらん。

財政再建対策は本当に真剣に考えてもらいたい。私の方も4人もおりますのでね。これだけ言うといて、いまの答弁で再建できたらお目にかかりたいというぐらいです、あなた方の姿勢は・・・。もう一遍今晚考えてください。そして、決算委員会並びに予算委員会で明快なお答えを求めるということを希望して、終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定刻御参集くださいますよう、よろしくお願ひいたします。長時間ありがとうございました。

（午後4時45分散会）

第 2 日



昭和53年12月20日午前10時和泉市議会第4回定期会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	寺田 茂君	15番	横田 慶治郎君
2番	天堀 博君	16番	木下 甲子三君
3番	橋本 佳行君	19番	貝淵 博治君
5番	仁井 明君	20番	田中 包治君
6番	大谷 昌幸君	21番	直村 静二君
7番	金沢 勝君	22番	勝部 津喜枝君
8番	成田 秀益君	23番	三井 正光君
9番	松下 定君	25番	竹内 修一君
10番	山口 義一君	26番	柳瀬 美樹君
11番	上代 卵之松君	28番	坂上 國治君
12番	藤原 要馬君	29番	藤原 利一君
13番	赤坂 和見君		

欠席議員(2名)

18番 池辺 秀夫君

27番 竹下 義章君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田 忠雄	同和対策部次長	生田 稔
助役	坂口 禮之助	市民部長	森 保
収入役	中塚 白	市民福祉事務所次長兼所長	富田 宏之
参与兼市長公室事務取扱	西川 喜久	産業衛生部長	内田 繁
参与兼建設部長事務取扱、土地開発公社事務局長	林 徳次	産業衛生部次長	角谷 泰夫
市長公室企画担当理事	佐原 行雄	建設部次長	吉田 日出男
市長公室次長兼秘書広報課長事務取扱	竹田 明郎	改良事業部長	逢野 一郎
財務部長	麻生 和義	改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明坂 貞士
財務部次長	北野 敦雄	解放総合センター所長	萩本 啓介
財政課長	大塚 孝之	病院長	竹林 淳

病院事務局長	平野 誠 藏	管理部長	杉本 弘文
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原 光 夫	管理部次長	木青 孝 良
水道部長	田中 稔	指導部長	橋高 貞 昭
水道部理事兼 工務課長事務取扱	福本喬久	指導部次長	橋本 昭夫
消防防長	松村吉堯	選挙管理委員会委員長	谷味 日吉
消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫	選挙管理委員会会長	岸田 秀仁
用地担当参事、土地 開発公社事務局次長	岩井益一	監査委員	久光 喜多男
教育委員長	堀内由延	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
教育長	葛城宗一	農業委員会事務局長	信田 種行
教育次長	広岡史郎		

※課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

○
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第4回定期会議事日程

No.1

(12月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和53年6月分)	P. 1
2	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和53年7月分)	P. 6
3	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和53年7月分)	P. 11
4	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和53年7月分)	P. 17
5	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和53年8月分)	P. 22
6	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和53年8月分)	P. 27
7	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和53年8月分)	P. 33
8	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和53年9月分)	P. 38
9	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納 昭和53年9月分)	P. 43
10	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和53年9月分)	P. 49
11	議案 第49号	和泉市公共施設整備基金条例制定について (総務委員長報告)	
12	認定 第1号	昭和52年度和泉市水道事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	
13	認定 第2号	昭和52年度和泉市病院事業会計決算認定について(決算審査特別委員長報告)	
14	報告 第15号	専決処分の報告について(交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について)	P. 2
15	認定 第3号	昭和52年度和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
16	議案 第69号	昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	別冊P. 1
17	議案 第70号	昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊P. 66
18	議案 第71号	昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊P. 74
19	議案 第72号	昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊P. 95
20	議案 第66号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	P. 26

昭和 53 年和泉市議会第 4 回定期会議事日程

No.2

(12月20日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
21	議案 第67号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 29
22	議案 第68号	和泉市議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 38
23	議案 第57号	工事請負契約締結について (昭和53年度府中北幹線築造工事)	P. 8
24	議案 第58号	工事請負契約締結について (幸団地3期建設工事)	P. 10
25	議案 第59号	工事請負契約締結について (幸第二団地2期建設工事)	P. 12
26	議案 第60号	工事請負契約締結について (仮称)和泉市立幸青少年センター整備工事)	P. 14
27	議案 第61号	工事請負契約締結について (和泉市立幸保育園建設工事(建替))	P. 16
28	議案 第62号	工事請負契約締結について (仮称)旭温泉建設工事)	P. 18
29	議案 第63号	工事請負契約締結について (王子第一団地2期建設工事)	P. 20
30	議案 第64号	財産取得について (市立鶴山台北小学校校舎)	P. 22
31	議案 第65号	財産取得について(市立鶴山台北小学校水泳プール)	P. 24
32	議案 第56号	教育委員会委員の任命について	P. 5

(午前10時20分開議)

○ 議長(横田憲治郎君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には何かとお忙しい中、連日にわたり多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長として報告いたします。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは17名でございます。池辺議員さんから欠席届、貝淵議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思われます。現在、17名でございます。

○ 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員数17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議長(横田憲治郎君) 昨日に引き続き一般質問を行います。それでは、25番・竹内修一君。

○ 25番(竹内修一君) おはようございます。25番・竹内修一、ただいまから一般質問をいたします。

順序に従ってまず、54年度予算について、厳しい財政下で部課長を初め理事者の御努力を多とするものであります、議会、その他委員会等、事あるごとに総合都市計画により、あるいは学識経験者を含めた財政健全化委員会の答申を得てとか、精査検討等々の御回答をいただいているのでございますが、もう数年になるわけですが、答申の要点、メンバー等を聞かせていただきたいことがないわけでございますので、要点を聞かせていただきたいと思います。

そこで、54年度こそは昨年、多くの議員さん方から聞かされました、不都合でない、市長さんが常常言っておられる市民本位の公正民主的な予算編成を強く要望する次第であります。なるほど市民本位の予算を組まれておると思われるような是正について、私なりに感ずるところを時間の関係もありますので、実例を挙げて少しですが申し上げますので、御賢察のほどをお願いいたします。

その一、これは赤阪議員さん、天堀議員さん、その他の議員さん等が指摘されておりますが、市長就任されて3年来、市民さんの声を代表して強く要望しておられる件でございます。すなわち、交通事情の悪化、公共料金の値上げにより経費、時間等の関係上、和泉を数プロ

ックに分け、そしてサービスセンターあるいは市役所の出張所、取り次ぎ所等を設置していただきたい。精査検討はすでに熱心になされておるようになります。しかし、私はここで厳しい財政事情ということもわかりますので、市民要望にこたえて取り次ぎ所ぐらいは数カ所に設けてこたえてもらいたい。せひとも54年度で実施していただきたいと思うのであります、その点お聞かせ願いたいと思います。

その2番目、これも同じく市長さん就任以来、教育長等が御努力をいただいている件でございます。なお、教育委員長が信太御出身でありますので、中学単位に公立幼稚園を設けるという基本方針があるて、1番最後に残しておられる懸案だと思います。しかし、これも機はすでに熟していると思います。また、数度にわたって私も住民要望として要望し、5千数百名の署名請願も出でる件でございます。だから、責任ある立場において、中学単位に公立幼稚園を検討するという御回答をいただきたい。

われわれが鶴山台に入居する前に市民の事前協定があったので、これも了としたわけであります。そこらも含めて、本腰を据えてやってもらえるかどうか、これをお聞かせ願いたいと思います。

その3、行政の広範囲にわたる肩がわり的な任務を果たしている。昨日もいろいろ人件費等の問題があったのですが、本当に一生懸命にやっておる諸団体があります。この補助金の問題です。昨年度も強く要望されておったところでございます。各議員さんからも出でております。いかにまじめに熱心に池田市政を助けてくれている方々の団体数個を挙げて、もうるる申し上げておりますので、端的に数字をもってお示しします。

婦人会、これは60万円でございますけれども、40万円アップはぜひ実施してもらいたい。婦人会の新聞すら発行ができない現状でございます。自費出版もやろうと思えばやれるでしょうが、そのときにはどういう記事になるかということを考えてももらいたいと思います。

2番目は防犯、少なくとも50万円。これは市長以下非常に留意され、いろんな面でカバーしておられることは私、よくわかります。しかし、市の行政はいずれもそうですけれども、校区を単位とするところの地区の活動が活発に行えるような体制にもっていかなければ実効は上がらんのではないかと思うわけです。したがって、17校区ありますので、校区活動費として5万円を計上すれば100万円となります。財政厳しい中でございますので、50万円ぐらいはアップしてもらいたいと思うわけです。

3番目、福祉の後退等が言われているとき、市社会福祉協議会も同じ理由に基づいて800万円要求して400万円で昨年はとまっておりますが、その400万円もほとんど人件費です。地区活動をするならば、100万円はぜひ要るということです。その結果として、日赤の団長

がおっても、各地区に日赤の業務を推進する組織ができておらない。もってのほかだと思います。

その4番目は保護士会、たった10万円ですが、本当に40数名の保護士が日夜苦労しているわけです。あわせて更生保護婦人会、これも抱き抱かえている現状でございます。お隣りの例をとりますと、高石市にあっては、たれ幕等 もつくって保護司会と更生保護婦人会両者の存在価値を明らかにし、明るい町づくりに邁進できるような体制をとっておるわけです。数は14名で、28万円ぐらいの助成をしておると思います。和泉市は47名になろうかと思いますが、それで10万8千円でございます。そこらも検討願いたい。

以上、2、3の例を示したわけでございますが、私が申し上げた数値は、わずか206万円でございます。250億の予算を適正配分されると思いますが、0.01%以下の数字でございます。そこらもよく御監察いただき、善処していただくことを要望しております。

大きな項目の次は青少年非行化防止です。これが大事なことは説明を要しないと思います。しかし残念ながら、わが和泉市は、府下の青少年非行、世界的に犯罪が悪い意味で伸びているわけですが、府下の2倍以上の非行事犯が起きておりますが、これに対する行政としてのお考えはどうか。それから、9月19日に決議案が市長のもとに提出されておると思うが、その後、どういうぐあいにされたか、あるいは今後どうされるのか。これも校区単位なり、そういう組織でもって、何も金だけをかけよというわけではないんですけど、そういう組織なり協力体制をつくることが第1番ではなかろうかと思います。昨日、仁井議員が250名の暴走族という実例を挙げておりましたが、そのとおりなのであります。これが暴力団に引き入れられる可能性もあると思います。

3番目、消費者行政について、これは大事なことで、わが和泉市は、よく前向きにモニター等を設けてやっておられることはよくわかるんですけれども、最近の消費者物価は高値圏で安定し、物資についても一応、品不足ということもなく出回っておるようですが、年末を控え、一般消費者の家庭に影響を及ぼす生活関連物資、特に生鮮食料品等の計量指導はどのようにになっておるのか。先日、市が実施した計量調査で、量目不足が各校区で多く生じているように聞いておりますが、その実態はどうなのか。また、これらの対策はどのようにしていこうとしておられるのか、お伺いいたします。

4番目、交通安全対策について、過日、市長のもとに信太、鶴山台3校区の婦人会長がお訪ねし、そのときに34町会、1万1,024名の署名を携えて來たと思うんです。これは1週間ででき上がってること、いかに要望しておるかのあらわれだと思います。私も同席を求められましたが、今回に限り、あなた方で行きなさい、ということで昨日、3人の会長がい

いろいろ話に見えたわけです。

これは北信太表玄関、北玄関という表現で議会では言われておりますが、阪和沿線の三駅共通の問題でございます。むずかしさはあろうと思いますけれども、どのように対処されるのか。泉佐野の対処の仕方も一つの方法でありますから、温かい行政としてどのように対処されるか、お伺いいたします。

4番目の2、これは地方自治法第二条第三項、第八項に規定されておることですが、交通安全施設整備については、国の施策として一次、二次、51年度から55年度高は、第2次の交通安全事業が進められておるところであります。和泉市においては、人口の増加に伴い、財政の黒字とかの伸びはないのに悪い面だけふえてるような感じがします。自動車も増加しております。41年以降、逐年交通事故が増加している現状であり、特に本年はすでに死者12名、昨年の4名に対して3倍と急増している状況にあることは御存知のとおりです。

このような事故発生状況に対し、比較的容易にできる事故防止対策として、交通安全事業費以外に道路表示一般整備費を計上。特に車道外側線、交差点、新しいつけかえ道路、あそこはすでにその処置がされております。整備することが望ましいと思われるが、どうですか。

以上で終わりますが、再質問の権利を保留します。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 財政部長（麻生和義君） まず第1点目の過去に行いました財政健全化委員会の設置のメンバー、答申の内容いかんという御質問にお答え申し上げます。

健全化委員会につきましては、8名の市の幹部職員をもって組織いたしました。すなわち市長、助役、前の収入役、教育長、当時の中塙参与、阪本参与、市長公室長、前の財務部長でございます。その上に専門委員として、理論的な立場からということで学識経験者三人をお願いして組織した次第でございます。

答申の要点でございますが、以前申し上げた機会があったように存じますが、改めて申し上げますと、健全化の方策として、やはり自主財源の増収は申すまでもないわけであります。いわゆる税収の確保でございます。課税客体の把握、徴収率の向上等いろんな答申があるわけです。それから、使用料、手数料関係の適正化と申しますか、減価計算等、その他受益の範囲等を勘案して、手数料、使用料の設定に向けての内容の答申。それから、もちろん国に向けての地方交付税なり諸税の交付金の増額獲得の努力。

歳出面につきましては、いわゆる経常収支比準の問題については、本市は構造的に財政基盤が脆弱であるといったところにメスを入れ経常経費の削減については抜本的な努力を行わなければならない。その中では、人件費の対策はどうあるべきか。それから、当時の行政事務の問

題ですが、事務の合理化。また、多種多様にわたる各種団体の補助金の整理統合、この問題について、3年来、いろいろ御協力をいただいてまいってあるところでございます。投資的な経費についても、超過負担の問題や市単独事業の緊急度の問題。それから、話は前後しますが、いわゆる公債費のあり方、対策等でございます。

以上が要点でございますが、よろしく御賢察賜りたいと思います。

○ 25番（竹内修一君） いま聞いておりますと、答申を得たもののうち都合のええものだけやっておる。昨日も出ておりましたが手数料は他市に比べて2倍、補助金は切ってしまう。それよりも財源の獲得の努力をより一層やってもらいたいと思うんです。また、金でなくても施設整備、その他確実に100%あるいは80%の補助があるという事業を進めていく、それで市民の要求にこたえる道はあると思うんです。幸い、大阪施設局長が本省の建設部長がなっておりますので、鋭意努力してもらいたいと思います。私、7月から毎月各省に行ってますがなるほど市長は行っておられますが、和泉市からは余り来ておられない。

それから、せっかく予算のついたもの、林参与あたりは、まだ管理局の加藤局長のところに行ってないでしょ、北信太駅の改造問題でね。これは市長も行ってともに努力してくれたのであり、紀勢線乗り入れの10月1日まで待ってくれということで、向こうに貸しをつくつくるわけですよ。幸い、渡辺局長がまだおりますので、できるだけ早く行ってください。角谷次長が昨日の答弁で言ってましたが、これは地元を通じて上層部に行く手順だと思いますけれども、大きなところにぶつかって予算の獲得なり、市の要望することの実現を図るということなことをどしどしやってもらいたいと思うんです。

それから、206万円については大丈夫ですな、財務部長。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、先ほど申し上げましたのは、昭和51年度の市内での健全化計画でございます。その後、いろいろと補助金等の整理統合した中で、審議会を設置して御審議を煩わし、その議を経て実施に向けるということですので、それを復活するとか、増額するとかいう問題については、現状の財政事情並びにそういった諸方策について現在、健全化に向けて鋭意努力している中、それから、財政対策委員の皆さんにもいろいろと御審議にあずかっていただくわけでございますので、現時点では、それではそうします、ああします、というようなお答えは申し上げにくうございます。

以上、御賢察賜りたいと存じます。

○ 25番（竹内修一君） その件に関しては御賢察するということで、そちらをひとつ賢察の上対処してもらいたいと要望しておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

- 市民部長（森 保君） お答え申し上げます。

第2点目のサービスセンターの問題でございます。本年第2回定例会ですか、本会議の一般質問でお答え申し上げておりますが、昨年9月末、本市の事務改善研究委員会の臨時委員会として、サービスセンターのプロジェクトチームが発足しております。目的は、広範囲な行政と最近の人に増加にかんがみ、行政サービスの充実を目指として設置されました。

研究課題につきましては、業務内容の方法と実践、センター設置の場所、運営の方法、費用コスト問題、設置都市の実態調査でございます。

メンバーは、私を含めて8名で構成しております。

今日までの研究回数は10回やってございますが、事務改善研究委員会の中間報告といたしまして2回、最終10月5日にサービスセンター研究委員会の報告書を事務改善研究委員会に報告してございます。あと、設置に要する財政問題等、数点についての一部調査を事務改善研究委員長より指示を受けてございます。最終結論までも少し御猶予をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 25番（竹内修一苦） そこで、先ほどの財務部長の回答にも関連するのですが、限られた予算の中で当然のことです。切るべきところは切って、やはり妥当と思われるところに予算をつける、これは市長の決心、判断、勇気が必要だと思うんです。要望しておきます。

- 議長（横田憲治郎君） 次。

- 教育次長（広岡史郎君） 中学校区単位に公立幼稚園の設置に本腰を据えよとの御質問にお答え申し上げます。

信太中学校区の幼稚園建設につきましては、かねがね強い要望をいただいてまいっております。教育委員会といましても用地の確保のため、それなりの努力を重ねてまいってきたところでございます。

御承知のように近年、土地利用の高度化、また、多様化される中、なかなか適地が見当たりません。また用地を求めるにおいて、現下の財政事情から相当の制約もございます。そのため御質問にもございましたように、委員長さんが信太校区の御出身の方でございますので、借地等についていろいろ物色していただいております。なお現状、この位置にという決定的な答えは出てまいりませんが、2、3かなりいい線で進めてまいっておりますが、それらについて、借地でいくかどうかをあわせて用地確保の中で検討してまいりたい、かよう思うわけでございます。

- 25番（竹内修一君） 教育委員長さん初め努力していただいていることはよくわかります。ありがとうございます。

なお、地元にも借地等について協力方を要請しておるので、話が進めば持っていきたいと想いますが、先日、私が提案したことは、市長の決心する事項だと思います。うやむやになっているわけです。16万円で市は買いましょう、と数年前に言つた土地です。ところが、17万円で民間が買いたいということで来られ、またその後、13,4万円であれば買いましょう、といった土地もあるわけです。約千坪ございます。

そういうことを含めて、本腰を据えて、いま、教育次長からの御回答を頼りにしますので、そのように署名等をいただいた方に回答しておきますので、早期解決を図ってもらいたいと思います。教育委員会の責任において、また市長として決心してもらわなかんかんと思います。土地に関連しては、また3月議会で触れたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 産業衛生部長（内田繁君） 消費者問題について、質問内容が2点ほどあったと思います。

まず第1点は、いわゆる小売り業者に対する計量指導をどのようにしているか、特に年末を控えての計量指導はどうかというお尋ねでございます。このことにつきましては、市内商工業者の使用をおられます計量器について、計量法に基づきまして毎年1回、府によって定期検査を実施しております。合格した計量器につきましては、消費者にわかるように合格表示を行つておるわけでございます。

特に年末を控えての市内の生活関連物資の計量指導につきましては、府の協力を得て抜き打ちに小売り店の立ち入り検査を実施、消費者保護に万全を尽くしている状況でございます。

2番目の最近、市が実施した量目調査の実態あるいはその対策についてでございます。量目の調査につきましては、市におきましては、消費者に対する計量の普及、業者の自覚を促す目的でやっております。今回、職員を中心として、バラ売りされておる商品の量目調査を10月8日に実施いたしました。いままでも毎年1回、実施しておったわけでございますが、それによりますと、適正であったという量目の商品は約70%、多く入っていた商品が15.8%、不足しているものが15.8%になっておりまして、他市とほぼ同等な数値でございます。不足商品としては、肉類、食肉加工品、魚介類等が目立ったものでございます。いずれにしても、量目が大幅に不足しておるものはありませんでした。

今後の対策ですが、本調査結果に基づきまして、市内業者の団体等を通じて指導してまいりたい所存でございます。

以上でございます。

○ 25番（竹内修一君） いまの件は結構です。業者の指導もさることながら、消費者は、1グラムでも足りないと、足りないという声が拡大するわけです。行政の立場として誤解のない

ような措置。これは対立でいく場合が多いが、神戸方式は共同共栄の立場です。その上に立っていく行政の方向を示しているわけです。私も、その方がいいと思います。悪徳業者に対しては厳しく臨んでもらいたい。それだけ要望しておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 産業衛生部長（内田繁君） 交通安全対策問題で2点ほどあったと思います。

まず、駅前自転車問題につきましては、かねがね御心配をいただいているところでございまして。私たちも非常に苦慮しておりますことでございます。ちなみに全国的な問題であるということで、この問題解消策として、全国市長会を通じて、国に対してこの対応策について要望しておるところでございます。

現在、本市といたしまして応急対策でございますが、各駅に一定の仮設集積所を設け、路上に放置しないようにいたしておりますが、一時的な解消に終わっているような状態でございます。したがって、抜本的対策の必要を痛感しておりますがございまして、各駅周辺の事情等を調査し、恒久的な自転車置き場を設けるべきであるということで、国の施策とあわせて積極的に検討してまいりたいと考えております。

それからもう一点は、交通安全施設に対する市単事業の予算化であったと思います。御指摘のとおり、53年度市単事業でございますが、過般来の補正予算におきまして、50万円の計上をお願いして認めていただきました。

御承知のとおり、お気づきだと思いますが、いわゆる市道の交差点において、交差点マークを設置しておるようなことでございます。来年度以降についても、やはり市単事業としてのそういった標識、表示等も、財政事情等も踏まえながら十分検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしく御賢察いただきますようお願いいたします。

○ 25番（竹内修一君） 産衛部長から回答していただきましたので、期待を持っております。これで約束どおり終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） 続いて。13番・赤阪和見君。

○ 13番（赤阪和見君） 通告趣旨に基づきまして説明させていただきます。

休日診療所の業務についてであります。子供の突然起こってくる歯痛、平日でも予約制でなかなか診察してもらえず、父兄、保護者は無理を言う子供にどうすることもできず、また、それが休日ともなれば、もうお手上げであります。そこで、何とか休日診療所に歯科の設置計画を立て実施してもらいたいと思います。

観点が変わりますが、毎年の小中学校、幼稚園、保育園の保健費を見るとき、校園医の内科

と歯科医の報酬予算は同額です。眼科、耳鼻科の約倍でございます。いかに歯科、内科は他に比べ児童にとって大切であり、特に歯科は、乳歯から永久歯に、後はその永久歯をいかに守るかにかかっているわけであります。早期発見、早期治療で学校保健診察を生かしていく、その場をつくっていく考え方はないかどうか。

また、市立病院も総合病院を目指し、眼科、耳鼻科の設置スペースの確保はしてあり現在、その設置を検討中と聞くが、歯科も考え合わせていってはどうかということです。まずその第一歩として、休日診療所に歯科の設置を関連医師会の協力を願い実施してもらいたいわけであります。そういう点で基本的なお考をお願いいたします。

次に、心身障害者児の社会復帰についてであります。本定例会補正予算において、通所ミニセンターへの助成を取り上げていただいたことに、まずは御礼を申し上げます。また、本日の新聞でも御存知のように、あの通所ミニセンターには、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等いろいろな方の御好意をいただきておるそうであります。しかし、市はそれをもってよしとするのか。今後、助成に対する考えはどうか。また、それとは別に、公立の授産所の建設の考えはあるかないか、お聞かせ願いたい。市の行政の中で心身障害者児が希望と喜びを持って仕事ができるよう、公園清掃等何らかの形で仕事を出すことができないかどうか、検討していただけるかどうか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に3点目、保育所の建設と今後の方針については、この場で保育所の必要性は言うまでもなく、過去、一般質問等で皆さんのが訴えられておりますので、そういう点は省くとして、端的に伺います。

園建設は、新設、建てかえについての基本的な考え方はどうか。古い園舎を早急に建てかえが迫られていると考えるところは何園で、どことどこか。また、建てかえる計画の園は今後、現在の公立をそのまま移行していくのか。私立も二園目となり、今後の新設園は私立となるのか。以上の点について基本的な考え方、今後の詳しく述べ願いたいと思います。

4番目、教育施設の格差是正について、よく歴史ある学校と新設校を比べると両方長短があり、比べるのはむずかしく、比べる方が間違いであるとも考えられます。しかし、教育の場としての施設設備を再点検、整備することが大切であると考え、公平で民主的な、だれもが義務としての教育を受ける機会を考えるために、格差是正をしなければなりません。

そこで、2、3点お聞きいたします。特にＬＬ教室の設置を郷庄中学、富秋中学の二校だけではなく、全中学校に設置して当然ではないかと思うものでございます。その点についての計画があるのかどうか。

2点目に、市の目標である一校区一幼稚園の設置はどうなっておるのか。特に狭い南松

尾幼稚園の建てかえはどう考えておるのか、お聞かせ願います。

それから3点目に、学校給食について少し確認しておきたいと思いますが、第2回定例会だと思いますが、先割れスプーンの問題を取り上げ、その答弁をいただきました。その中で今後おはしの使用等を試験的に行って検討してまいります。と前向きの答弁をもらいましたが、その点、その後の経過のほどをこの際、お聞かせ願いたいと思います。

次に、市民スポーツの育成及び施設充実について、まず、育成の面からお聞かせ願います。

春秋2回の軟式野球及びソフトボール大会等各種あると思いますが、教育委員会社会教育課でつかんでいる野球、ソフトボール、テニス、バレーボール等の組織数、また、総スポーツ人口をわかる範囲でお答え願います。

また、それらの育成については現在、どのようにしているのか。また、それらスポーツクラブの使用するグラウンド、これは設備面であります、体育館の施設等は、スポーツ人口に対して足りておるのか、いないのか。理事者においても足りないと考えるならば、今後の対策はどうにしようとするのか、お聞かせ願いたいと思います。

最後に、国民年金特別納付金の貸し付けについてであります。国民皆年金の実現を目指し、2年間、3、4度目、最終といわれて国民年金特別納付が実施されではや、6ヶ月を過ぎようとしております。社会の変化というか、非常に年金に关心を持ち、自分は幾ら納付しなければ、と相談される方が多いと聞きます。しかし、その金額の多額なことにびっくり、また年金制度自体の複雑さにさらにまたびっくり、と困惑される人々の話をちょくちょく聞くとき、何十万円というお金はとても無理です、ということで話に少しも進展はありません。

このような現状を思うとき、この年金は、老後収入がなくなったとき、何らかの形で生活できるお金を公的年金で、という希望を考えたならば、今回の特別納付の機会に、市民皆年金となるような措置として貸し付けを図ってはどうかと思うわけであります。そこで、市財政が苦しいというならば、都市銀行と提携し、市ができる限り弱者を守る行政をこの最終特別納付を通じ実施する気持があるかないかをお聞かせ願いたいと思います。

以上で通公趣旨の説明を終わります。答弁内容によって再質問を留保いたしまして、終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部次長（角谷泰夫君） 第1点の歯科の問題について、お答え申し上げます。

確かに議員さん御指摘のとおり人間の体の部分で補正回復のないものは歯でございまして、これに対する処置対策等につきましては、十分理解できるものであります。ただ、診療所発足時におきましては、直接生命に関連すを診療科目ということで、内科、小児科で発足いたし

ました。その後の経過等、現在の医療体制から考えまして、歯科医師会との協議、また、施設設備の改築問題等々とあわせまして、早い機会に前向きで検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 13番(赤阪和見君) よく質問、また答えにもあるんですが、他市との吊り合いとか、そういうことは今回抜きにしても、この近くでも歯科医療はやってるわけです。そういう点でどうもと言うんじゃありませんが、市が総合病院を目指していく前向きな姿勢があるならば、歯というのは再生が効かないという点からするならば、また、校園医の予算の取り方も一緒なんです。眼科、耳鼻科に比べて約倍なんです。内科といえば、胃や方々にありますが、歯科は、まず36本だけです。ですから、早期発見、早期治療が一番大事です。なかなかわれわれも行きにくい。いま、前向きに検討していただくということですので、これで終わりますが、何とか早急に検討してもらって一步でも前進するようよろしくお願ひしておきます。

○ 議長(横田憲治郎君) 次、市民部長。

○ 市民部長(森保君) お答え申し上げます。

御指摘の点、関係部局といたしましては、日夜、心痛いたしております件でございます。先ほど議員さんからお詫のミニセンターの補助金交付については、本当にやりがいのあることだと思います。御存知のとおり、阪南市町村では、心身障害者に対する施設問題を含め、手をつなぐ親の会、肢体不自由児父母の会など各種団体が中心となりまして、多くの方々の協力を得ながら障害児共同作業場が設置され、取り組んでる現状でございます。本市も少額でございますが、本定例会に御提案申し上げ、御審議を煩わすことになってございます。

基本的な考え方の中で、今後、心身障害児のための施設を公正で設置していくかどうかという御質問でございます。これにつきましては、関係部課、国、府とも十分協議、検討してまいりたい、かように考えます。

仕事保障の問題でございますが、比較的軽度の心身障害児に対して、現在、大阪府の労働部と公共職業安定所、大阪府の心身障害者雇用促進協議会が主体となって実施しております身体障害者の雇用関係についても先日来、私も安定所を回って所長さんなりからいろいろお聞きしたわけです。軽度の方で一人でも多くの方が社会復帰ができるよう努力してまいりたい、かよう考えております。

○ 13番(赤阪和見君) あのね部長、今後検討するとか、そういう段階ではないわけです。というのは、通所ミニセンターも、個人的にどこの家もそういう人がおったが故に、また、そういう場所があったが故にできたんやと思います。そういう感覚ではなく、本来行政がしなければならない弱者を守る立場、国の補助もついてるわけですよ。50人以上ですか、30人に

後退したようですが……、前向きに取り組んでいただきたい。

養護教育が義務化されている中、卒業生が出ます。しかし、働く場がなく、家に閉じ込もってだんだん元に戻っていく。成長するんじゃなく、今まで義務教育化の中で訓練された子供が元へ戻っていく。もっと言えば、こういう施設、授産所云々ではなく、医療のリハビリテーションですか、機能回復訓練をする場をつくってもらいたいというんですが、それはそれとして、そういう大きな予算がどうのこうのと言っても無理でしょう。だから第一歩として、もう少し訓練すれば、仕事をやれば、という内容のある授産所設置の考えがあるかないかという点を聞いてるわけです。国や府がどうのこうの、市が検討していくとか、そういうことではなく、ほんまに建てようとする気があるのかどうか、その点聞いてるわけです。もう少し明快な答弁をお願いしたいと思います。

- 市民部長（森 保君） 再度の御質問で明快な御答弁ということですが、卒直に申し上げて、現段階では十分検討させていただくという報告しかございません。
- 13番（赤阪和見君） そこで一応、市民部長の話は十分検討していくということですから、それで終わりたいと思うんです。

そこで行政の長たる市長に再度、この点を聞かせていただきたいと思います。常に言っているように、そういう施設を本当に市民が努力してお願いに上がったが、市は動いてくれない。それで見切り発車して、何とか民間のロータリークラブ、青年会議所、また個人的な方の御好意に甘えて何とかしたいんだという、半公共的なものでやってるわけです。この点、計画を立てて検討していくのかどうか、できるのか、できないのかな、こんな財政では無理やろうな、と頭の中で考えるのと大分違う。そういう点で、できる可能性を追求してもらえるのかどうか、再度、市長にお願いしたい。

- 市長（池田忠雄君） 議員さん御指摘の心身障害者児の社会復帰については、お説のとおりです。これは弱者救済という立場からして、市行政の原点的な問題だと私も理解いたしております。その中で、本市は行き届かない中、ミニセンターを民間で各界御協力いただき、施設が一つでき、苦しくとも若干ですが、補助的なものをさせてもらうという現段階でございます。また、市民部長が十分検討させていただきたいという言葉の中であらわれておるよう、未曾有の財政難の中でいかに自主再建をやっていくかという課題の中で、恵まれない、親の責任でも子供の責任でもない心身障害児のお子さん方にどういう対策を立てていくか、非常に市としても現状むずかしい局面ではございますが、御賢察のとおりでございます。こうした問題については、福祉の原点的な意味でとらえ、前向きな姿勢で検討させていただきたい、こういうふうに思います。

ただ御案内のとおり、授産施設というものにつきましては、府の認可事業でございます。この中で福祉の関連がいかがか、行政としての一つの課題もございます。この辺は御賢察いただきたいと思います。市行政としても、心身障害児の問題については、いろんな意味で前向きに検討させていただかなければならんと存じております。

なお、過日ミニセンターの要望とあわせまして、身体障害者問題についての審議会の設置につきまして、厚生文教委員会に請願として付託されている現時点でございます。こうした審議会形式がいかがかという点も考え合わせていかなければならないと思いますので、その中で十分検討させていただきたいと思います。

- 13番（赤阪和見君） いまちょっと最後で、審議会がどういう結果を出すか、合わせて考えていただきたいということですが、それでは、審議会が建てないかんとなったら、建てるという考えなのか。現在、市の行政として、それが本当に大事だ、建てないかんと考えるならば、10年先、20年先になるかわからんが、僕は、建てないかんという考え方を持つと。審議会がどうのこうの、そこから出てくる考え方も合わせて考えるといふんでしょうか。行政としてはこうなんだ、大変だけれども、ぜにさえあれば建てないかんと考えると大分違うと思う。

僕はくどくと言いませんが、これはよく考えてもらいたいのは、ミニセンターを建てなければいかんとするならば、本当にボランティアな、無料で週5日間御協力願ってるのは、市民部長も御存知のとおりです。これは非常に忍耐と努力の要る仕事です。そういう指導者が必要なんですね。保護者以外にね。ここで和泉市がつくらないかんという目標のもとにいくならば、今後、その人だけに任すんじゃなく、市としての指導者の張りつけ、まず出向させていくとか、そういう考え方を段階的に持ってもらいたいと思うんです。

そういう点でわからんところもたくさんあるので詰めていただきたいと思いますが、最後に、市の行政の中で希望と喜びを持って仕事ができるように、公園清掃等のできる範囲の仕事を市として考えていただけるかどうか、再度、市民部長からお願ひいたします。

- 市民部長（森 保君） 先ほどもお答え申し上げましたとおり、職業安定所を通じまして、関係部局とも十分協議しなければなりません。市民部単独で清掃業務もやっておりませんので、いろんな問題も御相談し、横の連携も密にして主体制を持って雇用面の検討をしてまいりたい、かよう考えております。

- 13番（赤阪和見君） 大阪府、国の労働部門の基準となっている企業の責任とありますが、和泉市の行政として、市役所内の身体障害者の雇用率は何%になってますか。

- 市民部長（森 保君） その点は、まだ十分調べてございません。

- 市長公室次長（竹田明郎君） ちょっと手元に資料を持ってございませんので、すぐ調べて

御報告いたします。

○ 13番（赤阪和見君） 担当の部長がこれなんです。企業は身体障害者を雇う責任があるという、市の行政も一つの組織です。そうした中で、本当に身体障害者のことを使って、重度、軽度というのは別にして、そういうことが社会的に大きな問題になってるんです。企業が雇わないといふんなら、率先して市の行政として対処すべきじゃないですか。

○ 参与（西川喜久君） お答えいたします。

その点につきましては、特に私も承知いたしております、身障者雇用促進法がございまして、市としましては、法律で決められた以上の身体障害者児を採用いたしております。数字的には、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど報告いたします。

○ 13番（赤阪和見君） それは結構です。和泉市は、そのように法律を上回っている雇用をやってるんだという誇りを持って対外的にやってもらいたい、自信を持ってね。その点をよく考えずして、ああだ、こうだと言うだけで上辺を滑っていけばいいと言う考えでは、本当に情けないと思います。今後、よろしくお願ひいたします。これで結構です。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 市民部長（森 保君） 保育園問題でございますが、基本的に今後の新設建てかえをどのように考えてるかということでございますが、新設につきましては、待機児の多い信太、鶴山地域、旧和泉地域では黒鳥桜区、それに阪和線以西の富秋周辺が最適地と考えております。できるだけ早い時期に建設に取り組んでいきたい、かよう考えております。

なお、たびたび申し上げますが、基本的な考え方をいたしまして、今後、新設する保育園につきましては、すべて民間保育園という方針をあわせて御了解いただきたい、かよう考えます。

2点目の公立保育園の中で今後建てかえを要する保育園はどこかという御質問でございます。建てかえの必要のある個所につきましては、南池田1, 南池田2, 横山1, 横山2, 南横山, 南松尾, 信太2でございます。

今後、建てかえは公立で実施されるのか、民間になるのかという御質問でございますが、厳しい財政状況のもと、すぐに継続的に公立でもって建てかえということについては、いましばしの御猶予を願いたい、財政好転を見まして公立の建てかえを考えていきたい。かよう考えております。

○ 13番（赤阪和見君） 建てかえ計画のうち、幸保育園は今回、公立でそのまま移行するよう予算措置されていると思います。南池田の件は、どのようになるんですか。

○ 市民部長（森 保君） 南池田保育園につきましては先日来、ずっと御要望をいただいておるものでございます。卒直に申し上げまして、用地も確保できましたので、建てかえに踏み切

る段階でございますが、きわめて厳しい財政状況でございますので、もう少しの御猶予を願いたいと思います。

○ 13番（赤阪和見君） 市長なり助役でも結構ですが、財政難の折、なかなかむずかしいということですが、公立にするのか、私立にするのか、その点ちょっとお願ひいたします。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

これは公私いずれにするかということにつきましては、最終的に決定はいたしておりませんが、たまたま過般来、地元の関係町会長さん等もかなりたくさんお見えになりました、財政事情もわかるけれども、現在、土地も確保してあるんだから、できるだけ早期に改築してほしい、という強い要望がございました。

その段階で、現状の財政事情の中で公立に建てかえることになりますと、御承知のとおり、零歳児からの保育措置をとらなければいけないわけでございます。現在、4、5歳児だけでございます。そういうことから、ただ建設の用地だけではできないよういろいろの問題もございます。ひとつ財政事情等も御推察をお願いしたいというお話の中で、早急に、1日も早くとなりますと、いわゆる民間保育所で、民間の方で設置者のいい方がございましたら、そういう民間方式でもよろしければ、そうした御希望もかなえさせていただくということを申し上げた経過がございます。

しかしその後、全部の七町会長さんとまだひざを突き合わせて御相談するところまでは至ってございません。ただ、最も近くの町会長さんの個人的な意見かもわかりませんが、民間はちょっと困る、というお話もございました。そこらの点については鋭意、詰めをしていきたいという考え方でございまして、必ずしも民間でなければならんとかいう結論は出してございません。非常に流動性を持った考え方の中で、地元町会関係の方々との意見調整を進めていきたい、このように存じております。

○ 13番（赤阪和見君） 確認いたします。

早期に建てようと思えば私立に移行せざるを得ない。裏を返せば公立では遅くなるということでおよろしいのですか。

○ 助役（坂口禮之助君） そのようにお答えしております。

○ 13番（赤阪和見君） 老朽なるが故に土地も手当し、いろんな形でやってるわけですので、その点、早急にコンセンサスを図って、七町会あるんですから早く煮詰めてね。何かしらんが、お前とこが私立にまとめてきたら早くできる、公立やったら遅くなるぞ、という感覚でげたを預ける形に聞こえる。そういうことじゃなく、市の財政を考えるならば、そうせざるを得ないんなら得ないんで、関係各町会にコンセンサスを図るような積極的な対応をしていくべきじゃ

ないかと思うんですが、その点どうですか。

- 助役（坂口禮之助君） お説のとおりでございまして、担当の市民部に対しても、積極的に地元の意見調整をするようにということで、前回、七町会長さんとお会いさせていただいてから後も継続して、市民部長を先頭に地元への話し合いに入っています。ただ、いろんな御意見があるようでございまして、まだ集約する段階までには至っておらないという報告を聞いておるわけでございます。

7人の町会長さんにお会いした段階では、民間保育所はどんな内容でどうかという概要を御説明申し上げたところ、1, 2の町会長さんの御意見では、それだったら別に民間、公立にこだわることもない、という御意見もございました。そういうことで、できるだけ早く御意向を調整したい、このように存じております。今後とも積極的に地元へ入らせていただくようにいたします。

- 18番（赤阪和見君） その点で問題点とか、市が段取りして土地とか無償貸与するとかの場合ね。これは有償ですか、無償ですか。

- 助役（坂口禮之助君） 非常にデリケートな点がございます。議員さん方も御承知のとおり、富田林に例がございました。新しい保育園を建てる前提で起債の許可を取って用地費を借り入れ。民間に建築をお願いしたところ、いわゆる公立で建てることを前提として貸し付けたものを民間に貸与するのは違法である、ということでかなり論議がございました。われわれは、原則的にはそういう轍を踏まないように、いわゆる用地を含めて御協力をいただける民間の施工者を考えておるわけなんです。

- 18番（赤阪和見君） もっといろいろ聞きたいことがあるんです。南池田はそれとして、建てかえしなければいけないと考えられるところは山手に集中してるわけです。山手というのは、大体南横山なんか、定数が足りて余ってるという感覚があって、下の方に非常に待機児が多いということで建てかえ計画も早く進んでるかと考えますが、何とか南横山、横山1、2、南池田の2ですか、そこらの園も格差是正というか、もう一步考えてもらい、全体的に内容のある話を詰めていってもらいたい。何かしらいまの話では、金がないからどうのこうの、という話がずっと尾を引いてきています。そういう形ではなく、民間にすれば何ほか楽であるならば民間に移行し、市民が安心して保育園に預けられる、仕事もできる形、保育に欠ける子供を行政として助けていかないかんわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。結構です。

- 議長（横田憲治郎君） 次。

- 教育次長（広岡史郎君） 教育施設の格差是正についてお答え申し上げます。

格差是正の件で設備の整備について、しし教育の提案がございました。現状、御指摘ありま

したように、2中学校でテストモデルとして実施してまいっております。また、研究部会を設けまして、LTL教育がどのような教育向上の効果があるか、検討・研究を重ねておりますが、機械の操作において相当高度な技術も要しますので、今後の課題として、さらに研究・検討を重ねていかねばならない部門もかなり表に出てまいっております。これらの結果を見きわめた中で対処してまいらなければならぬと思っております。

なお一方、文部省においても、教材補助制度の中にLTL教室の設置を組み入れ、補助対象として行うような方針もあるように聞き及んでおります。国の補助制度の改善と相まって取り組んでまいらなければならぬと思っております。

次に、1校区1幼稚園設置は、ということで御質問がございました。教育委員会といたしましては、1校区1幼稚園を努力目標として計画を立て、適正配置についても鋭意努力しております。しかし、財政事情もさることながら、土地利用が高度化、多様化し、今日、用地を求めることが至難でございます。国・府に対しても、財源の確保にあわせ、補助事業の取りつけにも鋭意努力していかねばならないと思っております。1校区1幼稚園の設置計画につきましては、なかなか計画を立てにくい現状でございますけれども、実情御賢察賜りたいと思います。

それで、南松尾幼稚園についての御質問でございますが、現在、設計に入っております。近く設計が上がってくるんやないかと思っております。

それから、学校給食の中の先割れスプーンに関するはしの試用実施という形での御質問がございました。過般、先割れスプーンによって子供の姿勢が悪くなっているとの御指摘を受け、教育委員会では米飯給食、特におはしの試用について、芦部小学校でテストケースとして実施してまいりました。

その結果内容を見ると、児童にはしを持参させるのですが、忘れる子供が相当あります。また、食器の関係で、はしでは食べにくいものも明らかになってきております。はしを使用する場合、うどんのときなどはかなり効果があるようですが、スパデッティのときはフォークの方がいいのではないかという答えも出てまいっております。また子供としては、現在の食器類からして、はしよりもスプーンの方が使いやすいという結果も出てしまっております。

理想的な改善方法といたしましては、現実の汁器、献立に見合った食器類の使用を考えいかなければならないと思いますが、現行の食器のパターンを変更するには、食器の収納、消毒等の改善もあわせて必要だと思います。子供にはしの使い方や食事のマナーを指導するためには、その上において、食器についても安全性や使いやすさ、耐用性、管理負担等の問題についてもなお今後の検討課題として時間を置き、学校を抽出して期間を設け、はしの使用のいろんな長所、短所を研究してまいりたい、かよう思っておりますので、よろしくお願ひいたしたい

と思います。

- 13番（赤阪和見君） L L 教室ですが、研究課題、研究課題と言われますが、郷荘中学が
できて何年ですか。
- 教育次長（広岡史郎君） 5年経過しております。
- 13番（赤阪和見君） 富秋は。
- 教育次長（広岡史郎君） 2年経過しております。
- 13番（赤阪和見君） この前も決算委員会か予算委員会で聞いたんですが、5年も研究課
題と言っている。こういう教育が必要だということで、会社なり文部省でも検討されているよ
うに思う。私が聞いた話の中では、古い教室のところでは入れるわけにはいかん。新たに専問
の場所をつくるなければいかんので、僕は、郷荘中、富秋中などの新設校に順次入れてるんだ
と理解しておったんです。ところが、光明台なんかの場合、新設のことしからの学校です。し
かし、そういう新設校にもないということは、どういう計画でやってるのか、どうですか。
- 教育次長（広岡史郎君） 中学校並びに小学校は、義務教育でございます。しかし、この L
L 教育については、英会話を主体とした教育内容で、より高度な技術を要する中で使われてま
いっております。先ほど申し上げました2校はテストケースとして設置し、先生方自身の技術
の向上、育成を図る上でよりよき効果を上げられようという形で設置され、現在に至っている
のがその実態でございます。

今後の新設校にすべて L L 教室を配置し、備品等を整備していくことについては、なかなか
研究も必要といたします。現在、2校設置している中の先生方の使用自体、技術面について
もなお研究していかねばならない、十分操作しがたい点もありありと出てきていますので、そ
れらを考え合わせた中で今後、研究課題としていかなければならない部門も多いんじゃないか
とお答えさせていただいたわけでございます。

- 13番（赤阪和見君） 操作しがたいものをなぜ2年前、富秋中に入れたんですか。試験的
に入れるんならばその3年前に郷荘中学へ入れてどんどん研究してるんでしょう。そういう答
弁では納得できませんよ。そんなばかな話はありませんよ。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

いまの次長の答弁を補足するものでございますが、新しい教育機器は、 L L に限らずいろいろ
出てまいっております。その中でわれわれも検討を重ねた結果、効果を挙げてる学校がある
ということで当初、郷荘に入れました。その後、各学校に普及するということで、職員の技術
操作もさることながら、英会話などにも利用できるという高度な利用を図る意味からも、研究
部会をつくって組織化してきたのであります。

当初、非常に熱意を持って取り組んだ結果が、成績がよいということで、次の新設校にも位置づけていこうという方針を打ち立てました。現在も基本的にはもちろん、教育の機会均等の理念は変わっておりません。ただ先生方によつては、卒直に申し上げて電気系統に弱い先生と、強い先生がおられます。英語教科担当で電気にも強い先生は、その成果はそれなりに上がっていく結果が出ておるのでございます。しかし、これはお互いに弱いものは強くなるように学ばなければならぬというのが原則でございますので、いま申し上げた研究を積み重ねながらも、新しい学校には努めて新しい教育機器を取り入れ、より効果の上がる教育内容の充実に取り組んでまいりたい、かよう考えますので、御理解いただきたいと思います。

- 13番（赤阪和見君） 光明池はなぜ入っていないのですか。
- 教育長（葛城宗一君） 御承知のように光明池は、まだ住宅入居に見合う一部の校舎設置でございます。現在、12教室の設置とあわせて特別教育も全部そろっておりません。将来の上に立って位置づけていかなければならない。かよう考えるのでございます。
- 13番（赤阪和見君） 入れる計画はある、ないことはないということですね。そういう点では、石尾中学、槇尾中学、今後、槇尾中学校は増設するかせんかは別として、石尾中学は必ず増設があるでしょうし、和泉中学は人口増も考えられております。増設するときには、そういう特別教室も一緒にあわせて考えてもらいたいことを希望して、終わります。
- 議長（横田憲治郎君） 次。
- 教育（広岡史郎君） 次の市民スポーツの育成及び施設充実についてお答えいたします。

前段の育成の面で組織数が幾らあるかということでございますが、体育連合傘下の部数は現在、11部ございます。

育成面にどのように配慮しているかという御質問でございますが、体育連合行事委託料といたしまして、年間55万円を補助的な形で措置させていただいております。

それからスポーツ人口から見て、現状のグラウンド並びに体育館の利用はどうかということございますが、スポーツの対象人口は、1.2万市民すべてでございます。

体育館は、御承知のように尾内体育館でございまして、体育館自体年次計画を立て、小体育馆、大体育馆の両施設の高度利用を図っております。市民の要求にこたえて十分に利用されてるということで、現状の施設が狭いとか、もう一館必要だというような欲張った話の上の計画は必要ではないか。かよう考えております。

それから、御指摘のグラウンドでございますが、これについては種々配慮し、取り組んでまいらなければならない緊急課題ということで、皆様方の意思を体して努力してまいっております。なお今後御指導、御協力を願いしたいということでございます。

○ 13番（赤阪和見君） 施設面では、この前にナイター等の提言もしたように思いますが、市教育委員会はどのように考え、できないものか、むずかしい点があれば聞かせていただきたいと思います。

○ 教育次長（広岡史郎君） 現在の軟式野球場のグラウンドの面積は、約8,500平米でございます。これに日没後、野球ができるという形の照明設備をするとすれば、照明塔6基、ランプ120個、電気容量が140回、5キロワットという形で、設備自体の工事費が約5千万円、1時間当たりの電気消費量が2万円ということで、現在の市民球場にこの程度の照明設備をすれば、十分事故なく野球ができるんじゃないかという形で明らかになってきたわけでござります。

これに対して、周辺にいろんな花などがたくさん植えられてるわけで、これが照明によって育成が阻害されるという難点も出てまいっております。そのためにナイター設備をする場合、その球場周辺に20メートル程度のフェンスをめぐらし、周辺に照明の光が漏れないような設備も必要になってまいります。いろんな問題点が出てまいりまして、一応、研究対象とさせていただきますが、そこらを御賢察賜りたいと思います。

○ 13番（赤阪和見君） もう1点お聞きしますが、市民グラウンドが8,500平米、中学校の校庭で1番大きいのは何平米ぐらいありますか。

○ 教育次長（広岡史郎君） 現状、8つの中学校の中で1番大きいのは石尾中学校で、校地面積が4万4千573平米、運動場面積が1万4千999平米でございます。

○ 13番（赤阪和見君） 市民グラウンドは無理だという中で、放課後の校庭開放があります。私も夜間の定時制卒業なので、ここでしたら、横山高校も定時制高校があります。晩、暗いところでもソフトボールをしなければならなかつたんです。

そういう点で考えるならば、石尾中学校あたりで 最低限の夜間照明をつけてソフトボールができるところ2面ぐらい取れないかどうかという提言をするんです。各市でやってるところもあります。岐阜市などは開放して、相当なスポーツ人口が喜んでやっています。横山高校なんか、電気代もそれほど使ってない。小山市なんか、栃木県ですか、ここなどはバッテリー間が800ルックス、内野が500ルックス、外野800ルックスと本格的な照明をやって8,000万円ほどかかったそうです。使用料も1時間4,5千円、電気代もそんなにかかってないと確認してるんですが、最低で1時間1万円ぐらい。ある利用者が言うには、1人千円出すとして1チーム12人で1万2千円、2チームで2万4千円ぐらい、それで2時間やらせてくれるんなら出せると言うんです。

全部がそうではありませんが、現在のスポーツ人口を考えた場合、何ぼ広いところを2,3

カ所つくっておったところで、1週間に1度、日曜日しか利用できない。そういうことではなく、現在ある用地も要らない校庭の開放、石尾中学校あたりでは学校にも迷惑がかからない、運動場だけ開放していくということで、365日は無理としても、夏場の5月から10月いっぱいぐらいまでは、ナイター設備があれば十分にできる。雨の日以外、晴れの日は100%、98%ぐらいまで利用率はあると確信するんです。そういう点、1回考えてもらえないかどうか。

○ 教育次長（広岡史郎君） いろいろ御指摘、御教示をいただきしておりますが、十分意を体しまして研究させていただきたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 市民部長（森 保君） お答え申し上げます。

本年7月1日から国民年金法の1部が改正されました。無年金者救済のための特例要綱が実施されております。これは国民年金に当然加入すべきでありながら未加入者となっておる……。

○ 議長（横田憲治郎君） 部長、わかることはよろしい。質問趣旨にだけ答えなさい。

○ 市民部長（森保君） お説のとおり、これらの人々の中には、かなり保険金納付困難な方がおられます。実際そのとおりでございます。市としても今後、十分に検討してまいりたいと思ってございますが、特別納付の金額は最高で76万8,200円もございます。仮にこれらの方々に保険料を市で負担貸しつけることになりますと、相当な資金が必要となります。財政的な面から申しまして、非常に困難性がございます。

このため無年金者をなくすための救済措置についても、機会あるごとに府・国に対して要望しておるところでございますが、なお、国においても、さきの国会の社会労働委員会ですが、特別納付の実施状況、無年金者の救済措置を別途検討するとの国会答弁もなされております。一部金融機関におきまして、特別納付に係る未納付に対して貸し付けを実施するところもございますが、かなり条件は厳しく、貸し付けを受けられる方も非常に少なく限定されるのが実情でございます。市といたしましても、これらの方々に対する救済措置が1日も早く講ぜられましますよう、老後の安定のための年金受給ができるよう、府・国に対して積極的に働きかけをしてまいりたい、かように思います。

○ 13番（赤阪和見君） 最後に要望だけ申し上げます。

特別納付もあと1年半です。順次検討して、という問はありません。できれば保険年金の方で年金相談ももっていただきたい。1人専門に、その人やったら全部わかる。こうして言うていけば銀行で貸していただけるという指導を的確にしていただき、市がやはり中心になって無年金者をなくしていくという方向に持っていっていただきたい。その点、よろしくお願ひいたします。

最後に、54年度予算要望として8項目8節、81項にわたって提出いたしましたが、54年度予算編成に際しては、十分に弱者を守る政策、金がなくても潤いのある和泉市を築くためによく検討していただきたいことをお願いして、終わります。

-
- 議長（横田憲治郎君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

お諮りいたします。22日は議案審議となっておりますが、議会運営委員会の皆様の御了承をいただきておりますので、本日午後より引き続き議案審議の日程に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

お昼のため暫時休憩いたします。

（午後零時2分休憩）

（午後2時5分再開）

- 議長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第1より日程第10までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告の表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法第285条の2第1項の規定により、昭和53年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年12月8日

監査委員 久光喜多男

記

1 検査実施日 昭和53年12月8日

2 検査の対象 昭和53年6月分の出納状況

3 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計

区分		収 入		支 出		
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計		1,406,958,866	△ 8,639,734 2,339,894,191	3,748,208,323	3,407,542,541	△ 28,006,693 1,361,391,398
特別会計	国民健康保険事業	616,523,180	△ 803,211 107,058,769	722,778,738	44,658,841	△ 1,813,571 210,765,526
	土地区画整理事業				12,189,545	1,100
	公共用地先行取得事業		80,163,800	80,163,800	580,135	709,923
	公共下水道事業	20,000,000		20,000,000	2,286,872	16,812,218
基金	用品調達	9,003,139	763,329	9,766,468	6,156,259	2,197,931
	同和更正賃金貸付	54,483,526	441,640	54,875,166	2,900,686	
	公共施設整備基金					
	土地開発	1,091,424		1,091,424		
特別歳入歳出外現金		1,305,239,053	668,171,911	1,973,410,964	612,188,725	905,411,922
歳入歳出外現金		130,358,107	88,130,682	213,488,789	93,789,158	41,294,397
府 税		174,997,644	53,482,351	228,479,995	151,385,433	76,153,509
住 宅 資 金		12,081,587	44,700	12,126,287		18,600
合 計		3,730,681,526	△ 4,442,945 3,333,151,373	7,059,389,954	4,333,627,695	△ 24,820,264 2,614,756,524

算 書

昭和 53 年 6 月 30 日現在 (単位円)

計	収支差引残高	一時 借 入 金	他会計との 相 互 流 用	差 引 残 高
4,745,927,246	△1,002,718,923	1,750,000,000	△19,200,000	728,081,077
253,610,796	469,167,942			469,167,942
12,190,645	12,190,645		12,200,000	9,355
1,290,058	78,873,742		4,000,000	82,873,742
19,098,590	901,410		3,000,000	3,901,410
8,854,190	1,412,278			1,412,278
2,900,686	51,974,480			51,974,480
	1,091,424			1,091,424
1,517,600,647	455,810,317			455,810,317
135,083,555	78,405,234			78,405,234
227,488,942	991,053			991,053
18,600	12,107,687			12,107,687
6,928,563,955	135,825,999	1,750,000,000		1,885,825,999

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一般会計	728,081,077	718,081,077		10,000,000
特別会計	国保事業	469,167,942	449,167,942	
	土地区画整理事業	9,355	9,355	
	公共用地先行取扱事業	82,873,742	82,873,742	
	公共下水道事業	3,901,410	3,901,410	
基金	用品調達	1,412,278	488,425	923,853
	同賃和更貸正付	51,974,480	3,974,480	48,000,000
	財政調達			
	土地開発	1,091,424	1,091,424	
特別歳入歳外出現金	787,389,211	455,810,317		
歳入歳外出現金	78,405,234	78,405,234		
府 税	991,053	991,053		
住 宅 敷 金	12,107,687	2,876,458		9,231,229
合 計	2,217,404,893	1,797,670,917	923,853	67,231,229

管 方 法

昭和53年6月30日現在(単位円)

訳			備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	
	2 0 0 0 0 0 0		
3 17,658,951	13.919,943		大阪出 2 4 2 2 3 962 大阪出 1 3 7 13.918.981
3 17,658,951	3 3.919,943		

市 税 収 入

科 目			限 定 額	収 入
				前 月 末 累 計
市 民 税	個 人	現 年 度 課 稅 分	201,222,250	22,037,226
	滯 納 緯 越 分	100,300,495		
	法 人	現 年 度 課 稅 分	53,027,010	10,972,616
	滯 納 緯 越 分	14,415,140		
固 定 資 產 稅	現 年 度 課 稅 分			1,631,982,240
	滯 納 緯 越 分			150,763,435
	國 有 資 產 等 所 在 市 町 村 納 付 金 交 付 金			54,104,710
輕 自 動 車 稅	現 年 度 課 稅 分			43,089,580
	滯 納 緯 越 分			5,024,710
市 た ば こ 消 費 稅			54,687,120	27,154,100
電 気 稅			32,075,937	15,763,712
ガ ス 稅			3,013,019	1,588,795
木 材 引 取 稅	現 年 度 課 稅 分			
	滯 納 緯 越 分			
特 别 土 地 保 有 稅			66,576,670	
都 市 計 画 稅	現 年 度 課 稅 分			358,243,280
	滯 納 緯 越 分			18,194,421
合 計			2,781,620,017	150,047,409

明細書

昭和53年6月30日現在(単位円)

済額		収入未済額	限定期に対する 収入割合
本月分	計		
△ 3.053.814 90,783.622	109,767,534	91,454,716	54.55%
639,495	639,495	99,661,000	0.64
16,563,518	27,536,134	25,490,876	51.93
30,000	30,000	14,385,140	0.21
△ 385,817 511,389,341	546,924,829	1,085,007,911	33.51
4,135,674	4135,674	146,627,761	2.74
21,265,000	21,265,000	32,839,710	39.30
△ 119,750 3,125,150	33,638,000	9,451,580	78.07
5,710	5,710	5,019,000	0.11
14,614,220	41,768,320	12,868,800	76.45
16,312,225	32,075,937		100.00
14,242,224	30,138,019		100.00
2,284,420	2,284,420	64,292,250	3.43
△ 50353 81,150,145	87,007,342	266,165,938	24.65
1,099,356	1,099,356	17,095,065	6.04
△ 3,609,234 764,822,095	911,260,270	1,870,359,747	32.76

歳 入

科 目	予 算 額	収 入	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 稅	4,646,834,000	150,047,409	△ 3,609,234 764,822,095
地 方 譲 与 税	102,768,000		
自動車取得税交付金	129,458,000		
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	78,520,000		
地 方 交 付 税	3,121,796,000	792,759,000	792,759,000
交通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	263,900,290	16,270,060	19,842,860
使 用 料 及 手 数 料	217,593,000	36,825,025	△ 30,500 16,815,105
国 庫 支 出 金	4,313,593,000	124,200,000	135,981,000
府 支 出 金	1,640,957,000	6,700,000	120,78,000
財 产 収 入	266,767,000	2,033,625	163,207,907
寄 附 金	83,000,000	17,485,200	27,804,000
繰 入 金	1,000,000		
諸 収 入	3,199,804,000	260,683,547	142,283,011
市 債	1,655,706,000		
繰 越 金	264,356,213	0	264,356,213
合 計	19,955,047,503	1,406,953,866	△ 3,639,734 2,339,894,191

調書

昭和53年6月30日現在(単位円)

済額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
計			
911,260,270		3,785,578,730	19.61%
		102,763,000	
		129,458,000	
		78,520,000	
1,585,518,000		1,536,278,000	50.79
		19,000,000	
36,112,920		227,787,370	13.68
53,609,630		163,983,370	24.64
260,181,000		4,053,412,000	6.03
18,773,000		1,622,184,000	1.14
165,241,532		101,525,468	61.94
45,289,200	12,239,200		137.09
		1,000,000	
402,916,558		2,796,887,442	12.59
		1,655,706,000	
264,356,213			100.00
3,743,208,923		16,211,839,180	187.6

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年7月分収入役振の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年12月8日

監査委員 久光喜多男

記

1 検査実施日 昭和53年12月8日

2 検査の対象 昭和53年7月分の出納状況

3 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収 支 計

区分	収 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計	3,743,208,323	△ 2,916,104 1,089,917,135	4,820,209,354	4,745,927,246	△ 4,290,247 1,288,523,668
特別会計	国民健康保険事業	722,778,738	△ 318,853 400,387,654	1,122,847,539	253,610,796
	土地地区画整理事業				△ 540,159 250,016,409
	公共用地先行取得事業	80,163,800	4,236,000	84,399,800	1,290,058
	公共下水道事業	20,000,000	55,400,000	75,400,000	11,334,660
基金	用品調達	9,766,468	1,560,875	11,327,343	8,354,190
	同和更正資金貸付	54,875,166	334,570	55,209,736	2,900,686
	公共施設整備基金				
	土地開発	1,091,424		1,091,424	
特別歳入歳出外金現	1,973,410,964	648,516,263	2,621,927,227	1,517,600,647	879,446,899
歳入歳出外金現	213,488,789	40,777,628	254,266,417	135,083,555	71,764,399
府 税	228,479,995		387,063,407	227,488,942	111,259,911
住宅敷金	12,126,287	68,400	12,194,687	18,600	66,500
合 計	7,059,389,954	△ 4,177,510 2,400,724,490	9,455,936,934	6,923,563,955	△ 4,830,406 2,634,804,177

算書

昭和53年7月31日(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高
6,030,160,667	△1,199,951,313	1,300,000,000	△ 12,200,000	87,848,687
503,087,046	619,760,493			619,760,493
12,190,645	△ 12,190,645		12,200,000	9,355
22,918,826	61,480,974			61,480,974
30,433,250	44,966,750			44,966,750
9,117,153	2,210,190			2,210,190
2,900,686	52,309,050			52,309,050
	1,091,424			1,091,424
2,397,047,546	224,879,681			224,879,681
206,847,954	47,418,463			47,418,463
388,748,853	48,314,554			48,314,554
85,100	12,109,587			12,109,587
9,553,537,726	△ 97,600,792	1,300,000,000		1,202,399,208

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一般会計	87,848,687	77,848,687		10,000,000
特別会計	国保事業	619,760,493	399,760,493	200,000,000
	土地区画整理事業	9,355	9,355	
	公用用地先行取得公共下水道事業	61,480,974 44,996,750	61,480,974 44,966,750	
	用品調達	2,210,190	488,425	1,721,765
基金	同和更正資金貸付	523,090,50	430,905,0	48,000,000
	財政調整			
	土地開発	1,091,424	1,091,424	
特別歳入歳出外現金	471,363,667	224,879,681		
歳入歳出外現金	47,418,463	47,418,463		
府 税	48,314,554	48,314,554		
住 宅 敷 金	121,095,87	2,878,858		9,231,229
合 計	144,883,194	913,446,314	1,721,765	267,231,229

管 方 法

昭和 53 年 7 月 31 日現在（単位円）

記			備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	
	20.000,000		
244.068,248	2.415.738		大阪出 137 2.414.861 大阪出 24223 877
244.068,248	2.2415.738		

市 税 収 入

科 目		限 定 額	収 入
			前 月 末 累 計
市 民 税	個 人	現 年 度 課 稅 分	1,826,406,170
		滯 納 緯 越 分	99,699,955
	法 人	現 年 度 課 稅 分	106,340,010
		滯 納 緯 越 分	14,415,140
固 定 資 產 稅		現 年 度 課 稅 分	1,634,944,830
		滯 納 緯 越 分	150,671,995
		國 有 資 產 等 所 在 市 町 村 納 付 金 交 付 金	54,104,710
輕 自 動 車 稅		現 年 度 課 稅 分	43,300,230
		滯 納 緯 越 分	4,983,640
市 た ば こ 消 費 稅		110,259,010	41,768,320
電 気 稅		61,305,176	32,075,937
ガ ス 稅		4,565,569	3,013,019
木 材 引 取 稅		現 年 度 課 稅 分	
		滯 納 緯 越 分	
特 别 土 地 保 有 稅		75,754,890	2,284,420
都 市 計 画 稅		現 年 度 課 稅 分	353,814,340
		滯 納 緯 越 分	18,183,941
合 计		455,874,960 6	911,260,270

明 細 書

昭和53年7月31日現在（単位円）

済 額		収 入 未 濟 額	調定に対する収入割合
本 月 分	計		
△ 1,759.170 289.088,116	397,096,480	1,429,309,690	21.74%
4920 7,397,302	8,031,877	91,668,078	8.06
△ 20,580 51,655,345	79,170,899	27,169,111	74.45
5,246,630	5,276,580	9,138,510	36.00
△ 680,581 204,176,824	750,470,572	884474,258	45.90
△ 25,177 22,310,322	26,420,819	124,251,176	17.54
2,597,830	23,862,880	30,241,880	44.10
△ 29,820 2,793,220	32,132,400	7,167,830	83.45
△ 5,900 102,070	101,880	4,881,760	2.04
28,722,080	70,490,400	39,768,610	63.93
14,041,804	46,117,241	15,187,935	75.23
1,094,464	4,107,423	458,146	88.97
48,296,810	50,581,230	25,173,660	66.67
△ 116,149 39,711,967	126,673,160	227,141,180	35.80
△ 6,693 5,899,528	6,992,191	11,191,750	38.45
△ 2,857,990 723,133,752	1,631,526,032	2,927,223,574	35.79

歳 入

科 目	予 算 額	収 入	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 稅	4,646,834,000	911,260,270	△ 2,867,990 723,138,752
地 方 議 与 稅	102,763,000		
自 動 車 取 得 税 交 付 金	129,458,000		
國 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	78,520,000		
地 方 交 付 税	3,121,796,000	1,585,518,000	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	263,900,290	36,112,920	△ 37,800 12,899,600
使 用 料 及 手 数 料	217,593,000	53,609,630	△ 6,670 17,481,523
国 庫 支 出 金	4,813,598,000	260,181,000	217,272,400
府 支 出 金	1,640,957,000	18,773,000	4,610,028
財 產 収 入	266,767,000	165,241,532	1,208,380
寄 付 金	33,000,000	45,239,200	200,000
繰 入 金	1,000,000		
諸 収 入	3,109,804,000	402,916,558	△ 4,144 105,311,452
市 債	1,655,706,000		7,800,000
繰 越 金	264,356,213	264,356,213	
合 計	19,955,042,503	3,743,208,323	△ 2,916,104 1,089,917,135

調　　書

済　　額	収入済額の予算額に対する差		予算に對する 収入割合 %
計	過	不　足	
1,631,526,032		3,015,807,968	3 5.1 1
		102,768,000	
		129,458,000	
		78,520,000	
1,585,518,000		1,536,278,000	5 0.7 9
		19,000,000	
48,975,220		214,925,070	1 8.5 6
71,084,483		146,508,517	3 2.0 7
477,453,400		3,836,139,600	1 1.0 7
23,883,028		1,617,578,972	1.4 2
166,449,912		100,317,088	6 2.4 0
45,439,200	12,439,200		1 3 7.6 9
		1,000,000	
508,223,866		2,691,580,134	1 5.8 8
7,800,000		1,647,900,000	0.4 7
264,356,213			1 0 0.0 0
4,830,209,354		15,124,888,149	2 4.2 1

監査報告第30号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年12月8日

監査委員 久光喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和53年12月6日
- 2 検査の対象 昭和53年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7月分月次合計残高試算表

7月分月次合計高試算表

昭和53年7月31日現在

(単位 円)

借 残 高	方 計		勘 定 科 目	本 月 計	貸 計	合 計	方 残 高
	高	合 計					
323,416,864	323,416,864		資産の部				
270,650,469	270,650,469		土地				
3,722,476,911	3,722,476,911		建築物				
631,937,574	631,937,574		構築物				
103,626,856	103,626,856		機械及装置				
1,291,265,3	1,291,265,3		量水器				
2,694,7,860	2,694,7,860		車輛及運搬器具				
5,827,81,222	5,827,81,222		工具器具及備品				
310,000	310,000		建設仮勘定				
91,500	91,500		水利権				
210,000	210,000		電話加入権				
65,809,491	1,601,607,421	535,271,141	現金	567,422,511	1,535,7,97,930		
	1,458,320,270	567,422,511	普通預金	567,422,511	1,458,320,270		
210,118,707	482,986,012	114,062,468	当座預金	83,616,713	272,867,305		
31,846,469	62,111,556	63,930,90	未収貯蔵品	5,949,295	30,265,087		
135,000	135,000		仮払金				
			投資有価証券				
			前払費用				
2,800,000	2,800,000		保管有価証券				
			負債の部				
			未払金	6,393,090	59,983,460	1,795,490	
			一時借入金	400,000,000	1,595,800,000	565,800,000	
			前受金	2,446,800	56,284,410	28,602,410	
			預り金	6,102,774	50,268,071	22,150,550	
			預り担保有価証券		2,300,000	2,300,000	

		減価償却引当金		558,996,914	558,996,914
	退職給与引当金			12,196,000	12,196,000
		資本の部			
		自己資本金		119,803,235	119,803,235
		借入資本金		3,269,686,834	3,269,686,834
		資本剰余金		1,766,029,094	1,766,029,094
		利益剰余金			
4,859,863,10	4,859,863,10				
		費用の部			
174,298,975	174,298,975	4,665,0923	原水及淨水費		
39,623,262	39,623,262	8,957,599	配水及給水費		
5,823,806	5,823,806	1,025,110	受託工事費		
34,178,831	34,178,831	6,530,649	業務費		
28,666,764	28,666,852	4,486,298	総係費	2,088	2,088
		減価償却費			
		資産減耗費			
1,064,905,2	1,064,905,2	10,325,478	支払利息及企業債取扱費		
			雜支		
850,310	850,310	129,820	その他の営業費用		
1,62,631	1,62,631		過年度損益修正損		
		収益の部			
1,865,85	2,6,345	給水収益	1,184,65,778	3,64,039,988	3,63,853,403
		補償金			
		受託工事収益		8,707,456	8,707,456
		その他の営業収益	658,450	3,066,315	3,066,315
		受取利息		657,286	657,286
		雜収益	597,500	1,369,290	1,369,290
		固定資産売却益			
		過年度損益修正益	32,840	37,240	37,240
		加入金	6,360,000	37,190,000	35,760,000
6,760,811,517	11,203,668,273	1,797,739,250	合計	1,797,739,250	11,203,668,273

7月分予算執行報告書 甲

(収入)

昭和53年7月31日現在

(単位 円)

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		7月	累計	
① 水道事業収益	1,376,558,000	1,211,088,223	4,134,509,990	963,107,010
1. 営業収益	1,202,358,000	1,140,978,883	3,756,27,174	826,730,826
1 給水収益	1,170,576,000	1,134,39,433	3,63,853,403	806,722,597
2 受託工事収益	16,000,000	0	8,707,456	7,292,544
3 その他の営業収益	15,782,000	658,450	3,066,315	1,2715,685
2 営業外収益	174,100,000	6,957,500	3,778,6,576	136,313,424
1 加入金	159,000,000	6,360,000	3,576,0,000	123,240,000
2 受取利息	2,600,000	0	657,286	1,942,714
3 雑収益	2,500,000	597,500	1,369,290	1,130,710
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000
		32,84		

8. 特 别 利 益	1 0 0,0 0 0	3 2,8 4 0	3 7,2 4 0	6 2,7 6 0
1 過 年 度 損 益 修 正 益	1 0 0,0 0 0	3 2,8 4 0	3 7,2 4 0	6 2,7 6 0
① 資 本 的 収 入	6 2 1,4 0 0,0 0 0	3 7,2 6 8,9 0 0	7 8,9 3 5,3 7 4	5 4 2,4 6 4,6 2 6
1. 企 業 債 債	4 7 1,0 0 0,0 0 0	0	0	4 7 1,0 0 0,0 0 0
1 企 業 債 債	4 7 1,0 0 0,0 0 0	0	0	4 7 1,0 0 0,0 0 0
2. 工 事 負 担 金	9 3,0 0 0,0 0 0	3 7,2 6 8,9 0 0	7 8,9 3 5,3 7 4	1 4,0 6 4,6 2 6
1 工 事 負 担 金	9 3,0 0 0,0 0 0	3 7,2 6 8,9 0 0	7 8,9 3 5,3 7 4	1 4,0 6 4,6 2 6
3. 負 担 金	4,5 0 0,0 0 0	0	0	4,5 0 0,0 0 0
1 他 会 計 負 担 金	4,5 0 0,0 0 0	0	0	4,5 0 0,0 0 0
4. 补 助 金	5 2,9 0 0,0 0 0	0	0	5 2,9 0 0,0 0 0
1 国 軍 捧 助 金	5 2,9 0 0,0 0 0	0	0	5 2,9 0 0,0 0 0
收 入 合 計	1,9 9 7,9 5 8,0 0 0	1 5 8,3 5 7,1 2 3	4 9 2,3 8 6,3 6 4	1,5 0 5,5 7 1,6 3 6

7月分予算執行報告書乙

昭和53年7月31日現在

(支 出)

(単位 円)

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		7月	累計	
① 水道事業費用	1,345,225,000	78,053,789	28,925,3631	1,055,971,369
1. 営業費用	1,056,230,000	67,728,311	27,844,1948	777,788,052
1 原水及淨水費	591,842,000	46,650,923	17,429,8975	417,543,025
2 配水及給水費	124,879,000	8,957,599	3,962,3262	85,255,738
3 受託工事費	16,000,000	1,025,110	5,823,806	1,017,6,194
4 業務費	104,060,000	6,530,649	34,178,831	69,881,169
5 給係費	794,330,000	4,434,210	23,666,764	55,766,236
6 減価償却費	134,506,000	0	0	134,506,000
7 資産減耗費	510,000	0	0	510,000
8 その他の営業費用	5,000,000	129,820	850,310	4,149,690
2. 営業外費用	287,695,000	10,325,478	1,064,9,052	277,045,948
1 支払利息及諸費用	287,645,000	10,325,478	1,064,9,052	276,995,948
2 雜支支出	5,000	0	0	5,000

3. 特 別 損 失	3 0 0,0 0 0	0	1 6 2,6 3 1	1 3 7,3 6 9
1 過 年 度 損 益 修 正 損	3 0 0,0 0 0	0	1 6 2,6 3 1	1 3 7,3 6 9
4. 子 備 費	1,0 0 0,0 0 0	0	0	1,0 0 0,0 0 0
1 予 備 費	1,0 0 0,0 0 0	0	0	1,0 0 0,0 0 0
① 資 本 的 支 出	7 4 9,9 3 0,0 5 0	1 2,0 1 1,5 0 4	9 1,5 8 5,1 0 4	6 5 8,8 4 4,9 4 6
1. 建 設 改 良 費	6 8 1,9 9 3,0 5 0	1 2,0 1 1,5 0 4	9 1,5 8 5,1 0 4	5 9 0,4 0 7,9 4 6
1 事 務 費	3 1,9 9 8,3 5 3	1,9 7 9,4 3 0	1 0,4 3 5,7 5 8	2 1,5 6 2,5 9 5
2 拡 張 工 事 費	4 7 8,6 8 2,6 9 7	4,4 9 1,4 5 0	4 7,0 7 3,1 8 0	4 3 1,6 0 9,5 1 7
3 改 良 工 事 費	5 3,0 0 0,0 0 0	4,3 2 4,4 8 5	2 5,5 7 2,0 3 0	2 7,4 2 7,9 7 0
4 配 水 管 整 備 事 業 費	1 9,0 0 0,0 0 0	0	0	1 9,0 0 0,0 0 0
5 光 明 台 水 道 施 設 建 設 費	6 2,2 3 0,0 0 0	1 9 3,0 3 9	4,3 2 5,0 6 6	5 7,9 0 4,9 3 4
6 配 水 管 更 生 事 業 費	1 6,0 0 0,0 0 0	0	3 1 4,8 7 0	1 5,6 8 5,1 3 0
7 営 業 設 備 費	2 1,0 8 2,0 0 0	1,0 2 3,1 0 0	3,8 6 4,2 0 0	1 7,2 1 7,8 0 0
2. 企 業 債 債 還 金	6 7,9 3 7,0 0 0	0	0	6 7,9 3 7,0 0 0
1 企 業 債 債 還 金	6 7,9 3 7,0 0 0	0	0	6 7,9 3 7,0 0 0
支 出 合 計	2,0 9 5,1 5 5,0 5 0	9 0,0 6 5,2 9 3	3 8 0,8 3 8,7 3 5	1,7 1 4,3 1 6,3 1 5

和泉市水道事業損益計算書(7月分)

(昭和53年7月1日より 昭和53年7月31日まで)

1. 営業収益		円	2. 営業費用		円
① 給水収益	113,439,433		① 原水及び淨水費	46,650,923	
② 受託工事収益	0		② 配水及び給水費	8,957,599	
③ その他の営業収益	658,450		③ 受託工事費	1,025,110	
			④ 業務費	6,530,649	
			⑤ 総務費	4,434,210	
			⑥ 減価償却費	0	
			⑦ 資産減耗費	0	
			⑧ その他の営業費用	129,820	
					67,728,311
					<u>6</u>
					46,369,572

3. 営業外収益	金	利息益	金	び費用	出	益	失	
① 加入	6,360,000							
② 受取利息	0							
③ 雜収益	5,975,000							
④ 他会計補助金	0							
4. 営業外費用	金	利息損	金	び費用	出	益	失	
① 支払利息	10,325,478							
② 雜費用	0							
当月分経常利益								
5. 特別利益	益	損	益	損	損	益	損	
① 過年度損益修正	3,2,840							
6. 特別損失	0							
① 過年度損益修正	3,2,840							
当月分純利益								
	4,3,034,434							

資 金 予 算 表

昭和53年8月10日

科 目	月 次	7月執行済額	8月予定額	9月予定額	10月予定額
前 月 繰 越 金	9 8,170,861円	66,019 千円	19,639 千円	12,470 千円	
	營業 収 益	79,785,448	101,000	110,000	110,000
	營業 外 収 益	6,957,500	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金	3,136,535	4,000	1,600	0
	企 業 債 債	0	0	0	0
	工 事 負 担 金	37,268,900	10,000	10,000	10,000
	一 時 借 入 金	400,000,000	0	100,000	400,000
	預 り 金	659,950	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	2,446,800	1,000	1,000	1,000
入					
計	53,025,5133	123,000	229,600	528,000	

	營業費用	6 4,6 3 7,3 7 6	6 0,0 0 0	6 0,0 0 0	6 0,0 0 0
	營業外費用	1 0,3 2 5,4 7 8	8,4 5 9	1 0 5,5 6 7	6,0 3 4
支 前年度未払費用及未収金	0	0	0	0	0
建設改良費	9,1 5 3,1 4 4	6 0,0 0 0	3 0,0 0 0	3 2,0 0 0	
貯蔵品	6,4 7 3,4 9 0	3 0,6 7 0	1 6,0 0 0	2 2,0 0 0	
企業償償還金	0	8,2 5 1	2 3,2 0 2	0	
一時借入金返還	4 7 0,0 0 0,0 0 0	0	0	4 0 0,0 0 0	
預り金返還	2 9 5,0 0 0	1,0 0 0	1,0 0 0	1,0 0 0	
前受金	1,5 2 2,0 1 5	1,0 0 0	1,0 0 0	1,0 0 0	
計	5 6 2,4 0 6,5 0 3	1 6 9,3 8 0	2 3 6,7 6 9	5 2 2,0 3 4	
取支差引額	6 6,0 1 9,4 9 1	1 9,6 3 9	1 2,4 7 0	1 8,4 3 6	

監査報告第31号

例月出納検査の結果について

地方自治法第285条の2第1項の規定により、昭和53年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年12月8日

監査委員 久光喜多男

記

1. 検査実施日 昭和53年12月6日
2. 検査の対象 昭和53年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第81条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7月分月次合計残高試算表

昭和 53 年 7 月 31 日現在

7 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 算 表

和泉市立病院事業会計

残 高 借	方		勘定科目		貸		方	
	合 計	当 月	当 月	累 計	累 計	当 月	当 月	残 高
1,532,35,865	15,32,35,865		資産の部					
2,222,315,983	2,222,315,983		土 地					
2,946,791	2,946,791		建 築 物					
3,330,000	3,330,000		構 築 物					
613,855,690	613,855,690	53,000	車 輛					
			機 械 及 備 品					
			減価償却引当金					
1,6,016,222	1,6,016,222		投 資					
2,347,556	2,347,556		電 話 加 入 権					
1,16,758,187	2,18,2,441,694	311,6,82,998	普 通 預 金	251,225,595	2,065,683,507			
2,31,347,282	37,040,1,861	1,02,39,0,694	未 収 金	55,639,652	1,39,054,579			
9,734,808	14,2,14,649,4	35,321,335	貯 廉 品	35,353,113	1,32,411,686			
950,000	950,000		前 払 金					
23,100,000	33,100,000		定 期 預 金	10,000,000	10,000,000			
16,094,000	17,8,529,036		過 年 度 未 収 金			1,62,435,036		
			負 債 の 部					
	1,300,000,000		一 時 借 入 金			2,600,000,000	1,300,000,000	
	48,118,875	28,483,400	未 払 金	35,321,335	132,349,840		84,230,965	
			仮 受 金					
	64,128,376	19,851,434	預 り 金	12,547,327	74,437,370	10,308,994		
			予 納 金					
	308,034		固 定 負 債			16,633,835	16,325,801	
			公 立 病 院 特 例 債			24,296,000	24,296,000	

	82,674,182	4,020,000	過年 度未 払金	86,713,042	4,038,860
	資本の部				
	自己資本金	72,626,000	334,177,371	334,177,371	
6,221,811	借入資本金	120,700,000	2,858,851,319	2,852,629,508	
1,309,041,222	繰越欠損金				
	資本剰余金		1,118,000	1,118,000	
	収益の部				
155,870	入院収益	75,595,362	259,777,229	259,621,359	
148,129	外来収益	45,213,312	163,720,757	163,572,628	
	その他医業収益	6,219,055	19,748,422	19,748,422	
	受取利息配当金	62,500	62,500	62,500	
	他会計補助金	13,594,000	13,594,000	13,594,000	
	患者外給食収益	879,170	2,605,190	2,605,190	
	その他医業外収益	226,765	706,354	706,354	
	特別利益	780,000	780,000	780,000	
	費用の部				
314,600,401	給与費			36,460	
140,148,321	材料費			121,120	
47,268,330	経常償却費			140,000	
	資産減耗費				
1,551,760	研究修繕費				
2,658,858	会員料金及 会員登録諸費				
3,170,590	患者外給食材料費				
	建設仮勘定				
136,188,020	合計		735,983,186	9,401,227,278	
5,389,589,613					

7月分予算執行報告書

昭和53年7月31日現在

和泉市立病院事業会計

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		7月	累計	
病院事業収益	1,411,374千円	1,425,26,320	46,0,69,0,453	950,683,547
1. 医業収益	1,339,995	1,26,983,885	44,2,942,409	897,052,591
1 人院収益	858,261	75,565,609	25,9,621,359	598,639,641
2 外来収益	413,400	45,199,221	16,3,572,628	249,827,372
3 その他医業収益	68,334	6,219,055	1,9,748,422	48,585,578
2. 医業外収益	30,899	14,762,435	1,6,968,044	13,930,956
1 受取利息配当金	1,300	6,2500	6,2500	1,237,500
2 他会計補助益	13,594	13,594,000	13,594,000	0
3 患者外給食収益	12,710	87,9,170	2,6,05,190	10,104,810
4 その他医業外収益	1,200	226,765	706,354	493,646
5 国庫補助金	2,095			2,095,000
3. 特別利益	40,480	780,000	780,000	39,700,000
病院事業費用	2,055,839	132,539,670	533,327,987	1,522,511,013
1. 医業費用	1,728,013	109,162,251	503,568,812	1,224,444,188
1 給与費	978,795	60,767,251	314,600,401	664,194,599
材料費	445,947	38,378,571	140,148,321	305,798,679

3 經 費	1 6 4,4 6 3	9,7 2 2,6 7 9	4 7,2 6 8,3 3 0	1 1 7,1 9 4,6 7 0
4 減 價 債 款 却 費	1 3 2,1 5 1			1 3 2,1 5 1,0 0 0
5 資 產 減 耗 費	1			1,0 0 0
6 研 究 研 修 費	6,6 5 6	2 9 3,7 5 0	1,5 5 1,7 6 0	5,1 0 4,2 4 0
2. 医 業 外 費 用	3 2 7,5 2 6	2 3,3 7 7,4 1 9	2 9,7 5 9,1 7 5	2 9,7,7 6 6,8 2 5
1 支 扎 利 息 及 諸 費	3 1 5,8 6 7	2 2,5 9 0,1 8 2	2 6,5 8 8,5 8 5	2 8 9,2 7 8,4 1 5
2 患 者 外 給 食 材 料 費	1 1,6 5 9	7 8 7 2 3 7	3,1 7 0,5 9 0	8,4 8 8,4 1 0
3. 子 備 費	3 0 0			3 0 0,0 0 0
資 本 的 収 入	3 4 9,4 1 6	1 9 3,3 2 6,0 0 0	1 9 3,3 2 6,0 0 0	1 5 6,0 9 0,0 0 0
1. 出 資 金	7 2,6 2 6	7 2,6 2 6,0 0 0	7 2,6 2 6,0 0 0	0
2. 企 業 債 款	2 7 6,7 9 0	1 2 0,7 0 0,0 0 0	1 2 0,7 0 0,0 0 0	1 5 6,0 9 0,0 0 0
資 本 的 支 出	3 8 9,8 9 6	1 0 1,6 4 9,8 1 1	1 3 9,2 0 0,8 4 5	2 5 0,6 9 5,1 5 5
1. 建 設 改 良 費	3 2 8,3 3 3	9 9,9 1 3,0 0 0	1 3 2,9 7 9,0 3 4	1 9 5,3 5 3,9 6 6
1 看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1,2 3 3		3 0 8,0 3 4	9 2 4,9 6 6
2 器 械 備 品 購 入 費	1 5,0 0 0	5 3,0 0 0	1 1 3,0 0 0	1 4,8 8 7,0 0 0
3 病 院 增 設 事 業 費	1 3 5,1 0 0	8 0,2 1 0,0 0 0	9,6,8 1 0,0 0 0	3 8,2 9 0,0 0 0
4 看 護 婦 宿 舍 增 設 事 業 費	1 7 7,0 0 0	1 9,6 5 0,0 0 0	3 5,7 4 8,0 0 0	1 4 1,2 5 2,0 0 0
2. 企 業 債 款 還 金	6 1,5 6 3	1,7 3 6,8 1 1	6,2 2 1,8 1 1	5 5,3 4 1,1 8 9
1. 企 業 債 款 還 金	2 1,0 8 3	1,7 3 6,8 1 1	6,2 2 1,8 1 1	1 4,8 6 1,1 8 9
2 公 立 病 院 特 例 檢	4 0,4 8 0			4 0,4 8 0,0 0 0

7月度月次損益計算書

昭和53年7月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医業収益		
入院収益	7 5,5 6 5,6 0 9	2 5 9,6 2 1,3 5 9
外来収益	4 5,1 9 9,2 2 1	1 6 3,5 7 2,6 2 8
その他医業収益	6 2 1 9,0 5 5	1 9,7 4 8,4 2 2
計	1 2 6,9 8 3,8 8 5	4 4 2,9 4 2,4 0 9
2. 医業費用		
給与費	6 0,7 6 7,2 5 1	3 1 4,6 0 0,4 0 1
材料費	3 8,3 7 8,5 7 1	1 4 0,1 4 8,3 2 1
経費	9,7 2 2,6 7 9	4 7,2 6 8,3 3 0
減価償却費		
資産減耗費		
研究研修費	2 9 3,7 5 0	1,5 5 1,7 6 0
計	1 0 9,1 6 2,2 5 1	5 0 3,5 6 8,8 1 2
医業利益	1 7,8 2 1,6 3 4	△ 6 0,6 2 6,4 0 3

3. 医業外収益				
受取利息配当金	6 2,500		6 2,500	
他会計補助金	13,594,000		13,594,000	
患者外給食収益	879,170,		2,605,190	
その他医業外収益	226,765		706,354	
国庫補助金				
計		14,762,435		16,968,044
4. 医業外費用				
支払利息及び 企業債取扱費	2,259,0182		2,658,8585	
患者外給食材料費	787,237		3,170,590	
雑損失				
計		23,377,419		29,759,175
経常利益		9,206,650		△ 73,417,534
5. 特別利益	780,000		780,000	
6. 特別損失				
当月分純利益		9,986,650	当月迄の純利益	△ 72,637,534
上記当月分収益中 健保未収金	102390,694円			
上記当月分費用中 未払金	35,321,335円			

資 金 予 算 表

昭和 53 年 7 月末

和泉市立病院事業会計

区分		科 目	7月の執行済額	8月 予 定	9月 予 定
事	業 収 益	8 1,391,827円	1 00,000,000円	1 00,000,000円	1 00,000,000円
固 定 資 産 廉 却 代 金					
企 取	業 債	1 20,700,000			
過 年 度 未 収 金					
一 時 借 入 金					5 0,000,000
預 金	1 2,547,327	1 0,000,000	1 0,000,000	1 0,000,000	1 0,000,000
他 会 計 繼 入 金	8 6,220,000				
前 払 金 戻 入					
期 間 外 収 益					
予 納 金					
仮 受 金					
特 別 利 益	7 80,000				
定 期 頂 金 解 約	1 0,000,000				
合 计	3 11,639,154	1 10,000,000	1 60,000,000	1 60,000,000	1 60,000,000

区分	科 目	7月の執行済額	8月予定		9月予定
			8月	予定	
支	事業費用	97,177,106円	153,169,000円		93,404,000円
	建設改良費	99,913,000			
	企業債償還金	1,736,811	943,000		2,054,8,000
	貯蔵品購入費	28,483,400	30,000,000		30,000,000
	過年度未払金	4,020,000			
	一時借入金返還				
	預り金還付	19,851,434	10,000,000		10,000,000
	前払金				
	期間外費用				
出	予納金還付				
	仮受金還付				
	合計	251,181,751	194,112,000		153,952,000
差引	収支差引	60,457,403	△ 84,112,000		6,048,000
	前年度又は前月より繰越	56,300,784	116,758,187		32,646,187
	翌年度又は翌月へ繰越	116,758,187	32,646,187		38,694,187

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年12月8日

監査委員 久光喜多男

記

1. 検査実施日 昭和53年12月8日
2. 検査の対象 昭和53年8月分の出納状況
3. 検査の結果

8月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したことろ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における收支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収 支 計

区分	収 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計	4830,209,354	△ 3,631,962 566,770,101	5398347,493	6030,160,667	△ 4448,196 1,158,249,296
特別会計	国民健康保険事業	1,122,847,539	△ 1288,630 70,847,514	1,192,456,423	5030,87,046
	土地区画整理事業		171	171	12,190,645
	公共用地先行取得事業	84399,800	116,426	84516,226	229188,26
基金	公共下水道事業	75400,000	45,812	75445,312	30,433,250
	用品調達	11,327,343	418,386	11,745,679	9,117,153
	同和更生資金貸付	55,209,736	27,400	55,237,136	2900,686
金	公共施設整備基金				
	土地開発	1,091,424		1,091,424	
特別歳入歳出外現金	2,621,927,227	537,515,432	3,159,442,659	2,397,047,546	309,995,765
歳入歳出外現金	254,266,417	688,17,056	828,083,473	206,847,954	62,775,868
府 税	387,063,407	△ 2874,374 72847,330	457,036,363	338,748,853	458,645,585
住 宅 敷 金	12,194,687	58,565	12253,252	85,100	
合 計	9,455,936,984	△ 7,744,966 1317,463,643	10,765,655,611	9,558,537,726	△ 4,491,250 1843,148,135

算　　書

昭和53年8月31日現在 (単位 円)

出					
計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
7,183,961,767	△7,906,14274	1,700,000,000	287,800,000	197,185,726	
743,249,454	449,206,969			449,206,969	
12,190,645	△12,190,474		12,200,000	9,526	
26,542,100	57,974,126			57,974,126	
50,689,694	24,755,618			24,755,618	
9,494,594	2,251,085			2,251,085	
4,700,686	50,536,450			50,536,450	
	1,091,424			1,091,424	
2,707,043,311	452,399,348		△300,000,000	152,399,348	
269,623,822	534,59,651			534,59,651	
384,613,438	72,422,925			72,422,925	
85,100	12,168,152			12,168,152	
113,921,946,111	△6,265,89,000	1,700,000,000		1,073,461,000	

現 金 の 保

区分	現在高	内			
		普通預金	当座	定期預金	農協
一般会計	197,185,726	187,185,726		10,000,000	
特別会計	国保事業	449,206,969	229,206,969		200,000,000
	土地地区画整理事業	9,526	9,526		
	公用用地先行取得事業	57,974,126	57,974,126		
	公共下水道事業	24,755,618	24,755,618		
基金	用品調達	2251,085	488,425	1,762,660	
	同和更生資金貸付	50,536,450	2,536,450		48,000,000
	土地開発	1,091,424	1,091,424		
特別歳入歳出外現金	176,418,320	152,899,348			23,408,394
歳入歳出外現金	58,459,651	58,459,651			
府 稅	72,422,925	72,422,925			
住 宅 敷 金	12,168,152	2,936,923		9,231,229	
合 計	1097,474,972	784,467,111	1,762,660	267,231,229	234,083,94

管 方 法

昭和 53 年 8 月 31 日現在（単位円）

記			備 考
郵便局			
20,000,000			
605578			大阪公 187 605,261 大阪公 24228 317
20,605578			

市 税 収

科 目		調 定 額	収 入
			前 月 末 累 計
市 民 税	個 人	現 年 度 課 稅 分	1,844,287,250
		滯 納 繰 越 分	99,670,835
	法 人	現 年 度 課 稅 分	118,306,690
		滯 納 繰 越 分	14,382,660
固定資産税		現 年 度 課 稅 分	1,635,005,670
		滯 納 繰 越 分	150,611,885
		国 有 資 產 等 所 在 市町村納付金交付金	54,104,710
軽自動車税		現 年 度 課 稅 分	43,300,230
		滯 納 繰 越 分	4,983,640
市たばこ消費税		137,803,100	70,490,400
電 気 税		79,821,209	46,117,241
ガ ス 税		4,888,639	4,107,428
木材引取税	現 年 度 課 稅 分		
	滯 納 繰 越 分		
特別土地保有税		72,966,640	50,581,230
都市計画税	現 年 度 課 稅 分	353,858,570	126,673,160
	滯 納 繰 越 分	18,165,451	6,092,191
合 計		4,632,157,179	1,631,526,032

入 明 細 書

昭和53年8月31日現在

済 額			調定に対する
本 月 分	計	収入未済額	収入割合
△ 2,872,632 134,225,928	528,449,776	1,315,837,474	28.65%
4,175,797	12,207,674	87,463,161	12.25
△ 1,450 4,766,250	83,935,699	34,370,991	70.95
152,950	5,429,580	8,953,080	37.75
△ 413,483 52,322,033	802,379,122	832,626,548	49.08
△ 42,581 4,607,766	30,986,004	119,625,881	20.57
8,993,670	32,856,500	21,248,210	60.72
△ 99,020 1,250,840	37,284,220	6,016,010	86.11
△ 1,550 150,900	251,230	4,732,410	5.04
11,778,220	82,268,620	55,534,480	59.7
	46,117,241	33,708,968	57.78
	4,107,423	781,216	84.02
2,297,120	52,878,350	20,088,290	72.47
△ 92,977 12,010,522	138,590,705	215,267,965	39.17
△ 11,319 1,207,820	8,188,692	9,976,759	45.08
△ 3,535,012 237,939,816	1,865,930,836	2,766,226,343	40.28

歳 入

科 目	予 算 額	取 入	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 稅	4,646,834,000	1,631,526,032	△3,535,012 237,939,816
地 方 譲 与 税	102,763,000		
自 動 車 取 得 税 交 付 金	129,458,000		42,950,000
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	78,520,000		
地 方 交 付 税	3,121,796,000	1,585,518,000	
交 通 安 全 対 策 特 别 交 付 金	19,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	268,900,290	48,975,220	12,412,700
使 用 料 及 手 数 料	217,593,000	71,084,483	△13,150 11,433,820
国 庫 支 出 金	4,313,593,000	477,453,400	175,648,000
府 支 出 金	1,640,957,000	23,383,028	80,254,969
財 产 取 入	266,767,000	166,449,912	322,220
寄 付 金	33,000,000	45,439,200	
縁 入 金	1,000,000		
諸 取 入	3,199,804,000	508,223,866	△83,800 55,808,576
市 債	1,655,706,000	7,800,000	
縁 越 金	264,356,213	264,356,213	
合 計	19,955,048,503	4,830,209,354	△3,631,962 566,770,101

調　　書

昭和 53 年 8 月 31 日現在

済額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
計	過	不足	
1,865,930,836		2,780,903,104	40.15%
		102,763,000	
42,950,000		86,508,000	33.18
		78,520,000	
1,585,518,000		1,536,278,000	50.79
		19,000,000	
61,387,920		202,512,370	23.26
82,505,153		135,087,847	37.92
653,101,400		8,660,491,600	15.14
53,637,997		1,587,319,003	3.27
166,772,132		99,994,868	62.52
45,439,200	12,439,200		137.69
		1,000,000	
563,948,642		2,635,855,858	17.62
7,800,000		1,647,906,000	0.47
264,356,213			100.00
5,393,347,498		14,561,700,010	27.03

監査報告第33号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年12月8日

監査委員 久 光 喜 多 男

記

1. 検査実施日 昭和53年12月6日
2. 検査の対象 昭和53年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第81条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8月分月次合計残高試算表

昭和53年8月31日現在

表 算 試 高 殘 合 計 次 月 分 8 月

(单位 巴)

借 残	方 合		本 月 計		勘 定 科 目		本 月 計		貸 方 合		高 残 高
	高	高			資 産 の 部	資 産 の 部	本 月 計	合 計	本 月 計	合 計	
3,23,416,864		3,23,416,864			資 産 の 部	資 産 の 部					
27,0,650,469		27,0,650,469			土 地	土 地					
3,7,22,476,911		3,7,22,476,911			建 築 物	建 築 物					
6,31,9,37,574		6,31,9,37,574			機 械 及 裝 置	機 械 及 裝 置					
1,04,277,456		1,04,277,456			量 水 器	量 水 器					
13,8,33,653		14,473,653			車 輛 及 運 搬 具	車 輛 及 運 搬 具					
26,9,47,860		26,9,47,860			工 具 器 具 及 備 品	工 具 器 具 及 備 品					
6,12,205,080		6,12,219,210		29,437,988	建 設 販 勘 定	建 設 販 勘 定	14,130		14,130		
3,10,0,00		310,000			水 利 權	水 利 權					
9,15,0,0		91,500			電 話 加 入 權	電 話 加 入 權					
2,10,0,00		210,000			現 金	現 金					
1,37,5,92,959		1,783,692,505		18,2,085,084	普 通 預 金	普 通 預 金	110,301,616		1,646,099,546		
		1,56,8,621,886		110,301,616	當 座 預 金	當 座 預 金	110,301,616		1,568,621,886		
2,27,1,25,860		5,83,7,831,86		100,797,174	未 收 金	未 收 金	83,790,021		356,657,326		
2,28,63,579		66,114,806		4,0,03,250	貯 藏 品	貯 藏 品	1,34,86,140		43,751,227		
1,35,0,00		135,000			假 托 金	假 托 金					
2,30,0,000		2,300,000			投 資 有 價 證 券	投 資 有 價 證 券					
					前 払 費 用	前 払 費 用					
					保 管 有 價 證 券	保 管 有 價 證 券					
					負 債 的 部	負 債 的 部					
					未 払 金	未 払 金	3,9,89,120		63,972,580		8,136,020
1,0,30,0,00,000					未 払 費 用	未 払 費 用					
30,611,880		29,299,880			一 時 借 入 金	一 時 借 入 金	1,595,800,000		565,80,000		
34,385,343		6,267,822			預 り 受 金	預 り 受 金	5,8,979,650		28,367,770		
					預 り 担 保 有 価 證 券	預 り 担 保 有 価 證 券	5,8,42,572		56,110,648		21,725,300
							2,300,000		2,300,000		

	608,000	608,000	減価償却引当金 退職給与引当金		558,996,914	558,988,914
					12,196,000	12,196,000
			資本の部			
			自己資本金	119,803,235	119,803,235	
	8,250,626	8,250,626	借入資本金	3,269,686,834	3,261,436,208	
4,85,986,310	4,85,986,310		資本剰余金	1,826,245,734	1,826,245,734	
			利益剰余金			
			費用の部			
22,951,246	22,951,246	48,652,271	原水及淨水費			
4,84,514,72	4,84,514,72	8,828,210	配水及給水費			
8,21,0,762	8,21,0,762	2,386,956	受託工事費			
4,04,54,374	4,04,54,374	6,275,543	業務務費			
27,900,619	27,918,915	4,250,0,63	総係費	16,208	18,296	
			減価償却費			
32,000	32,000	32,000	資産減耗費			
19,113,477	19,113,477	8,464,425	支払利息及企業債取扱費			
			雜支出			
870,710	870,710	20,000	その他の営業費用			
162,631	162,631		過年度損益修正損			
			収益の部			
189,285	2,700	給水収益	100,369,754	464,409,742	464,220,457	
		補償金				
		受託工事収益	592,956	9,300,412	9,300,412	
		その他の営業収益	452,620	3,518,935	3,518,935	
		受取利息	262,465	919,751	919,751	
		雑収益	703,100	2,072,390	2,072,390	
		固定資産売却益				
		過年度損益修正益		37240	37,240	
		加入料金	34,780,000	71,970,000	70,540,000	
6,950,008,366	11,732,122471	528,454,198	合計	528,454,198	117,32,122471	6,950,008,366

8月分予算執行報告書 甲

昭和53年8月31日現在

(収入)

(単位 円)

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		8月	累計	
① 水道事業収益	1,376,558,000	1,371,158,195	550,609,185	825,948,815
1 営業収益	1,202,358,000	1,01,412,630	477,039,804	725,318,196
1 給水収益	1,170,576,000	1,00,367,054	464,220,457	706,355,543
2 受託工事収益	16,000,000	592,956	9,300,412	6,699,588
3 その他の營業収益	15,782,000	452,620	3,518,935	12,263,065
2. 営業外収益	174,100,000	35,745,65	73,532,141	100,567,859
1 加入金	159,000,000	34,780,000	70,540,000	88,460,000
2 受取利息	2,600,000	262,465	919,751	1,680,249
3 雑収入	2,500,000	703,100	2,072,390	4,27,610
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

8. 特 別 利 益	1 0 0 0 0 0	0	3 7, 2 4 0	6 2, 7 6 0
1 過 年 度 損 益 修 正 益	1 0 0, 0 0 0	0	3 7, 2 4 0	6 2, 7 6 0
① 資 本 的 収 入	6 2 1, 4 0 0, 0 0 0	6 0, 2 1 6, 6 4 0	1 3 9, 1 5 2, 0 1 4	4 8 2, 2 4 7, 9 8 6
1. 企 業 債	4 7 1, 0 0 0, 0 0 0	0	0	4 7 1, 0 0 0, 0 0 0
1 企 業 債	4 7 1, 0 0 0, 0 0 0	0	0	4 7 1, 0 0 0, 0 0 0
2. 工 事 負 担 金	9 3, 0 0 0, 0 0 0	6 0, 2 1 6, 6 4 0	1 3 9, 1 5 2, 0 1 4	△ 4 6, 1 5 2, 0 1 4
1 工 事 負 担 金	9 3, 0 0 0, 0 0 0	6 0, 2 1 6, 6 4 0	1 3 9, 1 5 2, 0 1 4	△ 4 6, 1 5 2, 0 1 4
3. 負 担 金	4, 5 0 0, 0 0 0	0	0	4, 5 0 0, 0 0 0
1 他 會 計 負 担 金	4, 5 0 0, 0 0 0	0	0	4, 5 0 0, 0 0 0
4. 補 助 金	5 2, 9 0 0, 0 0 0	0	0	5 2, 9 0 0, 0 0 0
1 国 庫 補 助 金	5 2, 9 0 0, 0 0 0	0	0	5 2, 9 0 0, 0 0 0
収 入 合 計	1, 9 9 7, 9 5 8, 0 0 0	1 9 7, 3 7 4, 8 3 5	6 8 9, 7 6 1, 1 9 9	1, 3 0 8, 1 9 6, 8 0 1

8月分予算執行報告書 乙
(支出)

昭和53年8月31日現在

(単位 円)

款項項目	予算額	執行額			予算残額
		8月	累計	計	
① 水道事業費用	1,345,225,000	78,893,660	368,147,291	977,077,709	
1. 営業費用	1,056,230,000	70,429,235	348,871,183	707,358,817	
1 原水及淨水費	591,842,000	48,652,271	222,951,246	368,890,754	
2 配水及給水費	124,879,000	8,828,210	48,451,472	76,427,528	
3 受託工事費	16,000,000	2,386,956	8,210,762	7,789,238	
4 菜務費	104,060,000	6,275,543	40,454,374	63,605,626	
5 総保費	79,433,000	4,233,855	27,900,619	51,532,381	
6 渡価償却費	134,506,000	0	0	134,506,000	
7 資産減耗費	510,000	32,000	32,000	478,000	
8 その他の営業費用	5,000,000	20,400	870,710	4,129,290	
2. 営業外費用	287,695,000	8,464,425	19,113,477	268,581,523	
1 支払利息及諸費	287,645,000	8,464,425	19,113,477	268,531,523	
2 雑支支出	50,000	0	0	50,000	

3. 特 別 損 失	3 0 0,0 0 0	0	1 6 2,6 3 1	1 3 7,3 6 9
1 過 年 度 損 益 修 正 損	3 0 0,0 0 0	0	1 6 2,6 3 1	1 3 7,3 6 9
4. 予 備 費	1,0 0 0,0 0 0	0	0	1,0 0 0,0 0 0
1 予 備 費	1,0 0 0,0 0 0	0	0	1,0 0 0,0 0 0
① 資 本 的 支 出	7 4 9,9 3 0,0 5 0	3 9,8 8 6,0 8 4	1 3 1,4 7 1,1 8 8	6 1 8,4 5 8,8 6 2
1. 建 設 改 良 費	6 8 1,9 9 3,0 5 0	3 1,6 3 5,4 5 8	1 2 3,2 2 0,5 6 2	5 5 8,7 7 2,4 8 8
1 事 務 費	3 1,9 9 8,3 5 3	1,9 2 1,0 3 7	1 2,3 5 6,7 9 5	1 9,6 4 1,5 5 8
2 拡 張 工 事 費	4 7 8,6 8 2,6 9 7	6,6 9 0,0 1 0	5 3,7 6 3,1 9 0	4 2 4,9 1 9,5 0 7
3 改 良 工 事 費	5 3,0 0 0,0 0 0	1 6,3 7 6,4 3 4	4 1,9 4 8,4 6 4	1 1,0 5 1,5 3 6
4 配 水 管 整 備 事 業 費	1 9,0 0 0,0 0 0	0	0	1 9,0 0 0,0 0 0
5 光 明 台 水 道 施 設 建 設 費	6 2,2 3 0,0 0 0	1 6 9,3 7 7	4,4 9 4,4 4 3	5 7,7 3 5,5 5 7
6 配 水 管 更 生 事 業 費	1 6,0 0 0,0 0 0	4,2 6 7,0 0 0	4,5 8 1,8 7 0	1 1,4 1 8,1 3 0
7 嘗 業 設 備 費	2 1,0 8 2,0 0 0	2,2 1 1,6 0 0	6,0 7 5,8 0 0	1 5,0 0 6,2 0 0
2. 企 業 債 債 還 金	6 7,9 3 7,0 0 0	8,2 5 0,6 2 6	8,2 5 0,6 2 6	5 9,6 8 6,3 7 4
1 企 業 債 債 還 金	6 7,9 3 7,0 0 0	8,2 5 0,6 2 6	8,2 5 0,6 2 6	5 9,6 8 6,3 7 4
支 出 合 計	2,0 9 5,1 5 5,0 5 0	1 1 8,7 7 9,7 4 4	4 9 9,6 1 8,4 7 9	1,5 9 5,5 3 6,5 7 1

和泉市水道事業損益計算書(8月分)

(昭和53年8月1日より 昭和53年8月31日まで)

	円	円	
1. 営業収益			
① 給水収益	1 0 0,3 6 7,0 5 4		
② 受託収益	5 9 2,9 5 6		
③ その他の営業収益	<u>4 5 2,6 2 0</u>	<u>1 0 1,4 1 2,6 3 0</u>	
2. 営業費用			
① 原水及び淨水費	4 8,6 5 2,2 7 1		
② 配水及び給水費	8,8 2 8,2 1 0		
③ 受託工事費	2,3 8 6,9 5 6		
④ 業務費	6,2 7 5,5 4 3		
⑤ 総減価償却費	4,2 3 3,8 5 5	0	
⑥ 資産純耗費	3 2,0 0 0		
⑦ その他営業費用	<u>2 0,4 0 0</u>	<u>7 0,4 2 9,2 3 5</u>	
3. 営業利益			3 0,9 8 3,8 9 5

3. 営業外収益	金	益	息	益	助	金	益	入	利	取	外	當
① 加入												3 4,7 8 0,0 0 0
② 受取												2 6 2,4 6 5
③ 雜												7 0 3,1 0 0
④ 他会計補助費								0				3 5,7 4 5,5 6 5
4. 営業外費用												
① 支出												8,4 6 4,4 2 5
② 企業債支												0
③ 企業利息取扱												
④ 利息及諸費用												
5. 特別利益												
① 過年度損益修正益												0
6. 特別損失												
① 過年度損益修正損												0
当月純利益												
												5 8,2 6 4,5 3 5

資 金 予 算 表

昭和 53 年 9 月 10 日

科 目	月 次	8 月 執行額	9 月 予定額	10 月 予定額	11 月 予定額
收	前 月 繰 越 金	66,019,491 円	137,803 千円	18,587 千円	19,667 千円
	營 業 収 益	81,436,336	101,000	110,000	100,000
	營 業 外 収 益	35,745,565	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金	1,565,095	1,600	0	0
	企 業 債	0	0	0	0
	工 事 負 担 金	60,216,640	10,000	10,000	10,000
	一 時 借 入 金	0	0	4,00,000	0
	預 金	410,000	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繼 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	2,695,240	1,000	1,000	1,000
入					
計		182,068,876	120,600	528,000	118,000

	當業費用	65,677,023	60,000	60,000	60,000
	當業外費用	8,448,217	111,613	11,920	0
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費用	22,902,568	28,000	35,000	25,000
	貯蔵品	2,648,590	15,000	18,000	15,000
	企業債償還金	8,250,626	23,203	0	0
	一時借入金返還	0	0	40,000	0
	預り金返還	835,250	1,000	1,000	1,000
	前受金	1,523,134	1,000	1,000	1,000
	計	110,285,408	239,816	526,920	102,000
	收支差引額	137,802,959	18,587	19,667	35,667

監査報告第34号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年8月分和泉市立病院企業出納貢扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年12月8日

監査委員 久光喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和53年12月6日
- 2 検査の対象 昭和53年8月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第81条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8月分月次合計残高試算表

昭和 53 年 8 月 31 日

8 月 分 月 次 合 計 滅 高 試 算 表

和泉市立病院事業会計

残 高	借 方	合 計		勘定科目		合 計		貸 方
		累 計	当 月	資 産	の 部	累 計	当 月	
15,323,5,865	15,323,5,865			土	地			
2,222,3,15,983	2,222,3,15,983			建	物			
2,946,791	2,946,791			構	築	物		
3,330,000	3,330,000			機	械	品		
61,4,090,6,900	61,4,090,6,900	235,000	車	械	及	備		
				減	価	消		
16,016,222	16,016,222			引	却	金		
2,347,556	2,347,556			投	資			
73,790,578	23,52,78,8,820	170,347,126	普	電	話	加	入	
20,165,7,166	46,817,6,865	97,775,004	通	電	話	加	入	
9,709,9,53	181,853,2,24	3,970,6,780	未	收	金	預	金	
950,0,00	950,0,00			貯	品	金		
23,100,0,000	33,100,0,000			前	払	金		
16,094,0,00	178,529,0,36			定	期	預	金	
				過	年	度	未	
				受	金	收	金	
				負	債	の	部	
1,300,000,000				一	時	借	入	
78,476,905	30,358,0,830	未		払	金			
				仮	受	金		
76,967,961	12,839,5,85	預	り	金	13,084,940	87,522,310	10,54,349	
808,084		予	納	金				
		固	定	負	債		1,633,835	1,632,5,801
85,895,9,82	3,221,800	過	年	度	未	払	金	242,960,000
							86,713,042	817,060

		資 本 の 部				
		自 己 資 本	借 入 資 本	金 金		
1,309,041,222	7,164,888	943,077	943,077		334,177,371	334,177,371
	1,309,041,222	1,309,041,222	1,309,041,222		2,858,851,319	2,858,851,319
					1,118,000	1,118,000
		収 益 の 部				
	18,595,2	30,082	入 院 収 益	71,719,152	331,496,881	331,310,429
	194,109	45,980	外 来 収 益	46,136,060	209,856,817	209,662,708
			そ の 他 医 業 収 益	7,202,506	2,695,092,8	2,695,092,8
			受 取 利 息 配 当 金	58,172,3	64,422,3	64,422,3
			他 会 計 補 助 金		13,594,000	13,594,000
			患 者 外 給 食 収 益	80,861,0	3,413,800	3,413,800
			そ の 他 医 業 外 収 益	18,892,2	89,527,6	89,527,6
			特 別 利 益		780,000	780,000
		費 用 の 部				
	378,940,645	378,977,105	給 与 費		36,460	36,460
	1,827,954,78	1,829,16,598	42,647,157	料 費		121,120
	615,099,87	6,168,4,787	14,276,457	經 費	34,800	174,800
			減 値 償 却 費			
	1,593,800	1,593,800	研 究 研 修 費			
	10,899,2,948	10,991,3,495	83,32,4910	支 払 利 息 及 び 企 業 債 務 諸 費	920,547	920,547
	3,932,798	3,932,798	76,220,8	患 者 外 給 食 材 料 費		
	1,351,880,20	1,351,880,20		建 設 仮 勘 定		
	5,521,597,02	9,962,122,708	560,895,430	合 计	560,895,430	9,962,122,708
						5,521,579,702

8月分予算執行報告書

昭和53年8月31日現在

和泉市立病院事業会計

款項	目	予算額	執行額		予算残額
			8月	累計	
病院事業収益		1,411,374千円	1,265,609,111	5,872,51,364	824,122,636
1. 医業収益		1,339,995	1,249,81,656	5,67,924,065	772,070,935
1. 入院収益		858,261	71,68,9070	331,310,429	526,950,571
2. 外来収益		413,400	46,090,080	209,662,708	203,737,292
3. その他医業収益		68,334	7,202,506	26,950,928	41,383,072
2. 医業外収益		30,899	1,579,255	1,854,7,299	1,2351,701
1. 受取利息配当金		1,300	581,723	644,223	655,777
2. 他会計補助金		1,3594		1,3594,000	0
3. 患者外給食収益		1,2710	808,610	3,413,800	9,296,200
4. その他医業外収益		1,200	1,88,922	895,276	804,724
5. 国庫補助金		2,095			2,095,000
3. 特別利益		4,0480		78,000	39,700,000
病院事業費用		2,055,839千円	204,437,669	737,765,656	1,318,073,344
1. 医業費用		1,728,013	121,271,098	624,839,910	1,103,173,090
1. 給与費		978,795	64,340,244	378,940,645	599,854,855
2. 材料費		445,947	42,647,157	182,795,478	263,151,522

3. 經 費	1 6 4,4 6 3	1 4,2 4 1,6 5 7	6 1,5 0 9,9 8 7	1 0 2,9 5 3,0 1 3
4. 減 価 債 債 却 費	1 3 2,1 5 1			1 3 2,1 5 1,0 0 0
5. 資 產 減 耗 費	1			1,0 0 0
6. 研 究 研 修 費	6,6 5 6	4 2,0 4 0	1,5 9 3,8 0 0	5,0 6 2,2 0 0
2. 医 業 外 費 用	8 2 7,5 2 6	8 3,1 6 6,5 7 1	1 1 2,9 2 5,7 4 6	2 1 4,6 0 0,2 5 4
1. 支 扎 利 息 及 企 業 銀 取 拨 費	3 1 5,8 6 7	8 2,4 0 4,3 6 3	1 0 8,9 9 2,9 4 8	2 0 6,8 7 4,0 5 2
2. 患 者 外 給 食 材 料 費	1 1,6 5 9	7 6 2,2 0 8	3,9 3 2,7 9 8	7,7 2 6,2 0 2
3. 予 備 費	3 0 0			3 0 0,0 0 0
資 本 的 収 入	3 4 9,4 1 6 千 円		1 9 3,3 2 6,0 0 0	1 5 6,0 9 0,0 0 0
1. 出 資 金	7 2,6 2 6		7 2,6 2 6,0 0 0	0
2. 企 業 債	2 7 6,7 9 0		1 2 0,7 0 0,0 0 0	1 5 6,0 9 0,0 0 0
資 本 的 支 出	3 8 9,8 9 6 千 円	1,1 7 8,0 7 7	1 4 0,3 7 8,9 2 2	2 4 9,5 1 7,0 7 8
1. 建 設 改 良 費	3 2 8,3 3 3	2 3 5,0 0 0	1 3 8,2 1 4,0 3 4	1 9 5,1 1 8,9 6 6
1. 看 護 婦 宿 倉 賦 賦 金	1,2 3 3		3 0 8,0 3 4	9 2 4,9 6 6
2. 器 械 備 品 購 入 費	1 5,0 0 0	2 3 5,0 0 0	3 4 8,0 0 0	1 4,6 5 2,0 0 0
3. 病 院 增 設 事 業 費	1 8 5,1 0 0		9 6,8 1 0,0 0 0	3 8,2 9 0,0 0 0
4. 看 護 婦 宿 增 設 事 業 費	1 7 7,0 0 0		3 5,7 4 8,0 0 0	1 4 1,2 5 2,0 0 0
2. 企 業 債 債 還 金	6 1,5 6 3	9 4 3,0 7 7	7,1 6 4,8 8 8	5 4,3 9 8,1 1 2
1. 企 業 債 債 還 金	2 1,0 8 3	9 4 3,0 7 7	7,1 6 4,8 8 8	1 3,9 1 8,1 1 2
2. 公 立 病 院 特 例 債	4 0,4 8 0			4 0,4 8 0,0 0 0

8月度月次損益計算書

昭和58年8月31日

科 目		当 月	累 計
1. 医業収益			
入院収益	71,689,070	331,310,429	
外来収益	46,090,080	209,662,708	
その他医業計	7,202,506	26,950,928	
	124,981,656	567,924,065	
2. 医業費用			
給材費	64,340,244	37,8,940,645	
絆減資	42,647,157	182,795,478	
研究費	14,241,657	61,509,987	
	42,040	1,593,800	
	121,271,098	624,839,910	
3. 医業外収益			
受取利息	581,723	△56,915,845	
他会計補助金		644,223	
	13,594,000		

患者外給食収益	808,610	8,413,800	18,5,276	1,579,255	18,547,299
その他医業外収益	18,8,922				
国庫補助金					
計					
4. 医業外費用					
支払利息及び企業債取扱諸費	82,404,363	10,8,992,948			
患者外給食材料費	762,208	3,932,798			
雜損					
計	83,166,571	112,925,746			
5. 経常利益					
6. 特別損失		780,000			
当月分純利益			△ 77,876,758	△ 77,876,758	△ 150,514,292
上記当月分収益中			健保未収金	9,7,775,004円	
上記当月分費用中			未払金	3,9,706,730円	

資 金 予 算 表

昭和 53 年 8 月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	8 月 勘 行 領	9 月 予 定	10 月 予 定
	事 業 収 益	1 5 6,2 4 9,2 2 7 円	1 0 0,0 0 0,0 0 0 円	1 0 0,0 0 0,0 0 0 円
取	固 定 資 產 売 却 代 金			
	企 業 債 債			
過 年 度 未 収 金				
一 時 借 入 金				1 0 0,0 0 0,0 0 0
預 り 金	1 3,0 6 6,4 9 0	1 0,0 0 0,0 0 0	1 0,0 0 0,0 0 0	
他 会 計 繰 入 金				
前 払 金 戻 人				
期 初 外 収 益				
予 納 金				
仮 受 金				
入				
合 計	1 6 9,3 1 5,7 1 7	1 1 0,0 0 0,0 0 0	2 1 0,0 0 0,0 0 0	

区分		科目	目	8月 ○ 執行額	9月 ○ 予定	10月 ○ 予定
支	事業費	用	164,685,834円	93,404,000円	89,150,000円	
	建設改良費		235,000		100,000,000	
	企業債償還金		943,077	20,548,000		
	貯蔵品購入費		30,358,030	30,000,000	30,000,000	
	過年慶未払金		3,221,800			
	一時借入金返還					
	預り金還付		12,839,585	10,000,000	10,000,000	
	前払金					
	期間外費用					
	予納金還付					
出	仮受金還付					
	合計		212,283,326	153,952,000	229,150,000	
	収支差引		△42,967,609	△43,952,000	△19,150,000	
	前年度又は前月より繰越		116,758,187	73,790,578	29,838,578	
差引	翌年度又は翌月へ繰越		73,790,578	29,838,578	10,688,578	

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和58年9月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年12月8日

監査委員 久光喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和58年12月8日
- 2 検査の対象 昭和58年9月分の出納状況
- 3 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したことろ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収支計

区分	収入			支	
	前月末累計	本月分	計	前月末累計	本月分
一般会計	5,393,347,493	△ 556,142 1,701,209,505	7,094,000,856	7,183,961,767	△ 2,789,031 1,875,661,583
特別会計	国民健康保険事業	1,192,456,423	△ 6,850,473 71,207,058	1,257,318,008	748,249,454
	土地区画整理事業	171		171	12,190,645
	公共用地先行取得事業	84,516,226		84,516,226	26,542,100
	公共下水道事業	75,445,312		75,445,312	50,689,694
基金	用品調達	11,745,679	396,023	12,141,702	9,494,594
	同和更正資金貸付	55,237,136	474,990	55,712,126	4,700,686
	公共施設整備基金				
	土地開発	1,091,424		1,091,424	
特別歳入歳出外現金	8,159,442,659	252,441,074	8,411,883,733	2,707,048,811	614,282,368
歳入歳出外現金	823,083,473	46,928,152	869,991,625	269,623,822	43,795,497
府税	457,036,363	△ 125,472 99,956,969	556,867,860	884,613,438	85,344,365
住宅敷金	12,253,252	336,900	12,590,152	85,100	24,000
合計	10,765,655,611	△ 7,032,087 2,172,930,671	12,931,554,195	11,892,194,611	△ 3,219,020 2,878,979,181

算　　書

昭和53年9月30日現在(単位円)

出	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
計					
9,056,834,319	△ 1,962,833,463	2,500,000,000	△ 12,200,000	524,966,537	
984,897,397	272,915,611			272,915,611	
12,190,645	△ 12,190,474		12,200,000	9,526	
27,084,546	57,431,680			57,431,680	
68,289,008	7,156,304			7,156,304	
9,646,270	2,495,432			2,495,432	
4,700,686	51,011,440			51,011,440	
	1,091,424			1,091,424	
3,321,325,679	90,558,054			90,558,054	
313,419,319	56,572,306			56,572,306	
469,957,803	86,910,057			86,910,057	
109,100	12,481,052			12,481,052	
14,267,954,772	△ 1,336,400,577	2,500,000,000		1,163,509,423	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内			
		普通預金	当 座	定期預金	農 協
一般会計	524,966,537	514,966,537		10,000,000	
特別会計	国保事業	272,915,611	52,915,611		200,000,000
	土地区画整理事業	9,526	9,526		
	公共用地先行取得事業 公共下水道事業	57,431,680 7,156,304	57,431,680 7,156,304		
基金	用品調達	2,495,432	488,425	2,007,007	
	同和更生資金貸付	51,011,440	3,011,440		48,000,000
	土地開発	1,091,424	1,091,424		
特別歳入歳出外現金	187,147,117	90,558,054			92,342,805
歳入歳出外現金	56,572,306	56,572,306			
府 税	86,910,057	86,910,057			
住 宅 敷 金	12,481,052	3,249,823		9,231,229	
合 計	1,260,188,486	874,301,157	2,007,007	267,231,229	92,342,805

管 方 法

昭和 53 年 9 月 30 日現在 (単位円)

記		備 考	
郵便局	追加信託		
20,000,000			
4,246,258		大阪公 137 大阪公 24,223	4,245,991 267
24,246,258			

市 稅 収 入

科 目		調 定 額	収 入	
			前 月 末 累 計	本 月 分
市 民 税	個 人 法 人	現年度課税分 滯 納 緯 越 分	1,851,286,930 993,781,65	528,449,776 12,207,674
		現年度課税分 滯 納 緯 越 分	134,158,790 14,382,660	83,935,699 5,429,580
		現年度課税分 滯 納 緯 越 分	1,642,351,040 150,544,235	802,379,122 30,986,004
		國有資產等所在 市町村納付金交付金	54,104,710	32,856,500
固 定 資 產 稅	現 年 度 課 稅 分	43,302,380	37,284,220	△ 191,400 1,153,440
	滯 納 緯 越 分	4,985,440	251,230	229,590
市 た ば こ 消 費 稅	166,907,060	82,268,620	42,813,290	
電 氣 稅	102,556,707	46,117,241	33,703,968	
ガ ス 稅	5,123,407	4,107,423	781,216	
木 材 引 取 稅	現 年 度 課 稅 分			
	滯 納 緯 越 分			
特 別 土 地 保 有 稅	72,966,640	52,878,850	660,390	
都 市 計 画 稅	現 年 度 課 稅 分	355,008,720	138,590,705	△ 15,729 36,886,310
	滯 納 緯 越 分	18,151,341	8,188,692	△ 3,507 2,054,469
合 計	4,705,158,225	1,865,930,836	△ 489,311 513,157,302	

明細書

昭和53年9月30日現在

済額		
計	収入未済額	調定に対する 収入割合(%)
7 0 6,1 2 1,3 3 8	1,1 4 5,1 6 5,5 9 2	3 8.1 4
2 2,2 1 2,0 6 0	7 7,1 6 1,1 0 5	2 2.3 5
1 0 4,2 2 2,8 1 9	2 9,9 3 5,9 7 1	7 7.6 9
5,7 4 7,0 2 0	8,6 3 5,6 4 0	3 9.9 6
9 7 9,3 6 3,9 3 0	6 6 2,9 8 7,1 1 0	5 9.6 3
4 0,3 1 6,6 4 2	1 1 0,2 2 7,5 9 3	2 6.7 8
3 2,8 5 6,5 0 0	2 1,2 4 8,2 1 0	6 0.7 8
3 8,2 4 6,2 6 0	5,0 5 6,1 2 0	8 8.3 2
4 8 0,8 2 0	4,4 5 4,6 2 0	9 7.4 2
1 2 5,0 8 1,9 1 0	4 1,8 2 5,1 5 0	7 4.9 4
7 9,8 2 1,2 0 9	2 2,7 3 5,4 9 8	7 7.8 3
4,8 8 8,6 3 9	2 3 4,7 6 8	9 5.4 2
5 3,5 3 8,7 4 0	1 9,4 2 7,9 0 0	7 8.3 7
1 7 5,4 6 1,2 8 6	1 7 9,5 4 7,4 3 4	4 9.4 2
1 0,2 3 9,6 5 4	7,9 1 1,6 8 7	5 6.4 1
2,3 7 8,5 9 8,3 2 7	2,3 3 6,5 5 4,3 9 8	5 0.4 5

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 潤	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 稅	4,646,834,000	1,865,930,836	△ 489,811 513,157,302
地 方 謙 与 稅	102,763,000		23,480,000
自動車取得税交付金	129,458,000	42,950,000	
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	78,520,000		
地 方 交 付 税	3,121,796,000	1,585,518,000	637,588,000
交通 安全 対 策 特 別 交 付 金	19,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	263,900,290	61,387,920	△ 24,000 13,223,000
使 用 料 及 手 数 料	217,593,000	82,505,153	△ 39,500 16,574,770
国 庫 支 出 金	4,318,593,000	653,101,400	376,558,600
府 支 出 金	1,640,957,000	53,687,997	71,765,962
財 产 収 入	266,767,000	166,772,132	810,212
寄 附 金	38,000,000	45,439,200	2,280,000
繰 入 金	1,000,000		
諸 収 入	3,199,804,000	563,948,642	△ 3,331 45,776,659
市 債	1,655,706,000	7,800,000	
繰 越 金	264,356,213	264,356,213	
合 計	19,955,047,503	5,393,347,493	△ 556,142 1,701,209,505

調書

昭和53年9月30日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	計	過	
2,378,598,827		2,268,235,173	51.19%
23,480,000		7,928,3,000	22.85
42,950,000		8,650,8,000	33.18
		7,852,0,000	
2,223,101,000		8,9,8,6,95,000	71.21
		19,000,0,000	
74,586,920		18,9,313,870	28.26
99,040,423		11,8,552,577	45.52
1,029,660,000		3,283,933,000	23.87
125,463,059		1,515,553,041	7.64
167,582,344		9,9,184,650	62.89
47,719,200	14,719,200		144.60
		1,000,000	
609,721,970		2,590,082,030	19.05
7,800,000		1,647,900,000	0.47
264,356,213			100.00
7,094,000,856		12,861,046,621	35.55

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 53 年 9 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 8 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 53 年 12 月 8 日

監査委員 久光喜多男

記

- 1 検査実施日 昭和 53 年 12 月 6 日
- 2 検査の対象 昭和 53 年 9 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 81 条による 9 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

9月分月次合計残高試算表

昭和53年9月30日現在

9月分月次合計残高試算表

(単位 円)

借 方	貸 方	本 月 計	勘 定 科 目	本 月 計	貸 方
残 高					残 高
323,416,864	323,416,864		資産の部		
270,650,469	270,650,469		土 建 物		
3,724,76,911	3,724,76,911		横 繩 及 装 置		
631,937,574	631,937,574		機 械 及 水 器		
1,046,26,456	104,626,456	349,000	車 頸 及 運 舶 具		640,000
13,833,653	14,473,653		工 具 器 具 及 備 品		
26,947,860	26,947,860		建 設 仮 勘 定		14,130
771,745,951	771,760,811	159,540,871	水 利 権		
310,000	310,000		電 話 加 入 権		
91,500	91,500		現 金		
210,000	210,000		通 預 金		
83,824,437	211,473,689	331,044,893	普 通 金	384,812,915	203,091,2461
1,943,434,801	374,812,915		当 座 金	374,812,915	1,943,434,801
253,079,354	709,861,626	1,26,078,440	未 収 金	1,001,249,46	456,782,72
23,185,448	702,863,66	4,17,15,60	貯 藏 品	3,34,96,91	47,100,918
135,000	135,000		仮 払 金		
2,300,000	2,300,000		投 資 有 償 証 券		
			保 管 有 儲 証 券		
			前 払 金		
			負 債 の 部		
66,633,940	57,973,80	未 払 金	41,715,60	68,144,140	1,510,200
1,030,000,000		未 払 費 用			
323,80,880	1,76,900	一 時 借 入 金	100,000,000	1,695,800,000	665,80,000
41,922,827	7,537,484	前 受 金	1,30,6340	60,285,990	27,905,110
		預 り 金	6,817,584	62,928,177	21,005,350
	608,000	預 り 担 保 有 儲 証 券		2,300,000	2,300,000
		減 儲 引 当 金		558,996,914	558,388,914

		退職給与引当金		12,196,000	12,196,000
	資本の部				
3,145,242.6	自己資本金	112,000,000	119,803,235	119,803,235	
2,700,000	借入資本金	94,900,000	338,168,683.4	335,023,440.8	
4,859,863.10	資本剰余金		1,827,194,734	1,824,494,734	
	利益剰余金				
	費用の部				
2,711,20,041	原水及淨水費				
5,726,7,705	配水及給水費				
10,830,762	受託工事費				
4,904,3,001	業務費				
3,399,9,983	給係費		10,154	2,8,450	
	減価償却費				
32,000	資産減耗費				
13,075,3,919	支払利息及企業債取扱賃費				
	支出手				
9,802,10	その他営業費用				
16,823,1	過年度損益修正損				
	収益の部				
11,61,815	給水収益	125,697,050	59,010,679.2	588,944,977	
	補償金	4,990,000	14,290,412	14,290,412	
	受託工事収益	42,779.0	3,946,725	3,946,725	
	その他の営業収益	62,032.3	1,540,074	1,540,074	
	受取利息	9,63,870	3,036,60	3,036,60	
	雜収益				
	固定資産売却益				
	過年度損益修正益			3,724.0	3,724.0
	加入金	2,980,000	74,950,000	73,520,000	
7,263,953,639	合計	1,224,034,088	12,956,156,559	7,268,953,639	

0月分予算執行報告書 甲

(収 入)

昭和53年9月30日現在

(単位 円)

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		9月	累計	
(1) 水道事業収益	1,376,558,000	1,347,06,503	6,85,315,688	691,242,312
1. 雨収益	1,202,358,000	1,30,142,310	6,07,182,114	5,95,175,886
1 給水収益	1,170,576,000	1,24,724,520	5,88,944,977	5,81,631,023
2 受託工事収益	16,000,000	4,990,000	1,42,90,412	1,70,9,588
3 その他 の 営業収益	15,782,000	4,27,790	3,946,725	11,835,275
2. 営業外収益	174,100,000	4,564,193	7,80,96,334	96,003,666
1 加入金	159,000,000	2,980,000	7,352,000	85,480,000
2 受取利息	2,600,000	620,323	1,540,074	1,059,926
3 雜収益	2,500,000	963,870	3,036,260	△ 536,260
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

3. 特 別 利 益	1 0 0,0 0 0	0	3 7,2 4 0	6 2,7 6 0
1 過 年 度 損 益 修 正 益	1 0 0,0 0 0	0	3 7,2 4 0	6 2,7 6 0
① 資 本 的 収 入	6 2 1,4 0 0,0 0 0	1 1 0,2 4 9,0 0 0	2 4 9,4 0 1,0 1 4	3 7,1 9 9 8,9 8 6
1. 企 業 債 債	4 7 1,0 0 0,0 0 0	1 1 2,0 0 0,0 0 0	1 1 2,0 0 0,0 0 0	3 5 9,0 0 0,0 0 0
1 企 業 債 債	4 7 1,0 0 0,0 0 0	1 1 2,0 0 0,0 0 0	1 1 2,0 0 0,0 0 0	3 5 9,0 0 0,0 0 0
2. 工 事 負 担 金	9 3,0 0 0,0 0 0	△ 1,7 5 1,0 0 0	1 3 7,4 0 1,0 1 4	△ 4 4,4 0 1,0 1 4
1 工 事 負 担 金	9 3 0 0 0,0 0 0	△ 1,7 5 1,0 0 0	1 3 7,4 0 1,0 1 4	△ 4 4,4 0 1,0 1 4
3. 負 担 金	4,5 0 0,0 0 0	0	0	4,5 0 0,0 0 0
1 他 会 計 負 担 金	4,5 0 0,0 0 0	0	0	4,5 0 0,0 0 0
4. 补 助 金	5 2,9 0 0,0 0 0	0	0	5 2,9 0 0,0 0 0
1 国 庫 补 助 金	5 2,9 0 0,0 0 0	0	0	5 2,9 0 0,0 0 0
収 入 合 計	1,9 9 7,9 5 8,0 0 0	2 4 4,9 5 5,5 0 3	9 3 4,7 1 6,7 0 2	1,0 6 3,2 4 1,2 9 8

9月分予算執行報告書 乙

(支出)

昭和53年9月30日現在

(単位 円)

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		9月	累計	
(1) 水道事業費用	1,845,225,000	1,86,048,561	55,419,5,852	791,029,148
1. 消費用	1,056,230,000	74,402,519	42,8,273,702	632,956,298
1 原水及淨水費	591,842,000	48,168,795	271,120,041	320,721,959
2 配水及給水費	12,487,9,000	8,816,233	5,7,267,705	67,611,295
3 受託工事費	1,600,000,000	2,620,000	1,0,830,7,62	5,169,238
4 業務費	10,406,000,000	8,588,627	4,9,043,001	5,501,6,999
5 給係費	79,433,000	6,099,364	3,3,999,983	4,5,433,017
6 減価償却費	13,450,6,000	0	0	134,506,000
7 資産減耗費	510,000	0	32,000	478,000
8 その他の當業費用	5,000,000	109,500	9,80,210	4,019,790
2. 営業外費用	287,695,000	111,640,442	130,753,919	156,941,081
1 支払利息及諸費	287,645,000	111,640,442	130,753,919	156,891,081
2 雜支出	5,000,0	0	0	5,000,0

3. 特 別 損 失	3 0 0 0 0	5,6 0 0	1 6 8,2 3 1	1 3 1,7 6 9
1 過 年 度 損 益 修 正 損	3 0 0 0 0	5,6 0 0	1 6 8,2 3 1	1 3 1,7 6 9
4. 予 備 費	1,0 0 0 0 0	0	0	1,0 0 0 0 0
1 予 備 費	1,0 0 0,0 0 0	0	0	1,0 0 0,0 0 0
① 資 本 的 支 出	7 4 9,9 3 0,0 5 0	1 8 3,0 9 1,6 7 1	3 1 4,5 6 2,8 5 9	4 3 5,3 6 7,1 9 1
1. 建 設 改 良 費	6 8 1,9 9 3,0 5 0	1 5 9,8 8 9,8 7 1	2 8 3,1 1 0,4 3 3	3 9 8,8 8 2,6 1 7
1 事 務 費	3 1 9 9 8,3 5 3	2,6 6 6,6 6 7	1 5,0 2 3,4 6 2	1 6,9 7 4,8 9 1
2 沽 張 工 事 費	4 7 8,6 8 2,6 9 7	1 3 5,1 1 6,8 3 0	1 8 8,8 8 0,0 2 0	2 8 9,8 0 2,6 7 7
3 改 良 工 事 費	5 2,0 0 0,0 0 0	2,7 1 1,3 8 5	4 4,6 5 9,8 4 9	8,3 4 0,1 5 1
4 配 水 管 整 備 事 業 費	1 9,0 0 0,0 0 0	0	0	1 9,0 0 0,0 0 0
5 光 明 台 水 道 施 設 建 設 費	6 2,2 3 0,0 0 0	1 6,0 4 6,7 7 9	2 0,5 4 1,2 2 2	4 1,6 8 8,7 7 8
6 配 水 管 更 生 事 業 費	1 6,0 0 0,0 0 0	2,9 9 9,2 1 0	7,5 8 1,0 8 0	8,4 1 8,9 2 0
7 営 業 設 備 費	2 1,0 8 2,0 0 0	3 4 9,0 0 0	6,4 2 4,8 0 0	1 4,6 5 7,2 0 0
2. 企 業 債 債 還 金	6 7,9 3 7,0 0 0	2 3,2 0 1,8 0 0	3 1,4 5 2,4 2 6	3 6,4 8 4,5 7 4
1 企 業 債 債 還 金	6 7,9 3 7,0 0 0	2 3,2 0 1,8 0 0	3 1,4 5 2,4 2 6	3 6,4 8 4,5 7 4
支 出 合 計	2,0 9 5,1 5 5,0 5 0	3 6 9,1 4 0,2 3 2	8 6 8,7 5 8,7 1 1	1 2 2 6,3 9 6,3 3 9

和泉市水道事業損益計算書(9月分)

(昭和53年9月1日より 昭和53年9月30日まで)

1. 営業収益		円	円
(1) 給水収益	1 2 4,7 2 4,5 2 0		
(2) 受託事業収益	4,9 9 0,0 0 0		
(3) その他の當業収益	4 2 7,7 9 0		
<hr/>		1 3 0,1 4 2,3 1 0	
2. 営業費用		円	円
(1) 原水及び淨水費	4 8,1 6 8,7 9 5		
(2) 化水及び給水費	8,8 1 6,2 3 3		
(3) 受託工事費	2,6 2 0,0 0 0		
(4) 業務費	8,5 8,8,6 2 7		
(5) 組係費	6,0 9 9,3 6 4		
(6) 減価償却費	0		
(7) 資産減耗費	0		
(8) その他の當業費用	1 0 9,5 0 0		7 4,4 0 2,5 1 9
<hr/>			
當業利益			5 5,7 3 9,7 9 1

業 外 收 益	金 息 益	當 月 分 經 常 損 失	當 月 分 純 損 失
① 加入利息	2,980,000		
② 受取利息	620,328		
③ 雜收	963,870		
④ 他會計補助費用	0		
4. 當業外費用	4,564,193		
① 支払利息及び企業債取扱諸費	111,640,442		
② 雜支	0		
5. 特別利益	0		
① 過年度損益修正益	0		
6. 特別損失	0		
① 過年度損益修正損	5,600		
當月分純損失	5,600		

△ 107,076,249	△ 107,076,249	△ 1,336,458
1 1 1,6 4 0,4 4 2	1 1 1,6 4 0,4 4 2	5 1,3 3 6,4 5 8
0	0	
△ 107,076,249	△ 107,076,249	△ 1,336,458

表 算 予 金 資

昭和 53 年 10 月 10 日

科 目		月 次	9 月 執 行 滯 額	10 月 予 定 額	11 月 予 定 額	12 月 予 定 額
前 月	賃 賃 越 金	1 8 7,802,959	門 8 4,035	門 1 8,115	門 3 5,115	門
當 取	營 業 収 益	1 0 0,715,996	1 1 0,000	1 0 0,000	1 0 0,000	
前 年 度	外 収 益	4,564,193	6,000	6,000	6,000	
企 人	未 収 金	9 9,225	0	0	0	
工 事	債 債	1 1 2,000,000	0	0	0	
一 時	負 担 金	9 4,9,000	1 0,0,000	1 0,0,000	1 0,0,000	
預 人	り 金	1,3 7,5,500	1,0 0 0	1,0 0 0	1,0 0 0	
前 年 度	繰 越 金	0	0	0	0	
前	受 金	1,3 0 6,340	1,0 0 0	1,0 0 0	1,0 0 0	
	計	3 2 1,0 1 0,2 5 4	5 2 8,0 0 0	1 1 8,0 0 0	1 1 8,0 0 0	

支		營業費用	69,662,828	60,000	60,000	100,000
營業外費用	114,043,875	65,920	0	0	0	0
前年度未払費用及未払金	0	0	0	0	0	0
建設改良費	158,516,831	39,000	24,000	24,000	26,000	26,000
貯蔵品	5,797,380	27,000	15,000	15,000	19,000	19,000
企業債償還金	20,798,367	0	0	0	0	0
一時借入金返還	0	40,000	0	0	0	0
預り金返還	4,862,650	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前受金	1,091,245	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
過年度損益修正損	5,600					
計	374,778,776	593,920	101,000	101,000	147,000	147,000
収支差額	84,034,437	18,115	35,115	35,115	6115	6115

監査報告第 37号

例月出納検査の結果について

地方自治法第285条の2第1項の規定により、昭和58年9月分和泉市立病院企業出納員級の出納について検査した。

その結果について、同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和58年12月8日

監査委員 久光喜多男

記

1 検査実施日 昭和58年12月6日

2 検査の対象 昭和58年9月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第81条による9月末日現主の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

9月分月次合計残高試算表

9月分月次合計残高試算表

昭和53年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

借 方	合 計		勘定科目	貸 方	
	累 計	当 月		当 月	累 計
資産の部					
1 532335,865	153235,865		土 地		
2,222315,983	2,222315,983		建 物		
2,946,791	2,946,791		構 築 物		
3,330,000	3,330,000		車 輛		
614090690	614090690		機 械 及 備 品		
			減価償却引当金		83109,661 83109,661
135188,020	135188,020		建 設 収 勘 定		
2,347,556	2,347,556		電 話 加 入 権		
16,016,222	16,016,222		投 資		
46602,722	3,853,840,851	1,501,051,531	普 通 預 金	1,528,239,887	3,807,237,629
256,286,506	5,838,848,14	1,15,707,949	未 収 金	610,78,609	32759,8308
9,746,076	223,117,854	41,264,630	貯 藏 品	41,228,507	213,371,778
950,000	950,000		前 払 金		
2,310,000	3,310,000		定 期 預 金		1,0,00,000
16,094,000	17,852,9036		過 年 度 未 収 金		1,62,435,036
負債の部					
2,625,000,000	1,825,000,000	一 時 債 入 金	1,400,000,000	4,000,000,000	1,375,000,000
117559,740	39,082,835	未 払 金	41,264,630	218,321,200	9,576,1460
90116,098	13,148,137	預 り 金	18,103,444	100,625,54	1,050,9656
616,068	308,034	固 定 負 債		16,633,835	1,6017,767
20,240,000	20,240,000	公 立 病 院 特 例 債		24,296,000	222,720,000

	85,895,982	過年年度未払金		86,713,042	817,060
		資本の部			
		自己資本金		334,177,371	334,177,371
	7,164,888	借入資本金		2,858,851,319	2,851,686,431
1,309,041,222	1,309,041,222	繰越欠損金			
		資本剰余金		1,118,000	1,118,000
		収益の部			
	2,755,70	8,961,8入院収益	8,968,3765	421,180,146	420,904,576
	252,142	5,803,3外來収益	45,305,149	255,161,966	254,909,824
		その他医業収益	6,653,673	33,604,601	33,604,601
		受取利息配当金		644,228	644,228
		他会計補助金		13,594,000	13,594,000
		患者外給食収益	804,400	4,218,200	4,218,200
		その他医業外収益	148,890	1,044,166	1,044,166
		国庫補助金			
		特別利益		780,000	780,000
		費用の部			
4,676,50,458	4,676,6,918	88,709,813給与費		3,6460	
22,683,3991	22,695,5111	44,038,513材料費		121,120	
75,733,533	75,908,833	14,223,546経済活動償却費		174,800	
		資産減耗費			
20,72,160	2,072,160	4,783,60研究修繕費			
1,323,59,699	1,332,80,246	23,366,751支払利息及び企業債取扱費		920,547	
4,675,502	4,675,502	742,704患者外給食材料費			
		合計	3,227,510,454	13,189,633,162	5,720,616,996
5,720,616,996	13,189,633,162				

9月分予算執行報告書

昭和58年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		9月	累計	
病院事業収益	1,411,137.49	1,424,482.26	729,699.59	681,674,410
1. 医業収益	1,839,995	1,414,949.36	709,419.01	680,575,999
1 人院収益	858,261	895,941.47	420,904.57	437,356,424
2 外来収益	413,400	452,471.16	254,909.82	158,490,176
3 その他医業収益	68,334	665,367.3	33,604.60	34,729,399
2. 医業外収益	30,899	953,290	19,500.58	11,398,411
1 受取利息配当金	1,300		644,228	655,777
2 他会計補助金	1,3,594		1,359,400	0
3 患者外給食収益	12,710	804,400	4,218,200	8,491,800
4 その他医業外収益	1,200	14,889	1,044,166	155,834
5 国庫補助金	2,095			2,095,000
3 特別利益	40,480		780,000	3,970,000
病院事業費用	2,05,839	171,559,687	909,325,343	1,146,513,657
1 医業費用	1,728,013	1,47,450,232	772,290,142	955,722,858
1 給与費	978,795	88,709,813	467,650,458	511,144,542
2 材料費	445,947	44,038,513	226,833,991	219,113,009

3 經 費	1 6 4,4 6 8	1 4,2 2 3,5 4 6	7 5,7 3 3,5 3 3	8 8,7 2 9,4 6 7
4 減 價 償 却 費	1 3 2,1 5 1			1 3 2,1 5 1,0 0 0
5 資 產 滅 耗 費	1			1,0 0 0
6 研 究 研 修 費	6,6 5 6	4 7 8,3 6 0	2,0 7 2,1 6 0	4,5 8 3,8 4 0
2. 医 业 外 費 用	8 2 7,5 2 6	2 4,1 0 9,4 5 5	1 3 7,0 3 5,2 0 1	1 9,0 4 9,0 7 9 9
1 支 扎 利 息 及 預 費	3 1 5,8 6 7	2 3,3 6 6,7 5 1	1 3 2,3 5 9,6 9 9	1 8 3,5 0 7,3 0 1
2 患 者 外 給 食 材 料 費	1 1,6 5 9	7 4 2,7 0 4	4,6 7 5,5 0 2	6,9 8 3,4 9 8
3. 予 備 費	3 0 0			3 0 0,0 0 0
資 本 的 収 入	3 4 9,4 1 6 ^萬		1 9 3,3 2 6,0 0 0	1 5 6,0 9 0,0 0 0
1. 出 資 金	7 2,6 2 6		7 2,6 2 6,0 0 0	0
2. 企 業 債	2 7 6,7 9 0		1 2 0,7 0 0,0 0 0	1 5 6,0 9 0,0 0 0
資 本 的 支 出	3 8 9,8 9 6 ^萬	2 0,5 4 8,0 3 4	1 6 0,9 2 6,9 5 6	2 2 8,9 6 9,0 4 4
1. 建 設 改 良 費	3 2 8,3 3 3	3 0 8,0 3 4	1 3 3,5 2 2,0 6 8	1 9 4,8 1 0,9 3 2
1. 看 護 婦 宿 舍 割 賦 賦	1,2 3 3	3 0 8,0 3 4	6 1 6,0 6 8	6 1 6,9 3 2
2. 器 條 備 品 購 入 費	1 5,0 0 0		3 4 8,0 0 0	1 4,6 5 2,0 0 0
3. 病 院 增 設 事 業 費	1 3 5,1 0 0		9 6,8 1 0,0 0 0	3 8,2 9 0,0 0 0
4. 看 護 婦 宿 舍 增 設 事 業 費	1 7 7,0 0 0		3 5,7 4 8,0 0 0	1 4 1,2 5 2,0 0 0
2. 企 業 債 債 還 金	6 1,5 6 3	2 0,2 4 0,0 0 0	2 7,4 0 4,8 8 8	3 4,1 5 8,1 1 2
1 企 業 債 債 還 金	2 1,0 8 8		7,1 6 4,8 8 8	1 3,9 1 8,1 1 2
2 公 立 病 院 特 列 債	4 0,4 8 0	2 0,2 4 0,0 0 0	2 0,2 4 0,0 0 0	2 0,2 4 0,0 0 0

9月度月次損益計算書

昭和53年9月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	
		月	年
1. 医業収益			
入院収益	8 9,5 9 4,1 4 7	4 2 0,9 0 4,5 7 6	
外来収益	4 5,2 4 7,1 1 6	2 5 4,9 0 9,8 2 4	
その他医業収益	6,6 5 3,6 7 3	3 3,6 0 4,6 0 1	
計	1 4 1,4 9 4,9 3 6	7 0 9,4 1 9,0 0 1	
2. 医業費用			
給与費	8 8,7 0 9,8 1 3	4 6 7,6 5 0,4 5 8	
耗材費	4 4,0 3 8,5 1 3	2 2 6,8 3 3,9 9 1	
経費	1 4,2 2 8,5 4 6	7 5,7 3 3,5 3 3	
減価償却費			
資産減価償却費	4 7 8,3 6 0	2,0 7 2,1 6 0	
研究費			
計	1 4 7,4 5 0,2 3 2	7 7 2,2 9 0,1 4 2	
開業利益	△ 5,9 5 5,2 9 6	△ 6 2,8 7 1,1 4 1	

3. 医業外収益	受取利息配当金 他会計補助金 患者外給食収益 その他医業外収益 国庫補助金	計	644,223 13,594,000 804,400 148,890	953,290	1,950,0589
4. 医業外費用	支払利息及 ^び 費 企業債取扱諸費 患者外給食材料費 雜損失	計	23,366,751 74,2704	24,109,455	137,035,201
5. 特別利益			△29,111,461	780,000	△18,040,5758
6. 特別損失					
上記当月分収益中	健保未収金	△29,111,461	当月迄の純利益	△179,625,753	
上記当月分費用中	未払金	115,707,949円		41,264,630円	

昭和 53 年 9 月末

資 金 予 算 表

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	9月の執行済額	10月 予 定	11月 予 定
	事 業 収 収 益	87,818,886 円	10,000,000 円	10,000,000 円
收	固定資産売却代金			
企	業 働 費			
過	年 度 未 収 金			
一	時 借 入 金	1,400,000,000		
預	り 金	13,084,994	10,000,000	10,000,000
他	会 計 繰 入 金			
前	払 金 戻 入			
期	間 外 収 益			
予	納 金			
仮	受 金			
人	合 計	1,500,903,880	110,000,000	110,000,000

区分	科 目	9月の執行済額	10月 予 定	11月 予 定
支 出	事業費用	130,812,730	89,150,000	80,000,000
	建設改良費	308,034		
	企業債償還金	20,240,000		
	貯蔵品購入費	39,082,835	30,000,000	30,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還	1,325,000,000		
	預り金返付	13,148,137	10,000,000	10,000,000
	前期払金			
	期間外費用			
	予納金返付			
差 引	仮受金返付			
	合 計	1,528,091,736	129,150,000	120,000,000
	收支差引	△27,187,856	△19,150,000	△10,000,000
	前年度又は前月より繰越	73,790,578	46,602,722	27,452,722
	翌年度又は翌月へ繰越	46,602,722	27,452,722	17,452,722

○ 議長（横田憲治郎君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第28号より第37号までの報告を終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） 次に 日程第11「和泉市公共施設整備基金条例制定について」を議題といたします。

本件につきましては、去る9月開会の第3回定例会において総務委員会に付託され、その審議も終わっておりますので、審議の経過並びに結果を総務委員長より御報告をお願いしたいと存じます。

（総務委員長報告）

○ 総務委員長（坂上国治君）

昭和53年9月開会の第3回定例会において、議案第49号「和泉市公共施設整備基金条例制定について」の審議を当総務委員会に付託されました。眞実審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概を取りまとめて御報告申し上げます。

去る10月30日、総務委員会を開催、不肖私が委員長、副委員長に天堀博氏、全委員出席のもとに、理事者側より市長、助役並びに関係部課長の出席を求め、まず、本件についての概要説明を理事者側より求め、審議に入りました。

まず第1点目、この基金を使用する場合、先決処分ですかどうか、との質問があり、これに対し、財産運営制度の基本にのっとりまして、予算の関連議決については、あくまでも、そういう面で議会の御議決、御審議を賜りながら、基本的に進めてまいりたい旨の回答があつた。

第2点目、9億4千万円をどこから、またどのようにされるのか、その他にまだあるのか、の質問があり。9億4千万円は、開発負担金の収入であります。その他に、ということでございますが、日本住宅公団鶴山台団地の開発に伴い府道から下の駅前に向かって一部事業の施行については、間もなく建設部事業当局では着工ないし施行ということに話を承ってございます。そういうふうな整理がつき次第、最終的に日本住宅公団との詰めを行い、的確な処理をいたしたい、という旨の回答がありました。

第3点目、地方自治法第241条の3項の目的外処分についてを解釈説明されたい。また、基金条例第6条第2項、3項の目的外処分についてをあわせて説明されたい、との質問に、地方自治法第241条第3項の規定の解釈の問題でございますが、もともと積立基金と申しますのは、特定の目的を持って条例の定めるところにより運用するための基金ということであり、

それについては、地方財政法第4条の4と、この積立金につきましては、処分ができるという別の法律の適用を受けてまいりたいというふうに考えているわけであり、議論の分かれているところは一部であり、地方財政法第4条の4につきましては、経済事情の著しい変動等と申しますか、財源が一部不足する場合において、不足額を埋めるための財源に充てる、こういった場合には、あらかじめ議会に予算の議決を経ることによって処分可能であるという議決の法律があり、そういうた財務制度上許された現行の財務制度をフルに活用しながら、なおかつ、議会の議決をいただき、目的処分等を明確に条例に定め、そのときには適切な手続をとり、所要の最小限度額を取り崩し処分していく、旨的回答があった。

第4点目、地方財政法第4条第4項の積立金の処分の解釈説明の質問に対し、財政調整的な意味もございますが、処分するときには、議会の議決をいただくことによって、財政調整的性格も含んだものであるというふうに存じているわけであります。地本財政法第4条の3、4項の中にも、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、といった条文がございまして、当然、そういうた現行の地方自治法並びに地方財政法等の制度に準拠した取り扱いということで御了承賜り、法律上の議論だというふうに理解しているわけであります。公共施設整備基金という条例を設定する趣旨で、第6条の1号に掲げるよう、公共施設の整備事業の財源に充てるということが本旨であり、当該年度等における財政運営面上歳入欠陥が生じ、再建団体に転落しなければならないという非常事態が生じた場合の特別事項だというふうにわれわれは理解しているわけであります。

この基金条例設定の段階では、法理論的にはいろいろ議論はいたしておりますが、この特例事項をあらかじめ、条例の中に加味して記入をさせていただき、議会の議決を得、非常事態が起きた場合には事前に協議を申し上げ、財政運営の危機を何とか脱却できる方法という意味で、この条項をあえて入れさせていただいたわけでございます。

地方自治法では、一定の目的以外には使ってはならないことは御承知のとおりであり、地方自治法というのは、地方自治全体に対する基本法的な性格のものであり、さらに、それら内容の個々にわたっての運用については、それぞれ独立法を新たに制定されており、財政運営については、地方財政法というものが制定されており、その財政法の中で、解釈等が成り立つという見解をとっております、との答弁があり、その他1、2点の御指摘がありましたが、それぞれ説明を受け審議を終わり、反対もございましたが、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

以上で、当総務委員会に付託されました議案第49号、和泉市公共施設整備基金条例の審議を終わった次第であります。何とぞ速やかに可決決定くださるようお願い申し上げ、報告を終

わります。

- 議長（横田憲治郎君） ただいま委員長より詳細な報告がありました。

本報告に対し質疑、御意見はありますか。

- 1番（寺田茂君） ただいまの委員長報告に対し、共産党議員団の見解、態度を申し上げたいと思います。

公共施設整備基金条例そのものについては、開発負担等に関する審議をあいまいにしないこと、またその名称どおり、公共施設の整備、使用目的なるもので了承できるものであります。

しかし、前議会及び総務常任委員会の審議並びに条例等の内容と市当局の答弁などで明らかになったように、名称どおりの公共施設の整備に充当することよりも、市財政危機の折から、第6条第3項「財政運営上特に必要と認めるとき」の適用により、赤字補てんに充当することに期待をかけているのではないか。

その場合でも議会に相談をして、という答弁ですが、同時に、年度末に国の補助金、特別交付税等の決定がありますが、専決処分も行う。こういうことが明らかにされてるわけです。議会側からの歯どめがどこまで効くのか、私たちは疑問であります。先ほど申し上げました第6条第3項の地方自治法並びに地方財政法上の法的解釈、この上にも疑問が残るところでもあるわけです。

昨日、私たちの天堀議員が財政問題で質問し意見を述べたように赤字再建団体転落寸前という事態については、だれよりも私たち共産党議員団は憂うるものであり、転落についても、決して手をこまねいて見ているわけではありません。しかし市財政の現状、危機に陥った原因、そして再建策についても、一般質問、その他で明らかのように、市長、市理事者は真に自由民主党本位の立場に立ち、市民負担、また市職員を犠牲にすることに重きを置き、今日の財政危機を生み出した、これが根本原因であると私たちは申し上げてきたわけです。同和行政の改善に本格的にかける決意、決断が伺えておりませんし、総務委員会の審議においても、現在のような状況の上に立って、法的問題も含めて反対を表明したわけであります。

しかしわが党議員団は、ただすべきはただし、真に財政再建を目指した上で同条例案の提出ではないので、今後の運用を積極的に見守っていく、同時に市財政の現状と当局の構えからわれわれは現時点では責任が持てないという見解に立っているわけです。同条例案については一応、保留を表明し退席をいたしたい、こう見解を述べます。

（共産党議員団退席）

- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件について委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第49号を原案どおり可決決定いたします。委員の皆さんには慎重な御審議、まことにありがとうございました。

- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第12「昭和52年度和泉市水道事業会計決算認定について」と、日程第13「昭和52年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題いたします。

本件につきましては、去る9月開会の第3回定例会において決算審査特別委員会付託され、その審議し終わっておりますので、審議の経過並びに結果を決算審査特別委員長より報告をお願いいたしたいと存じます。

（決算審査特別委員長報告）

- 決算審査特別委員長（三井正夫君）

去る9月に開会されました第3回定例会において、昭和52年度和泉市水道事業決算並びに昭和52年度和泉市病院事業決算認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る11月13日議員総会を開き、私が委員長に、山口議員が副委員長に選出されたのであります。当日は、正副委員長の互選のみに終わり、去る12月4日委員会を招集し、委員出席のもと、市長、助役初め関係部課長の出席を求めて、慎重審議を行いました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告を申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計の順に審議を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案時に説明されていることから、水道事業会計から歳入歳出一括して直ちに審議に入りました。

第1点に、水道料金の値上げ等で収益が増加しているが、収益的収支の方で赤字があり、職員給与費、支払利息、その他についてもかなりウエートを占めているが、今後の見通しとしてどのように考えているか、との質問に対し、現在、拡張工事を行っています事業は、昭和53年度末をもって終了する予定であり、利息といたしまして2億5千万円が単年度で必要で、新規企業債を発行しない場合、2億5千万円から2億8千万円で単年度でとどまるということであり、人件費は、人勧並びに定期昇給等を計画し、52年度12.8%見込みましたが、その後、人件費の抑制ということで一式企業内で努力し、現在、92名で運営をしておりますが、今後は、人件費の増加を極力避けるようにいたしたい。との答弁がありました。

第2点、営業外費用で、支払利息が企業債の発行で増改したことによって、前年度より増を見ているが、借り入れの方では、利息が下がることにより逆に減になっている、との質問に対

し、営業外費用での利息の借還については、御承知のように縁故債であり、銀行より借りているところの起債の利子が高いわけであり、これにつきましても、府とも十分協議しており、府の方も、私ども企業努力等を十分評価していただき、府の資金を年利三分でできるだけ和泉の方へ回そうということで、本年は1億5千万円借り入れ、他市よりかなり有利にお借りしていることは、借換債にかわるべきものだと私たちは理解するものである、との回答がありました。

第3点、一般会計よりの繰り入れが1千万円、金額的に少ない。今後、どのように考えているか、との質問に対し、一般会計よりの繰り入れにつきましては、私どももずいぶん慎重にし、財政当局と協議しておるわけで、一般会計の財政事情も思わしくなく悩んでおるわけであります。われわれも懸命に一般会計財政の立て直しに努力をいたしております、できるだけ企業会計等につきましても財政援助しながら、無理に市民負担をふやしていかない方向に持っていき、現状、非常に苦しい中の補助でありますので御理解賜りたい、との答弁がありました。

第4点、工事契約で5百万円以上の内容が出ているが、これで妥当であるのか、との質問に対し、契約関係の5百万円以上ということで載せておりますが、これにつきましては、額が妥当かどうかという問題は確かにございます。いわゆる工事については、配水管の布設がほとんどで、一つの工事で60%弱が配水管の材料費だということであり、これを3百万円契約以上といいますと相当数になるわけで、一応、5百万円ぐらいが妥当ではないかと、部内の協議で決定させていただいたわけで、明細書については、別記で表示させていただいており、今後の課題として検討させていただきたい、との回答がありました。

第5点目に、監査報告の意見書が出たが、本年後期料金及び手数料等の改定を実施したが、この報告書に対し、今後どのように対処されるか、との質問に対し、昭和55年度末には、何とか不良債務を解消するんだという決意でございます。それを実現するため、企業内努力は当然実施しなければなりません。有収率の向上、水を多く売るという面も一つは考えなければならないわけで、渇水になれば節水を訴えなければならない。その半面、収入のことも考えねばならないという、非常に苦しい努力をしている、との回答があり、その他数点の質疑がありましたが、それぞれ回答があり、また、意見等もあり、水道事業会計決算の審議が終わりました。

お詫びしたところ、反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定することに決した次第であります。

引き続き病院事業会計の歳入歳出を取りまとめて申し上げます。

まず第1点に、産婦人科が開設され、内科、外科、その他に加えて総合病院としての方向を出しておるが、民間の医院との関係、歯科、眼科などいろんな科目を含めて今後、診療科目をどのようにするのか、との質問に、今後の市立病院の診療科目の充実等の方向でございますが

いまのところ、医師会とかいろいろな関係があり、総合病院にもっていきたいという考え方を持っており、総合病院の要件として、診療科目で欠けるのは眼科、耳鼻咽喉科の2科であります。この2科を他の設備的な要件で全部整っておりますので、総合病院になり得るというわけであり、医師会と接触をいたしまして、なるべく早い時点で議会にも御相談なり御指導を仰ぎたい方針である、との回答がありました。

第2点目、産科についての入院利用状、それと、入院助産制度の措置をどのように考えておるのか、との質問に、産科の利用状況なり助産制度につきましては、4月から10月までの状況ですが、入院患者数は、1日平均13.2名であります、それから、外来患者については、4月から10月まで1日平均23.8名であり、助産制度の利用は、助産施設の問題もございますが、4月から10月まで4件取り扱った、との回答がありました。

第3点は、救急病院としてのいろいろむずかしい問題もあるが、公立病院としての果たす役割を早期に解決せねばならないと思うが、その経過を聞かしてほしい、との質問に、救急の問題でございますが、建設途上におきましても、各議員さんより完成後の市立病院としての救急のあり方について、いろんな御意見なり催促もいただいております。われわれも非常にこの問題につきまして、いろいろな角度から検討いたしておりますが昨今の社会情勢から見まして、公立病院として、何らかの対応はせねばならないと考えております、救急専門のスタッフを置いて本格的にやり出すのか、それとも、現状のなし得る範囲で一応、当面市民の方の需要を消化していくか、いろんな構えで日夜検討しており、所管の産衛病院委員会の方にも御助言を、御指導を賜り、なすべき方向を見出したい、との答弁がありました。

第4点目は、52年度で200名の職員ということですが、303床に完成するならば、職員数はどのくらいになるのか、また、それを今後、どのようにされるか、との質問に、職員は現在、245名でございます。特に医師等におきまして、いろんな関係で採用をずらしており、昭和53年度の303床全部開設します段階での人員予定を、現況の245名プラス約25名程度と見ております。したがって、53年度末は、303床に対応すべき人員は約270名である、との答弁があり、その他2、3点の質疑がありましたが、それぞれ回答があり、また、意見等もあり、病院事業会計決算の審議を終わりました。

本決算についてお諮りいたしましたところ、全会一致で認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審議いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） ただいま委員長より詳細なる報告がありましたので、本報告に対する

る質疑を省略の上、直ちに討論に入りたいと存じます。

反対の方からお願ひいたします。

- 22番（勝部津喜枝君） 共産党議員団といたしまして、本決算認定についての意見と態度表明を行いたいと思います。

まず、水道事業会計ですが、年度途中で大幅な基本料金を初めとする値上げ案が出され、値上げ案を審議する特別委員会が設置され、共産党から修正案を提出した経過があります。また、この値上げ案に対し、値上げしないでほしいという住民の要望などが署名となって委員会に出されました。こうした中で、議会側の修正案が出され、それが決定されたという経過もございます。

共産党は本来、そういう暮らしに直結する公共料金については、財政の赤字、その他を加味しながらも、大幅な一般財源の補てんで暮らしを守る料金を決めなければならないという基本的な考え方を持っております。また、そういう意味からも、この基本料金が値上げされたことは特に低所得者への影響が大変大きいという点で認めることはできないと思います。

本決算の審議の中でも、4億8千598万余の累積欠損を55年度で解消するという方向を出されておりますけれども、そのことにつきましても、一応認めながらも、確定した方向ではない。まだ危ないものがあるというふうに思います。

こうした観点から、本52年度水道事業会計決算認定については認めがたい、反対の態度を表明したいと思います。

さらに、病院事業会計につきましては、委員長報告にもございましたように、公立病院としての性格からせひ一般会計からの補てんも多くし、また、救急医療体制充実のためにも今後せひ努力していただきたい。

以上の意見を述べまして、52年度は市民病院の完成途上であるという点も考慮し、本決算認定については賛成いたします。

- 議長（横田憲治郎君） 次に賛成の方。

- 20番（田中包治君） 認定第1号「昭和52年度和泉市水道事業会計決算認定について」賛成意見を申し上げます。

提出された昭和52年度決算は、改定料金による収益増は2カ月分しかなく、収益が伸び悩み、支出面においては、52年10月の府営水道料金の値上げ等で費用がかさみ、2億1千万余円の欠損金の増加となっているが、事情やむを得ないものと思われます。

また、建設事業関係においては、南面利配水池等の施設を築造、念願の未給水地区への給水を開始するなど、積極的な水道施設の整備が図られております。

今後は早急に財政の立て直しを図り、市民のの安定した水の供給とサービスの向上に県令の努力を要望し、賛成意見といたします。

○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。本決算を認定するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、認定第1号及び第2号を認定することに決します。委員の皆さんには御審議、まことにありがとうございました。

○ 議長（横田憲治郎君） 日程第14「専決処分の報告について」を議題といたします。
報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分した
したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第5号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する
条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及
び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和53年12月4日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し、和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市府中町8丁目1番11号

堺相互タクシー株式会社府中営業所

代表者 黒田桂次郎

運転手 田崎節男

2. 損害賠償の額

71,800円

3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

報告第15号参考資料

(I) 損害賠償等の原因である交通事故の概要

1. 日 時 昭和53年9月29日午後6時50分ごろ
2. 場 所 和泉市伯太町一丁目210番地 府道大阪和泉泉南線
3. 事故の概要

火災現場に駆け付けるべく、市消防団第1分団の消防車両が府道大阪和泉泉南線を北に向かって緊急走行中、伯太町一丁目210番地附近で右折しようとするタクシーを発見、反対車線を通って同車を追い越そうとしたところ、対向車が進行して来たため追越しをあきらめ、急ブレーキをかけたが、降雨後のためスリップし、ハンドルがきかず、前方タクシーの後部に衝突、同車を破損させたものである。

(II) 損害賠償額の内訳

総額 81,800円

車両修繕料 69,800円

{ 休車補償費 12,000円

○ 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。

○ 消防長（松村吉堯君） ただいま御上程いただきました報告第15号「専決処分の報告について」、専決第5号「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について」去る12月4日、専決させていただきました内容及びこれに伴います事故の概要について御報告申し上げます。

損害賠償の和解の相手方につきましては、和泉市府中町8丁目1番11号、堺相互タクシースタジオ代表者黒田桂次郎氏、運転手田崎節男氏でございます。損害賠償の額は8万1千8百円で、これを支払うことにより和解することとした次第でございます。

次に、これに伴います事故の概要について御報告申し上げます。

去る9月29日の午後6時50分ごろ、府道大阪和泉泉南線の伯太町1丁目210番地付近すなわち和泉中学校の北約100メートルの地点ですが、当時、鶴山台に発生いたしました火災。火災内容につきましては、非常に小規模で防禦できたのですが、この現場に駆けつけるべ

く、市の消防団第1分団のポンプ車が北に向かって緊急走行中、先ほど申し上げました伯太町一丁目210番地付近で右折しようとして停車したタクシーを発見いたしまして、反対側車線を通って同車を追い越そうとしたところ、対向車線より車が進行して参りましたので追い越しをあきらめ、急ブレーキをかけましたが、降雨後のためにスリップいたしまして、前方当該タクシーの後部に接触、同車を破損させたものでございます。

損害賠償額8万1千800円の内訳といたしましては、車両の修繕料6万9千800円、休車補償料1日6千円として2日分、1万2千円でございます。当該金額につきましては、全国市有物件の保険金でもって充当するものでございます。

なお、この事故をきっかけといたしましてまことに申しわけなく存じまして、去る11月26日、全分団の機関員を集めて講習会を開き、また、12月1日より施行されております道路交通法の一部改正をも含め、分団長命令をもちまして全団員に対し、今後、かかる事故のないよう通達をした次第でございます。何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第15号の報告を終わります。

○ 議長（横田憲治郎君） 日程第15「昭和52年度和泉市歳入歳出決算 認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第3号

昭和52年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第8項の規定により昭和52年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和 52 年度 大阪府和泉市
一般会計 決算書
特別会計

昭和 52 年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

歳入

		貢	予算現額	割定額	収入額	不純欠損額	収入未済額	子賃現額と収入 未済額との比較
1. 市	税		4269988000	4542690528	4235421281	152888890	238086357	△ 34561719
1. 市	民 稅	1852527000	1971725106	1.844380431	14180838	113204839	△ 8137569	
2. 固 定 資 産 稅		1501540000	1651230982	1.697050588	3874799	150805595	△ 4489412	
3. 駐 自 動 車 稅		41478000	44021810	41036050	31570	3254190	158050	
4. 市 植 草 消 費 稅		338832000	317408720	317408720	0	0	0	△ 20922280
5. 電 気 稅		207425000	192275378	192275378	0	0	0	△ 15146622
6. 所 有 税		114455000	10951988	10951988	0	0	0	△ 496037
7. 特 別 土 地 保 有 税		111032000	117705090	114279438	0	3515652	3217438	
8. 市 計 園 稅		206176000	286386476	217428713	751685	18206081	11240713	
2. 地 方 稟 与 稅			84195000	92282000	92282000	0	0	8087900
1. 自 動 車 重 量 稟 与 稅		81134000	86704000	86704000	0	0	0	5.570000
2. 地 方 道 路 稟 与 稅		230610000	25578000	25578000	0	0	0	2.517000
3. 自 動 車 取 得 條 交 付 金		146017900	122253000	122253000	0	0	0	23764000
1. 自 動 車 取 得 條 交 付 金		146017900	122253000	122253000	0	0	0	23764000
4. 地 有 提 供 施 設 等 所 在 市、町 村 助 成 交 付 金		71332000	71332000	71332000	0	0	0	0
1. 市 街 地 有 提 供 施 設 等 所 在 市、町 村 助 成 交 付 金		71332000	71332000	71332000	0	0	0	0
5. 地 方 文 付 税		2850637000	2850637000	2850637000	0	0	0	0
1. 地 方 文 付 税		2850637000	2850637000	2850637000	0	0	0	0
6. 交 通 安 全 对 賽 特 別 交 付 金		19133000	19133000	19133000	0	0	0	0
1. 交 通 安 全 对 賽 特 別 交 付 金		19133000	19133000	19133000	0	0	0	0
7. 分 担 金 及 負 担 金		682238000	683480590	682440300	0	999200	△ 10848700	
1. 分 担 金		190465000	19032600	19032600	0	0	0	△ 15400
2. 負 担 金		663241000	644408990	644408990	0	900290	△ 19834300	

(中込内)

項	現額	固定額	収入額	不純欠損額	収入未承額	戸寮現額と収入 戸寮額との比較
8. 使用料及手数料	199855000	204310400	204169100	0	141300	4474100
1. 使 用 料	163894000	164586691	164445391	0	141300	541301
2. 手 数 料	35791000	39723709	39723709	0	0	3932709
9. 預 庫 交 出 金	4180288000	4025030603	3522038603	0	502992000	65849397
1. 預 庫 負 担 金	1537570000	1513349493	1513349493	0	0	△ 24320507
2. 預 庫 業 業 助 金	2611672000	2477357750	1974365750	0	502992000	637306250
3. 預 庫 稽 索 証 金	31046000	34323360	34323360	0	0	327380
10. 預 金	1626906000	1634760912	1401914952	0	172846000	△ 164981048
1. 府 負 担 金	115523000	109848130	109848130	0	0	△ 5674870
2. 府 業 業 助 金	1428096010	1440841780	1267901730	0	1728460010	△ 160101270
3. 府 稽 索 証 金	82843000	83505517	83505517	0	0	0
4. 府 交 付 金	444000	565575	565575	0	0	△ 121575
11. 財 産 収 入	515132000	186213405	186213405	0	0	△ 328918555
1. 財 産 通 用 収 入	1753000	34227611	34227611	0	0	△ 3244681
2. 財 産 光 法 収 入	513379000	151935794	151935794	0	0	△ 361393206
12. 寄 賃 金	73463000	53636084	53636084	0	0	△ 19831916
1. 寄 賃 金	73463000	53636084	53636084	0	0	△ 19831916
13. 借 入 金	100000	861459	861459	0	0	△ 769459
1. 借 入 金 極 入 金	100000	861459	861459	0	0	△ 769459
14. 延 収 入	2062983000	2126380030	2126380030	0	0	△ 886608001
1. 延 帰 金 及 加 算 金	5000000	7671511	7671511	0	0	△ 2671511
2. 市 預 金 利 子	19070000	36023822	36023822	0	0	△ 16934322
3. 貨 付 金 元 利 収 入	156242000	151202956	151202956	0	0	△ 5030050

(単位円)

款	項	予算現額	固定額	収入額	不納欠損額	収入額	未収入額と収入額との比較
4. 受託事業収入		123,384,000	120,748,568	120,748,568	0	0	△ 2,634,32
5. 錠	入	2,859,298,000	1,81,072,808	1,81,072,808	0	0	△ 848,564,012
15. 市	債	3,579,95,000	3,186,452,000	2,907,512,000	0	2,789,4,000	△ 672,483,000
1. 市	債	3,579,95,000	3,186,452,000	2,907,512,000	0	2,789,4,000	△ 672,483,000
16. 越金		42,651,3,057	42,651,3,057	42,651,3,057	0	0	0
1. 錠	越金	42,651,3,057	42,651,3,057	42,651,3,057	0	0	0
歳入合計		21,688,77,937	2,020,0,0017	1,894,28,7,080	1,828,8,90	1,24,90,4,947	△ 2,745,930,877

歳出

(単位円)

款		年	予算見龍	支出額	各年度給与額	不常用額	予算配額と之の比率
1. 鹿	公費		174858000	172720055		1937345	1937345
1. 鹿	公費	1. 鹿	174858000	172720055		1937345	1937345
2. 車	旅費		204519000	201931506		26067494	26067494
1. 基	管	1. 基	1341193000	1328337425		7655375	7655375
2. 税	税	2. 税	385337000	325339025		9197975	9197975
3. 戸籍住民基本台帳費	費	3. 戸籍住民基本台帳費	130770000	124506039		4263961	4263961
4. 遊	料	4. 遊	39270000	39030712		2392388	2392388
5. 稅	課	5. 稅	9239000	9154008		84992	84992
6. 教育委員会費	費	6. 教育委員会費	130034000	13054788		38212	38212
7. 同	対策費	7. 同	181297500	177509309		3787691	3787691
3. 民	助		459689700	4481288937		110658013	110658013
1. 社	会福社費	1. 社	170538600	1631364803		74961397	74961397
2. 児童福利費	費	2. 児童福利費	171562700	1688648038		2698962	2698962
3. 生活保護費	費	3. 生活保護費	117394500	1166925433		7019567	7019567
4. 災害救助助	費	4. 災害救助助	198900	345913		1643087	1643087
4. 衛	生	1. 予防衛生費	151857400	1502759634		15814366	15814366
2. 疾病衛生費		2. 疾病衛生費	1011482000	1010381100		650393	650393
3. 痘地管	理	3. 痘地管	3939600	37612060		1783940	1783940
4. 上水道	費	4. 上水道	2422000	2422000		0	0
5. 災	備	1. 天災対策費	73311600	73051467		259533	259533
			73311600	73051467		259533	259533

(単位円)

款		項	予算額	支出額	翌年度残額	不適用額	予算額と之の比較
6. 農林水産業費			244,500,000	243,067,012		1,429,988	1,429,988
1. 農業費			242,242,000	240,915,347		13,266,53	13,266,53
2. 林業費			231,800,00	215,066		16,835	16,835
7. 商工費			177,518,000	171,036,194		5,581,806	5,581,806
1. 商工費			177,518,000	171,036,194		5,581,806	5,581,806
8. 土木費			5,225,854,957	4,291,877,250	928,186,508	1,129,120,4	984,477,707
1. 土木管理費			140,924,000	139,870,401		1,055,599	1,055,599
2. 道路橋梁費			750,061,957	580,384,182	160,113,000	55,477,5	160,677,75
3. 河川水路費			581,010,00	427,974,72	102,61,000	42,528	103,8528
4. 都市計画費			1,121,712,000	1,112,455,828		926,137,4	926,137,4
5. 住宅費			3,160,050,000	2,406,869,589	752,812,503	376,928	753,180,481
9. 消防費			426,097,000	425,961,518		13,402	185,402
1. 消防費			426,097,000	425,961,508		13,402	185,402
10. 教育費			374,135,6000	306,691,2341	285,123,000	89,623,0859	680,446,659
1. 教育経験費			341,455,000	334,487,685		6,087,315	69,7815
2. 小学校費			1,307,705,000	1,260,076,187		7,629,813	7,629,813
3. 中学校費			847,095,000	811,875,161		36,022,839	36,022,839
4. 幼稚園費			285,835,000	321,000,000		3,874,091	3,874,091
5. 社会教育費			833,303,000	207,900,860	285,123,000	84,067,0640	825,703,840
6. 保健体育費			153,560,000	152,800,039		13,5861	13,5861
11. 災害復旧費						89,555	89,555
1. 土木施設災害復旧費			247,000	288,0446		5218	5218
2. 災害水産施設災害復旧費			114,7000	1,062,653		84,842	84,842

支 出		予 算	現 額	支 出	消 額	翌年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 規 額 と 支 出 額 の 差 額
12. 公 債 費		2,079,33,000	2,079,09,5,020				287,950	287,980
13. 給 支 出 金	1. 公 債 費	2,079,33,000	2,079,09,5,020				287,980	287,980
	1. 明 発 公 社 賃 付 金	668,75,1,000	667,55,0,905				12,000,95	12,000,95
	2. 災 害 復 興 資金 貸 付 金	5,515,4,6,000	5,515,4,7,905				95	95
	3. 埼 支 出 金	12,00,000	0				1,200,000	1,200,000
14. 予 備 費	1. 予 備 費	11,60,08,000	11,60,08,000				0	0
	1. 前 年 度 繰 上 先 用 金	10,14,90,000	0				1,914,90,000	1,914,90,000
	1. 前 年 度 繰 上 先 用 金	6,95,00,000	6,91,84,6,506				1,914,90,000	1,914,90,000
	総 支 出	21,988,77,957	19,887,87,94,30	1,208,80,95,03			592,58,6,024	1,800,89,527

歳入歳出差引歳入不足額
翌年度に繰越すべき財源
このため翌年度歳入繰上充当金

945,032,350 円
264,356,213 円
1,209,388,563 円

昭和 年 月 日 横出

大阪府和泉市長池田忠雄

昭和 52 年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		項	予 算 現 額	調 定 領	収 入 溢 額	下 納 欠 額	収 入 大 額	予 算 増 減 及 び 収 入 額 と の 差 額
1. 国 民 健 康 保 険 料		79,836,1,000	953,819,495	80,579,2,162	1,504,623	5,632,271.0	69,911,62	
1. 国 民 健 康 保 険 料		79,830,1,000	863,816,495	80,579,2,162	1,504,623	5,632,271.0	69,911,62	
2. 一 部 費 用		1,000	0	0	0	0	1,000	
1. 一 部 費 用		1,000	0	0	0	0	1,000	
3. 使 用 料 及 手 数 料		20,1,000	30,1,249	30,1,249	0	0	0	1,002,49
1. 手 数 料		20,1,000	30,1,249	30,1,249	0	0	0	1,002,49
4. 國庫 支 出 金		1,398,930,000	1,416,364,580	1,416,345,80	0	0	0	16,434,580
1. 國庫 費 用		1,191,000,000	1,176,047,580	1,176,047,580	0	0	0	14,961,420
2. 國庫 捐 助 金		208,921,000	24,031,700.0	24,031,700.0	0	0	0	3,396,000
5. 研 究 費		32,926,000	39,841,710	39,841,710	0	0	0	6,915,710
1. 研 究 費		32,926,000	39,841,710	39,841,710	0	0	0	6,915,710
6. 損 収 入		7,800,000	12,357,273	12,357,273	0	0	0	4,557,273
1. 損 金 及 通 利		20,000	3,852,60	3,852,60	0	0	0	1,852,60
2. 利 益		5,000,000	6,974,418	6,974,418	0	0	0	1,974,418
3. 税 入		2,600,000	4,997,595	4,997,595	0	0	0	2,399,595
7. 繰 入 金		50,000,000	50,000,000	50,000,000	0	0	0	0
1. 一 般 会 計 入 金		50,000,000	50,000,000	50,000,000	0	0	0	0
8. 繰 越 金		40,918,000	40,918,371	40,918,371	0	0	0	371
1. 繰 越 金		40,918,000	40,918,371	40,918,371	0	0	0	371
歳 入 合 計		2,330,580,000	2,423,603,678	2,423,603,678	150,6223	56,522,710	34,069,335	

歳出

(単位円)

歳出		項	予算額	支出額	翌年度補正額	不通用額	予算実績と支出去の比較
1. 給料俸賃費		111597000	106918601		1,678399	1,678399	
1. 給料俸賃費	貯	27605000	27145457		450548	450548	
2. 徴収費	貯	82502000	81751262		810738	810738	
3. 運営活動資金	貯	795000	396932		388068	388068	
4. 職員福利費	貯	685000	624050		10050	10050	
2. 保険給付費		220345000	2200004988		3410012	3410012	
1. 医療費	貯	2178924000	2177104988		1,729012	1,729012	
2. 助成費	貯	22011000	20380000		1,681000	1,681000	
3. 燐祭費	貯	2480000	2480000		0	0	
3. 保健施設費		700000	698500		1500	1500	
1. 保健施設費	貯	700000	698500		1500	1500	
4. 公債費		4340000	0		4340000	4340000	
1. 一般公債費	貯	4340000	0		4340000	4340000	
5. 清丈費		6988000	6277057		660948	660948	
1. 債還金及追加算金	貯	6938000	6277057		660948	660948	
6. 予備費		3596000	0		3596000	3596000	
1. 予備費	貯	3596000	0		3596000	3596000	
歳出合計		288056000	2316800146		13688354	13688354	

昭和 52 年度 大阪府和泉市土地収用整理事業特別会計歳入歳出決算書

(中段四) 三重は枝

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 算 額	不 納 欠 扱	收 入 算 額	手 算 喫 餉 と 支 用
1. 募 入 金		700,000	0	0	0	0	700,000
1. 募 入 金	1. 地 区 人 金	700,000	0	0	0	0	700,000
2. 國 庫 支 出 金	1. 國 庫 財 產 金	1,178,400	0	0	0	0	1,178,400
3. 募 収 入	1. 金 利 子	1,178,400	0	8214	0	0	1,178,400
1. 金 利 子		0	8214	8214	0	0	3214
歲 入 合 計		1,248,400	8214	8214	0	0	1,248,0786

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 嘉 額	手 算 喫 餉 と 支 用
1. 土 地 区 購 修 施 設		700,000	369,57	369,57	330,243
1. 土 地 区 購 修 施 設	1. 土 地 区 購 修 施 設	700,000	369,57	369,57	330,243
2. 墓 上 用 金	1. 墓 上 用 金	1,178,400	1,177,9562	1,177,9562	4,338
歲 出 合 計		1,248,400	1,214,9319	1,214,9319	334,681

歳入歳出差引歳入不足額
このため翌年度歳入繰上充用金

12. 146,105 円
12. 146,105 円

昭和年月日
歳出

大阪府和泉市長 池田忠姫

認人

昭和 52 年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位円) 1,000円

		現 金	手 荷 現 額	調 定 額	収 入 所 額	不 精 欠 損 額	収 入 未 済 額	手 荷 現 額 と 取 入 未 済 額 の 合 計
1. 市	債		72,000,000	72,000,000	72,000,000	0	0	0
1. 市	債	72,000,000	72,000,000	72,000,000	0	0	0	0
2. 認 人	全	3,455,000	3,364,025	3,364,025	0	0	0	9,0975
1. 一般会計歳入金	3,455,000	3,364,025	3,364,025	0	0	0	0	9,0975
2. 繰 り 収 入	0	86,939	86,939	0	0	0	0	86,939
1. 市 角 金 利 子	0	86,939	86,939	0	0	0	0	86,939
歳 入 合 計	75,455,000	75,455,000	75,455,000	0	0	0	0	40,36

歳出

		現 金	手 荷 現 額	支 出 額	翌年定期残額	不 用 額	手 荷 現 額 と 支 出 額 の 比 較
1. 公共用地先行取得事業費		74,000,000	74,333,000	163,800	32,000	1,670,00	
1. 公共用地先行取得事業費	債	74,000,000	74,333,000	163,800	32,000	1,670,00	
2. 公	債	95,000	95,416+	836	836	836	
1. 公	債	95,000	95,416+	836	836	836	
歳 出 合 計		75,455,000	75,287,164	163,800	4,036	1,673,336	

歳入歳出差引歳入歳額
翌年度化繰越すべき財源163,800 円
昭和 年 月 日 提出

池田忠雄

大阪府和泉市民

昭和 53 年度

和泉市各会計

決算審査意見書

和泉市監査委員

和泉監第 39 号

昭和 53 年 1 月 1 日

和泉市長 池田忠雄 殿

和泉市監査委員 久光喜多男

昭和 52 年度和泉市一般会計・特別会計
決算審査並びに基金運用状況審査意見に
ついて

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により審査に付された昭和 52 年度和泉市一般会計、特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況に関する審査の結果、次のとおり意見を提出する。

昭和 52 年度和泉市各会計決算 並びに基金運用状況審査意見書

1. 審査の対象

昭和 52 年度和泉市一般会計歳入歳出決算

同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

同 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

同 公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

同 基金運用状況調書

(用品調達基金, 同和更生資金貸付基金, 土地開発基金)

2. 審査の期間

昭和 53 年 11 月 20 日から同年 11 月 24 日

3. 審査の概要, 方法

審査に付された各会計の決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が関係法令の規定に従って作成されているか、又決算の計数は正確であるかどうかを関係諸帳簿, 証拠書類と照合確認し、予算執行状況の適否について検討するとともに、関係部課長, 担当職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

4. 審査の結果

審査に付された各会計の決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類は何れも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と符合して正確であり当年度の決算をおおむね適正に表示しているものと認められた。なお、文中及び表中の計数は一部千円単位として以下は四捨五入し表記した。従って加減乗除に多少の誤差がある。

5. 審査の総括

本年度における一般会計決算は前年度を大幅に上回る赤字を計上し（形式
収支△945,032千円、実質収支△1,209,389千円）財政運営上益々深刻さを
増し、ひっ迫した財政状態を続いている。

一般会計の決算状況については、その規模は前年度に比べ歳入で13.0%、
歳出で16.8%のそれぞれ増加である。歳入面で主に市税、分担金及負担金、
国庫支出金及び諸収入等の増加が見られ、歳出面では投資的経費が減少した
ものの義務的経費等の増加があげられる。他面、自主財源比率（37.4%）が
やや上昇したもののが依然低位にあって経常収支比率も111.2%（前年度105.8%）
と悪化し、公債費については20億円の大台を越えるに至っている等財政構
造は弾力性を欠き硬直化が続いている。

このような厳しい財政状況の下、行財政需要に対応すべく所期の事業はお
おむねその目的が達成されているものと認められ、所要の行政水準の確保向
上に努力がはらわれている。

今後、行財政需要の的確な把握を図り、長期的、総合的な財政計画のなか
で、より効率的な運営に努め一段と創意工夫をこらし住民福祉の増進に寄与
されるよう期するものである。

各会計決算の総括

昭和52年度における一般会計及び三特別会計の予算総額 24,107,302,957円
に対する決算総額は次のとおりである。

(金額単位 円)

区分	一般会計		三特別会計		総 計	
歳 入	18942847,080	87.3%	2,441,029,528	100.9%	21,383,876,603	88.7%
歳 出	19887,879,430	91.7	2,404,335,629	99.4	222,922,150,59	92.5
歳入歳出 差引額	△ 945,082,350	—	36,693,894	—	△ 908,838,456	—
翌年度 繰越財源	264,356,213	—	163,800	—	264,520,013	—
実質 収支額	△ 1,209,388,563	—	36,580,094	—	△ 1,172,858,469	—

(注) %は予算執行率を示す。

一般会計の赤字は 945,082,350円で前年度に比べ 679,899,801円(256.4%)
の増加である。三特別会計では 36,693,894円の黒字を計上し前年度に比べ
7,555,085円(25.9%) 増加しているが総括的に本年度の歳入歳出差引(形
式収支)において 908,838,456円の歳入不足額を生じている。

各会計別の決算状況及び前年度比較は(表1)のとおりである。

(表1)

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増(△)減	
			金額	率(%)
○歳入総額	21,883,877	18,765,958	2,617,919	14.0
一般会計	18,942,847	16,769,213	2,173,634	13.0
国民健康保険事業会計	2,365,575	1,996,740	368,835	18.5
土地区画整理事業会計	3	4	△ 1	△ 25.0
公共用地先行取得事業会計	75,451	—	75,451	—
○歳出総額	22,292,215	19,001,952	329,0263	17.3
一般会計	19,887,879	17,034,346	285,3533	16.8
国民健康保険事業会計	2,316,899	1,955,822	361,077	18.5
土地区画整理事業会計	12,149	11,784	365	3.1
公共用地先行取得事業会計	75,287	—	75,287	—
○歳入歳出差引額	△ 908,838	△ 235,994	△ 672,844	△ 284.9
○翌年度へ繰越すべき財源	264,520	426,514	△ 161,994	△ 38.0
実質収支額	△ 1,172,858	△ 662,508	△ 510,350	△ 77.0

決算総額を前年度と比較すると歳入で2,617,919千円(14.0%)、歳出では8,290,263千円(17.3%)のそれぞれ増となっている。収支の状況をみると形式収支は908,338千円の赤字で翌年度へ繰り越すべき財源264,520千円を含めた実質収支額は1,172,858千円の赤字である。

各会計別の実質収支の状況は次表のとおりである。

一般会計においては、前年度を大幅に上回る赤字となっている。国民健康保険事業会計については保険料の改正により、前年度に引き続き48,676千円の黒字を計上したが、単年度収支では前年度黒字額(68,284千円)より大幅に低下し7,758千円の黒字となっている。全体的には一般会計収支の悪化により単年度収支は510,350千円の赤字となり実質収支においても赤字額は1,172,858千円と増大し、一段と厳しい財政状況となっている。

各会計別実質収支の状況

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	単年度収支
一般会計	△ 1,209,389	△ 691,647	△ 517,742
国民健康保険事業会計	48,676	40,918	7,758
土地区画整理事業会計	△ 12,146	△ 11,780	△ 366
公共用地先行取得事業会計	0	—	0
合 計	△ 1,172,858	△ 662,508	△ 510,350

なお一般会計決算額の歳入歳出予算に対する執行割合は歳入87.8%、歳出91.7%で、前年度に比べ歳入3.4%、歳出6.4%の上昇を示しているが、今後ともより効率的な予算の執行を図られるよう期するものである。

一般会計

当初予算額 15,849,700千円に補正予算額 2,996,796千円と継続費及び繰越事業費繰越財源充当額 2,842,282千円を含めた予算現額は 21,688,778千円である。

歳入歳出予算現額に対する決算額は

歳 入 18,942,847,080円(収入率 87.34%)

歳 出 19,887,879,430円(執行率 91.70%)

となり歳入歳出差引 945,032,350円の歳入不足額を生じている。また、翌年度へ繰越すべき財源 264,356千円(継続費遅次繰越額 65,154千円 繰越明許費 繰越額 44,723千円 事故繰越額 154,479千円)を合わせた 1,209,389千円が実質収支の赤字であり、これを53年度より繰上充用している。単年度収支は 517,742千円の赤字で、前年度より 112,576千円(27.8%)の赤字増である。

本年度の決算額を前年度と比較すると次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増(△)減	
			金額	率(%)
予算現額 A	21,688,778	19,981,147	1,707,631	8.5
歳入決算額 B	18,942,847	16,769,213	2,173,634	13.0
歳出決算額 C	19,887,879	17,084,346	2,853,533	16.8
歳入歳出差引額 (B-C) D	△ 945,032	△ 265,133	△ 679,899	△ 256.4
翌年度繰越事業財源充当額 E	264,356	426,514	△ 162,158	△ 380
実質収支額 F (D-E)	△ 1,209,389	△ 691,647	△ 517,742	△ 74.9
前年度実質収支額 G	△ 691,647	△ 286,481	△ 405,166	△ 141.4
単年度収支額 H (F-G)	△ 517,742	△ 405,166	△ 112,576	△ 27.8
予算執行率	歳入 $\frac{B}{A}$	87.3	88.9	3.4
	歳出 $\frac{C}{A}$	91.7	85.8	6.4

歳入で2,178,634千円(13.0%)歳出で2,853,533千円(16.8%)が、それぞれ増加している。一方歳入歳出不足額は679,899千円(256.4%)の増となってい
るが、前年度増加額220,459千円に比べると大幅に増加している。

以下歳入歳出各款別決算状況は次のとおりである。

I 歳入

歳入の決算状況は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	予算現額	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	収入率(%)	
						対予算比	対調定比
市 稅	4,269,988	4,542,697	4,235,421	18,289	288,986	99.2	93.2
地方譲与税	84,195	92,282	92,282	0	0	109.6	100.0
自動車取得税 交付金	146,017	122,258	122,258	0	0	88.7	100.0
国有提供施設等 所在町木賊成交付金	71,382	71,382	71,382	0	0	100.0	100.0
地方交付税	2,850,687	2,850,687	2,850,687	0	0	100.0	100.0
交通安全対策 特別交付金	19,133	19,133	19,133	0	0	100.0	100.0
分担金及負担金	682,289	663,440	662,440	0	1,000	97.1	99.8
使用料及手数料	199,695	204,810	204,169	0	141	102.2	99.9
国庫支出金	4,180,288	4,025,031	3,522,039	0	502,992	84.3	87.5
府支出金	1,626,906	1,634,761	1,461,915	0	172,846	89.9	89.4
財産収入	515,132	186,218	186,218	0	0	362	100.0
寄附金	73,468	53,636	53,636	0	0	73.0	100.0
繰入金	100	869	869	0	0	86.9	100.0
諸収入	2,962,989	2,126,381	2,126,381	0	0	71.8	100.0
市債	3,579,995	3,186,452	2,907,512	0	278,940	81.2	91.2
繰越金	426,514	426,514	426,514	0	0	100.0	100.0
52年度合計	21,688,778	20,206,041	18,942,847	18,289	1,244,905	87.3	93.7
51年度	19,981,147	19,430,329	16,769,213	7,986	2,653,130	83.9	86.3
増△減	1,707,631	775,712	2,178,634	10,303	△1,408,225	8.4	7.4

1. 収入率

予算現額 21,688,778千円に対し、調定額 20,206,041千円、収入済額 18,942,847千円で不納欠損額 18,289千円、収入未済額 1,244,905千円となっており、決算額の予算現額に対する収入率は 87.3%で前年度に比べ 3.4%、調定額に対する収入率は 93.7%で前年度に比べ 7.4%それぞれ上昇している。収入未済額は市税の外翌年度繰越財源を含む国庫支出金、府支出金及び市債等である。不納欠損は全額市税である。

2. 前年度対比

決算額の対前年度比較は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	決算額		増(△)減		構成比(%)	
	52年度	51年度	金額	率(%)	52年度	51年度
市 稅	4,235,421	3,674,754	560,667	15.3	22.4	21.9
地 方 譲 与 税	92,282	81,625	10,657	13.1	0.5	0.5
自動車取得税交付金	122,253	96,138	26,115	27.2	0.6	0.6
国有提供施設等所在市町村助成交付金	71,382	50,826	21,056	41.8	0.4	0.3
地 方 交 付 税	2,850,687	2,839,138	11,549	0.4	15.0	16.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,183	15,118	4,015	26.6	0.1	0.1
分 担 金 及 負 担 金	662,440	168,632	493,808	292.8	8.5	1.0
使 用 料 及 手 数 料	204,169	142,376	61,793	48.4	1.1	0.8
国 庫 支 出 金	85,220,839	29,749,70	547,069	18.4	18.6	17.7
府 支 出 金	1,461,915	2,388,717	△ 876,802	△ 37.5	7.7	14.0
財 産 収 入	186,218	44,104	142,109	322.2	1.0	0.8
寄 附 金	5,363,6	78,910	△ 25,274	△ 32.0	0.3	0.5
繰 入 金	869	1,558	△ 689	△ 44.2	0.0	0.0
諸 収 入	2,126,881	1,154,785	971,596	84.1	11.2	6.9
市 債	2,907,512	2,866,255	412,57	1.4	15.3	17.1
繰 越 金	426,514	241,807	184,707	76.4	2.3	1.4
合 計	18,942,847	16,769,213	2,173,634	13.0	100.0	100.0

前年度に比べ 2,173,634千円(13.0%)の増である。各款別の決算額を比較すると、減少したのは府支出金、寄附金、繰入金で特に府支出金の大幅

な減が目立っている。一方増加面では特に大きいのは市税分担金及負担金、国庫支出金、財産収入及び諸収入でこの5款で2,715,249千円の増である。

3. 財源別収入状況

決算額を財源別に前年度と比較すると次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増△減		構成比%	
			金額	率(%)	52年度	51年度
◎ 自主財源	7,078,795	5,102,543	1,976,252	38.7	87.4	80.4
市 税	4,235,421	3,674,754	560,667	15.3	22.4	21.9
分担金及負担金	662440	168,632	498,808	292.8	3.5	1.0
使用料及手数料	204,169	142,376	61,793	43.4	1.1	0.8
財産収入	186,213	44,104	142,109	322.2	1.0	0.3
寄附金	53,636	78,910	△ 25,274	△ 32.0	0.3	0.5
繰入金	869	1,558	△ 689	△ 44.2	0.0	0.0
諸 収 入	1,309,532	750,402	559,130	74.5	6.9	4.5
繰越金	426,514	241,807	184,707	76.4	2.2	1.4
◎ 依存財源	11,864,052	11,666,670	197,382	1.7	62.6	69.6
地方譲与税	92,282	81,625	10,657	13.1	0.5	0.5
自動車取得税 交付金	12,2253	96,138	26,115	27.2	0.6	0.6
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	71,382	50,826	21,056	41.8	0.4	0.3
地方交付税	285,0687	2,839,138	11,549	0.4	15.0	16.9
交通安全対策 特別交付金	19,183	15,118	4,015	26.6	0.1	0.1
国庫支出金	852,2089	2,974,970	547,069	18.4	18.6	17.7
府支出金	1,461,915	2,338,717	△ 876,802	△ 37.5	7.7	14.0
諸 収 入	816,849	404,883	412,466	102.0	4.3	2.4
市 債	290,7512	2,866,255	41,257	1.4	15.3	17.1
◎ 合 計	18,942,847	16,769,213	2,173,634	13.0	100.0	100.0

自主財源の収入状況は前年度に比べ1,976,252千円(38.7%)の大幅な増となっており、歳入に占める割合も7.0ポイントの上昇を示している。

増加額の主なものは市税分担金及負担金、財産収入及び諸収入等で、使用料及手数料についても 43.4 % の増となっている。依存財源の収入状況は前年度に比べ 197,382 千円 (1.7 %) の増となっているが、府支出金の大幅な減の外、他は全部増となったことによる。特に増加額の大きいものは国庫支出金及び諸収入である。

4. 歳入の主な各款別内容は次のとおりである。

(1) 市税

決算状況は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収入率 (%)	
						対予算比	対調定比
52 年度	4,269,988	4,542,697	4,235,421	18,289	288,986	99.2	93.2
51 年度	3,617,802	3,920,070	3,674,754	7,986	237,330	101.6	93.7
増(△) 減	652,186	622,627	560,667	10,803	51,656	△ 2.4	△ 0.5
増△減率(%)	18.0	15.9	15.3	12.9.0	21.8		

前年度と比較すると調定額で 622,627 千円 (15.9 %) 収入済額では 560,667 千円 (15.3 %) のそれぞれ増加となっている。各税目別等の決算額は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	決算額		増(△)減	
	52年度	51年度	金額	率(%)
1. 市民税	1,844,389	1,626,562	217,827	13.4
個人	1,589,091	1,387,643	201,448	14.5
法人	255,298	238,919	16,379	6.9
2. 固定資産税	1,497,051	1,343,672	153,379	11.4
固定資産税	1,443,515	1,295,365	148,150	11.4
国有資産等所在市町村交付金納付金	53,536	48,807	5,229	10.8
3. 軽自動車税	41,636	40,848	788	1.9
4. 市たばこ消費税	317,410	213,658	103,752	48.6
5. 電気税	192,275	170,343	21,932	12.9
6. ガス税	10,952	12,957	△ 2,005	△ 15.5
7. 特別土地保有税	114,279	87,517	26,762	30.6
8. 都市計画税	217,429	179,197	38,232	21.8
合計	4,235,421	3,674,754	560,667	15.3

(金額単位 千円)

区分	不納欠損額		増(△)減		収入未済額		増(△)減	
	52年度	51年度	金額	率(%)	52年度	51年度	金額	率(%)
市民税	14,131	5,191	8,939	172.2	113,205	106,490	6,715	6.3
個人	14,078	5,165	8,913	172.6	100,301	98,923	1,378	1.4
法人	52	26	26	100.0	12,904	7,567	5,337	70.5
固定資産税	3,375	2,098	1,277	60.9	150,806	101,909	48,897	48.0
軽自動車税	32	306	△ 274	△ 89.5	3,254	2,916	338	11.6
土地特別保有税	0	0	0	0	3,516	3,504	12	0.3
都市計画税	752	391	361	92.3	18,206	22,511	△ 4,305	△ 19.1
合計	18,289	7,986	10,303	129.0	288,986	237,330	51,656	21.8

増加額の大きなものは個人市民税、固定資産税、市町村消費税で、ガス税を除く各税目とも、前年度と比較して増加となっており、増加率も前年度を2.0%上回る15.3%である。収入率は対予算現額99.2%で前年度に比べ2.4%対調定額93.2%で前年度に比べ0.5%それぞれ低下している。不納欠損額は前年度に比べ10,303千円(129.0%)の大幅な増加である。収入未済額は前年度に比べ51,656千円(21.8%)の増加で法人市民税、固定資産税の増加が目立っている。

(2) 地方譲与税

予算現額84,195千円に対し、調定額、収入済額とともに92,282千円で前年度に比べ10,657千円(13.1%)の増加となっている。収入率は109.6%である。この内訳は自動車重量譲与税66,704千円及び地方道路譲与税25,578千円である。

(3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金

決算額は71,382千円で前年度と比較すると21,056千円(41.8%)の増加である。

(4) 地方交付税

予算現額2,850,687千円に対し、調定額、収入済額とともに2,850,687千円で前年度に比べ11,549千円(0.4%)の増加である。この内訳は普通地方交付税2,569,924千円で前年度に比べ5,662千円(0.2%)の減、特別地方交付税280,763千円で前年度に比べ17,211千円(6.5%)の増だが歳入全体に占める割合は1.9%の低下である。

(5) 分担金及負担金

予算現額682,289千円に対し調定額663,440千円収入済額662,440千円で1,000千円の収入未済額を生じている。収入率は対予算現額97.1%対調定額99.8%である。決算額は前年度に比べ493,808千円(292.8%)と大幅に増加している。これは主に分担金で農林水産業費分担金が10,125千円(116.4%)負担金では民生費負担金29,380千円(29.4%)土木費負担金454,406千円(800.5%)がそれぞれ増加したもので、内容は溜池整備

事業分担金、保育園措置費負担金及び光明池関連事業負担金等である。

収入未済額は日本住宅公団よりの未収入分である。

(6) 使用料及手数料

予算現額 199,695千円に対し、調定額 204,310千円収入済額 204,169千円で141千円の収入未済額を生じている。この決算額の内訳は使用料164,445千円手数料 39,724千円で前年度に比べ 61,793千円(43.4%)の大幅な増となっている。使用料で 44,487千円(37.1%)手数料で 17,306千円(77.2%)とそれぞれ増加したことによる。これは、主に年度当初に各種使用料及び手数料を改定したことによるが、使用料では教育使用料の 24,550千円(54.6%)衛生使用料の 15,767千円(52.9%)手数料では総務手数料の 16,276千円(74.3%)が増加の大きなものである。

(7) 国庫支出金

予算現額 4,180,288千円に対し、調定額 4,025,031千円 収入済額 3,522,039千円である。収入未済額 502,992千円は主に予算の繰越によるものである。収入率は対予算現額 84.3% 対調定額 87.5%である。決算額は前年度に比べ 547,069千円(18.4%)の増である。この款の内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	決 算 額		増 (△) 減	
	52年度	51年度	金額	率 (%)
国庫負担金	1,518,850	1,308,292	210,058	16.1
国庫補助金	1,974,366	1,641,571	332,795	20.3
国庫委託金	34,828	30,107	4,216	14.0
合 計	3,522,039	2,974,970	547,069	18.4

増加額の大きなものは負担金で民生費国庫負担金 209,269千円(16.2%)及び補助金では土木費国庫補助金 507,025千円(41.6%)である。減少額の大きなものとしては総務費国庫補助金 42,139千円(67.4%)民生費国庫補助金 30,352千円(99.8%)教育費国庫補助金 99,001千円(34.0%)

等である。なお、委託金の増加は主に民生費国庫委託金で年金関係事務委託金である。

(8) 府支出金

予算現額 1,626,906千円に対し、調定額 1,634,761千円 収入済額 1,461,915千円である。収入未済額 172,846千円は主に予算の繰越によるものである。収入率は対予算現額 89.9% 対調定額 89.4%である。決算額は前年度に比べ 876,802千円(37.5%)の大幅な減となっている。
この款の内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	決 算 額		増 (△) 減	
	52年度	51年度	金額	率 (%)
府負担金	109,848	93,859	15,989	17.0
府補助金	1,267,996	2,162,825	△ 894,829	△ 41.4
府委託金	83,505	81,633	1,872	2.3
府交付金	566	400	166	41.5
合 計	1,461,915	2,338,717	△ 876,802	△ 37.5

減少の主な原因は衛生費、農林費、公債費等の各府補助金が増加している反面解放総合センター建設事業費補助金 1,087,530千円の皆減によるものである。

(9) 財産収入

予算現額 515,132千円に対し調定額、収入済額ともに 186,213千円で予算現額に対する収入率は 36.1% と大幅な減である。なお、決算額は前年度に比べ 142,109千円(322.2%)の大幅な増加となっている。これは主に不動産売払収入で千草池売却収入 101,630千円外 2件の増によるものである。

(10) 寄附金

決算額は 53,636千円で前年度と比較すると 25,274千円(32.0%)の減となっている。宅地開発指導要綱に基づく収入は 3件 21,833千円である。

(11) 諸収入

予算現額 2,962,989千円に対し調定額、収入済額ともに 2,126,381千円で前年度決算額に比べ 971,596千円(84.1%)の大幅な増加となっている。なお、収入率は対予算現額 71.8%である。増加の主なものは、国民年金印紙売捌収入 575,168千円で前年度に比べ 228,412千円(65.9%)の増、光明台小・中学校整備事業収入 198,084千円開発事業収入 600,000千円の増等である。

(12) 市債

予算現額 3,579,995千円に対し、調定額 3,186,452千円収入済額 2,907,512千円である。収入未済額は主に予算の繰越によるものである。決算額は前年度に比べ 41,257千円(1.4%)の増である。増減額の大きなものをみると教育債の 212,832千円借換債で 204,500千円(皆増)の増であり、総務債の 321,120千円財政対策債 173,200千円(皆減)の減である。

Ⅱ 歳出

1. 執行率

予算現額 21,688,778千円に対し、支出済額 19,887,879千円で執行率 91.7%(翌年度繰越額を含めた執行率は 97.8%)となっており、前年度執行率 85.3%を 6.4%上回っている。不用額は 592,589千円となっている。各款別の執行状況は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	予算現額(A)	決算額(B)	翌年度繰越額	不 用 額	執行率(%) B/A×100
議会費	174,658	172,721	0	1,937	98.9
総務費	2,045,199	2,019,132	0	26,067	98.7
民生費	4,596,897	4,486,289	0	110,608	97.6
衛生費	151,8574	1,502,760	0	15,814	99.0
労働費	73,811	78,051	0	260	99.6
農林水産業費	244,560	243,067	0	1,493	99.4
商工費	177,518	171,936	0	5,582	96.9
土木費	5,225,855	4,291,877	923,187	11,291	82.1
消防費	426,097	425,962	0	135	100.0
教育費	3,741,856	3,060,912	285,123	395,321	81.8
災害復旧費	2,470	2,380	0	90	96.4
公債費	2,079,888	2,079,095	0	288	100.0
諸支出金	668,751	667,551	0	1200	99.8
予備費	19,149	0	0	19,149	—
前年度繰上充用金	695,000	691,646	0	3,354	99.5
52年度合計	21,688,778	19,887,879	1,208,810	592,589	91.7
51年度	199,811,47	17,034,846	2,842,282	10,4519	85.3
増(△)減	1,707,681	2,853,533	△ 1,638,972	488,070	6.4

また、翌年度繰越額 1,208,810千円については明許繰越2件 363,364千円
 事故繰越6件 360,033千円及び継続費1件 遷次繰越額 484,913千円でその
 内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	款	項	事業名	繰越額
継続費遷次繰越	土木費	住宅費	(仮称)和泉第4団地建設事業	484,913
明許費	"	環境改善施設整備事業費	細街路整備事業	78,241
"	教育費	社会教育費	図書館建設事業	28,5123
事故繰越	土木費	道路橋梁費	市道整備事業	19,174
"	"	"	府立伯太高校前線整備事業	7,773
"	"	"	北信太駅前線整備事業	15,606
"	"	"	市道光明池和田線整備事業	39,319
"	"	河川水路費	水路整備事業	10,261
"	"	住宅費	(仮称)和泉第四団地建設事業	267,900
合 計				1208,810

2. 目的別経費前年度対比

決算額を前年度と比較すると次表のとおりで、2,853,533千円(16.8%)の増加となっている。増加の主なものは民生費(21.2%)農林水産業費(68.0%)商工費(24.8%)土木費(24.9%)教育費(26.3%)公債費(24.7%)及び諸支出金(300.0%)等であり、一方減少したのは、総務費(34.6%)と災害復旧費(94.7%)である。次に決算額に対する款別構成比率は民生費22.6%土木費21.6%、教育費15.4%、公債費10.4%、総務費10.1%等の順となり、この5款で全体の80%余を占めている。

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増(△)減		構成比(%)	
			金額	率(%)	52年度	51年度
議会費	172,721	149,326	23,395	15.7	0.9	0.9
総務費	2,019,132	3,088,529	△ 1,069,397	△34.6	10.1	18.1
民生費	4,486,289	3,702,807	783,482	21.2	22.6	21.7
衛生費	1,502,760	1,359,762	142,998	10.5	7.5	8.0
労働費	73,051	65,930	7,121	10.8	0.4	0.4
農林水産業費	243,067	144,694	98,373	68.0	1.2	0.8
商工費	171,936	138,311	33,625	24.8	0.9	0.8
土木費	4,291,877	3,435,880	855,497	24.9	21.6	20.2
消防費	425,962	360,855	65,607	18.2	2.1	2.1
教育費	3,060,912	2,422,819	638,093	26.8	15.4	14.2
災害復旧費	2,380	45,082	△ 42,652	△94.7	0.0	0.8
公債費	2,079,095	1,667,550	411,545	24.7	10.4	9.8
諸支出金	667,551	166,870	500,681	300.0	3.4	1.0
予備費	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	691,646	286,481	405,165	141.4	8.5	1.7
合計	19,887,879	17,034,846	2,853,533	16.8	100.0	100.0

3. 性質別経費前年度対比

決算額を性質別に分類すると次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増(△)減		構成比(%)	
			金額	率(%)	52年度	51年度
○ 義務的経費	9,278,247	7,305,339	1,972,908	27.0	46.6	42.9
人 件 費	5,122,470	3,875,452	1,247,018	32.2	25.8	22.7
(うち職員給)	3,831,145	3,142,679	688,466	21.9	19.3	18.4
扶 助 費	2,093,567	1,817,420	276,147	15.2	10.5	10.7
公 債 費	2,062,210	1,612,467	449,743	27.9	10.3	9.5
○ 投資的経費	6,281,443	6,702,680	△ 421,237	△ 6.3	31.6	39.4
普通建設事業費	6,206,012	6,591,718	△ 385,706	△ 5.9	31.2	38.7
災害復旧事業費	2,380	45,032	△ 42,652	△ 94.7	0.0	0.3
失業対策事業費	73,051	65,980	7,121	10.8	0.4	0.4
○ そ の 他	4,328,189	3,026,827	1,301,862	43.0	21.8	17.7
物 价 費	1,029,951	1,017,862	12,089	1.2	5.2	6.0
維 持 補 修 費	20,693	21,670	△ 977	△ 4.5	0.1	0.1
補 助 費 等	1,848,909	1,454,048	394,861	27.2	9.8	8.5
投 資 及 出 資 金 貸 付 金	675,148	213,091	462,057	216.8	3.4	1.2
繰 出 金	61,841	33,175	28,666	86.4	0.8	0.2
前 年 度 繰 上 金 用 金	691,647	286,481	405,166	141.4	3.5	1.7
合 計	19,887,879	17,034,346	2,853,533	16.8	100.0	100.0

義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の支出済額は9,278,247千円で前年度に比べ1,972,908千円(27.0%)と大きく増加し、決算総額に占める割合も46.6%となり前年度より3.7%上昇した。義務的経費のうち人件費は退職金で483,572千円の支出及び職員増、給与引き上げ等による増加である。公債費では、長期債元利償還金の増加によるもので決算総額に占める割合は10%台に達した。一方投資的経費の支出済額は6,281,443千円で前年度に比べ421,237千円(6.3%)減少し構成比率も31.6%となり前年度

より7.8%低くなっている。これは、普通建設事業費、災害復旧事業費の減によるものである。その他の経費では、前年度に比べ43.0%と大幅に増加しており、この主なものは土地開発公社に対する貸付金、国民健康保険事業会計に対する繰出金、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金及び病院事業補助金等である。

4. 各款別の執行の主な内容は次のとおりである。

(1) 議会費

予算現額174,658千円に対し、支出済額は172,721千円で執行率98.9%不用額1,937千円である。前年度決算額149,326千円に比べ23,395千円(15.7%)の増加となっている。

(2) 総務費

予算現額2,045,199千円に対し、支出済額は2,019,132千円で執行率98.7%不用額は26,067千円である。支出済額を前年度と比べると1,069,897千円(34.6%)の減少となっている。この款の目的別決算額内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増△減	
			金額	率 (%)
総務管理費	1,328,538	796,443	532,095	66.8
徴税費	325,339	255,972	69,367	27.1
戸籍住民基本台帳費	126,506	97,671	28,835	29.5
選挙費	39,031	41,991	△ 2,960	△ 7.0
統計調査費	9,154	10,174	△ 1,020	△ 10.0
監査委員費	13,055	9,942	8,113	31.8
同和対策費	177,509	1,876,836	△ 1,698,827	△ 90.5
合計	2,019,132	3,088,529	△ 1,069,397	△ 34.6

この減少の主なものは同和対策費で前年度に解放総合センターの建設事業が完成したことにより同工事費が皆減となったものである。なお、

開設初年度に当り運営費が支出増となった。総務管理費の増は大半は一般管理費で優遇退職による職員手当の入件費増等である。徴税費等の増は主に入件費関係である。

(3) 民生費

予算現額4,596,897千円に対し、支出済額は4,486,289千円で執行率97.6%不用額は110,608千円である。支出済額を前年度と比べると788,482千円(21.2%)の増加となっている。この款の目的別決算額内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増△減	
			金額	率%
社会福祉費	1,630,870	1,103,615	526,755	47.7
児童福祉費	1,688,648	1,602,984	85,664	5.3
生活保護費	1,166,925	991,768	175,157	17.7
災害救助費	846	4,441	△ 4,095	△ 92.2
合計	4,486,289	3,702,807	788,482	21.2

社会福祉費が47.7%と大きく増加しているが、これは主に身体障害者解放会館の用地購入費、老人医療等の扶助費の増嵩保険料改正による国民年金印紙費の増、及び国民健康保険事業特別会計への繰出金増によるものである。児童福祉費の伸びが小幅なのは主に民間保育所整備費市費補助金、保育所用地等造成事業費等の支出増が見られたものの前年度の保育所建設事業費が皆減したことによる。生活保護費は175,157千円の増であるが、その9割強は扶助費で保護基準の引き上げ、被保護世帯人員が増加したことによる。不用額の主なものは社会福祉費の身体障害者解放会館用地の購入につき一部未買収となったこと、老人医療助成費で医療費の改訂時期が予定より遅れたこと、児童福祉費において児童手当の支給対象者が当初予定より減少したこと、又保育所管理費で経費節減等の外、負担金、補助金の減によるものである。生活保護費では法外扶

助費が対象者の減により生じたものである。

(4) 衛生費

予算現額 1,518,574千円に対し、支出済額は 1,502,760千円で執行率 99.0% 不用額は 15,814千円である。支出済額を前年度と比べると 142,998千円(10.5%)の増加となっている。この款の目的別決算額内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増(△) 減	
			金額	率 (%)
予防衛生費	480,096	395,132	349,64	8.8
環境衛生費	1,010,831	848,259	162,572	19.2
墓地管理費	37,612	92,151	△ 54539	△ 59.2
上水道費	24,220	24,220	0	—
合計	1,502,760	1,359,762	142,998	10.5

予防衛生費では病院事業に対する補助金の増、又休日急病診療所については前年度に整備が終ったことにより建設事業費が皆減となり開設2年目に当たり運営費等が支出増となった。環境衛生費の増は塵芥処理費の松尾寺不燃性廃棄物処理用地買収費 149,591千円塵芥処理委託料、し尿処理助成金の単価アップによる各支出増が主なものである。墓地管理費の減は観音寺墓地等の整備完了による工事請負費、和田墓地用地購入費の皆減及び備品購入費の一部が減少となったためである。上水道費は泉州北水道企業団へ 14,220千円水道事業へ 10,000千円、それぞれの補助金である。

(5) 労働費

予算現額 73,811千円に対し、支出済額は 73,051千円で執行率 99.6% 不用額は 260千円である。前年度決算額 65,930千円に比べ 7,121千円(10.8%)の増加となっている。一般失業対策費では失業事業就労者の賃金単価のアップによる支出増が主なものである。

(6) 農林水産業費

予算現額 244,560千円に対し、支出済額は 243,067千円で執行率 99.4% 不用額 1,493千円である。前年度決算額 144,694千円に比べ 98,373千円 (68.0%) の大幅な増加となっている。農業費の増の主なものは 農業振興費の園芸団地整備事業、農業構造改善事業費の多目的防除施設補助事業及び農地費で土地改良調整事業の各工事請負、老朽溜池事業等各事業の実施増によるもので、林業費では山地崩壊事業費の増によるものである。

(7) 商工費

予算現額 177,518千円に対し、支出済額は 171,936千円で執行率 96.9% 不用額 5,582千円である。前年度決算額 138,311千円に比べ 33,625千円 (24.3%) の増加となっている。金融対策費では融資預託金が増額され、商工振興費では若干の減少となっている。

(8) 土木費

予算現額 5,225,855千円に対し、支出済額は 4,291,377千円で 923,187千円を翌年度へ繰越している。執行率は 82.1% 不用額は 11,291千円である。支出済額を前年度と比べると 855,497千円 (24.9%) の増加となっている。この款の目的別決算額内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増(△) 減	
			金額	率 (%)
土木管理費	139,870	124,728	15,147	12.1
道路橋梁費	589,384	444,940	144,444	32.5
河川水路費	42,797	37,585	5,212	14.0
都市計画費	1,112,456	807,076	805,380	37.8
住宅費	2,406,870	2,021,607	885,263	19.1
合 計	4,291,377	3,435,880	855,497	24.9

道路橋梁費は主に道路維持補修関係の工事費、新設改良工事の用地購

入費及び環境改善施設整備事業で換地造成用地費、道路整備事業費等の支出増によるものである。都市計画費では、公園費及び街路事業費の和泉中央線整備事業費等の減に対し、泉大津阪本線整備（用地購入）費の支出増による外、下水道費で南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金、浸水対策費及び都市下水路費等の増加によるものである。住宅費の増は前年度繰越分の執行による和泉第3団地建設費の減少に対し和泉第4団地建設費の主に工事費が大幅に増加したことによる。なお、翌年度明許繰越として環境改善施設整備事業費1件78,241千円、事故繰越として道路橋梁費4件81,872千円、河川水路費1件10,261千円、住宅費1件267,900千円及び継続費として、住宅費1件484,913千円を遡次繰越している。

(9) 消防費

予算現額426,097千円に対し、支出済額は425,962千円で執行率ほぼ100.0%不用額は135千円である。前年度決算額360,355千円に比べ65,607千円(18.2%)の増加となっているが、これは主に常備消防費の人件費であり、他に常備消防施設費の防火水槽新設工事費及び化学消防車等の購入費である。

(10) 教育費

予算現額3,741,356千円に対し、支出済額3,060,912千円で285,123千円を翌年度へ繰越している。執行率は81.8%不用額は395,321千円である。支出済額を前年度と比べると638,093千円(26.3%)の増加となっている。この款の目的別決算額内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増△減	
			金額	率(%)
教育総務費	834,468	812,152	22,316	7.1
小学校費	1,360,079	1,015,810	344,769	34.0
中学校費	811,675	535,909	275,766	51.5
幼稚園費	331,961	245,876	86,085	35.0
社会教育費	207,509	297,611	△ 90,102	△ 30.3
保健体育費	15,220	15,962	△ 742	△ 4.6
合計	3,060,912	2,422,819	638,093	26.3

小学校費及び中学校費の増は主に学校の新設、増改築、講堂新築、給食調理室増改築プール新設等の工事費、用地校舎等の買収費、備品の整備費等である。幼稚園費では北池田幼稚園建設費が増加したものである。社会教育費は池上遺跡用地の買収費の減によるものである。一方社会教育関係施設の補修工事費、移動図書バス及び図書の購入費の増加が見られる。なお、図書館建設事業費285,123千円を翌年度へ繰越している。不用額の主なものは社会教育費の文化財保護費338,460千円で、これは池上曾根遺跡用地の買収交渉が難航し、不執行となったものである。他に小学校管理費の維持補修費及び中学校建設費、幼稚園建設費の工事請負費が不用額の主なものである。

(1) 災害復旧費

支出済額は2,380千円で前年度に比べて42,652千円(94.7%)の大幅な減少となっている。本年度は前年度迄の残事業を執行した。

(2) 公債費

予算現額2,079,383千円に対し、支出済額は2,079,095千円で執行率ほぼ100.0%不用額は288千円である。支出済額の内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増△減	
			金額	率 (%)
元 金	596,928	417,711	179,217	42.9
利 子	1,465,282	1,194,756	270,526	22.6
公 債 諸 費	16,885	55,083	△ 38,198	△ 69.3
合 計	2,079,095	1,667,550	411,545	24.7

支出済額を前年度と比べると411,545千円(24.7%)の増加となっている。長期債元金償還金は数年来急増の傾向にある。利子は前年度対比で長期債利子償還金が378,539千円(42.8%)の大幅な増加だが一時借入金利子では108,013千円(34.8%)の減少である。また、公債諸費(公募債事務取扱手数料)の減は繰故債借入が少なかったためである。今年度の公債費比率(義務教育施設整備事業等の公債費を除く)は19.9%で51年度18.4% 50年度13.1%と上昇傾向にあり3ヶ年の平均が17.1%となっている。

(13) 諸支出金

支出済額の内訳は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	52年度	51年度	増△減	
			金額	率 (%)
開発公社貸付金	551,548	90,000	461,548	512.8
災害援護資金貸付金	0	0	0	0
諸 支 出 金	116,003	76,870	39,133	50.9
合 計	667,551	166,870	500,681	300.0

支出済額は667,551千円で前年度に比べて500,681千円(300.0%)の増加となっているが、これは土地開発公社貸付金461,548千円泉北環境施設整備組合にかかる地方交付税配分金39,133千円 それぞれの増加である。なお、災害援護資金貸付金1,200千円は災害事件がなく全額不用額となったものである。

(14) 予備費

本年度の充用額は 30,851千円で前年度より 15,218千円(33.0%)減少している。予備費から各款へ充用したものは次表のとおりである。

(金額単位 千円)

款 別	充 用 額	款 別	充 用 額
総 標 費	27,103	消 防 費	1,365
民 生 費	714	教 育 費	918
農 林 水 産 業 費	32		
商 工 費	719	合 計	30,851

(15) 前年度繰上充用金

支出済額 691,646千円でこれは 51 年度歳入歳出不足額を補填したもので、歳出総額に占める割合構成比は 8.5%となる。

特 別 会 計

Ⅰ 国民健康保険事業会計

当初予算額 2,282,514千円に補正予算額 98,072千円を含めた予算現額は 2,380,586千円である。予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳 入 2,365,575千円(収入率 101.5%)

歳 出 2,316,899千円(執行率 99.4%)

で歳入、歳出差引 48,676,199円の残額を生じている。本年度決算状況を前年度と比較すると次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減	増(△)減率(%)
予 算 現 額 A	2,330,586	1,981,186	349,400	17.6
歳 入 決 算 額 B	2,365,575	1,996,740	368,835	18.5
歳 出 決 算 額 C	2,316,899	1,955,822	361,077	18.5
実質収支額 (B-C) D	48,676	40,918	7,758	19.0
前年度実質収支額 E	40,918	△ 27,866	68,284	249.5
単年度収支額 (D-E) F	7,758	68,284	△ 60,526	△ 88.6
(%) 予算執行率	歳入 $\frac{B}{A}$	101.5	100.8	0.7
	歳出 $\frac{C}{A}$	99.4	98.7	0.7

決算額を前年度と比較すると歳入、歳出共に 18.5% の増加であり、実質収支では 48,676千円の差引残額を生じ单年度収支は前年度に引き続き黒字となつたが 7,758千円(19.0%)と大きく落ち込んでいる。これは歳入面で主に保険料の増収、国庫支出金繰入金等の増加が見られるも前年度決算(伸び率 22.5%)に比べ 18.5% と 4 ポイント低下を示したのに対し、歳出面では、総務費、保険給付費等の伸びが比較的の微増傾向にあったためと思料される。

1. 歳入

歳入決算額の予算現額に対する比較は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収入率(%)	
						対予算比	対調定比
国民健康保険料	798,801	863,819	805,792	1,505	56,523	100.9	93.3
一部負担金	10	0	0	0	0	0.0	0.0
使用料及手数料	201	301	301	0	0	149.8	100.0
国庫支出金	1,399,930	1,416,365	1,416,365	0	0	101.2	100.0
府支出金	32,926	39,842	39,842	0	0	121.0	100.0
諸収入	7,800	12,357	12,357	0	0	158.4	100.0
繰入金	50,000	50,000	50,000	0	0	100.0	100.0
繰越金	40,918	40,918	40,918	0	0	100.0	100.0
合計	2,330,586	2,423,603	2,365,575	1,505	56,523	101.5	97.6

予算現額 2,330,586千円に対し、調定額 2,423,603千円収入済額

2,365,575千円で 1,505千円の保険料不納欠損額を生じており、収入未済額は 56,523千円となっている。予算現額に対する収入率は 101.5%で 前年度 100.8%に比べ 0.7%対調定比では 0.2%の微増である。不納欠損額は前年度 2,614千円(269件)に比べ 1,109千円の減少を示しているが 収入未済額は前年度に比べ 5,489千円の増加となっている。尚、国民健康保険料の決算状況の対前年度比較は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)
52年度	798,801	863,819	805,792	146件 1505	56,523	100.9 93.3
51年度	683,284	740,548	686,900	269件 2,614	51,034	100.5 92.8
増(△)減	115,517	128,271	118,892	△ 123件 △ 1,109	5,489	0.4 0.5
増減率(%)	16.9	16.6	17.3	△ 42.4	10.8	

(注) 収入率 上段 下段 対予算比
対調定比

収入率は対予算比、対調定比共に年年に微増傾向を示している。

また、決算状況を款別に前年度と比較すると次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	決 算 領		増 減		構成比 (%)	
	52年度	51年度	金額	率 (%)	52年度	51年度
国民健康保険料	805,792	686,900	118,892	17.3	34.1	34.4
一部負担金	0	0	0	0	0	0
使用料及手数料	301	214	87	40.7	0.0	0.0
国庫支出金	1,416,365	1,230,892	185,473	15.1	59.9	61.6
府支出金	39,842	39,421	421	1.1	1.7	2.0
諸収入	12,357	9,313	3,044	32.7	0.5	0.5
繰入金	50,000	30,000	20,000	66.7	2.1	1.5
繰越金	40,918	0	40,918	—	1.7	0
合計	2,365,575	1,996,740	368,835	18.5	100.0	100.0

前年度 1,996,740千円に対し 368,835千円(18.5%)の増である。増加の主なものは保険料の 118,892千円(17.3%)国庫支出金 185,473千円(15.1%)及び繰入金 20,000千円(66.7%)であるが保険料の伸びは賦課限度額の引き上げ及び自然増によるものであり、国庫支出金は療養給付費負担金及び財政調整交付金の増加によるものである。繰入金は一般会計からの繰り入れ増である。

2. 歳出

歳出決算額の予算現額に対する比較は次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	予算現額	決算額	不 用 額	執行率 (%)
総務費	111,597	109,919	1,678	98.5
保険給付費	2,203,415	2,200,005	3,410	99.8
保健施設費	700	699	1	99.9
公債費	4,340	0	4,340	0.0
諸支出金	6,938	6,277	661	90.5
予備費	3,596	0	3,596	0.0
繰上充用金	0	0	0	0
合 計	2,330,586	2,316,900	13,687	99.4

予算現額 2,330,586千円に対し、支出済額 2,316,900千円で 13,687千円の不用額を生じている。執行率は 99.4%で公債費、諸支出金以外はおおむか順調な執行状況となっている。公債費は一時借入金が皆無により当該償還金利子支出がなかったものである。予備費の充用額は 1,122千円でこれは主に賦課徴収費関係経費に充てられたものである。また決算状況を款別に前年度と比較すると次表のとおりである。

(金額単位 千円)

区分	決 算 額		増 (△) 減	
	52年度	51年度	金額	率 (%)
総務費	109,919	93,235	16,684	17.9
保険給付費	2,200,005	1,882,284	367,721	20.1
保健施設費	699	604	95	15.7
公債費	0	803	△ 803	△ 100.0
諸支出金	6277	1,580	4,747	310.3
予備費	0	0	0	0
繰上充用金	0	27,366	△ 27,366	△ 100.0
合 計	2,316,900	1,955,822	361,078	18.5

前年度決算額 1,955,822千円に対し、361,078千円(18.5%)増である。増加の主なものは総務費 16,684千円(17.9%)保険給付費 367,721千円(20.1%)及び諸支出金 4,747千円(310.3%)であるが、総務費は管理費、徴収費等、諸費用の増、保険給付費では受診率の上昇(対前年度比13.2%)による療養給付費の増大また高額療養費等の増加によるものである。諸支出金は主に51年度分府支出金の超過補助に対する精算返還金である。公債費は皆減である。資金繰り面で効率的な運用を図り一時借入金がなかったためである。

まとめ

以上が国民健康保険事業会計の審査の概要である。最近の社会情勢からすれば、収入の基幹である保険料の伸長はあまり多くは望めず、一方医療の高度化、被保険者の老年化、受診率の上昇、その他医療費の改定等により保険給付費の増嵩は避け難く、次年度以降も一層窮屈した財政運営を余儀なくされるものと思料される。

こうした状況下において、国保財政の健全化、事業運営の円滑化を期すため諸般に亘り合理化に努められているが、一方関係方面と連携を密にして国、府支出金の増大、医療保険制度の抜本的な改正等の実現のため積極的に取り組み、本事業の健全性を確保し、もって市民の健康の保持、増進に寄与されることを望むものである。

I 土地区画整理事業会計

当初予算額 700千円に補正予算額 11,784千円を含めた予算現額は 12,484千円である。予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳 入 3.2 1 4 円

歳 出 1 2.1 4 9.3 1 9 円(執行率 97.3%)

で歳入歳出差引不足額 12,146.105円となっている。なお、この不足額は翌

年度の歳入繰上充用金で補填している。当事業は本年度においても進展は見られなかった。なお、歳入 3,214円は預金利子であり、また、歳出の内訳は事務経費 369,757円及び前年度繰上充用金 11,779,562円である。

Ⅱ 公共用地先行取得事業会計

当初予算額 30,000千円に補正予算額 45,455千円を含めた予算現額は 75,455千円である。予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳 入 75,450,964円(収入率 99.9%)

歳 出 75,287,164円(執行率 99.8%)

で歳入歳出差引 163,800円の残額を生じているが、これを翌年度へ繰越すべき財源(繰越明許費)としている。本年度は黒鳥山公園用地のうち 2,259 坪の購入を行ったものである。歳出決算額の内訳は用地買収費 71,886千円 管理費を含め諸経費 2,497千円及び公債費 954千円である。なお、財源内訳の主なものは、都市計画事業債 72,000千円及び一般会計繰入金 3,364千円である。

基 金 の 運 用 状 況

昭和52年度における用品調達基金、同和更生資金貸付基金及び土地開発基金の運用状況の審査結果は次のとおりである。

1. 用品調達基金

基金の額は5,000千円で本年度中の運用状況は次表のとおりである。

(単位 円)

区 分	51年度末現在高	52年度中増減		52年度末現在高
		増	減	
物 品	3,471,805	14,183,724	14,206,812	3,448,717
現 金	4,485,078	14,717,845	15,239,593	3,963,330
合 計	7,956,883	28,901,569	29,446,405	7,412,047

物品及び現金の年度末現在高は7,412千円でこれより買掛金1,543千円と基金額5,000千円を差し引いた869千円が運用利益として一般会計へ繰り入れられている。当基金の運用状況について関係諸帳簿を照合の結果計数に誤りがなく、適正に執行されていることを認めた。

2. 同和更生資金貸付基金

本年度中における運用状況は次表のとおりである。

(単位 円)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増△減額	決算年度末現在高
基 金 額	8,825,0,000	0	8,825,0,000
貸 出 額	111,275,000	4,800,000	116,075,000
償 還 額	73,251,237	5,399,910	78,651,147
現 金 残 額	5,022,6,237	5,99,910	5,082,6,147
債 還 残 額	38,023,768	△ 5,99,910	37,423,858

本年度の貸付状況は30万円16件4,800千円となっている。また、償還額は5,400千円で貸付金利子314千円及び基金預金利子2,901千円は一般会計へ財産運用収入として繰り入れられている。運用状況については、関係諸帳

簿を照合の結果おおむね適正に執行されていることを認めたが、納期経過後の未償還分のものについては、償還促進に努められるよう望むものである。

3. 土地開発基金

基金の額は120,000千円で、本年度においては土地の取得、売扱は行われていない。52年度末資産保有高は、土地4,607.17㎡、118,908,576円及び現金1,091,424円となっている。現金の保管については照合の結果適正であることを認めた。

昭和 52 年度
主要施策の成果説明書

和 泉 市

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	施設の成績	結果の説明
② 総務費						
(1) 総務管理費	市民交通傷害保険	4,970,000	4,937,200	輸入 4,561,400 (保険料及び 取扱手数料)		
				一般財源 381,060		
					市民交通傷害保険加入状況	
						交通事故により傷害を受けた市民教習の一助とするため、市民交通傷害補償制度を実施した結果は、次のとおりである。 加入状況 52年度中の加入人員は10,166人で人口の8.31%であった。
						市民交通傷害保険支払状況 (昭和53年3月末現在)
種別	区分	加入人員	保険料	市負担金		
一	般	6,669人	3,159,840円			
児童		2,564	758,750	4,55,250		
老人	人	914	270,725	1,624,355		
保護家庭		19	5,625	3,375		
合計		10,166	4,194,940	621,060		
分類	額	保険金	件数	保険金支払額		
死	亡	800,000円	1件	800,000円		
後遺傷害		500,000				
治療期間	6ヶ月以上	1,200,000	8	960,000		
"	5ヶ月以上6ヶ月未満	900,000	2	180,000		
"	4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000				
"	3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000	3	150,000		
"	2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000	9	270,000		
"	1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000	22	440,000		
"	1週間以上1ヶ月未満	10,000	25	250,000		
"	1週間未満	5,000	4	20,000		
合計		74		3,070,000		

部 項	主 要 施 計 の 名 称	予 算 額	支 出 額	財 源 内 訳	施 設 の 成 果	要 ジ フ レ シ ョ ン
(7) 同和対策費	同和対策	27,000,000	27,000,000	一般財源 27,000,000		同和地区における、社会的、文化的、経済的生活の向上と、同和問題の解決に資するため、同和対策促進団体に対し助成を行い、団体の健全育成と向和問題の解決に資した。
③ 民生費	(1) 社会福祉費 身体障害者福祉	33,650,000	30,349,206	国庫負担金 12,133,822 府補助金 2,023,801 一般財源 16,192,183	1. 身体障害者福祉法に基づき、身体障害者のための補装具並びに更生医療給付等を行った。 手帳無料診断（129件）補装具の交付（70件）更生医療給付事業（7件）等の実施。 2. 身体障害者の更生のために更生医療施設等に収容し、更生に努めた。 3. 重症障害児等給付金の支給（1級～3級手帳所持致当者） 4. 重度障害者手当金の支給 5. 身体障害者家庭奉仕員派遣事業	受容人員 2名 対象家庭 6件
	精神障害者解放会館建設に伴う用地買収費 会館公有財産購入費	175,872,000	122,816,625	市 債 12,265,700 一般財源 15,9625	身体障害者解放会館建設に伴う用地買収費	1. 更生医療施設に対する収容措置をなし更生につとめた。 2. 重度障害児等給付金の支給（1Q75以下）
	精神障害者福祉	26,309,000	26,286,455	国庫負担金 19,631,181 施設受容者負担 金...454,100 一般財源 6,201,174		17名 123件

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	施設の成果の説明	
					国庫負担金	府負担金
	老人福祉	9,523,0,000	9,032,9,993	国庫負担金 2,1,04,6,1,3,6 府負担金 2,24,2,9,7	1. 老人福祉法に基づき、老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）に対する収容措置をなし、生活安定のための援助につとめた。 延べ 30名	
				所補助金 8,8,9,0,6,2,9 施設収容者食料 金 2,7,3,6,0,0 一般財源 5,9,9,0,5,3,3,1	2. 老人福祉法に基づき、老人の健康を守るため、60才以上65才未満の人に対する 向老人定期健診を実施。 生た、65才以上の老人を対象に老人健康診査事業を実施した。 受診者数 3,80人 受診者数 6,11人	
				3. 敬老祝金の支給 77才以上の老人1人当たり支給額5,000円、支給人戸1,577名		
				4. 老人家庭奉仕員派遣事業 奉仕員 2名 対象家庭 12件		
	老人憩の家建設 事業	1,4,865,0,000	1,4,830,6,40	所補助金 3,0,0,0,0,0 地方債 1,0,4,0,0,0,0 一般財源 1,4,3,0,5,4,0	老人に対し、教養の向上とクリエーション等の場を整備し、老人の心身の健康の増進を図ることを目的として次のとおり事業を実施した。	
					名 称 和泉市立国府老人集会所 所 在 地 和泉市府中町810-5 構 造 鉄骨造 1階建 建 物 面 横 134.78m ² 敷 地 面 横 364m ²	
	老人医療費助成	4,11,5,6,0,000	4,08,074,5,21	国庫負担金 1,78,03,0,000 府負担金 4,8,00,4,0,0 所補助金 1,19,2,8,9,0,0 一般財源 6,77,5,1,5,2,1	老人の健康の保持及び福祉の増進を図るため、65才以上の老人に対し、医療費の助成を行った。 医療費助成延床数 7,6,4,5,8,件	

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成績	説明
	障害者医療費助成	2,609,900	2,609,481	府補助金 2,050,918 一般財源 5,585,628	身体障害者及精神障害者の健康の保持及生活の安定に寄与するため、身体障害者手帳1級又は2級に該当する者、精神障害者の程度が規則で定める判定基準において重度であると判定された者、身体障害者手帳を保持し、かつ判定機関において精神障害の程度が中度であると判定された者を対象に医療費の助成を行った。	3.3.1.3件 医療費助成延�件数
国民年金		74,088,000	72,897,880	国庫委託金 2,989,976 府補助金 14,000 維入 8,640,000 一般財源 3,421,811	1. 未加入者及び未納者を対象に、各町国民年金委員の協力による実態調査及び毎月市広報により、市民に国民年金制度の趣旨を理解するための三日を行った結果、年度内に加入者数2,610人、又は所得者の申請免除836人の受付を行った。 2. 年度末現在の被保険者数 強制加入被保険者数 1,8,866人 任意加入 “ 合計 25,996人	3. 年度末現在の年金支給状況
(2) 児童福祉	児童福祉	1,914,070,000	1,86,519,588	国庫負担金 1,451,083,833 国庫委託金 3,979,584 府補助金 1,340,380 府負担金 2,046,583 一般財源 1,562,545	家庭児童相談室 家庭における適正な児童教育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、児童相談所、保健所及び学校等と連絡を取め、相談及び指導に応じた。 相談員 1名 相談事件数 389件 身体障害児家庭奉仕員派遣事業 重度の身体障害児の生活の安定に寄与するため奉仕員を派遣して、無料で適切な家事、介護等の日常生活の世話を行った。	1名 奉仕員 1名 介護対象 2世帯

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	施設の成績	六就業
	社会福祉法人 清心会すいせん 保育園建設補助 事業	4,656,000	2,9,087,000	一般財源 2,9,087,000	児童手当扶助 家庭における生活の安定と次代の社会をなう児童の健全な育成及食質の向上を計るため、児童手当法に定める支給要件児童を育成し、かつこれと生計を同じくする受給貧格者に対し児童手当の支給を行つた。 受給者数 2,809人 受給対定児童数 3,287人	
(3) 生活保護費	生活保護	1,105,142,000	1,104,437,421	国庫負担金 8,850,4195	毎年度生活保護基準が改訂され、昭和5.2年度に於いても、生活扶助基準が前年延尚、年間に於ける保護の実施状況は次のとおりである。 毎年度生活保護基準が改訂され、昭和5.2年度に於いても、生活扶助基準が前年延尚比で1.2.8%引き上げられ、被保護者に対する経済的保護の改善が行はれてある。	
	監督与第3北児童遊園新設事業	700,000	698,000	府補助金 3,000,000	児童に適当な遊び場を与え、児童の健康を増進し情操をたかめ、あわせて事故等から児童を守ることを目的として新設した。 所在地 箕面町120-133 面積 500m ²	

扶助別	被保護延世帯数	扶助延入員	扶助費支出額	備考
生活扶助	1,6984	1,6984人	407,19803円	
住宅扶助	1,3749	1,3749	426,82243	実被保護延入員
教育扶助	3,975	3,975	1,580,4534	1,8429人
医療扶助	9,601	9,601	63,798,1837	
出生扶助	3	3	19,7420	
葬祭扶助	27	27	5,95460	
障害扶助	18	18	5,8760	
改事扶助	32	32	20,8094	
合計	8,659	4,4384	110,448,7421	

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成績	説明
④ 衛生費						
(1) 予防衛生費	母子衛生対策	5,479,000	3,224,393.0	府補助金 2,069,581 一般財源 1,174,349	(1) 妊産婦対策費実施状況 同和対策の一環として和泉市内の両和地区に居住する妊娠が分娩する場合に支給した。	妊娠婦及び乳児の健康を増進する目的で行った。
					(2) 母子栄養強化食品実施状況 母子の栄養と健康を増進する目的で生活保護世帯(市町村民税が非課税世帯もしくは均等割の世帯)に妊娠6ヶ月間、産婦3ヶ月間、乳児9ヶ月間にそれぞれ牛乳を1日1本支給した。	母子の栄養と健康を増進する目的で生活保護世帯(市町村民税が非課税世帯もしくは均等割の世帯)に妊娠6ヶ月間、産婦3ヶ月間、乳児9ヶ月間にそれぞれ牛乳を1日1本支給した。
					(3) 伝染病の予防IC万全を期し、市民の平野衛生思想の向上と健康保持に努めた。	伝染病の予防IC万全を期し、市民の平野衛生思想の向上と健康保持に努めた。
					(1) 急性灰白髄炎(小児マヒ)予防接種実施状況 生後3ヶ月から48ヶ月以内の乳児を対象に4月と12月の年2回生がリオワクチンを接種し、その成果は次の通りです。	(1) 急性灰白髄炎(小児マヒ)予防接種実施状況 生後3ヶ月から48ヶ月以内の乳児を対象に4月と12月の年2回生がリオワクチンを接種し、その成果は次の通りです。
	住民保健対策	2,816,500	2,741,496.9	府補助金 5,254,295 府委託金 17,920.0 繰入 1,125,050 一般財源 10,856,424		

款項	主要施設の名称	千 百 千	支 出 額	財 源 内 訳	施 設 の 成 果	実 翻 例	其

急性灰白髄炎の発生は生ワクチンの投与によって急激に減少したが、免疫水準が低下すると再び流行するおそれがあるので、今後も生ワクチンの投与を継続して実施する。

- (2) 日本脳炎予防接種実施状況
昭和52年5月6日から6月23日まで生35日間実施。なお保育園、幼稚園は3、4、5才児、小学校は1、3、5年生、中学校は1、3年生とし、一年は8才以上15才までの希望者を対象として実施した。

区分	幼稚園	保育園	小学校	中学校	一 般	合 計
接種数	接種数	接種数	接種数	接種数	接種数	接種数
計	2,740人	1,771人	6,076人	3,397人	920人	14,904人

(3) 乳幼児、住民結核検診実施状況

結核の早期発見と住民の健康保持に万全を期するため、7月、8月に百々、レントゲン撮影を佐々木診療所に委託し、精密検査まで実施しており、乳幼児、ツベルクリン反応、ETC接種は、和泉保健所及び相模市医師会の協力を得て実施した。

1. 乳幼児検診は生後3ヶ月から4.8ヶ月以内もので、一度も検診を受けていない者を対象として実施した。

区分	ツベタクリン反応検査				BCG接種
対象者数	ツ反覆陽数	ツ反転定数	ツ反覆陰性	内	外
5,874人	2,365人	2,311人	4,029人	54人	2,19人
				2,038人	1,946人

2. 住民結核診査は満15才以上の和泉市民（但し、学校及び事業所にて検査を受けている人は除く）を対象として実施した。

受診者数	要精査者数	精査受診者数	精査検査結果		
			要治療	要観察	健 壴
2,385人	32人	27人	0人	6人	21人

- (4) ジフテリア、破傷風（二種混合）予防接種実施状況
昭和53年2月1日から昭和53年3月30日までの期間、市内各小学校で実施。
第1期は生後2.4ヶ月以上4.8ヶ月以内の児（3週間おきに3回）、第2期は追

款項	主要施設の名稱	千 算額	支 出 額	財 源 内 訳	施 策	成 果	方 法	說 明	手 續
加免疫(1回接種)でいずれも二種混合ワクチンを使用し、第3期は昭和58年3月に小学校卒業児にファラミアトキシソイドを接種した。									

款項	主要施設の名稱	予算額	支出額	町額内訳	施設の成績	医療費	貯金
診療所対策	72,123,000	67,107,754	府補助金 3,800,000 諸収入 4,600,000 一般財源 17,307,754	(和泉診療所) 間和地歴における住民の健康を増進し、予防衛生思想並びに医療レベル向上に積極的に対処した。 (南端山診療所) 南端山地区住民が健保保持者減少、本市と桜山農業協同組合長との間に要約を締結し、毎月月曜日午後3時から午後4時30分までと、金曜日午後2時から午後8時30分まで南端山診療所に於いて診療を行つた。	休日色弱診療所の運営は地区医師会、薬剤師会等はじめ、市内医療団体(病院)、協力を得て次により実施した。	診療所の運営概要 名 墓 日 日曜日、国民祝日に開設する法律に規定する日。 年未生始(12月3日～1月3日)	
休日色弱診療所 運営状況	20,192,000	16,479,330	府補助金 1,502,000 医療収入 7,660,964 一般財源 7,316,366	診療科目 内科、小児科 診療時間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで ただし、診療受付時間は午前9時30分から午前11時30分、午後1時から午後4時30分まで	従事者 和泉市医師会の輪番制並びに大学病院より応援医師等 薬剤師1名 住院未年始2名 和泉市薬剤師会の輪番制 ○看護婦2名(内科1名、小児科1名) 非常勤10名の輪番制 ○事務長1名、非常勤1名 ○事務員1名、非常勤6名の輪番制		

歴 项	主要施設の名称	予 算 額	支 出 滝 領	財 源 内 訳	施 業 の 成 果 力 强 幸							
					業務実績			計			二次病院搬送	
月別	内 科(6才以上)	内 科(6才未満)	外 科(6才以上)	外 科(6才未満)	管 内	管 外	入	入	管 内	管 外		
4月(5日)	76	69	7	68	1	189	131	8	1	0人	0人	
5月(7日)	118	110	8	98	4	211	199	12	1	(自家用車) 1人	(自家用車) 1人	
6月(4日)	111	105	6	60	0	171	165	6	4	(自家用車) 4人	(自家用車) 0人	
7月(5日)	112	107	5	95	1	207	201	6	2	(自家用車) 1人	(自家用車) 1人	
8月(4日)	68	59	9	66	2	134	123	11	1	(自家用車) 1人	(自家用車) 0人	
9月(6日)	68	65	3	71	70	1	139	135	4	(自家用車) 4人	(自家用車) 0人	
10月(5日)	98	85	8	69	64	5	152	149	3	(自家用車) 2人	(自家用車) 0人	
11月(6日)	82	75	7	69	59	4	145	134	11	(自家用車) 0人	(自家用車) 0人	
12月(5日)	104	92	12	102	97	5	206	193	17	6	(自家用車) 0人	(自家用車) 6人
1月(8日)	190	169	21	187	169	18	377	358	39	1	(自家用車) 0人	(自家用車) 1人
2月(5日)	70	63	7	178	168	5	243	231	12	1	(自家用車) 1人	(自家用車) 0人
3月(5日)	48	44	4	45	40	5	98	84	9	0	(自家用車) 0人	(自家用車) 0人
計(56日)	1,140	1,043	97	1,087	1,086	51	2,227	2,079	148	23	(自家用車) 21人	(自家用車) 21人
一日平均	17	16	1	17	16	1	34	32	2	1/3		

款項	主要施設の名所	予 費	支 出	内訳	財 源	内訳	施 略	成 果	乗 力	方 法	説 明
(2) 環境衛生費	し尿、塵芥処理対策	1,011,482,000	1,010,831,109	一般廃棄物処理業者料手数料 再生利用品売却代 市 借	9,000 30,000 1,161,456 8,810,000 一般財原 9,21,530,653	この経費の主なものは泉北環境整備施設組合会員料金の他、し尿及び塵芥の収集、松尾山不燃性廃棄物処理場の用地買取及び樹木の伐採に要したものである。 し尿の収集処理は次の通りで、特に山間部においては前年同様中継措置により円滑が期されている。	< 52 年度廃別場への輸入実績 >				

業者別	相談衛生	企画商事	九頭橋精工	本多衛生	南大阪	関連衛生	合 計
共入台数	1,069.8	7,15.8	4,011	229.7	2,16.0	1	2,631.6
共入量	19,25.64	12,384.4	7219.8	41,238.4	3,888.4	4	47,372.4

廃別場門については、一般家庭は無料として全地域業者を基にし、不燃性男糞（燃えないゴミ）の収集処理は直営により収集計画に基づき、処理地に呼びて処分を行なった。

又、占有人独自の処理機器についても、燃えるごみ、燃えないごみなどを区分し、搬入許可証を発行し、不法投棄防止と環境美化が期されている。これ等に要する経済費については、特に不燃性物収集用バッカ車（2：車1台）及び処理地に対し多額を要しているがその成果が大きい。

直 営	委 手	そ の 他	合 計		
台 数	搬 入 量	台 数	搬 入 量	台 数	搬 入 量
784 台	876 t	14,733	25,620 t	5477	2,904 t

（その他市が直接焼却場で搬入したもの）

直 営	委 手	そ の 他	合 計		
台 数	搬 入 量	台 数	搬 入 量	台 数	搬 入 量
市 直 営	1,51 t		661 t		2,780 t
市 民 特 参	1,40 t		7 t		631 t
計	2,91 t		668 t		3,411 t

松尾山不燃性廃棄物処理用地取得
処理地としての必要用地 19筆（内借地 1 箇）のうち、昭和 50 年度において 15 箇を取得しておりますが、残り 3 箇が未了となっていました。よって残り 3 箇を取得しました。

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	施設の成果の説明																																																																																																																																																																																							
(5) 薩摩管理費	基地及び市営事業	3,939,600.00	8,761,206.00	車機使用料 3,598,600.00 一般財源 1,626,060	<p>これにより必要用地を全部確保でき、処理地としての必要施設等施行により将来不燃物の整立地として多年にわたり使用できるものであります。</p> <p>松尾山不燃物処理地の樹木伐開 市所有の埋立予定地にあるみかん樹等に害虫が発生し、附近みかん園に被害を及ぼしているため、樹木等伐開を委託したものであります。</p> <p>市営事業実績 この施策は市営事業による基囲施設の地、葬儀受付に伴なうすべての経費による取扱いの件数である。</p> <p style="text-align: center;"><施設の成果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月別</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5段飾</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>4段飾</td> <td>17</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>3段飾</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>2段飾</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>祭壇なし</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>火葬のみ</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>死産</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>胎盤</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>大塔</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>19</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>638</td> <td>80</td> <td>62</td> <td>79</td> <td>78</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>78</td> <td>83</td> <td>89</td> <td>76</td> <td>93</td> <td>904</td> </tr> <tr> <td>死体火葬</td> <td>40</td> <td>44</td> <td>38</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>38</td> <td>44</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>43</td> <td>62</td> <td>570</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	5段飾	6	8	6	10	14	5	8	7	11	11	11	14	111	4段飾	17	13	12	18	12	10	12	13	15	10	14	16	162	3段飾	5	8	7	10	11	12	10	17	9	13	13	18	133	2段飾	5	9	8	5	7	9	8	6	9	17	2	9	94	祭壇なし	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	7	火葬のみ	4	4	5	5	6	2	6	7	7	7	2	5	60	その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	死産	2	9	6	4	4	3	3	5	6	4	6	5	57	胎盤	5	3	1	3	5	2	1	2	2	2	4	2	32	大塔	21	24	17	22	19	16	11	21	24	23	23	24	245	計	638	80	62	79	78	59	59	78	83	89	76	93	904	死体火葬	40	44	38	50	50	38	44	50	51	60	43	62	570
区分	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計																																																																																																																																																																														
5段飾	6	8	6	10	14	5	8	7	11	11	11	14	111																																																																																																																																																																															
4段飾	17	13	12	18	12	10	12	13	15	10	14	16	162																																																																																																																																																																															
3段飾	5	8	7	10	11	12	10	17	9	13	13	18	133																																																																																																																																																																															
2段飾	5	9	8	5	7	9	8	6	9	17	2	9	94																																																																																																																																																																															
祭壇なし	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	7																																																																																																																																																																															
火葬のみ	4	4	5	5	6	2	6	7	7	7	2	5	60																																																																																																																																																																															
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3																																																																																																																																																																															
死産	2	9	6	4	4	3	3	5	6	4	6	5	57																																																																																																																																																																															
胎盤	5	3	1	3	5	2	1	2	2	2	4	2	32																																																																																																																																																																															
大塔	21	24	17	22	19	16	11	21	24	23	23	24	245																																																																																																																																																																															
計	638	80	62	79	78	59	59	78	83	89	76	93	904																																																																																																																																																																															
死体火葬	40	44	38	50	50	38	44	50	51	60	43	62	570																																																																																																																																																																															

事項	主要施設の名前	予算額	支出額	残額	用途区分	件数	取扱結果	申請主
⑥ 農林水産委員会費 (1) 農業費	農業委員会費	21,121,000	21,070,170	5,320,500	府補助金	1.	農地法その他の法令による農地利用関係の調整を行なった。 その件数は次のとおりである。	
		手数料	8,480,000	4,480,000	(1) 農地所有権移転(第3条) 委員会許可	90件	"	
		農業者年金業務 委託料	15,620,070	15,620,070	(2) 農地賃貸借権設定	33件	" 知事許可	
		一般財源			(3) 農地使用権借権設定	4件		
					(4) 農地転用(第4条) 許可申請	10件		
					(5) 農地転用を伴なう所有権移転(第5条) 許可申請	59件	" 届出	
					(6) 農地小作地解約(第20条)	32件		
					(7) 農地借用貸借解約	12件		
					(8) 現況証明願	0件		
					(9) 申請取下げ願	16件		
					(10) 許可及び受理取扱	2件		
					(11) 事業計画変更申請	18件		
					(12) 銀行適格証明願	8件		
					(13) 小作地認定願	15件		
					(14) 農地取得資金	1件		
					(15) 災害資金	9件		
					(16) 各種証明	16件		
					(17) 転用事業証明願	8件		
					(18) 相続税納税猶予に関する適格者証明 贈与税に關する適格者証明	256件		
					上記申請審議のため開催した農地部会12回。なお現地調査はその都度行なった。	4件		
					2. 農政關係 農業委員会等に關する法律で定められた委員会の所掌事務の内、農政關係について 行なった主なものは次のとおりである。			
					(1) 臨時雇用賃金調査			

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の改進◎		総計	
					事業費	負担区分		
					(2) 農地売買価格調査 (3) 農地移動転用実態調査 (4) 農地の宅地化み課税対策 (5) 農地の相続税対策 (6) 農業者年金加入促進対策 (7) 農業委員会員賃議会	10回		
					うんしゅうみかん摘果推進事業 うんしゅうみかんの隔年結果を防止するとともに市場価値の高いみかんを安定的に生産するため、本事業の実施により摘果啓発指導と共同摘果を強力に推進し、みかん経営の安定化を図った。			
	農業振興対策	8,877,700	8,830,045	府補助金 7,843,640 府委託金 227,000 地元分担金 1,060,000 市債 6,500,000 一般財源 7,076,645	1. 摘果指導事業 2. 巡回指導 3. 摘果確認 4. 地域協同事業 1. 摘果研修 2. 畜糞堆肥 3. 摘果対象面積	3回 2回 3回 80戸 850戸 310ha	府補助金 1,630,000 ^b 163,000 市債 1,630,000 ^b 163,000	
					計	2,525,000	2,362,000 1,630,000	
					⑤ うんしゅうみかん改植等緊急促進対策事業 うんしゅうみかんの不良系統、老木園等の低位生産園を中心に改植等を積極的に推進することにより、生産調整を図ることも、良品質みかんの生産増大を図った。			
事業主体名	事業実施地区名	受益面積	戸数	相談件目	事業内容	事業費	負担区分	
和泉市	横山、南池田 南張山	19.45	79	2,619ha 2,423ha ハサク 1,425ha 南木導入 1,165ha	枝 削 枝 枝 伐木導入 工作整修	17,621本 3,760本 1,617,470 735,600 171,865	府補助金 7,781,061 ^b 市元負担	
					計	10,806,060	5,153,000 5,153,000	

款項	主要施設の名稱	子販額	支出去資額	財源内訳	西薬販放果税抵振					
					項目	面積	頭數(頭)	特別貯金	貯金	貯物
和泉	和泉	1,376.6	46.254	3,982,528 ^a	805.3	4	561.7	4	9.6	4
幸	幸	128.9	4.331	377,770	91.3	—	47.6	0	—	—
信	信	517.7	17.394	1,680.610	488.9	—	28.8	0	—	—
北池	北池	1,664.6	55.981	5,216,786	1,364.8	—	291.4	8.4	—	—
南池	南池	1,489.1	50.084	4,751,762	1,161.4	—	165.6	161.9	—	—
伊山	伊山	1,822.0	61.219	5,726,086	1,376.1	—	325.8	120.1	—	—
南樺山	南樺山	103.6	3.481	305,594	32.2	—	64.5	6.9	—	—
南松尾	南松尾	1,040.2	34.951	3,197,284	890.7	—	256.5	191.0	—	—
北松尾	北松尾	496.2	16.672	1,516,602	372.8	—	120.7	2.7	—	—
小計	小計	8,680.8	232,011	26,930,292	6,325.4	—	51.9	0	0	—
（注）政府先端米穀事前完候業務 稻作の5年貯米を食糧管理法に基づき確約定されている政府事前先端米として て買上げ出来るよう關係引体の協力をもとに実施した。										
農務名 生産者数 事前先端米込張数 畠										
和泉	和泉	111人	3,953	畠	1,185.90	畠	—	—		
幸	幸	6	1.36	—	4,080	—	—	—		
信	信	16	7.66	—	2,298.0	—	—	—		
北池	北池	83	4.240	—	127.200	—	—	—		
南池	南池	112	2.849	—	85.470	—	—	—		
樺山	樺山	3	6.6	—	1.980	—	—	—		
南松尾	南松尾	6	3.15	—	9.450	—	—	—		
北松尾	北松尾	9	3.55	—	10.650	—	—	—		
小計	小計	24	1.006	—	30.180	—	—	—		
合計	合計	370	13.686	—	410.580	—	—	—		

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施業実績	成績	記述	手
					6 農業関係融資融通業務 農業経営の近代化と合理化をはかり、あわせて農家経営の安定を図くため、借入希望者に対し融資斡旋を下記のとおり行なった。			
	農業改良資金	1 件	6.1 2 7.0 0 0 円					
	農業近代化資金	1 9 件	4 4.5 2 0.0 0 0 円					
畜産振興对策	3.2 1 7.0 0 0	3.19 9.1 1 7	1.9 3 0.0 0 0	府補助金 一般財源	1.2 6.9.1 1 7	家畜の多頭飼育に経営の合理化を推進するとともに、生産性向上の指導、畜舎防除、環境衛生面についても万全を期し、下記事業を行った。 ① 診査事業		
						乳牛精核検査 ブルセラ病検査 肝てつ検査 肝てつ駆除 皮そ子防注射 牛流行性感音子防注射 馬伝染性貧血検査 腐そ子検査 ニコーカッシュ病抗体検査 JIPR予防注射	3 6 3 頭 3 6 3 頭 3 6 2 頭(陽性 2 2 9 頭) 2 0 頭 6 2 4 頭(春・秋 2 回) 3 3 2 頭 1 0 9 頭 8 4 2 頭 1.3 6 0 羽 2 2 0 頭	
					② 畜産同業指導事業			
					畜産振興法及び大阪府条例みつばちの飼育の規則に従うる既例に基づき、飼育届及び飼育許可申請の履行義務の指導と、7~8月にかけて分封(野生蜂を含む)の苦情について関係養蜂者の協力を得てこれを補強し、危害の防止につとめた。			
					養蜂業者届出数 府条例届出数 転蜂許可	1 6 件 4 件 1 3 件	3 8 3 頭 9 頭 7 6 3 頭	
					畜産コソサルメント事業	1 6 件		
					多頭羽頭育による生産性の高い家畜経営の健全な発展を助長し、もって農業生産性の向上と農業所得の増大を図るたゞ、次のとおり指定され受診した。			

歌 項	主要施設の名稱	予 算 額	支 出 額	財 源	内 訳	施 設 の 成 果	力 況	財 源	内 訳	明 細	
(4) 畜産公害対策 糞尿処理、労力の省力化と悪臭並びに水質汚濁を防ぎ、畜産業の安定を計るため 次のとおり乾燥装置を設置した。	畜産 中核農業者群育成事業 新規 墓堂町										
事業名	事業主体名	設 置 所	受 益 戶 數	事業内容	事業費	財 源	内 訳	財 源	内 訳	明 細	
畜産経営 環境整備 事業	阪本町 和泉市協議 会議員協議会	阪本町 阪本町 4.97	3 8 "	ヒニーベンクス 換気扇 3台	19.300.000 9.650.000 19.300.000 9.650.000 19.300.000 9.650.000	府補助金 内 訳	市補助金 内 訳	市補助金 内 訳	市補助金 内 訳	負担金 内 訳	
	合		計	6	38.600.000 19.300.000 28.600.000					772.000 19.300.000 772.000	
(附則)	純事業費 内リース事業 補助対象事業費				5.5 8 0 0 0 0 円 1.7 2 0 0 0 0 円 3.8 6 0 0 0 0 円						
(5) 鶏卵計画生産推進指導事業 近年鶏卵の受給は過剰生産基調で推移されていくことから 生産を推進することが緊要であることから、市内養鶏農家 25 戸について、鶏卵 給購調整協議会を通じ、採卵用或鷄羽數の確認及び計画生産の周知徹底指導を行った。											
7,0,0,8,4,0,0 土地改良及び防 災地改め地	6,9,9,5,8,5,5,7 地元分担金 2,3,0,4,8,0,0 市 債 1,9,6,0,0,0,0 一般財源 9,4,3,8,8,5,7	1,7,7,6,2,2,0,0			近代的農業の発展に伴へ、機械的農業の推進により、土地耕整整備が重視され、経営 の合理化及び近代的農業に改善するため次の事業を実施した。 ① 田中独立地改良事業(農業)						
	工事名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	財 源	内 訳	財 源	内 訳	明 細	
	海・谷農道	47.43 m	3.34 ha	10	500,000 155,000,000	府補助金 内 訳	市元分担金 内 訳	市元分担金 内 訳	一般財源 内 訳	1,750,000	

歌 項	主要施業の名稱	子 项	支 出 額	貢 源 内 計	施 建 の 故 果	内 説 明
② 所单地改良事業(防護地)						
工事名	事業量	事業費	事業費	財源内訳	財源内訳	財源内訳
天 上 防 地 防護地	8 0 0 0 田	384000 円	192000 円	用過助金	地元分担金	一般財源
天 上 防 水 壁	6 0 0 0	294000	147000	58000	76800 円	115200 円
丸 穀 地	3 1 0 0	150000	75000	30000	45000	88000
山 地	6 8 0 0	360000	180000	0	18000	
山 林 地	3 6 8 0	225000	112500	45000	67500	
河 岸 地	5 8 2 0	355000	177500	71000	106500	
山 岩 地	6 6 6 0	380000	190000	76000	114000	
丘 形 今 地	1 5 5 0 0	904000	452000	180800	271200	
解 部 地	1 6 3 2 0	1189000	594500	237800	356500	
計	7 1 8 8 0	4241600	2120500	776200	1344300	
③ 所单地改良事業(水門)						
工事名	事業量	事業費	事業費	財源内訳	財源内訳	財源内訳
二 ノ 井 水 路 水 門	1 ヶ所	556000 円	277300 円	1 11000 円	166300 円	
④ も朽ため池事業						
工事名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	財源内訳	財源内訳
軒 部 地	堤体 188.60 m	31.0 ha	1 0 1	93200000 円	用補助金	市 內 12,000 円
カマス谷地	堤体 15.60 m	6.0	8 1	2,800,000	地元分担金	920,000
丘 形 今 地	堤体 41.90 m	3.82	3 0	2,850,000	420,000	280,000
繩ヶ谷地	堤体 38.00 m	6.5	5 0	3,000,000	1,710,000	570,000
大 蔵 地	堤体 19.00 m 縫合 1ヶ所	10.5	8 1	4,040,000	2,424,000	808,000
そば畠地	堤体 19.00 m 縫合 1ヶ所	3.0	2 0	1,900,000	1,140,000	380,000
万町今地	堤体 30.00 m 縫合 1ヶ所	27.0	8 3	3,310,000	1,986,000	662,000
計	堤体 333.10 m	87.82	3 4 6	27,220,000	18,150,000	3,082,000

監 修 項 目	主要施策の名称	施 箱 の 成 果 の 説 明						
		予 算 額	支 出 額	財 源 内 訳	財 源 外 訳	支 出 額	予 算 額	
⑤ 市単独土地改良事業 農業用施設で改修新設を必要とするが、規模が小さく、又は補助基準に達しないため、市単独でこれらの事業を採択し整備した。								
工種別	件 数	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	市補助金		
轍道	7 件	524.0 0 m	27.0 ha	71 戸	5,935,000 円	1,187,000 円		
水路	8	20.1 2	21.0	15	1,830,000	366,000		
ため池	1	12.7 0	10.0	5	990,000	247,000		
計	11	556.8 2	58.0	91	8,755,000	1,800,000		
⑥ 農林漁業用施設財源身替農道整備事業 農林漁業用施設財源身替措置の一環として、農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、あわせて農業環境の改善に資することを目的とするため、次のとおり大阪府で事業を実施した。								
工事名	工事量	買収面積	立木補償	事業費	市 費	担 額		
		戸数面積	戸数面積		市 費	一括 費		
松尾山農道	126.0 m	531.60 m ²	2 戸・2 面	106.951040	1,840,000 円	476.0		
⑦ 大規模老朽化地事業 製本地改修工事は規模が大であるため、大阪府で事業を実施した。								
工事名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	地元分担金	地元分担金		
製本地工事	中地・堤体・盤プロック 上地・裏法	4.5 ha	107 戸	555.500 000 円	1,128.700 000 円			

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施設の成績	結果
(2) 林業費	林業振興対策	2,818,000	2,151,665	所補助金 1,600,000 地元負担金 2,000,000	森林のもつ社会的公益性を考慮し、育林保護と林地保安の立場にたって、林業生産の増大と林業経営の改善を図るために、林業生産基盤に重点をおき、次の通り整備を行った。 ① 山地削礫事業	
(3) 商工費	商工振興対策	12,873,000	11,680,288	所補助金 1,640,800 一般財源 9,989,988	1. 商工団体指導助成事業 1. 市内小規模企業者の経営指導体制の強化を図るため、経営指導に係る経費の一航を商工会に対し助成するとともに、工業者に対しては異業種間連係を図る布石として、又市民に地場産業に寄せる愛着心の高揚と産業の重要性を深めため「地場産業まつり」を実施した。 ロ・光明池地域の開発に伴なり商業環境の整備等に対応し得る商業団体の育成強化を図るため、和泉市商店連合会に対し助成した。 又、商業環境の整備の対応策として既存商業施設の整備により地元購入力の吸引を図るため商業者が行なう商業協同施設を設置した者に対して、その経費の一部を助成した。	1. 中小企業者指導対策 1. 商工ニュースの発刊 市内中小企業者に施策の周知及び情報の提供を行なうことにより経営の指針とす

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	汽 車 運 送 費 支 出 金 額	税 金 支 出 金 額	説 明
雇用対策		18,915,000	15,923,847	府補助金 5,166,476 使用料 8,2,000 入 庫 2,274,810 一般財源 8,400,561	15,923,847 5,166,476 8,2,000 2,274,810 8,400,561	15,923,847 5,166,476 8,2,000 2,274,810 8,400,561	<p>◎、商工相談</p> <p>中小企業診断士を設置するとともに、府立商工相談所との提携により市内で移動相談を実施した。又、中小企業の経営指針とするため商工セミナーを実施した。</p> <p>3. 消費経済対策</p> <p>消費生活物資に関する苦情や商品知識に関する相談を処理するため消費者相談員5名配置するとともに、市民相談室に消費相談員も設け相談に応じた。又、住民生活実態と正確な情報を把握するため各校区2名の消費者モニターを設置し消費者情報を収めた。</p> <p>1. 勤労青少年ホーム</p> <p>働く青少年の健全な育成を図るため、下記により教養講座及びクラブ活動を実施した。</p> <p>イ. 教養講座</p>

講 座 題 名	回 数
アートフリマーク	毎月・毎日
書道	火・木
音楽	金
編物	火・土

ク ラ ブ 名	回 数
バレーボール	毎月・毎日
バスケットボール	火・木
卓球	金
バトミントン	火
ダンス	火・土

ロ. クラブ活動

款項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果の説明																
					<p>ハ. 施設利用状況</p> <table> <tr> <td>登録人員</td> <td>623名</td> </tr> <tr> <td>年間利用者数(延)</td> <td>8,574名</td> </tr> </table> <p>2. 中小企業従業員福祉対策</p> <p>1. 中小企業退職金共済制度加入促進助成</p> <p>市内中小企業に働く従業員の退職共済制度を確立するため、中小企業退職金共済法に定める掛金を補助することにより退職金共済契約の促進を図るとともに従業員の福利増進に努めた。</p> <table> <tr> <td>対象人員</td> <td>343人</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>572,055円</td> </tr> </table> <p>ロ. 定着対策</p> <p>勤労意欲の高揚を図るため、市内中小企業に働く従業員に対し、永年勤続者(5年以上)362名、15年以上87名の表彰を実施するとともに、新規学校卒業者就職激励大会を東大津職安管内三市一町合同で実施した。</p> <p>3. 就業相談</p> <p>同和政策の一環として教育と就職の機会均等が厳しく阻害され不安定な就職を余儀なくされている地域住民に対し、就職を容易に出来るよう、職業安定所の協力を得て職業相談を設け毎週3回実施した。</p> <p>4. 技能習得事業</p> <p>同和対策の一環として地域住民の近代産業への常用就職を容易にし、その職業の安定を図るため、技能習得事業を実施した。</p> <table> <tr> <td>自動車運転科(大型・普通)</td> <td>26名</td> </tr> <tr> <td>養成・講習科</td> <td>6名</td> </tr> </table> <p>5. 就職支援金</p> <p>同和対策事業の一環として地域に居住する者を主要な生産部門に常用就職させるため、就職者に対し就職支援金を支給するとともに、職業転換困難な者に対し職業転換準備資金の貸付を行なった。</p> <table> <tr> <td>就職支援金</td> <td>36名</td> </tr> <tr> <td>職業転換準備資金</td> <td>6名</td> </tr> </table>	登録人員	623名	年間利用者数(延)	8,574名	対象人員	343人	助成額	572,055円	自動車運転科(大型・普通)	26名	養成・講習科	6名	就職支援金	36名	職業転換準備資金	6名
登録人員	623名																				
年間利用者数(延)	8,574名																				
対象人員	343人																				
助成額	572,055円																				
自動車運転科(大型・普通)	26名																				
養成・講習科	6名																				
就職支援金	36名																				
職業転換準備資金	6名																				

款項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成績	記述	説明
金融対策	金融対策	61,111,000	60,737,684	総入 6,000,000 一般財源 78,768.4	(金融対策) 1. 和泉市中小企業融資もっせん 市内中小企業者の経営の安定を図るため貸付限度額を引き上げるとともに、返済期間の延長も行なった。又完済奨励金の対象枠を100万円から150万円で引き上げた。 2. 融資もっせん状況		
⑧ 土木費 (2) 道路橋梁費	道路橋梁費	217,060,000	197,879,101	所補助金 6,000,000 受託事業取入 20,020,000 市債 50,900,000 総入 14,000,000 繰越金 9,880,000 一般財源 8,159,101	近年急激な交通量の増加に伴い、道路網の整備が求められているが、新設を逐次行うとともに限有道路の最大限利用の向上を計るため、側溝整備及び舗装改修等により、損耗度の著しい道路の整備に努めるとともに、民間会社等の掲出後の本復旧舗装工事並びに道路が起因となる事故防止対策、交通に支障をきより工事を施工したが、一部市道整備が他の公共事業の実施により建設着工が遅れた為、次年度に事故発生するものである。	工事長 282.3 m 2,850,000円 〃 24.9.1 m 2,250,000円 〃 43.7 m 5,800,000円 〃 26.0 m 3,200,000円 〃 30.5 m 5,150,000円	池田下町内道路整備工事 伯太伏見線道路整備工事 松尾寺浦田線道路整備工事 久井長谷線道路整備工事 柳田森西大寺高橋線整備工事

款項	主要施設の名称	予算額		貯済内訳	貯済額	成績	記述
		支出額	貯額				
府中町内道路整備工事				工事長	152	■	6,000,000円
平井合ノ上線道路整備工事		"	311.72	m	8,500,000円		
今宿町内道路脇整備工事		"	198.3	m	1,120,000円		
信太2号線道路改良工事		"	234	m	3,885,000円		
北池田2・3号線道路整備工事		"	272.9	m	5,100,000円		
信太2号線道路改良工事		"	231	m	5,292,000円		
信太1・2号線道路整備工事		"	470	m	5,300,000円		
和安町道路並び水路改修その他工事		"	117.5	m	8,650,000円		
信太7号線道路整備工事		"	308.7	m	1,250,000円		
福瀬九鬼線道路整備工事		"	475.5	m	2,100,000円		
信太6・4号線道路整備工事		"	136	m	2,843,000円		
黒鳥宮前線道路整備工事		"	313.4	m	2,500,000円		
松尾寺蒲田線道路整備工事		"	420	m	5,382,000円		
黒鳥瀬音寺線道路整備工事		"	61.6	m	2,214,000円		
福瀬町内道路整備工事		"	223	m	2,145,000円		
米田坂久保線他1編道路整備工事		"	327.2	m	1,415,000円		
唐国住宅内道路整備工事		"	253	m	3,301,000円		
府中清水ノ里線道路整備工事		"	280	m	4,180,000円		
信太6・9号線道路整備工事		"	269.7	m	3,325,000円		
唐国内田線高崎四十分線内田上線道路整備工事		"	49.5	m	3,400,000円		
唐国池田線道路整備工事		"	328	m	3,823,000円		
寺田摩湯線道路整備工事		"	355	m	7,500,000円		
北池田1号線道路整備工事(No.3)		"	364.2	m	4,500,000円		
登側川線道路整備工事		"	473	m	7,754,000円		
北池田1号線道路整備工事(No.1)		"	600	m	5,250,000円		
緑導線道路整備工事		"	63.8	m	1,740,000円		
市営伯太屋敷住宅内道路整備工事		"	170.5	m	1,812,000円		
伯太府中線道路整備工事		"	325.5	m	4,867,000円		
唐国町内道路整備工事		"	82	m	3,250,000円		
父鬼町地内道路整備工事		"	281	m	2,479,000円		

款項	主要施設の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施設の成績	工事費	説明
	北池田1号線今在家島地線道路整備工事				工事長	604.7 m	3,687,000円
	唐国池田線道路整備工事				"	76 m	3,477,000円
	国府山直線他1線整備工事				"	186.65m	1,948,000円
	旧香国内田線道路整備工事				"	376 m	3,338,000円
	久井長谷線道路整備工事				"	260 m	6,700,000円
	焼津池田下線道路整備工事				"	90 m	2,687,000円
	国府山直線道路整備工事				"	173 m	1,240,000円
	登側川線道路整備工事				"	487.6 m	3,000,000円
	次年度繰越分			工事費	1,917,400円		
	唐国池田線新設工事						
	昭和47年度よりの継続事業で府道父鬼和気線(唐国町)と東大津粉河線(池田下町)を結ぶ唯一の幹線市道で、近年宅地開発が著しく通行量も増大し、車両の安全通行及び地政産業の発展向上に寄与するもので本年度分は次のとおりである。						
	用地費	8,502,000円			面積	390 m ²	
	府立第119高校前線						
	併立伯太高校開校に伴い、高校と東大津坂本線を結ぶ道路として事業を実施したが用地買収が難行し、工事を次年度に事故繰越するものである。						
	用地費	2,581,082円			面積	324.43 m ²	
	次年度繰越分			工事費	7,773,000円		
	北信太駅前線整備事業						
	現在、大阪和泉東南端までは施行済であり、北信太駅前(聖ヶ丘住宅内)までの計画通りであるが、地元住民と用地買収等の問題で難航し、工事及び補償費を次年度に事故繰越するものである。						
	用地費	1,6,613,905円			面積	274.61 m ²	
	次年度繰越分			工事費	1,490,600円		
					補償費	700,000円	

款項	主要施設の名称	千 単 額	支 出 汎 額	財 源 内 訳	施 築 の 成 果 の 効 果	記 説
環境改善施設 整備事業	光明池和田線 同和地区環境改善整備事業の一環として地域住民の福祉向上、産業発展を目的としているが、一部用地買収が困難なため、やむなく次年度に事故緩解するものである。	2,821,52,000	203,905,055	国庫補助金 3,1,6,0,6,0,0 市 1,0,6,1,5,2,0,0,0 一般財源 3,6,6,0,0,5,5	<p>光明池田地と併走する大津粉河線を結ぶ主要道路として51年度より事業にあたっており、一部用地買収が困難なため、やむなく次年度に事故緩解するものである。</p> <p>用地費 2,9,8,9,5,2,9,0 円 面積 6,3,7,0,7, m²</p> <p>次年度繰越分 用地費 3,9,8,1,9,0,0,0 円</p>	<p>光明池和田線</p> <p>同和地区環境改善整備事業は次のとおりである。</p> <p>本年度の事業は次のとおりである。</p> <p>地区内道路整備</p> <p>地区内4号線 用地費：地区内4号線 2,6,6,2,8,0,0,0 円 地区内5号線 2,1,3,7,4,0,0,0 円 東側1号線 6,0,0,0,0,0,0 円</p> <p>補償費：地区内4号線 3,0,8,6,1,0,0,0 円</p> <p>相街路整備</p> <p>○飯桥第3保育園通線 用地費 5,8,7,3,0,0,0 円 補償費 8,2,1,0,0,0,0 円 次年度繰越分 9,1,3,1,0,0,0 円</p> <p>○飯桥解放センター通線 次年度繰越分 6,9,1,1,0,0,0,0 円</p> <p>換地造成事業</p> <p>換地造成事業として10区画を工事完了した。</p> <p>伯太町1丁目288-1-15他8箇 7区画 4,3,8,7,2, m²</p> <p>池上町824-11他7箇 6区画のうち3区画 1,5,1,1,7, m²</p> <p>用地費 6,0,4,6,9,9,1,6, 円</p>

款項	主要施設の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成績	説明
	防衛施設	5,895,4000	5,884,5,444	国庫補助金 4,5,2,4,9,0,00 市 債 1,0,4,0,0,0,0 一般財源 8,1,9,6,4,4,4	上代伏屋線 演習場の演習訓練は主として近隣市道及び里道を経由し、場内中心部を南北に通過 し、信太1号線を利用していところから、一般交通と複雑な使用上大きな障害を生じ、演習場の整備計画に伴い、信太1号線の代替道路を新設し障害の緩和を 計るものである。	
(3) 河川水路費	河川水路	5,3,1,0,1,0,0,0	4,2,7,9,7,4,7,2	国庫補助金 8,0,0,0,0,0 府補助金 3,0,0,0,0,0 市 債 2,6,9,0,0,0,0 一般財源 9,8,9,7,4,7,2	近年宅地開発の急激化により、下排水の増大及び未改修水路により、降雨時には溢水 し、土砂くずれ等による災害を防止するため次の様な改修を行った。 東松尾川河川改修工事 長谷川護岸整備工事 防城川支流改修工事 伯太町内排水路改修工事 府中北水路整備工事 島池水路しゆんせつ工事 寺田町内水路改修工事 一ノ井水路支流改修工事 河頭井水路芦部支流改修工事 南池田第1保育園南側水路改修工事 南池田第1保育園南側水道管伏管工事〃	工事長 4,1 ■ 9,1,7,3,0,0,0円 〃 2,9 ■ 3,0,7,5,0,0,0円 〃 6,0 ■ 1,7,6,2,0,0,0円 〃 1,0 ■ 1,5,3,7,0,0,0円 〃 2,3,7 ■ 1,6,0,0,0,0,0円 〃 2,6,0 ■ 1,2,5,2,0,0,0円 〃 1,6,9 ■ 2,3,5,4,0,0,0円 〃 2,1,7,6 ■ 3,2,0,0,0,0,0円 〃 5,7 ■ 2,7,5,0,0,0,0円 〃 9,7,4 ■ 1,3,1,4,0,0,0,0円 〃 1,5,4 ■ 1,5,6,0,0,0,0円
(4) 都市計画費	公園整備事業	1,72,4,4,0,0,0	1,71,0,9,8,3,3	生毛公園負担金 1,5,0,0,0,0,0 国庫補助金 7,1,3,5,0,0,0 府補助金 4,0,6,0,0,0,0	公園については市民の生活環境の向上を主として、自然群落緑地への保全、リクリエーション等総合的な機能の発揮を計るより、各種用途に応じて児童公園、地区公園等を 継続的に配置、市民の利用に供するために計画的に配置を計るもので、5年版は次の 事業を行つ。	

款項	主要施設の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施設の成績	年度
	1. 肥子池公園	市債 3,271,9000 一般財源 1,142,9330			既成市街地で和泉府中駅の西地区中心の近隣公園として計画されている肥子池公園について、本地区に際し公園用地として取得する事となり、本年度は用地買収を行つた。	
2. 鳴公園				用地買収 7.2 m ²	4,284,390円	
3. 光明池公園				用地買収 1,180 m ²	6,987,749.8円	
4. 王子西公園				施設一式	2,918,000円	
5. 王子東公園				施設一式	6,297,000円	
6. 松尾寺公園				用地買収 1,244 m ²	4,352,0471円	

款項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成り果	説明
	街路整備事業	361,928,000	361,875,068	住宅公団負担金 27,800,000 国庫補助金 19,540,000 府補助金 17,000,000 市債 9,890,000 一般財源 22,775,063	近年急激な人口増加と自動車の保有台数増加により交通量は益々増大しており、これに対応するため幹線道路網の整備及び既存幹線道路の高能率化と、住民の生活利便の増進と、秩序ある市街の形成のため次の事業を行った。	
				1. 和泉中央線 工事長 ℓ ~ 430m 物件補償 2件 委託料	3 6.5 1 3.0 0 0円 6.6 0 0 0 0円 1.0 0 1.0 0 0円	
				2. 和泉府中北通線 工事長 ℓ ~ 418m 物件補償 1件	1 2.0 0 0 0 0円	
				3. 光明池春木線 工事長 ℓ ~ 418m 用地買収 1.6 9 9 m ²	4 2.4 1 8.0 0 0円 2 0 7.6 6 2.5 7 2円	
				4. 尾大津阪本線 工事長 ℓ ~ 381m	3 8.3 2 0.0 0 0円	
				5. 光明池1号線 工事長 ℓ ~ 381m	3 8.3 2 0.0 0 0円	
	南大阪湾岸北部 流域下水道事業	193,658,000	193,657,950	市債 18,900,000 一般財源 4,657,950	南大阪湾岸北部流域下水道事業は昭和48年度より大阪府が施行しているもので、本年度は高石泉大津幹線（管径 1,600 mm、延長 584 m）、和泉泉大津幹線（管径 800 mm、延長 370 mm）と処理場整備工事 1,180 m を、事業費 3,145,350 千円で施工されたもので国庫補助金、府支出手を差引いた額を地元負担金として関係 6 市 1 長が負担割合により負担したものである。	
	浸水对策事業	96,402,000	93,056,147	国庫補助金 15,034,000 受託事業収入 71,414,000 一般財源 6,608,147	浸水对策事業について本市は公共下水道の整備が立ち遅れている現状において、市街地の排水は從来の農業用水路に依存し排水されているが、そのほとんどが狭いな水路のため家庭からの汚水などが混入し随所に停滞し、環境衛生上憂慮されるものであるので、特に浸水被害の恐れのある箇所について、将来公共下水道の雨水幹線として軒用を配慮し排水路の整備を行うもので、本年度は下記のとおり事業を施行する。	

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	支払額	財源内訳	年度
(5) 住宅費	(仮称)和泉第3団地建設費	1,38,278,000	1,38,042,250	国庫補助金 府補助金 市 債 繰 越金 一般財源	1. 小田第2幹線 （工事概要） （仮称）和泉第三団地二期	北部第一住宅地区改良事業に基づく改良住宅18戸が完成した。 戸数 鉄筋4階建 3戸 18戸
(6) 住宅費	(仮称)和泉第4団地建設費	1,579,908,000	1,311,990,814	国庫補助金 府補助金 市 債 繰 越金 一般財源	1. 小田第2幹線 （工事概要） （仮称）和泉第四団地(1)アロック二期	北部第一住宅地区改良事業に基づく改良住宅建設120戸から64戸が完成、残る56戸については事業計画変更等により着工が遅延し繰越するを得なくなつた。 戸数 鉄筋4階建 3戸 4戸 一般戸 5戸 次年度繰越分 267,900,000円
(7) 住宅費	(仮称)和泉第4団地建設費	1,413,420,000	9,28,501,085	国庫補助金 府補助金 市 債 繰 越金 一般財源	（工事概要） （仮称）和泉第四団地(1)アロック二期	北部第一住宅地区改良事業に基づく改良住宅建設66戸については事業計画変更、用地買取の遅延等により繰越を余儀なくされた。
						次年度繰越分 4,844,912,503円

款項	主要施設の名稱	予算額	支出額	財源内訳	施設の或る方説明
⑨ 消防費	消防施設整備	4,012,0,00	4,0,072,8,63	国庫補助金 府補助金 市 償 一般財源	1. 化学消防ポンプ自動車Ⅰ型 1台 1,3,8,5,0,0,0,0円 和泉市の危険物施設は昭和51年末で456施設に及び今後も増加の一途を辿る傾向にあるが、一朝災害が発生すればこれに対処出来うる化學消防施設が皆無のため、今年度消防ポンプ自動車Ⅰ型を購入した。 2. 小型動力ポンプ付積載車 3台 6,0,0,0,0,0,0円 本市は道路狭少のうえ、山林火災等山間部における火災出動体制の迅速化を図ると共に、山間部の消防機動力の增强を図りつつ、自衛消防力の強化を図る。
(1) 消防費	消防施設整備	4,012,0,00	4,0,072,8,63	浦田町 大野町 小野田町	3. 積載車 1台 1,2,0,0,0,0,0円 廻出張所で配置していた小型動力ポンプ付積載車の車両が老朽化し使用に堪えなくなり更新する。
					4. 防火水槽新設 3ヶ所 6,6,4,0,0,0,0円 過密地域で人口急増が激しく、火災発生の危険性と、発生すれば被害拡大が予想され常にかねらず消防水利の弱少地域に重点的に防火水槽の増強を図った。
					5. 消防器具庫新設 2ヶ所 2,9,2,5,0,0,0円 老朽化、雨もれ等による機械器具等の保管管理をはかるため新設した。
⑩ 教育費	同和地区就学奨励金及び同和地区教育推進補助	8,3,4,4,8,0,00	7,8,7,2,4,5,2,4	府補助金 一般財源	同和地区幼稚園就園奨励金 支給人員 6,8人 計3,8,8,3,7,5,9円 同和地区小中学校特別就学奨励金 支給人員 小学生4,3,8人 中学生1,9,8人 計6,3,6人 計3,2,8,5,7,2,7,0円

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	施設の成績	記述
(2) 小学校費	幸小学校増築事業	500,166,000	499,882,874	市 債 34,283,900 一般財源 157,048,874	幸小学校は昭和49年度より校舎、運動場等の整備を進めており、今年度第2期工事をして校舎増築事業を実施したものである。	同和地区高・大学修学奨励金 支給八員 高校生100人 大学生 30人 計130人 計2,869,5,500円 同和地区小中学校教育推進補助金、全国同和教育研究会負担金、大阪府同和教育研究会負担金、その他
	鶴山台南小学校 整備事業	57,818,000	57,805,000	国庫補助金 3,811,8,000 市 債 1,570,0,000 一般財源 8,987,000	鶴山台南小学校は日本住宅公团が立替施工した校舎を借用していたが、本年度国庫補助を仰ぎ、譲渡契約に基づき借用権を買収したものである。又教室不足に伴い仮設教室3を設置したものである。	同和地区高・大学修学奨励金 支給八員 高校生100人 大学生 30人 計130人 計2,869,5,500円 同和地区小中学校教育推進補助金、全国同和教育研究会負担金、大阪府同和教育研究会負担金、その他
	緑ヶ丘小学校 プール新設事業	45,596,000	45,154,743	国庫補助金 64,74,0,00 市 債 3,600,0,00 一般財源 2,680,748	緑ヶ丘小学校は水泳プールが未整備な為、本年度において倒附補助を仰ぎ児童の体力づくりにより一層の効果が発揮できるよう措置した。	事業実施 鉄筋コンクリート水泳プール 25m×13m 6コース 5m×10m 小アーチ 水面積 375m ²

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	施設の成形	其の他の取扱
	光明台南小学校 新設事業	1 5 0.7 4 6.0 0 0	1 5 0.7 4 2.4 2 9	国庫補助金 市 借 総 入 一般財源 1 3.7 5 1.4 2 9	光明台南小学校は日本住宅公団が光明池田地開発に伴って新設するものもあり、用地取扱、校地整備事業等を実施したものである。	
	光明台中学校改修事業	8.0 0 0.0 0 0	8.0 0 0.0 0 0	一般財源 8.0 0 0.0 0 0	光明台中学校は校舎等の整備をすこし、既設校舎の改修も併せて実施したものである。	
(3) 中学校改修事業	鶴作中学校改修事業	1 4 7.4 3 0.0 0 0	1 1 6.3 3 6.8 5 8	国庫補助金 市 借 一般財源 6.0 2 2.8 5 8	鶴作中学校は当該年度において2教室の不足を生じてゐる為と今后の生徒増に対処するため、増築事業を実施したものである。	
	信太中学校改修事業	4 0.0 4 1.0 0 0	4 0.0 4 0.7 0 0	国庫補助金 市 借 一般財源 8.4 0 6.7 0 0	信太中学校は日本住宅公団が立替施行した校舎、水泳プールを借用していたが、本年延定期間補助を仰ぎ譲渡契約に基づき買収したものである。	
	光明台中学校新設事業	1 6 9.3 4 7.0 0 0	1 6 9.2 7.4 1 4 3	国庫補助金 市 借 総 入 一般財源 1 1.5 0 8.1 4 3	光明台中学校は日本住宅公団が光明池田地開発に伴い新設するものであり、用地取扱、校地整備事業等を実施したものである。	

款項	主要事業の名称	予算額	支出額	財源内訳	施設の成績	記述
	富秋中学校整備事業	1,89,4,88,000	1,89,4,79,810	市債 1,19,8,00,000 県補助金 6,80,8,8,000 一般財源 2,09,1,810	富秋中学校に於いて校舎及び体育館は完成しており、昭和51年度より講堂及びホールの建設を実施してまいりましたが、工期の都合により講堂建設について建設費及び備品費の一部が繰越され、本年度に於いて完成したものであります。	
(4) 幼稚園費	北池田幼稚園園庭設事業	7,9,5,59,000	7,7,1,9,9,9,5,2	国庫補助金 2,6,1,8,2,000 市債 4,3,1,0,0,0,00 一般財源 7,9,1,7,9,5,2	北池田幼稚園は51年度に北池田小学校木造校舎を借りて開園しておりましたが、本年度において新園舎の事業を実施したものである。 事業実施 保育室1、遊戯室1、管理諸室	
(5) 社会教育費	地上遺跡用地買取事業	4,0,3,5,0,0,0,00	6,5,0,4,0,0,00	市債 6,5,0,0,0,0,00 一般財源 4,0,0,0,00	池上曾根遺跡は約60万m ² にわたる広大な遺跡で、約2,000年前(弥生時代)の文化歴史を知る上でたいへん重要な意味を持つものであり、昭和51年4月26日付をもつて、国(文化庁)より中心部約86,835m ² (和泉市部分)が史跡指定されたものである。当市としても遺跡の保護、保存に力を入れており史跡公園として保存する為、土地公有化を計画し昭和52年度には1,084m ² を買取し公有化率10.4%となつた。	
(6) 災害復旧費	(1) 土木施設災害復旧対策	1,3,2,3,0,00	1,3,1,7,7,8,7	国庫補助金 8,77,8,7,2 一般財源 4,3,9,9,1,5	集中豪雨により河川敷崩壊が生じ河川維持工事等を実行した。 東松尾川河川災害復旧工事 工事長 1,5 m 1,2,0,0,0,0,0円	
(2) 森林水産施設災害復旧対策		1,1,4,7,0,00	1,0,6,2,6,5,8	府補助金 6,8,3,8,0,0 地元分担金 2,1,0,4,0,0 一般財源 1,6,8,4,5,8	復旧箇所は次のとおりである。 復旧箇所は次のとおりである。	

款項	主要事業の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成績		結果明細
					年度末	年平均	
	国民健康保険事業	2,330,586,000	2,316,899,146	国庫支出金 1,416,864,580 府支出金 3,984,171,0 一般財源 860,692,856	昭和52年度における国民健康保険事業運営の要は次のとおりである。 1.被保険者数 年度末 41,633人 年平均 41,758人 2.世帯数 " 12,581世帯 " 12,563世帯		
					3. 保険給付の状況(実績)		
区分	年間件数	金額					
療養の給付	2,803,294	1,984,986,654	円				
病 院 費	2,923	1,512,3,090					
高額療養費	3,133	1,596,959,06					
助 産 費	508	2,032,0,00					
葬 祭 費	249	2,480,0,00					
計	2,371,422	2,182,605,650					

- (横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました昭和52年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計の決算認定について御説明申し上げたいと存じます。

昭和53年8月30日付をもちまして、収入役より昭和52年度一般会計並びに特別会計の決算が提出され、本市監査委員さんの審査を煩わしたところ、12月1日、別冊のとおり審査見書をちょうだいいたしました。

御承知のとおり、わが国経済を深刻な状況に陥れたオイルショック以来、多岐にわたる政府の不況打開策にもかかわらず、景気は好転するきざしを見せないまま今日に至っております。

このような厳しい状況のもとで種々経費を節減する半面、財源確保に最善の努力を重ねてまいりましたが、昭和52年度一般会計決算は、12億9百余万円の実質赤字と相なった次第でございます。今後、本市財政運営の健全化を促進するとともに、1日も早く赤字解消に向けて努力いたす決意でございます。

それでは、各会計ごとに決算の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計でございますが、歳入総額189億4千284万7000円、歳出総額198億8千787万9000円、歳入歳差し引き9億4千503万2000円の形式赤字でございます。これにすでに御承認をいただいております53年度への繰り越し財源2億6千485万6千円を加えますと、12億938万8000円の実質赤字と相なる次第でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入総額23億6千557万5000円、歳入総額23億1千689万9000円、歳入歳差し引き4千867万6000円の黒字決算と相なる次第でございます。

続きまして、土地区画整理事業特別会計でございますが、前年度までの赤字額でございまして、1214万6000円の歳入不足でございます。

最後に、公共用地取得事業特別会計でございますが、歳入総額7千545万1000円、歳出総額7千528万7000円となり、残額16万4000円が翌年度への繰り越し財源となつてございます。

以上が、今回認定をお願いいたしております各会計の決算状況でございます。何とぞよろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(横田憲治郎君) 説明が終わりました。
- 本件について総括質問をお願いいたします。
- 20番(田中包治君) この決算認定の中で、本年1月の決算委員会で非常勤職員に対する

退職金が違法であるということで、一応 53 年度予算には出てないわけです。ところが、監査委員もかわり、議会側の監査委員もおらないということで意見書にも出ておりませんが、非合法である時点で、この退職積立金を決算で落とすのはおかしい。どういう意味で決算で落としたのか、この点について、はっきり説明願いたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 理事者答弁。
- 同和対策部次長（生田稔君） ただいま田中議員さんから御指摘いただきました問題でございますが、前回の決算委員会におきまして、この積立金についての御指摘を賜ったわけでございます。この決算委員会のときに、すでにこの金額につきましては、52年6月1日に支出済みであったわけでございます。このことにつきましては、いわゆる 53 年度における措置といたしまして、十分考慮いたします、という答弁をさせていただいておりますので、53 年度におきましては、田中議員さんの御指摘の趣旨を十分体しまして精査いたした次第でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げたいと存じます。
- 20番（田中包治君） これは非常に問題やと思うんです。地方自治法に違法性があるんだということで、53 年度予算は削ったわけですね。それはそうだと思う。そうなってくると、大体予算、決算は 8 月末でやるのが常識ではないだろうか。それを 6 月で落としたということがちょっとおかしい。普通の会社なら、積立金というと保留金です。議会の監査委員さんが知らないので、過去のいきさつはわからないとしても、決算意見書にも出ておらない。出ておるんなら、私は文句言いませんよ。そして、パサッと落としている。53 年度で削ったのならないとしても、決算に落とす方に問題があるのではなかろうか。ここらが市としてどう思ってるか。同対部はいいとしても、市長はどういう見解を持ってますか。
- 財務部長（麻生和義君） 事務的な手続でございますので、私からお答え申し上げますが、ただいま同対部次長が申し上げました時期といいますのは、実際支出いたしましたのは、昭和 52 年 7 月であるという旨の答弁でございます。田中議員さんの御指摘をいたいたのは、昭和 53 年の 1 月の決算委員会の席上でいただいたという趣旨の御答弁を申し上げております、御指摘の以前に執行いたしておったという事務的なことでございますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。
- 20番（田中包治君） これね、事務的といわれるのはね…。これは済んだことなのでとやかく言いませんが、地方自治法上問題がある。だから、退職積立金というのは使わないんでしょう。はっきり言えば、戻入措置もあるわけでしょう。それもやっておらない。これは違法だとわかりながら、戻入措置をやっておらない。そこらに問題があると思う。なるほど同対部がやった。それはそれでよろしい。私が言いたいのは、1 月の決算委員会やから違法性の問題か

ら言ってる。そうしたら、執行したときに戻入措置が必然的に生まれてくると思う。退職積立金はパッと使うものと違う。事業費なら予算化したらすぐできる。退職積立金は、将来起きるであろうところのもののために積み立ててあるんです。戻入措置はできるはずです。何遍言つたかでしょうがないが、そういうことをやらないところに市の行政の姿勢の問題があるのではないか。それと、決算審査意見書にも出ておらないからおかしいと言っている。議会側の監査委員がおらない。現在の監査委員も9月にできた。議会側の監査委員がおらんから、こういうことが決算の中で出てきたということです。もう結構です。

- 議長（横田憲治郎君） 他に。
- 21番（直村静二君） いずれ決算委員会に付託になると思いますが、ポイントだけお尋ねしたい。

12億の赤字ですが、昭和52年度の決算でどのように赤字を減らす努力をされたのかという点をお聞きしたい。また、同和関連の見直しはどの程度されてきたか、まず1点お聞きしたい。これは大阪府の52年度の関係でも、子供会とか、いろんなバスとかについて見直し削減をやってるという実績がございます。当市においても52年度、このような赤字の出た結果として、どんな措置をとり努力されてきたが、その金額は幾らか。

第2点は、98ページの解放センターの運営費、4368万円が補正で5800万円、このうち人件費は幾らか、お答え願いたい。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

12億900万円の一般会計の累積赤字の決算につきましては遺憾に存じますが、52年度の赤字減らしの努力につきましては、諸施策の範囲がかなり広がるわけでございますが、御指摘の同和の見直しをどう行ったかということでございますが、補助金の面でもかなりの協力を求めてございます。51年度の同和関連の補助金でございますが、約9260万円の実績があつたわけですが、いろいろ御協力を願いまして、7900万円で52年度執行をお願いした、そういう御協力を求めてございます。

その他各種団体の補助金、それから物件費についても、全般的に職員を初め関係各位の御協力を求めてございます。

13億以上の赤字が出たら再建団体でございますが、何とかその範囲内の12億余万円の赤字にとどめることができたというのが実態でございます。

以上でございます。

- 21番（直村静二君） 昨年5月、解放同盟和泉支部に市は見直しをするんだと申し入れし

ているわけです。ここに載っていますが「市長初め行政が一部予算を見直したいと発言、具体的には老人入浴券の廃止、小中学校の給食費は父母負担、保育所は一般並み、支部への団体助成金は4分の1に減らす、子供会のサマースクールの予算はゼロに、子供会の活動助成金は8万7000円のみ、その他にも市は全体的に4分の1かゼロにしたいという意図である」ということが出ている。ところが、支部助成金は2700万円ですから、その点では何らやられていない。そして、こういうことが後ろ向きの同和行政ということで、池田市長がそのとき大分やられたという。そういうこと自身は、羽曳野の津田市長に匹敵する悪らつな差別行政だということです。参考資料ですが、1977年5月12日に出てます。

これは参考資料ですから、私は知りませんよ。しかし、決算委員会でこの点は掘り下げる本当の見直しをすること、私はきのうも言いましたが、それは頭に入れて考えてくれと。だから、52年度決算でどれだけ減らしたか。昨年5月に申し入れてその後の経過がわからない。支部助成金を4分の1にするという意向を示したが、ひとつ確認したい。同対部長か財政かな、支部助成金を4分の1にするという見直しの意向、はっきり答えてください。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、昭和52年度の当初予算編成の過程におきまして多額の財源不足が見込まれるというところから、当初には、そういった年間を通した各種団体の補助金の計上が困難な状態に陥ったわけでございます。もちろん 補助金だけではなく、その他の経費も含みますが、その中で補助金計上がむずかしかった段階で、補助金の見直しを行いたい旨理事者から御提案を申し上げました。さしあたり52年3月の議会でございましたので、4、5、6月の次の定例会までにそういった見直しを完了したい旨御答弁申し上げおりまして、その期間の範ちゅうにおいて執行しなければならないであろうと思われる経費、これは事務的に考えて約4分の1、3カ月分でございます。逐一、個々の団体、個々の補助金の内容等につきましては、10月に発生するものとか、年度末、4月当初とかいろいろございますが、おおむね資金的には4分の1ぐらいはどうしても必要であろうという観点に立ちまして、52年度当初に必要最少限に計上申し上げた、その後精査検討し、いろいろ御審議をお願いし、次回の定例会において補正予算で見直した補助金を追加計上措置した経過がございます。そういった経過を踏まえ、52年度予算の執行を行ったというのが実態でございます。
以上でございます。

○ 21番（直村静二君） 決算委員会では老人入浴券、保育料、給食費等をやりたいと思いますが、その4分の1というのは、1年を4で割って4分の1にするということですか。私は意見を言うと、4分の1でええんやという判断ができる根拠は、大幅に削減する、4分の3削減せよということです。あなたの答弁では、年間の3カ月分出す、四つに割ってね、そんな答弁

ですか。

- 財務部長（麻生和義君） ちょっと説明不足で申しわけないと思うんですが、おおむねそういったことで、ズバリ4分の1ということではございません。その点ちょっと誤解のないようにお願いしたいんですが、たまたま年間を通じて必ず要るという経費であっても4分の1計上というふうに基本的に考えておりまして、その中でさしあたり4、5、6月に発生するであろうという経費について当初予算に計上したというのがいきさつでございます。必ずしも当初の財源がなかったので4分の1組み、後で4分の8補正して、合計100%の実績という安易な考えではございません。先ほど申し上げましたように、すべての補助金について精査検討し、御審議を煩わしたところでございます。その結果、昨年御協力を願いまして52年度を執行したという経過でございますので、御了承賜りたいと思います。

- 21番（直村静二君） どないでも答えられまんね。一つのこの資料が出てますので、そこらははっきりしてもらわないとんとなると思います。いずれ決算委員会で詳しく聞いていただこうと思います。

93ページの解放センターの5千800万円、人件費は幾らですか。

- 解放総合センター所長（萩本啓介君） 職員の人件費につきましては、この中に含まれてございません。総務費の中で一括して計上してるのでございます。解放センターにつきましては28名分でございまして、職員の給与、手当、共済を含めまして9515万7000円でございます。

- 21番（直村静二君） そうすると、解放センター運営費に人件費を含めると1億5千万円くらいになるわけですね。

- 解放総合センター所長（萩本啓介君） 隣保館の分も含め、人件費、物件費トータルで約1億8千600万円でございます。

- 21番（直村静二君） 昨日、一般質問で言ってますので、余り同じようなことになるのでやめますが、徹底的に決算委員会でやりたいと思います。

本当の見直し、市長、よう聞いといてもらわなかん。府の方は大分削減してきてますよ。ただ切ったらええということやない。どういう理由で要らん、こういう理由で削ると、ちゃんと評価しますから、削減の方の指導も府に学んでもらわなかん。大阪府も財政危機やけど、和泉はそれに輪をかけた財政危機です。この点をぜひ認識してもらいたい。決算委員会のやつは、必ず来年の予算の編成に十分活用できるようにいまから言うとかないかんという立場で一応、総括質問を終わっておきます。

- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては十分審議をお願いしたいと思いますので、決算審査特別委員会に付託し閉会中も御審議をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、決算審査特別委員会に付託することに決します。決算委員の皆さんにはまことに御苦労でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。



○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

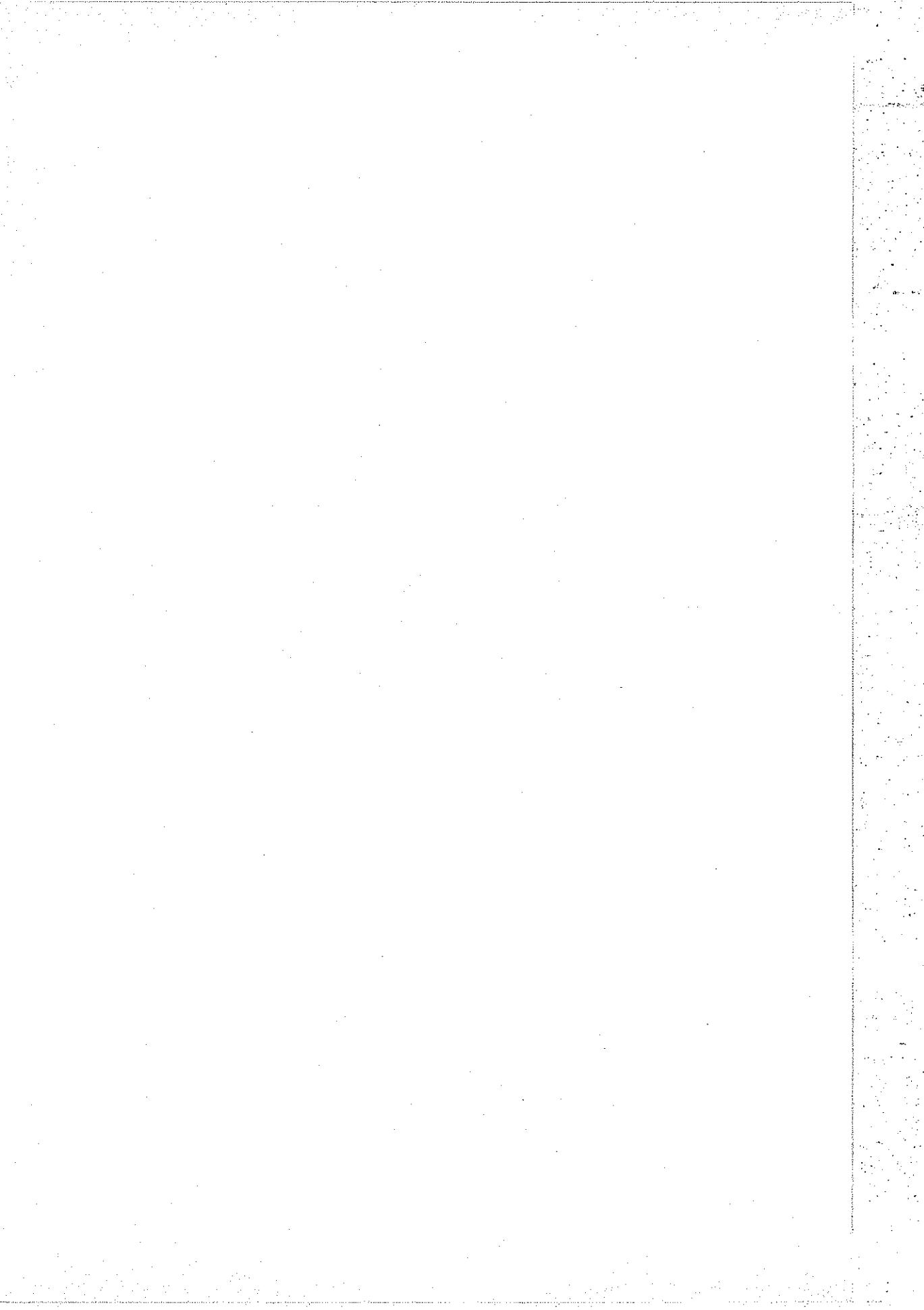
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明21日にも議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。す。長時間まことにありがとうございました。

(午後3時26分散会)



第 3 日



昭和 53 年 12 月 21 日午前 10 時和泉市議会第 4 回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	寺田 茂君	15番	横田 憲治郎君
2番	天堀 博君	16番	木下 甲子三君
3番	橋本 佳行君	18番	池辺 秀夫君
5番	仁井 明君	19番	貝淵 博治君
6番	大谷 昌幸君	20番	田中 包治君
7番	金沢 勝君	21番	直村 静二君
8番	成田 秀益君	22番	勝部 津喜枝君
9番	松下 定君	23番	三井 正光君
10番	山口 義一君	25番	竹内 修一君
11番	上代 卵之松君	26番	柳瀬 美樹君
12番	藤原 要馬君	28番	坂上 國治君
13番	赤阪 和見君	29番	藤原 利一君

欠席議員(1名)

27番 竹下 義章君

地方自治法第 121 条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職	名	氏	名	職	名	氏	名
市長	池田	忠雄		市長公室次長兼秘書広報課長	竹田	明郎	
助役	坂口	禮之助		財務部長	麻生	和義	
収入役	中塚	白		財務部次長	北野	敦雄	
参与兼市長公室長	西川	喜久		財政課長	大塚	孝之	
事務取扱	林	徳次		同和対策部次長	生田	稔	
参与兼建設部長事務取扱	佐原	行雄		市民部長	森	保	
土地開発公社事務局長							
市長公室企画担当理事							

職名	氏名	職名	氏名
市民福祉部次務長兼所長	富田宏之	用地担当参事官 土地開発公社事務局次長	岩井益一
産業衛生部長	内田繁	教育委員長	堀内由延
産業衛生部次長	角谷泰夫	教育長	葛城宗一
建設部次長	吉田日出男	教育次長	広岡史郎
改良事業部長	逢野一郎	管理部長	杉本弘文
改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明坂貞士	管理部次長	青木孝之
解放総合センター所長	萩本啓介	指導部長	高橋貞良
病院長	竹林淳	指導部次長	橘本昭夫
病院事務局長	平野誠蔵	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
病院事務局次長兼管理課長事務取扱	藤原光夫	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
水道部長	田中稔	監査委員	久光喜多男
水道部理事兼工務課長事務取扱	福本喬久	監査事務局長兼公平委員会事務局長	向井洋
消防防長	松村吉堯	農業委員会事務局長	信田種行
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義

議事係長 西垣宏高
 議事係佐土谷茂一
 議事係山本雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月21日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第69号	昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	別冊P. 1
2	議案第70号	昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊P. 66
3	議案第71号	昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊P. 74
4	議案第72号	昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊P. 95
5	議案第66号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	P. 26
6	議案第67号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 29
7	議案第68号	和泉市議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 38
8	議案第57号	工事請負契約締結について(昭和53年度府中北幹線築造工事)	P. 8
9	議案第58号	工事請負契約締結について(幸団地3期建設工事)	P. 10
10	議案第59号	工事請負契約締結について(幸第二団地2期建設工事)	P. 12
11	議案第60号	工事請負契約締結について((仮称)和泉市立幸青少年センター整備工事)	P. 14
12	議案第61号	工事請負契約締結について(和泉市立幸保育園建設工事(建替))	P. 16
13	議案第62号	工事請負契約締結について((仮称)旭温泉建設工事)	P. 18
14	議案第63号	工事請負契約締結について(王子第一団地2期建設工事)	P. 20
15	議案第64号	財産取得について(市立鶴山台北小学校校舎)	P. 22
16	議案第65号	財産取得について(市立鶴山台北小学校水泳プール)	P. 24

日程	種別及び番号	件名	摘要
17	議案第56号	教育委員会委員の任命について	P. 5
18	議案第73号	工事請負契約締結について（市立南松尾小学校改築工事）	追加P. 1
19	議案第74号	工事請負契約締結について（市立国府小学校改築工事）	追加P. 3
20	意見第1号	老齢者医療保障制度の抜本改革に関する意見書	別紙
21	決議第6号	有事立法反対決議	別紙

（午前10時53分開議）

○議長（横田憲治郎君） 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには何かとお忙しい中、連日御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告いたします。

（市会事務局長報告）

○市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは21名でございます。欠席届け出の議員さんはございません。遅刻の届け出の議員さんは天堀議員さんから出てございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思われます。現在、21名でございます。

○議長（横田憲治郎君） ただいまの報告どおり、出席議員数21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（横田憲治郎君） 本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「昭和53年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

昭和 53 年度 和泉市一般会計補正予算(第 4 号)

昭和 53 年度和泉市一般会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,697,919 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,351,373 千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更是、「第 3 表地方債補正」による。

(一時借入金の補正)

第 4 条 既定の一時借入金の借入れ最高額(500,000 千円)を追加し、一時借入れの最高額を 4,500,000 千円とする。

昭和 53 年 12 月 19 日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 稅		4,646,834	190,907	4,837,741
1. 市 民 稅		1,991,887	1,40,800	2,132,687
2. 固定資産税		1,636,341	21,234	1,657,575
7. 特別土地保有税		4,523,7	28,873	7,4,110
4. 国有提供施設等所在金		7,8,5,20	8,6,3,3	8,7,1,5,3
1. 市町村交付金		7,8,5,20	8,6,3,3	8,7,1,5,3
5. 地方交付税		3,121,796	3,8,8,8	3,160,684
1. 地方交付税		3,121,796	3,8,8,8	3,160,684
7. 分担金及負担金		2,62,901	4,317	2,67,218
1. 分担金		14,998	1,510	1,6,508
2. 負担金		2,47,903	2,807	2,50,710
8. 使用料及手数料		2,17,593	2,640	2,20,233
2. 手数料		3,6,6,77	2,640	3,9,3,17
9. 国庫支出金		3,8,96,381	4,21,797	4,318,178
2. 国庫補助金		2,108,758	4,21,797	2,530,555

10. 府 支 出 金		1.5 2 0.0 4 7	3 0 7 8 2 1	1.8 2 7 8 6 8
1. 府 負 担 金	1 2 1.6 9 1	2 1.5 9 6		1 4 3.2 8 1
2. 府 换 助 金	1.3 1 9.4 4 8	2 8 0.9 6 8		1.6 0 0.4 1 6
3. 府 委 託 金	7 8.4 6 4	4 2 5		7 8.8 8 9
4. 府 交 付 金	4 4 4	4.8 3 2		5.2 7 6
12. 寄 附 金	4 5.0 0 0	4 6.5 8 0		9 1.5 8 0
1. 寄 附 金	4 5.0 0 0	4 6.5 8 0		9 1.5 8 0
14. 諸 取 入	4.1 7 0.8 3 8	1 2 3.3 2 1		4.2 9 4.1 5 9
4. 受 託 事 業 取 入	2 0.0 0 0	2.5 4 4		2 2.5 4 4
5. 雜 入	3.9 9 5.9 8 8	1 2 0.7 7 7		4.1 1 6.7 6 5
15. 市 價	1.4 9 6.9 4 2	5 5 3.0 1 5		2.0 4 9.9 5 7
1. 市 價	1.4 9 6.9 4 2	5 5 3.0 1 5		2.0 4 9.9 5 7
歲 入 合 計	2 0.6 5 3.4 5 4	1.6 9 7.9 1 9		2 2.3 5 1.3 7 8

2. 費出

(単位千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費			181,724	2,994	184,718
2. 総務費	1. 議会費		181,724	2,994	184,718
3. 民生費	1. 総務管理費		1,520,269	45,201	1,565,470
4. 衛生費	1. 社会福祉費		840,716	45,201	885,917
5. 労働費	1. 失業対策費		77,593	4,182	81,775
6. 農林水産業費	1. 農業費		225,494	60,310	285,804
	2. 林業費		221,759	62,876	284,635
			3,735	△2,566	1,169

8. 土木費		3,769,176	5,078,03	4,276,979
4. 都市計画費	959,434	38,019	997,453	
5. 住宅費	2,267,871	4,69,784	2,737,655	
9. 消防費	4,17,936	3,2,725	4,50,661	
10. 教育費	4,17,936	3,2,725	4,50,661	
1. 消防費	2,797,072	4,05,492	3,20,2564	
1. 教育総務費	3,32,056	3,7,476	3,69,532	
2. 小学校費	1,361,426	2,96,180	1,657,606	
3. 中学校費	4,63,528	8,128	4,71,656	
4. 幼稚園費	2,50,375	1,5,123	2,65,498	
5. 社会教育費	3,71,016	4,6,985	4,18,001	
6. 保健体育費	1,8,671	1,600	2,0271	
15. 災害復旧費	2,120	4,475	6,595	
1. 土木施設災害復旧費	2,120	4,475	6,595	
歳出合計	20,63,454	1,697,919	22,351,373	

第2表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	補 正 前			補 正 後		
	期 間	限 度	額	期 間	限 度	額
同和向公當住宅建設事業	昭和53年度～ 昭和54年度		402,591			
幸保育園建設事業	昭和53年度～ 昭和54年度		234,904			
環境改善整備事業用地取得事業	昭和53年度～ 昭和56年度	2,220,943		昭和53年度～ 昭和56年度	1,778,738	
横山小学校改築事業	昭和53年度～ 昭和54年度		6,994,5			
南松尾小学校改築事業				昭和53年度～ 昭和54年度	1,73,765	
国府小学校改築事業				昭和53年度～ 昭和54年度	1,88,710	
和泉市土地開発公社に委託し 先行取得する上記用地取得事業 資金の元金及びその利子(債務 保証)	昭和53年度～ 昭和56年度	元金 3,329,784 及びその利子		昭和53年度～ 昭和56年度	元金 2,887,574 及びその利子	

正 補 債 方 地 表 第 3

消防施設 整備事業	17,000	同上	8.5	同上	25	3	同上	同上	18,900	同上	8.5	同上	25	3	同上	同上
義務教育 施設 整備事業	4,14,200	同上	8.5	同上	25	3	同上	同上	587,900	同上	8.5	同上	25	3	同上	同上
計	1,496,942								2,049,957							

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳
入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
① 市 税	千円 4,646,834	千円 190,901	千円 4,837,741			千円
(1) 市 民 税	1,991,887	140,800	2,132,687			
1. 個 人	1,732,086	140,800	1,872,885	1. 現 課 度 分	140,800	現年度課税分追加
(2) 固定資産税	1,636,341	21,284	1,657,575			
1. 固定資産税	1,580,129	21,284	1,601,363	1. 現 課 度 分	21,284	現年度課税分追加
(7) 特別土地保有税	45,287	28,873	74,110			
1. 特別土地保有税	45,287	28,873	74,110	1. 現 課 度 分	28,873	現年度課税分追加
④ 国有提供施設等 所在市町村助成金 支 付	78,520	8,633	87,153			
(1) 国有提供施設等 所在市町村助成金 支 付	78,520	8,633	87,153			

1. 所在市町村助成金 交付	78,520	8,633	87,153	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	8,633	自衛隊施設ICかかる交付金追加
⑤ 地方交付税	3,121,796	38,888	3,160,684			
(1) 地方交付税	3,121,796	38,888	3,160,684			
1. 地方交付税	3,121,796	38,888	3,160,684	1. 地方交付税	38,888	地方交付税追加
⑦ 分担金及負担金	262,901	4,317	267,218			
(1) 分担金	14,998	1,510	16,508			
1. 農林水産業費 分担金	14,998	1,510	16,508	1. 農業分担費	1,510	農業構造改善事業分担金追加 875 農道整備事業分担金追加 255 溜池整備事業分担金更正減 △ 149 土地改良調整事業分担金追加 27 土地改良事業分担金 500
(2) 負担金	247,903	2,807	250,710			
2. 農林水産業費 負担金	1,575	△ 1,193	382	1. 林業負担費	△ 1,193	更正減

科 目	補正前の額	補 正 領	計	節		明 記
				区	分	
3. 土木費負担金	千円 68,000	千円 4,000	千円 72,000	1. 都市計画費 負担金	千円 4,000	光明池緑地住宅公団負担金 千四
(8) 備用料及手数料	217,593	2,640	220,233			
(2) 手 数 料	36,677	2,640	39,317			
3. 農林水産業料 手数料	590	2,640	3,230	2. 農畜診療料	2,640	家畜診療料追加
(9) 国庫支出金	3,896,381	421,797	4,318,178			
(2) 国庫補助金	2,108,758	421,797	2,530,555			
1. 総務費国庫 補 助	9,648	175	9,823	2. 公害監視 設備整備費 補助金	175	騒音振動監視施設費補助金追加
2. 民生費国庫 補 助	52,428	57,590	110,018	2. 児童福祉費 補助金	57,590	児童園建設事業補助金
4. 土木費国庫 補 助	1,639,545	280,964	1,920,509	1. 都市計画費 補助金	16,000	光明池緑地整備事業補助金 和泉中央駅整備事業補助金追加 4,000 12,000

6. 教 育 費 庫 金 補 助	341,147	80,216	421,363	1. 小 学 費 助 金	80,264	要 保 護・準 要 保 護 兒 童 援 助 費 補 助 金 追 加 226 要 保 護・準 要 保 護 兒 童 給 食 費 補 助 金 更 正 減 Δ 1,250 學 校 給 食 用 牛 乳 冷 藏 設 備 補 助 金 200 要 保 護・準 要 保 護 兒 童 医 療 費 補 助 金 追 加 50 國 府 小 学 校 改 築 事 業 補 助 金 26,603 橫 山 小 学 校 增 改 築 事 業 補 助 金 追 加 24,700 南 松 尾 小 学 校 改 築 事 業 補 助 金 29,735
				3. 改 良 住 宅 建 設 費 补 助 金	264,964	改 良 住 宅 建 設 費 补 助 金 追 加
				2.	中 学 費 助 金	Δ 48 要 保 護・準 要 保 護 生 徒 援 助 費 補 助 金 追 加 611 要 保 護・準 要 保 護 生 徒 給 食 費 補 助 金 更 正 減 Δ 1,056 要 保 護・準 要 保 護 生 徒 医 療 費 補 助 金 追 加 297 學 校 給 食 用 牛 乳 冷 藏 設 備 补 助 金 100

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 領	
3. 災害復旧費 国庫補助金	千円 1,400	千円 2,852	千円 4,252	1. 災害復旧費 補 助 金	千円 2,852	東松尾川河川災害復旧事業補助金 添原川河川災害復旧事業補助金 1,417 1,435
⑩ 府支出金	1,520,047	307,821	1,827,868			
(1) 府負担金	121,691	21,596	143,287			
1. 民生費府負担金	120,566	21,596	142,162	3. 児童福祉費 負 担 金	21,596	幸保育園建設事業負担金
(2) 府補助金	1,319,448	280,968	1,600,416			
2. 民生費府補助金	274,600	177,883	452,488	1. 社会福祉費 補 助 金	3,288	簡易心身障害者通所授産事業運営 補助金 老人集会所建設事業補助金 2,888 3,000
				2. 児童福祉費 補 助 金	171,211	幸保育園建設事業補助金
				6. 共同浴場整備事業補助金追加 備費補助金	3,384	共同浴場整備事業補助金追加

4. 農業補助金 農業費府補助金	99,825	35,983	135,308	2. 農業助費金 農業補助費金	△ 6,780	農道整備事業補助金追加 土地改良調整事業補助金追加	848
						土地改良事業補助金 溜池整備事業補助金更正減	73 300 △ 8,001
3. 農業振興費金 農業補助費				3. 農業構造改善事業補助金追加 園芸田地整備事業補助金更正減	34,459 △ 1,299		
				都市農業近代化事業補助金 農業生産組織育成対策事業補助金	6,330 383		
				うんしゅうみかん改種等促進緊急 対策事業補助金 水田利用再編対策指導推進補助金 水田利用奨励事務補助金	3,329 276 345		
4. 林業補助金 土木費府補助金				4. 林業費金 4. 都市計画費 補助金	△ 1,060 2,000	更正減 松尾寺公園整備事業補助金	

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節 区分 千円		説 明
				区	分	
(3) 府委託金	78,464	425	78,889	6.	改良住宅建設費補助金	65,102 改良住宅建設事業補助金追加
3. 土木省府委託金		425	425	1. 開発費 委託金		185 ダイヤモンドトレール清掃及び除草委託金
(4) 府交付金	444	4,832	5,276	2. 都市計画費 委託金		240 都市計画基盤調査委託金
3. 農林水産業費 府交付金		4,832	4,832	1. 農業振興費 交付金		4,832 水田利用再編推進特別交付金
⑫ 寄附金	45,000	46,580	91,580			
(1) 寄附金	45,000	46,580	91,580			
1. 一般寄附金	45,000	46,580	91,580	1. 一般寄附金		46,580 一般寄附金追加
⑬ 諸収入	4,170,838	123,321	4,294,159			
(4) 受託事業収入	20,000	2,544	22,544			

1. 土木費受託入	20,000	2, 544	22, 544	2. 都市計画費 受託收入		2, 544	急ヶ池水路整備事業費受託收入
(5) 雜 入	3, 995, 988	120, 777	4, 116, 765				
1. 雜 入	3, 995, 988	120, 777	4, 116, 765	3. 過年度収入	117, 677	過年度収入追加	
				4. 雜 入	3, 100	和泉丘陵周辺調査事務委託料 コミニティ助成事業収入	1, 600
⑯ 市 債	1, 496, 942	553, 015	2, 049, 957				
(1) 市 債	1, 496, 942	553, 015	2, 049, 957				
1. 民 生 債	90, 242	229, 015	319, 257	3. 共同浴場整備事業債	1, 800	共同浴場整備事業債	
				4. 老人福祉施設事業債	8, 900	老人集会所建設事業債	
				5. 保育所建設事業債	218, 315	幸保育園建設事業債	
2. 農 業 債	11, 800	2, 400	14, 200	1. 農業道路整備事業債	2, 400	農道整備事業債追加	

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 区	節 分		説 明
				金	額	
3. 土木債	918,300	146,000	千円 1,064,300	6. 都市計画事業債	千円 6,300	和泉中央線整備事業債追加 千円 4,800
				7. 改良住宅建設事業債	139,700	松尾寺公園整備事業債 千円 1,500
4. 消防債	17,000	1,900	千円 18,900	1. 消防施設整備事業債	1,900	消防施設整備事業債追加
5. 教育債	459,600	173,700	千円 633,300	1. 小学校債	173,700	横山小学校改築事業債追加 千円 49,100
						国府小学校改築事業債 千円 53,200
						南松尾小学校改築事業債 千円 71,400
歳入合計	20,653,454	1,697,919	千円 22,351,373			

2. 敷出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
				国 支 出	府 地 方 債	特 定 財 源	一般財源	
① 議 会 費	181,724	2,994	184,718	千円	千円	千円	千円	千円
(1) 議 会 費	181,724	2,994	184,718			2,994		
1. 議 会 費	181,724	2,994	184,718			2,994		
[2] 事務局費	48,213	2,994	51,207			2,994	2.給 料	1,161 約与改定等による追加
							3.職員手当	1,183 約与改定等による追加
							4.共済費	650 約与改定等による追加
② 総務費	1,520,269	45,201	1,565,470	175	1,500	43,526		
(1) 総務管理費	840,716	45,201	885,917	175	1,500	43,526		
1. 一般管理費	677,167	43,296	720,463			43,296		
[1] 約与費	605,348	42,296	647,644			42,296	2.給 料	15,489 約与改定等による追加
							3.職員手当	11,844 約与改定等による追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 總 の 財 源 内 訳				節	説 明
				國 支 出	府 地 方 借	そ の 他	一般財源		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
[2] 秘書費	10,521	1,000	11,521					4.共済費	14,963 給与改定等による追加
4. 財務会計費	4,953	405	5,358				1,000	8.報償費	1,000 報償費
[3] 財政対策委員会費		405	405				405	1.報酬	105 委員報酬
5. 財産管理費	56,882	1,500	58,382				1,500	11.需用費	300 ○消耗品費 ○食糧費 ○印刷製本費 11 49 240
[3] 車輌管理費	21,032	1,500	22,532				1,500	18.備品購入費	1,500 自動車購入費
③ 民生費	4,966,883	628,178	5,595,061	257,069	229,015			142,094	
(1) 社会福祉費	1,940,030	134,113	2,074,143	6,672	10,700			116,741	
1. 社会福利費	242,121	109,863	351,924	288				109,515	

[1] 給与費	171,289	109,226	280,514			109,225	2.給料	43,408	給与改定等による追加
							3.職員手当	37,658	給与改定等による追加
							4.共済費	28,159	給与改定等による追加
[3] 福祉事務費	3,451	578	4,029	288		290	19.負担金補助及交付金	578	簡易心身障害者通所授産事業運営補助金
7. 身体障害者福祉費	56,602	357	56,959			357			
[1] 身体障害者福祉費	48,471	357	48,828			357	20.扶助費	357	身体障害者児夏期歳末給付金追加
5. 老人福祉費	108,319	19,352	127,671	3,000	8,900	7,452			
[1] 老人福祉費	108,319	2,740	111,059				2,740	2,740	夏期歳末給付金追加
									老人入浴扶助費追加 1,300
									1,440
[2] 老人集会所建設事業費	16,612	16,612	3,000	8,900		4,712	9.旅費	2	府内旅費
							11.需用費	10	○印刷製本費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節			説 明
				国 支	府 出	地 方 債	そ の 他	一般財源	区 分	金 額	
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
10. 共同浴場費	196,186	4,601	200,787	3,384	1,800			△ 583			
[1] 共同浴場運営費	15,895	4,601	20,496	3,384	1,800			△ 583	15.工事請負費	4,601	整備工事費追加
(2) 児童福祉費	1,623,346	492,015	2,115,361	250,397	218,315			23,303			
3. 保育所費	1,359,058	492,015	1,851,073	250,397	218,315			23,303			
[2] 保管所管理費	242,121	23,192	265,313					23,192	7.賃 金	23,192	臨時保母賃金追加
[4] 幸保育園建設事業費	468,823	468,823	250,397	218,315				111	9.旅 費	10	府内旅費
									11.需 用 費	60	○ 消耗品費 ○ 印刷製本費
										30	

					13. 委託料	4,560	設計委託料
					15. 工事請負費	230,510	園舎建設工事費
					17. 公有財產購入費	215,683	用地買収費 電話債券購入費 285
					18. 備品購入費	18,000	園用備品購入費
(3) 生活保護費	1,401,607	2,050	1,403,657		2,050		
1. 生活保護費 総務費	69,960	2,050	72,010		2,050		
[2] 生活保護費 総務費	39,002	2,050	41,052		2,050	19. 負担金補助 及交付金	1,050 生活保護家庭研修会補助金
						20. 扶助費	1,000 緊急援助扶助費追加
④ 衛生費	1,233,493	6,559	1,240,052		6,559		
(1) 予防衛生費	317,701	6,159	323,860		6,159		
1. 予防衛生 総務費	215,353	5,399	220,752		5,399		
(1) 給与費	73,030	5,399	78,429		5,399	2. 給料	738 給与改定等による追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源		一般財源	その他	
				国庫	府 支 出 金	地方債	千円	
2. 予 防 費	102,348		760	102,108			760	1. 550 給与改定等による追加
[3] 各種予防費 接種	24,469		760	25,229			760	3. 111 給与改定等による追加
(3) 墓地管理費	44,578		400	44,978			400	4. 共済費
1. 墓 地 火葬場費	44,578		400	44,978			400	5. 職員手当
[2] 墓園管理費	4,357		400	4,737			400	6. 介助者出務報償費追加
⑥ 労 勤 費	77,593		4,182	81,775			4,182	7. 印刷製本費追加
(1) 失業対策費	77,593		4,182	81,775			4,182	8. 諸負費
1. 失業対策総務費	26,350		4,182	30,532			4,182	9. その他

[1] 給与費	26,350	4,182	30,532			4,182	2.給料	1,341	給与改定等による追加	
							3.職員手当	2,296	給与改定等による追加	
							4.共済費	545	給与改定等による追加	
⑤ 農林水産業費	225,494	60,310	285,804	40,815	2,400	2,957	14,138			
(1) 農業費	221,759	62,876	284,635	41,875	2,400	4,150	14,451			
1. 農業委員会費	21,855	7,791	29,646			7,791				
[1] 給与費	17,002	7,791	24,793			7,791	2.給料	3,901	給与改定等による追加	
							3.職員手当	2,399	給与改定等による追加	
							4.共済費	1,491	給与改定等による追加	
3. 農業振興費	84,416	57,840	142,256	48,655		875	8,310			
[1] 農業振興費	10,459	15,899	26,358	14,196			1,703	8.報償費	300	水田利用再編対策推進事業現地確認報償費
								9.旅費	32	府内旅費追加

科 目	補正前の額	補 正 締 計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節			説 明
			特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額				
国 支	府 地 方 債	そ の 他	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
							11.需 用 費	541	○ 消耗品費追加 ○印刷製本費追加	406 135
							18.備品購入費	50	器具購入費	
							19.負担金補助 及 交 付 金	14,976	九鬼園芸団地整備事業補助 金更正減 桑原都市農業近代化事業補 助金 うんしゆうみかん改植等促 進緊急対策事業補助金	△ 1,515 8,228 8,329
									池田下農業生産組織育成對 策事業補助金 水田利用再編推進特別交付 金	308 4,626
							11.需 用 費	180	○ 消耗品費追加 ○印刷製本費追加	90 90
[4] 農業構造 改善事業費	71,439	41,941	113,380	34,459	875	6,607	9.旅 費	40	府内旅費	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 前 の 財 源 内 訳				金 銭	説 明
				特 定 財 源	府 地 方 借	一 般 財 源	そ の 他		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	大藏池整備工事費更正減 △ 1, 950 橋ヶ谷大池整備工事費更正減 △ 3, 400 そば坂池整備工事費更正減 △ 420 万町今池整備工事費追加 20 中野池整備工事費 1, 970
[3] 土地改良 調整事業費	967	176	1, 143	73		29	74	15.工事請負費 176	二ノ井水門整備工事費更正減 △ 770 堂の前池防護柵整備工事費追加 26 りとじ池防護柵整備工事費 920
[5] 農免道路 事業費	14, 127	1, 403	15, 530		2, 400		△ 997	19.負担金補助 及 付 金 1, 403	松尾山農道工事負担金追加
[7] 水路事業費		1, 000	1, 000	300		500	200	15.工事請負費 1, 000	漆原水路整備工事費
(2) 林業費	3, 735	△ 2, 566	1, 169	△ 1, 060		△ 1, 193	△ 313		

2. 林業事業費	3, 510	△ 2, 566	944	△ 1, 060		△ 1, 193	△ 318		
[1] 林業事業費	3, 510	△ 2, 566	944	△ 1, 060		△ 1, 193	△ 318	15. 工事請負費	△ 2, 566 箕輪林道整備工事費更正減
⑧ 土木費	3, 769, 176	507, 803	4, 276, 979	348, 491	146, 000	6, 544	6, 768		
(4) 都市計画費	959, 434	38, 019	997, 453	18, 425	6, 300	6, 544	6, 750		
1. 都市計画費 総務	66, 855	240	67, 095	240					
[3] 都市計画費 総務	5, 051	240	5, 291	240				13. 委託料	240 都市計画基礎調査委託料
2. 公園	340, 487	12, 235	352, 722	6, 185	1, 500	4, 000	550		
[1] 公園管理費	7, 869	185	8, 054	185				13. 委託料	185 ダイヤモンドレール清掃及 び除草委託料
[8] 松尾寺公園 整備事業費	4, 050	4, 050	2, 000	1, 500			550	15. 工事請負費	4, 050 公園整備工事費
[9] 光明池緑地 整備事業費	8, 000	8, 000	4, 000	4, 000				2. 給料	186 一般職給
								3. 職員手当	56 職員手当
								9. 旅費	8 府内旅費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節				明 説
				国 支 出	府 地 方 領	特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額	千円	千円	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3. 街路事業費	234,072	23,000	257,072	12,000	4,800			11.需 用 領		50	○消耗品費 ○印刷製本費	20 30
[1] 和泉中央線 街路整備 事業費	41,096	23,000	64,096	12,000	4,800			13.委 託 料		7,700	工事委託料	
5. 浸漫水対策費	34,462	2,544	37,006					15.工事請負費		23,000	建築及び舗装工事費追加	
[3] 犬ヶ池水路 整備事業費		2,544	2,544					22.補償補填及 賠 償 金		590	物件補償費	
(5) 住 宅 費	2,267,871	469,784	2,737,655	330,066	139,700							
2. 住宅建設費	2,236,640	469,784	2,706,424	330,066	139,700							
[2] 改良住宅 建設事業費	1,316,056	469,784	1,785,840	330,066	139,700			18	15.工事請負費	469,784	改良住宅建設工事費	

⑨ 消防費	417,936	32,725	450,661		1,900		30,825			
(1) 消防費	417,936	32,725	450,661		1,900		30,825			
1. 常備消防費	350,334	32,725	388,059		1,900		30,825			
(1) 給与費	328,244	29,225	357,469				29,225	2.給料	15,809	給与改定等による追加
								3.職員手当	5,952	給与改定等による追加
								4.共済費	7,464	給与改定等による追加
[2] 本部及署費	22,090	3,500	25,590		1,900		1,600	15.工事請負費	3,500	通信室移設改築工事費
⑩ 教育費	2,797,072	405,492	3,202,564	80,216	173,700	1,600	149,976			
(1) 教育総務費	332,056	37,476	369,532				37,476			
2. 事務局費	198,916	37,476	236,392				37,476			
(1) 給与費	193,843	37,476	231,319				37,476	2.給料	20,464	給与改定等による追加
								3.職員手当	11,369	給与改定等による追加
								4.共済費	5,643	給与改定等による追加
(2) 小学校費	1,361,426	296,180	1,657,606	80,264	173,700		42,216			

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節	説 明
				国 支 出	府 地	定 方 値	財 源 そ の 他		
1. 小 学 校 費	千円 442,608	千円 20,256	千円 462,864				一般財源 千円 20,256		
[1] 給 与 費	276,408	19,044	295,452				19,044	2.給 料	11,807 給与改定等による追加
								3.職員手当	2,172 給与改定等による追加
								4.共済費	5,065 給与改定等による追加
[3] 維持補修費	84,583	1,212	85,795				1,212	13.委託料	1,212 学校警備委託料追加
2. 学校保健費	126,361	△2,401	123,960	△1,000			△1,401		
[1] 保 健 費	32,348	100	32,448	50			50	20.扶助費	100 要保護・準要保護医療費扶助費追加
[2] 給 食 費	94,013	△2,501	91,512	△1,050			△1,451	20.扶助費	△2,501 更正減
3. 教育振興費	36,988	454	37,437	226			228		
[2] 旗学奨励費	14,792	454	15,246	226			228	20.扶助費	454 要保護・準要保護児童扶助費追加

4. 学校建設費	755, 474	277, 871	1, 033, 345	81, 038	173, 700	23, 133			
[7] 横山小学校 改築費 増事業	185, 786	75, 039	260, 825	24, 700	49, 100	1, 239	13委託料	1, 661	設計委託料追加
[1] 南松尾小学校 改築費 事業	122, 022	122, 022	29, 735	71, 400		15.工事請負費	73, 378	校舎建設工事費追加	
[2] 国府小学校 改築事業費	80, 810	80, 810	26, 603	53, 200	1, 007	13委託料	790	設計委託料	
(3) 中学校費	463, 528	8, 128	471, 656	△ 48		15.工事請負費	79, 320	校舎建設工事費	
1. 学校管理費	262, 214	8, 442	270, 656		8, 442	19.負担金補助 及交付金	700	光明池土地改良区施設使用 負担金	
[1] 給与費	146, 581	7, 446	154, 027		7, 446	2.給料	4, 812	給与改定等による追加	
[3] 維持補修費	45, 276	996	46, 272		3.職員手当	182	給与改定等による追加		
					4.共済費	2, 452	給与改定等による追加		
					996	13委託料	996	学校警備委託料追加	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節	説 明
				特 定 財 源	一般財源	区 分	金 領		
2. 学校保健費	円 54,044	△ 1,537	千円 52,507	千円 △ 639	千円 △ 878			千円	千円
[1] 保 健 費	13,910	575	14,485	△ 297		278	20.扶 助 費	575	要保護・準要保護医療費扶助費追加
[2] 給 食 費	40,134	△ 2,112	38,022	△ 956		△ 1,156	20.扶 助 費	△ 2,112	更正減
3. 教育振興費	31,883	1,223	33,106	611		612			
[2] 就学奨励費	17,859	1,223	19,082	611		612	20.扶 助 費	1,223	要保護・準要保護生徒扶助費追加
(4) 幼稚園費	250,375	15,123	265,498			15,123			
1. 幼 稚 园 費 管 理 費	248,169	15,123	263,292			15,123			
[1] 給 与 費	176,762	15,123	191,885			15,123	2.給 料	7,669	給与改定等による追加
							3.職員手当	4,016	給与改定等による追加
							4.共 濟 費	3,438	給与改定等による追加

(5) 社会教育費	371, 016	46, 985	418, 001			46, 985			
1. 社会教育費 総務費	78, 029	36, 229	114, 258			36, 229			
[1] 給与費	67, 457	36, 229	103, 686			36, 229	2. 給料	18, 422	給与改定等による追加
							3. 職員手当	14, 063	給与改定等による追加
							4. 共済費	3, 744	給与改定等による追加
8. 同和教育費	244, 516	2, 76	246, 692			2, 176			
[1] 同和教育費	17, 026	2, 76	19, 202			2, 176	13. 委託料	2, 176	旧山手中学校跡警備委託料 追加
									752
10. 図書館費	17, 632	8, 580	26, 212			8, 580			
[2] 市立図書館運営費	16, 476	8, 580	25, 056			8, 580	18. 優品購入費	8, 580	図書購入費追加
(6) 保健体育費	18, 671	1, 600	20, 271			1, 600			
1. 保健体育費	18, 671	1, 600	20, 271			1, 600			

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		明 詳
				特 定 財 源	府 地 方 債	一般財源	区 分 金 領			
[6] 地域スポーツ 育成事業費	千円 2,250	千円 1,600	千円 3,850	千円 1,600	千円 1,600	千円 1,600	千円 1,600	18.備品購入費	千円 1,600	スポーツ教室用備品購入費
⑯ 災害復旧費	2,120	4,475	6,595	2,852			1,623			
(1) 土木施設 災害復旧費	2,120	4,475	6,595	2,852			1,623			
1. 土木施設 災害復旧費	2,120	4,475	6,595	2,852			1,623			
[2] 東松尾川河 川災害復旧費 事業費	2,145	2,145	1,417				728	11.需 用 費	20	○消耗品費 ○印刷製本費
								16.工事請負費	2,125	災害復旧工事費
[3] 添原川河川 災害復旧 事業費	2,330	2,330	1,435				895	11.需 用 費	20	○消耗品費 ○印刷製本費
								13.委 託 料	158	測量委託料
								15.工事請負費	2,152	災害復旧工事費
歳出合計	20,653,454	1,697,919	22,351,373							

2. 一般 括
(1) 総

区分	職員数	給			与		費		合計	備考
		報	酬	給	料	職員手当	計			
補正後	1,249人	千円	2,452,817	千円	1,621,556	千円	4,074,373	千円	6,35,997	4,710,370
補正前	1,249				1,526,816		3,834,426		5,592,72	4,393,698
比較					1,45,207		9,4740		23,9947	76,725
職員手当	扶養手当	6,605	時間外手当	3,5,8,9,3					期末勤勉手当	4,0,8,6,9
の内訳	調整手当	1,1373								
一般職員の1人当たり給与費の状況										
初任給の状況										
区分	1人当たり給与費	区分	学歴	一般行政職	技能労務職	消防職	職業教育	職員		
補正後	3,245千円	S 53年1月1日	高校卒	95,900	85,000	95,900	95,900	95,900		
補正前	3,062	現在	大学卒	115,700	~105,400	115,700	115,700	115,700		
		S 52年1月1日	高校卒	89,700	79,700	89,700	89,700	89,700		
		現在	大学卒	108,100	86,000	108,100	108,100	108,100		

平均給料額及び平均年齢の状況

区分		一般行政職		技能労務職		消防職		教育職	
S 53年1月1日 現在	平均給料月額	156,372	円	15,927.5	円	15,302.1	円	174,475	円
	平均年齢	31歳3月		43歳1月		31歳3月		35歳1月	
S 52年1月1日 現在	平均給料月額	145,139	円	147,030	円	141,029	円	166,732	円
	平均年齢	29歳8月		43歳6月		29歳9月		33歳3月	

等級別職員数の状況

区分		一般行政職		技能労務職		消防職		教育職	
1等級	55人	1等級	人	1等級	人	1等級	人	1等級	人
2 "	31	2 "		2 "	2	2 "	2	2 "	2
3 "	86	3 "		3 "	18	3 "	89	3 "	19
4 "	293	4 "		4 "	43	4 "	223	4 "	31
5 "	356	5 "		5 "	22	5 "	253	5 "	290
計	821	計	314	計	90	計	660	計	890
					60				59
								計	

S 52年
1月
現在

1等級	59人	1等級	人	1等級	人	1等級	人	1等級	人
2 "	36	2 "		2 "	2	2 "	2	2 "	2
3 "	89	3 "		3 "	8	3 "	89	3 "	19
4 "	23	4 "		4 "	43	4 "	223	4 "	31
5 "	19	5 "		5 "	22	5 "	253	5 "	290
計	660	計	90	計	60	計	660	計	890
					60				59
								計	

S 53年
1月
現在

1等級	55人	1等級	人	1等級	人	1等級	人	1等級	人
2 "	31	2 "		2 "	2	2 "	2	2 "	2
3 "	86	3 "		3 "	18	3 "	89	3 "	19
4 "	293	4 "		4 "	43	4 "	223	4 "	31
5 "	356	5 "		5 "	22	5 "	253	5 "	290
計	821	計	314	計	90	計	660	計	890
					60				59
								計	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	備考	
				給与改定の状況	
給 料	1 4 5, 2 0 7	1.給料改定に伴う増加分	9 8, 3 0 2	本年度	{ 給料の改定期 3.8% 給与改定実施時期 5 3年4月
		2.普通昇給に伴う増加分	4 6, 9 0 5	平均昇給率 4.1% 昇給期別職員数	(昇給期) 4月 0人 7月 637人 10月 226人 1月 195人
職員手当	9 4, 7 4 0	1.調整手当の増減分	1 1, 3 7 3	調整手当の支給率 補正後	支給対象地域 支給率 支給対象職員数 全地域 8% 1,249人
		2.期末勤勉手当の増減分	4 0, 8 6 9	補正前	支給対象地域 支給率 支給対象職員数 全地域 8% 1,249人
		4.その他の増減分	4 2, 4 9 8		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、
支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額	期 間	金 額	支 出 予 定 額	左 の 財 源 内 訳				
						特 定 財 源	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一般財源
南松尾小学校改築事業	173,765		千円	昭和53年度 173,765	千円	49,060	109,300	千円	15,405	千円
国府小学校改築事業	188,710		千円	昭和54年度 188,710	千円	39,904	75,800	73,006		
環境改善整備事業用地取得事業	1,778,733		千円	昭和53年度 1,778,733	千円	1,275,349	489,800		13,584	
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利息（債務保証）	元金 2,887,574 及びその 利息		千円	昭和53年度 2,887,574	千円	2,887,574 及びその 利息	昭和56年度	元金 2,887,574 及びその 利息		元金 2,887,574 及びその 利息

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込に関する調

(単位千円)

区分	前々年度末 現在高	前年度末現在高見込額			当該年度中見込額			当該年度末 現在高 見込額	
		借入済額	事業費 繰越による 伸分	計	補正前の額	補正額	補正後の額	元金償 見込額	
1. 普通債	18,099,500	19,980,000	278,940	20,258,940	1,496,942	553,015	2,049,957	564,361	21,744,536
(2) 民生	1,465,948	1,393,512		1,393,512	90,242	229,015	319,257	54,001	1,668,768
(4) 農林水産	53,442	77,156		77,156	11,800	2,400	14,200	2,840	88,516
(6) 土木	1,538,653	1,865,906	106,040	1,971,946	274,300	6,300	280,600	86,016	2,166,530
(7) 公営住宅	2,358,328	3,406,500		3,406,500	644,000	139,700	783,700	59,492	4,130,708
(8) 消防	296,429	266,976		266,976	17,000	1,900	18,900	45,992	239,833
(9) 教育	9,740,932	10,248,101	172,900	10,421,001	459,600	173,700	633,300	223,665	10,830,636
計	18,763,739	21,023,460	278,940	21,302,400	1,584,642	553,015	2,137,657	588,319	22,851,738

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第69号「昭和53年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、人事院勧告に伴います給与の改定、国の補正予算に伴う一部事業費の補正並びに市税収入見込みの伸び、普通交付税の確定等により追加の必要が生じていりましたので、本補正予算案を御提案申し上げた次第でございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。議案書の1ページでございます。

第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億9,791万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を223億5,137万3,000円といたすものでございまして、款・項の区分及び当該に分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、同和向公営住宅建設事業、幸保育園建設事業及び横山小学校改築事業につきましては、更正減いたしました。南松尾小学校改築事業1億7,376万5,000円、国府小学校改築事業1億8,871万円につきましては、新たに追加計上いたしました。環境改善整備事業用地取得事業につきましては、4億4,221万円減額し、17億7,873万3,000円といたしたものでございまして、それに関連し、和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子の債務保証額4億4,221万円減額し、28億8,757万4,000円といたした次第でございまして、期間及び限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、一部事業費の追加等によりまして起債を増額するものでございます。事業ごとの個々の借り入れ条件等は、第3表のとおりでございます。

第4条は、一時借入金の補正でございまして、年度末における財政需要を勘案いたしまして、一時借り入れの最高額を45億円といたしたものでございます。

続きまして、事項別明細書により、歳入歳出予算の個々の内容について御説明申し上げます。

まず、30ページの歳出から御説明申し上げたいと存じます。

議会費につきましては、事務局職員の給与改定等の追加といたしまして、299万4,000円を追加計上いたしました。

経務費につきましては、職員の給与改定等の追加4,229万6,000円及び報償費100万円、財政対策委員会費40万5,000円、自動車購入費150万円を計上したものでございまして、4,520万1,000円の追加計上と相なるものでございます。

次に、民生費でございますが、社会福祉費につきましては、職員の給与改定等による追加1億9,22万5,000円、簡易心身障害者通所授産事業運営補助金57万8,000円、身体障害者夏期歳末給付金の追加35万7,000円、老人福祉費扶助費274万円の追加、老人集会所建設事

業費 1,661万2,000円及び共同浴場整備工事費の追加 460万1,000円を計上いたしました。

児童福祉費につきましては、臨時保母賃金の追加 2,319万2,000円、幸保育園建設事業費 4億6,882万3,000円を計上し、また、生活保護費につきましては、生活保護家庭研修会補助金及び緊急援護扶助費として、205万円を計上いたしました。

以上が民生費でございまして、総額 6億2,817万8,000円を追加計上いたした次第でございます。

次に、衛生費でございますが、職員の給与改定等による追加、各種予防接種費の追加及び靈園施設整備工事の追加でございまして、655万9,000円を計上いたしました。

労働費につきましては、職員の給与改定等の追加といたしまして 418万2,000円を計上いたしました。

次に農林水産業費でございますが、農業費の農業委員会費につきましては、職員の給与改定等の追加でございまして、779万1,000円を計上いたしました。

農業振興費につきましては、水田利用再編対策事業、都市農業近代化等といたしまして、1.589万9,000円追加。また、農業構造改善事業費として、4,194万1,000円を追加計上いたしました。

畜産業費につきましては、家畜衛生費の医薬材料費 264万円を追加計上。農地費につきましては、農道事業費 170万円、土地改良調整事業費 17万6,000円、農免道路事業費 140万3,000円及び水路事業費 100万円を追加計上し、また、溜池事業費 967万4,000円を更正減額いたしたものでございます。

林業費につきましては、箕輪林道整備工事費を 256万6,000円減額計上いたしました。

以上が、農林水産業費でございまして、6,031万円を追加計上いたしました。

次に、土木費でございますが、都市計画費につきましては、都市計画総務費 24万円、公園管理費 18万5,000円、松尾寺公園整備事業費 405万円、光明池緑地整備事業費 800万円、和泉中央線街路整備事業費 2,300万円並びに悠ヶ池水路整備事業費 254万4,000円を追加計上いたしました

住宅費につきましては、改良住宅建設工事費として、4億6,978万4,000円を追加計上いたしました。

以上が、土木費でございまして、総額 5億780万3,000円を追加計上いたした次第でございます。

消防費につきましては、職員の給与改定等の追加及び通信室移設工事費といたしまして、3.2

72万5,000円を追加計上いたしました。

次に教育費でございますが、教育総務費につきましては、職員の給与改定等の追加でございまして、874万6,000円を計上いたしました。

小学校費につきましては、職員の給与改定等による追加1,904万4,000円、学校警備委託料の追加121万2,000円、要保護、準要保護医療費扶助費の追加10万円、給食費の更正減250万1,000円、就学奨励費の追加45万4,000円、横山小学校改築事業費7,503万9,000円、南松尾小学校改築事業費1億2,202万2,000円並びに国府小学校改築事業費8,081万円、差し引きいたしまして、2億9,618万円を計上いたしました。

中学校費につきましては、職員の給与改定等による追加744万6,000円、学校警備委託料の追加99万6,000円、要保護、準要保護医療費扶助費の追加57万5,000円、給食費の更正減211万2,000円並びに就学奨励費の追加122万3,000円、差し引きいたしまして、812万8,000円を計上いたしました。

幼稚園費につきましては、職員の給与改定等による追加でございまして、1,512万3,000円を追加計上いたしました。

社会教育費につきましては、職員の給与改定等による追加3,622万9,000円、旧山手中学校跡及び青年会館の警備委託料の追加217万6,000円並びに図書館の図書購入費の追加858万円で、合わせまして4,698万5,000円を追加計上いたしました。

保健体育費につきましては、地域スポーツ育成事業費として、160万円追加計上いたしました。

以上が、教育費でございまして、総額4億549万2,000円と相なる次第でございます。

次に、災害復旧費でございますが、土木施設災害復旧事業費として、東松尾川河川災害復旧事業費214万5,000円及び添原川河川災害復旧事業費233万円をそれぞれ計上いたしました。

以上が、歳出予算の事項別の内容でございまして、総額16億9,791万9,000円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

議案書の13頁でございます。

まず、初めに市税でございますが、課税客体のより正確な把握等によりまして、固定資産税及び特別土地保有税の増加が見込まれますので、総額1億9,090万7,000円を追加計上いたしました。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金でございますが、国有提供施設等所在市町村助成交付金の確定に伴い、863万3,000円を追加計上いたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税の確定に伴います追加として、3.888万8,000円を計上いたしました。

次に、分担金及負担金でございますが、分担金につきましては、農林水産業費分担金151万円追加計上。負担金につきましては、林道工事負担金の更正減額119万3,000円及び光明池緑地住宅公園負担金400万円をそれぞれ計上いたしました。

使用料及手数料でございますが、家畜診療料の追加といたしまして、264万円追加計上いたしました。

次に、国庫支出金でございますが、総額4億2,179万7,000円を計上し、歳出経費の特定財源として措置したものでございます。

次に、府支出金でございますが、各種事業の補助対象内定によります追加といたしまして、3億782万1,000円を追加計上したものでございます。

次に、寄附金につきましては、一般寄附金の追加として、4.658万円を追加計上いたしました。

次に、諸収入でございますが、惣ヶ池水路整備事業費受託収入254万4,000円を計上。雑入といたしまして、1億2,077万7,000円を追加計上いたしました。

次に、市債でございますが、総額5億5,301万5,000円を計上してございます。これは適債事業に対して、充当率を勘案いたしましてそれぞれ計上したものでございます。

以上が、歳入予算の内容でございまして、16億9,791万9,000円の追加と相なる次第でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 28番（坂上國治君） ちょっとお尋ねしますけれども、21ページの共同浴場整備補助金、これは後に出てくる建設費と関係はないんですか。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 産業衛生部長（内田繁君） 後の建設費とは関係ございません。これにつきましては、王子温泉、丸笠中央温泉の補修工事費でございます。

○ 28番（坂上國治君） これに関連して後から議案が出てくるわけでしょう。工事請負の議案ですが、私は、ここで前段で市長に一言申し上げたいと思うんです。

現在の段階で昨日、一昨日と2日間にわたって的一般質問の中で、市長以下課長に至るまで、皆声をそろえて現在の和泉市の財政状態の厳しさを言われているわけです。昨日も名前は発表してなかつたけれども、議長歴のある議員ということで財政対策委員会を設置した、理事者がこうだ、ああだとおっしゃってるんですけど、もうちょっと理事者は理事者なりの考え方でもって、

やはり18万市民の責任ある市長としてやってほしいと思う。

ここではまだ触ることではないが、この浴場のところまできたとき、いまは関係ないということですので差し控えておきますけれども、これらの問題については肝に銘じて、これは恐らくきょう1日で私に対する納得のできる答弁、理事者はできないと思う。私、前置きしておきます。

行政の怠慢さというか、議会を無視してるというか、これは絶対に各議員さん、私の質問を聞いてくれたらわかってくれると思いますが、前段で時間取ったら悪いと思うんですけど、ちょっと議長にお許しをいただきたい。後に出てくる浴場問題、岸田さんが個人経営でやってる風呂、これを市が学校の拡張のために買収したんでしょう。それなら、私は速やかにそれを撤去して学校の拡張に持っていくのが当然やと思う。ところが、個人経営している風呂を市が買収し、それを即市営の公営浴場としてやらされた。ところが、まだこの風呂は余り古くない、新しい。それをつぶして新しく建てようとしておる。

あんたはこの間、財政対策委員会の場でどない言うた、見直しせないかん、これからは鉛筆1本、紙1枚でも仕末せないかん。そして、和泉市の再建に向かって前進するんだと言われたんです。それにもかかわらず、まだ新しいあの風呂をつぶして建てかえる。その予算として1億110万円出てる。結構使えるものをつぶし、それだけの金を使おうとされる。これが市民本位の考え方であるのかどうか。十分心に余裕を持って後ほど答弁してほしいので、抜き打ちでは悪いので、ちょっと事前に時間もろうて言わせてもらってるんです。

そこで、昨日も教育長にも話したが、教育長もびっくり、市長もおったんやからね。私は学校拡張のために風呂を買収してもらいました。ところが、いつや知らん間に市営浴場になってるとは知らなんだということでしょう。当然、学校の敷地として買収したんやから、行く行くはやはり学校の施設に使おうでもらわないかん。現状、伯太小学校も非常に狭い。その中で1,300人の児童がおるわけです。現在の幸小学校の生徒が、伯太小学校の三分の一弱です。そこへもってきて、今度は相当広範囲にわたって買収をし学校に使用してもらうてる。だから、あの風呂がつぶれるまで、使えんようになるまでしんぼうはしてもらえると思う。

金がなんぼでもあつたらやつたらええ。しかし、現在の和泉市の財政状態は非常に圧迫され、もう18.5%、あと余すところ1.5まで詰め寄ってる。そこまでできたら再建団体転落になる。その時点で市長さん、一体どんなお考え方なのか。これは解放同盟から言われてやつたのか、あるいは町会から言われてやつたのか私は存じませんけれども、やはり18万市民という、あんたの下には子供がおるんです。それを平等に考えてもらわんと、まだまだピンピンしている風呂をつぶして建てかえることになっては、現在の和泉市をより以上に追い込む結果になるんではないかと思うわけです。

各議員も同じことだと思う。何とかして時限立法化された同和事業、特別措置法という法律によってやらなければならないことは肝に銘じております。そこで私が申し上げたいのは、逆差別という声を市民から上げさせないようにしていくのが市長の役目やないか。逆差別、逆差別という声が上がってくることが、差別につながっていくのではないかと私たちが心配している。ただいたずらに市長がええ格好していく。自分だけええ格好したらええんだということでは困ると思います。やはり12万市民が平和で明るい町づくりに協力してもらえる体制があって当然やと思う。

私の言うることは皆さんすべて聞いてくれますので、間違ったことがあったら、また後ほど答弁を聞かせていただき、そこで反省したいと思いますが、私、自分が恐らく反省することないと思う。理事者に反省してもらわない限り、という気持を持ってますので、後に出てくる議案について前段でちょっと考えてもらう余地を与えるために、議長さんにお願いして発言させてもらうたわけでございますので、ひとつ肝に銘じて明確な答弁をお願いして私、終わります。議長どうもありがとうございました。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に。

○ 20番(田中包治君) 議事進行について。16億何ぼの補正予算でしょう。これね、一括して質疑応答すれば、次から次へと出てきてどうにもならないんじゃないかと思う。せやから、この議案は款項的にいくのか、あるいは特別委員会をつくってやるのか、どっちかに決めてもらわないと困ります。われわれも16億余となれば、やはり相当質問したいと思います。だから、款項目ごとにいくのか、一定の特別委員会をつくって付託するのか。このままどうだこうだと審議を十分しないままに採決されたら困ります。したがって、款項目ごとにやるのか、特別委員会をつくるのか、はっきりしてもらいたいと思います。

○ 議長(横田憲治郎君) 現在、皆さんに提案されて説明を受け、審議をお願しております。その審議の過程の中から皆さん方の御意見を拝聴して扱いを諮ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○ 20番(田中包治君) 過程の中と言われますが、そしたら、1人が何遍質問してもええということですね。それで理解してくれますね。せやったら、わしも1項目ずつ質問しますからね。

○ 議長(横田憲治郎君) 他にございませんか。

○ 1番(寺田茂君) 質問に入る前に、今度の補正の16億9,000余万円の問題、かなり内容としては大きな論議になるだろうと思っていたところなんです。まだ部分的にしか追っていませんが、追つていく過程の中で大変な事態が起こってくるだろうと思う。その意味から私、歳入の問題だけまず若干お聞きをしておきたい。歳出については後でまたお聞きします。

16億9,000余万円の補正で現在の予算が223億という膨大な額になる。私たちは絶えず和泉市の現状と総額の問題で、他市に比べてかなりの負担をしていることは、再々指摘してきたわけなんです。しかし、この補正で223億という総額については、かなり危機状態が一段と強化されてきたと考えております。そこで、私は5点ほどお聞きしたい。審議の過程の問題が出ましたが、これは議場ですから一つ一つ聞かれる方もあるだろう、私はいま、歳入問題だけお聞かせ願いたいと思います。

まず自衛隊施設交付金、これはわが党も絶えず申し上げてきましたように、これは共産党の国会議員の荒木さんも国会の中で十分やってきた成果がここで伺えるんじゃないかと思います。

ちょっとページを申し上げます。歳入のところで20、21ページと並ぶんですが、幸保育園の建設の国庫補助金、府の負担金・補助金が出てます。府の負担金が2,159万円、府の補助金が1億7,121万円、国の補助金が5,759万円出てます。それから、27ページに幸保育園建設事業債ということで2億円余出てまいります。27ページまで幸保育園の問題が出てますので、お聞かせ願いたいと思います。

それと、幸保育園の国の補助金5,759万円、これはどの部分に対する補助金なのか。たとえば国が言うように、同和施策に対して80%補助しますという、これはどの部分に当たるのか、その分としてこの5,700万円なのか、その辺ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと、一般寄附金というのがありましたが、これは大体どういうものなのか。

それから、統いて26ページに過年度収入の雑入1億1,760万円の追加と出てますが、これはどういうものか。

それと、歳入の最後の市債5億5,300万円と出てますが、一体市債というのは限度があるのかないのか。きのうからの一般質問でも、かなり和泉市の財政問題で論議されます。いまも坂上議員さんからも本当に危ないぞ、という問題を出されてるんですが、今回の市債の5億余、それで累計20億ぐらいになってるが、この限度額はどこまでいってもないのか。また、現状の中で起債を見直していく形があるのかないのか。何でも市債でつくったらいいのか。皆さん心配しているのと全くつながった要素になるので、この辺の答弁をいただき、理解できたら結構ですが、恐らくできないと思いますので、再度質問させていただきたいと思います。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 市民部長（森 保君） お答え申し上げます。

歳入の面と合わせまして負担金・補助金の問題でございますが、国庫補助金につきましては、定員120名に対する5.8平米、合わせまして単価が11万2,600円の3分の2になります。

本体工事を含めまして、暖房、浄化槽を入れて合計5,759万円になっております。ただ、一般

園との違いは、こちらは3分の2、一般園は2分の1ということでございます。

府の負担金ですが、本体、暖房、浄化槽を入れて8.638万5,000円の4分の1、2.159万6,000円になります。

府の補助金でございますが、特に一般園と同和園のある程度の違いがございまして、定員120名に対して、1人当たり10平米を見ていたいでおります。単価が17万4,000円の10分の8、8.785万4,000円になります。

以上でございます。

○議長（横田憲治郎君）次。

○財務部長（麻生和義君）続きまして、起債、寄附金、その他についてお答え申し上げます。

まず、27ページの民生債の保育所建設事業債2億1,831万5,000円計上してございますが、本件起債につきましては、先ほど市民部長が御説明申し上げましたように、国庫補助金、府の負担金・補助金の関係を差し引き、さらに、用地についての府の貸付金の基準がございまして、これの府の補助が2分の1でございますので、この2分の1と府の貸付金でもって10分の8になるように、実はルール計算するわけです。いわゆる5年間無利子のあと3%償還、5,001万5,000円、約5,000万円計上してございます。

そのほかに一般的の起債と申しますか、同和対策事業債になりますが、鉄筋の関係の25年償還の1億6,800万円見込んでございます。このうちはすでに御承知のとおり、保育所建設の自治大臣の指定分がございまして、この枠が狭小であるという御指摘をいただいておるところでございますが、現行措置法の範囲内におきまして私の方が見込んでおりますのは、1億6,800万円のうち約2,900万円が10条指定の対象になるんじゃなかろうかということでございますので、約1億4,000万円の起債については、一般財源等で償還を行っていくという内容の起債でございます。

次に、寄附金でございますが、これにつきましては、一般財源充当ということで一般寄附金と明記してあるとおりでございまして、教育関係で858万円、それから、土木のいわゆるミニ開発と申しますか、そういう関係での寄附金収入が3,800万円を見込み、合計4,658万円と相なる次第でございます。

それから、過年度収入の関係でございますが、1億1,767万7,000円につきましては、すでに御承知のとおり、いわゆる首都圏、近畿圏というのがありますが、本市の場合は近畿圏、大阪市役所を中心として計算するわけですが、その近畿圏での公共事業、いわゆる国庫補助対象事業を行いました場合、その事業量と当該団体の標準財政規模、いわゆる交付税のルール計算等によって標準的な財政規模をはじき出すわけですが、そういうものを勘案して、財政力に準じて

カサ上げを行ってくれることになっておりまして、それが翌年度以降にカサ上げ補助金化され、当然、一般財源扱いということでお2年度の計算も完了してございますので、その見込み額を今回、計上させていただいた次第でございます。

最後に、今回の市債の補正5億5,301万5,000円の追加、これについて、市債というのは無制限か、限度があるのかといった端的な御質問でございますが、すでに御承知のとおり、起債にはおのずから制限がございます。いつか御説明申し上げたと存じますが、いわゆるその団体の一般会計と申しますか、普通会計で負担する元利償還金に要する一般財源の額が標準財政規模の20%を超えた場合、過去3カ年の平均の率を出すことになっておりまして、それが20%を超えると、翌年度から一般単独事業、それから厚生福祉施設事業の起債がストップされます。さらに、その率が過去3カ年平均が30%をオーバーすると、災害復旧等の一部制限にからない事業を除きましてほとんどの事業がストップする。現行の地方債許可制度上のそういった基準がございます。結論といたしましては、市債、起債の借り入れについてはおのずから限度がございます。

以上でございます。

- 市民部長（森 保君） 先ほどのお答えの中で、21ページのところでちょっと私の補足がございますが、1億7,121万1,000円の内訳の中で8,785万4,000円と申し上げましたが、あの用地費の分、特に同和事業は、用地費も補助対象になってございますが、8,335万7,000円でございます。これを申し忘れておりましたので、おわびいたします。
- 1番（寺田 茂君） これで大体わかったんですが、幸保育園の問題でいま改めて土地の問題が補助金として出てきた、8,300余万円ですが、幸保育園の支出の方で出ていますが、これは建てかえですか。
- 市民部長（森 保君） そうでございます。
- 1番（寺田 茂君） たしか昨日、赤阪議員の一般質問で助役さんが答えたと思うんですが、今後の保育園は、市当局の考え方としては、南池田は土地を買うたるが市はやれないという問題が出ましたね。これからは民間に委託するんだと申されたことをちょっと思い出したんです。幸保育園の場合は、この土地はどうなるんですか、市で買うんですか、それとも私立でいくんですか、ちょっとこれだけ答えてくれませんか。
- 助役（坂口禮之助君） 幸保育園の場合は公立で建てかえしておりますので、その土地についても、市が買ってございます。
- 1番（寺田 茂君） 私、歳入のところで聞いてるのですが、きのうの答弁の要旨とはかなり食い違いがあるんじゃないか。私は質問してない、他の人の質問なのですが、その人はなかなか

理解できないのではないかと思います。

保育所建設について、それなりに財源の獲得内訳を聞きました。ただ、財政、行政は一つですので、昨日ときょうで若干違う答えが出たのではないかろうか。私、この点をもうちょっと明確に…。私は要りませんが、明確にしといてもらわんと問題が起るんではないか。きのうは公立では一切やらないという答えでした。たとえば土地を買ひたら、ある程度公立として見ていく形はあると思う。南池田も土地を買ひたが、そこから向こうへはいかない、私立でなければいけないという話があったので、どうも関連性があるんじゃないかなろうかと思います。

それともう一つ、保育園の国の計算をもらいましたが、これも皆さん一般市民の方々が理解してゐるような補助対象とは若干、漠然としていると思う。同和対策事業、特別措置法とかいろいろな問題で、やはり10分の8とかが国の補助だ、一般的にはそう理解します。部分的にはそうであるものもありますが、そうでないものもかなり多いので、私たちはその都度指摘してきておりますので、この点は明快にしてあげないとわかりにくいいんじゃないかと思います。

それと、一般寄附金について聞きましたが、教育関係で800余万円とか土木で何とか、それらはどういうことで徴収できるのか、ちょっと言ってください。

- 財務部長(麻生和義君) 説明不足で申しわけございません。実は、図書館建設に伴つて御寄付を御無理申し上げたわけでございます。御了承願います。
- 1番(寺田 茂君) だから、図書館建設の寄付といつても、どんな形でやるのか。どこからもらうのか。また、金でもらうやつとか、相手があるわけでしょう。どういう形をとるのか、それだけ教えてください。
- 教育次長(広岡史郎君) 直接事業主体でございます教育委員会からお答え申し上げます。
図書館建設に伴う御寄付ではございませんので、図書購入費等で御寄付を願いたいということで、教育委員会からお願いに上がったわけでございます。
- 1番(寺田 茂君) 相手はどんなところですか。
- 教育次長(広岡史郎君) ロータリークラブとかライオンズクラブ、青年会議所、それから銀行関係、また、市内の住民の方々に直接かかわり合いのある泉北臨海の石油業者、農協連合会等の団体にお願いに上がったわけでございます。
- 1番(寺田 茂君) ちょっと一般質問でないので、こんなことはなかなか聞けませんが、いま聞くと図書館の寄付をもううた、ロータリーや、いろんな団体の名前が出てますが、それが858万円、それで図書を買う。そうせんとなかなか金がないんですか。私、もらうことが悪いとかええとかではなく、これぐらいは市の主体性で図書を買ひ、それぐらいはできるんじゃないかなろうかと思う。もううたやつを返すというのではなく、余り言うと、お前要らんのか、となるが、

このやり方そのものがちょっと理解できないということです。もらうことが悪いとは言わないが、今後は、こういうやり方しか仕がないのか、ひとつ考え方といてください。

それと、最後の市債の問題で標準財政規模、私はわかつてます。そういう意味での限度額というのはわかりますが、いま、われわれが心配するのは、昨日からもずっと出てるよう、和泉市の今後の財政問題です。赤字再建団体に転落すると、いまの交付金、補助金並びに地方債も含めて何もできない。特別の災害とかでは特交はもらえると思うんですが、それ以外は何も国・府から入らない。そういう事態を私は心配して市債の限度額を聞いたんです。市長さん、もういっぽいいっぽいにきます。赤字再建団体に転落すれば、あなたの言うことは何もできません。こういう状態の中で歳入面で心配があったので聞いたが、財務部長が答えてくれましたが、今後の歳入面で市長、ひとつ考え方を言うとください。それだけで結構です。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げたいと存じます。

非常な財政危機の中でも3年度の補正予算を御提案申し上げているわけでございます。先般來の御質問にお答えいたしましたように、非常な財政危機でございますが、現状、あらゆる方途を講じていきたい、たとえば特交の大幅なカサ上げのお願い、これはシビアにいろいろとお願いをさせていただいております。また振興補助金、その他あらゆる方途を講じて何とか再建団体転落は回避させていただくより、年度末に向けていろいろと努力を重ねているところでございます。

御理解、御協力ををお願い申し上げたいと存じております。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に。

○ 21番(直村静二君) 関連ですが、よくわからないのでおきたい。

幸保育園は建てかえということですが、既存の保育園の坪数、用地と建物についてお願いしたい。それから入所の定員、保母職員数、これを出してくれますか。

そして、この既存の施設をつぶして、そこへ建てかえると思うてたんですが、そうでもなさそうです。というのは、用地費に2億余が出てますので、その坪数。既存の保育園の坪数にプラスして建てかえするのか、あるいは場所が変わって建てかえるのか、その辺ちょっと今までの答えではわかりませんので、その点はっきりしてください。

○ 議長(横田憲治郎君) 答弁。

○ 保育課長(中川鉄也君) お答え申し上げます。

現在の幸保育園の用地面積は、1,845平米でございます。建物は、延べ6,435.6平米でございます。現在の幸保育園については、都市計画道路府道池上下ノ宮線の計画用地になってございますので、この幸保育園を建てかえた段階で、大阪府に現在の保育園用地を買収していただく予定になっております。

それから、幸保育園における現在の職員数でございますが、保母職と現業職を含め合計20名でございます。

定員は現行120名、今後の建てかえにおいても120名を考えております。

以上でございます。

- 21番(直村静二君) そうすると、用地費は2億余、それで新しく買ったということですが、その用地の坪数は…。
- 保育課長(中川鉄也君) 新しい用地については、3.286平米予定しておりますが、そのうち里道、水路の廃道等がございますので、それが165平米、したがって、新たに買収を予定しておりますのは、3.118平米でございます。
- 21番(直村静二君) 新しく建てかえるということで、用地は、既存の1.845から3.000平米にふえたということですね。建物は既存が643、これはどうなるのか。
- 保育課長(中川鉄也君) 建物の予定は、延べ面積で1.221.3平米、一部2階建てでございます。
- 21番(直村静二君) 1.221というと約倍ですね。用地もかなりふえるということですね。用地費2億1.000万円で坪単価は何ぼですか。
- 保育課長(中川鉄也君) 1平米あたり6万9.014円という金額でございます。
- 21番(直村静二君) 既存の用地が完成後府に売るというが、その用地費は何ぼ入ってきますね。
- 保育課長(中川鉄也) まだ金額等は最終的に出ておりませんが、付近の鑑定価格としては、平米当たり6万円前後と聞いております。
- 21番(直村静二君) 既存の用地を府に売ったら6万円。買った土地が6万9.000円、9.000円の差を出費してることですね。先ほどからの答えであらゆるものを精査していくとなれば、府道が設定されるのですから仕方ないとして、同和保育園は一般行政で行ってるよう共働きして一定の収入がある者で保育に欠けるから保育園に入る体制でいくならば、現在、幸保育園は、待機者が何人かおってもほぼ入ってるわけですね。見直しする以上は、基礎的などから見直していってもらいたい。全般的に既存の用地を売るから、そない損をしないという感じはしますが、既存の1.845が3.200になる、坪数がふえてますし、建物も大きくなる。私は、この用地についてちょっと勘定が合わないと思う。府に売るのが6万円、買ったのは6万9.000円、3.286というと約1.200坪、新しく買う土地の場合、家も買ってると違いますか。その場合、家の補償金が出てますわね。それが何軒あるのか。それとも、さら地を買う

た用地代なのか。さら地の計算やつたら勘定は合うてきますが、家を補償して6万9,000円、府へ売るのはつぶした跡のさら地を6万円、えらいええ値で買うてもらうようになるが、片方は物件補償があると思う。明快に財務なり公社なりからお答え願えますか。

- 参与（林 徳次君） 当該土地について上物があるんじゃないかという内容でございますが、確かに環境改善整備事業地区内の買収地で、ほとんど密集地でございます。ちょっと件数は把握してございませんが、御存知のように建物は改良地区内不良住宅の認定、不良住宅につきましては、改良法の建物も補助申請をし、除却まで国庫、府の補助対象事業で施行しております。
- 21番（直村静二君） なぜこのように緻密に聞くかというと、やはり見直しの場合、現在の幸保育園は大体あふれていないわけですね。それを今度拡大する、定数は同じだが、坪数も建物もふえている。実際の密集地で件数はわからない。もう少し考えてやってもらいたいというふうに思います。さしあたり、府に売った金は起債の2億何ぼ、そこに入って返済するんですか。このように詰めていけば、内部では9,000円多いだけやが、物件補償してある。そない損せんとなるが、予算上では、2億余の起債は純然たる借金になる。しかし、府道になるので、府に買い上げてもらって非常に得したことになるんかどうか。
- 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、当然、現在は行政財産でございます。公用を廃止した段階で普通財産に引き継ぎがなされ、市の普通財産として処分することになりますので、市の一般歳入ということになります。
- 21番（直村静二君） あと1点、老人入浴券の追加が出てるが、同和の風呂は料金は何ぼ、老人入浴券は何ぼ、それが何枚の追加になるのか、ちょっと答えてください。
- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 市民部長（森 保君） お答え申し上げます。
現在の入浴券は、1人当たり30円でございます。1ヵ月20枚でございます。52年度は対象者約630人、入浴券の利用率は70%程度でございます。
53年度当初予算では、この実績より低い48%で計上いたしましたが、本年10月までの実績を検討いたしましたところ、昨年より人数が690人に増加、利用率も伸びておりますので、予算補正をお願いしたわけでございます。
風呂代は30円でございます。
- 21番（直村静二君） 風呂代が30円、入浴券も30円、無料ということですね。年齢は。
- 市民部長（森 保君） 60歳以上でございます。52年度は厳しい査定でしたので…。
- 21番（直村静二君） 630人が60人ふえた、厳しい査定だったので追加したということですか。

- 市民部長(森 保君) 52年度は、630人の70%でしたが、本年度におきましては48%、厳しい財政下でございましたので計上いたしましたが、10月に実績を勘案、検討いたしましたと、対象者が690人にふえてございますので、補正をお願いしたということでございます。
- 21番(直村静二君) 何の意味もない。厳しい査定で人数減らしたかて、ふえたから追加したという。ふえることがわかってるんなら、厳しい査定と違うでしょう。異論のあるところですが、時間がきたのでやめておきます。
- 議長(横田憲治郎君) ここで議案審議の途中ですが、お昼のため休憩したいと思います。
- (午後零時休憩)
- (午後1時5分休憩)
- 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 午前中御審議されております和泉市補正予算第4号について、他に質疑をお願いいたします。
- 20番(田中包治君) この債務負担行為の中で、同和事業であると、いわゆる特別措置法で6割が国、2割が府となっておるわけですが、その中で起債が出ているわけです。幸保育園建設事業で2億3,490万円がね。これでは2割ということにならないのではないか。特別措置法に言う同和事業でないという考え方方が成り立つかどうかが第1点。
- それから、同和向公営住宅建設事業とか環境改善整備事業とかは、改良事業法に基づくやつですが、この関連においても、どのくらいの率で市が負担しておるかということです。
- それからもう一つ、国府小学校の改築事業でございますけれども、これはすでに大阪府供給公社との話し合いの中で9億という金が入ってるわけですが、なぜ1億8,871万円の起債をしなければならないのか。
- それから、土地開発公社の問題でございますけれども33億2978万4,000円、これは前のときに20億円を債務保証が出てるんですが、どういうことでどうするんだという明確な答えをお願いしたいと思います。
- 議長(横田憲治郎君) 理事者答弁。
- 市民部長(森 保君) お答え申し上げます。
- 第1点目の幸保育園に対する国・府の起債合計でのパーセンテージ、実数でいきますと、用地費を除き国庫22.7%、府で43.2%、起債貸付が34.1%でございます。
- 20番(田中包治君) それでは、同和特別措置法に言う事業ではないということですか。一般の保育園と同じだという考え方ですか。そこらが、いや10条規定がどうだ、同和事業がどうだと言ってますが、これでは4割弱が市の借金でやらなくちゃならない。これは同和特別措置法に基づく事業ではないということですか。市の単独事業だということですか。どっちですか。

- 市民部長(森 保君) お答え申し上げます。

最近建設いたしました一般の芦部保育園で申しますと、国、府合わせて38%でございます。

同和につきましては、国、府で8割、あと2割が一般の起債で充当するということですが、やはりいろんな問題がありまして、御指摘の国、府の8割、との2割という計算には必ずしもならないということでございますので、御了承願いたいと思います。

- 20番(田中包治君) おかしいのと違いました。私の言うてることとちょっと合わない。これは国民的課題であり、国、自治体が責任をもって事業を行うということでしょう。それをやってくれなんなら、地方自治体は何ぼ金があっても足りませんよ。市長、どうするつもりですか。2割の起債ならわかる。借金は一般財源ですよ、どないしまんね。こんなでたらめな話あるかないか。国民的課題だと言い、地方自治体と国の責務だと言ってるのに、国が責任を果たさず、その分を地方自治体にかぶさってくる。一般園は、一般財源でつくってるが、どうなるんですか。実態と、あんた方が言うてる市民に対するアピールが相反する。なぜ国に働きかけないんですか。

- 市長(池田忠雄君) 田中議員さんの御質問の趣旨はよくわかります。われわれとしても、特別措置法が施行されて以降、その時点で国、府合わせて8割の補助金、残り2割は起債を含めて地方自治体ということで発足したのでございます。

しかし、過般来、私が御答弁申し上げておる趣旨からいたしまして、国、府の8割が現状では実現していないという大きな問題の中で、国に対して猛烈に運動もし、交渉、お願いをしてまいりました。実態に合わない、国の責任はどうなってるんだ、たてまえだけやってもらったら困る。ということについて、シビアに交渉も続けてまいりました。

そういう中で、超廻負担問題は、いわゆる起債分が多いということについて、10条の拡大をお願いしてきたところでございます。しかし、国のガードはなかなかかたいというのが現実の姿でございます。先般、3年延長とともに、衆参両院で地方自治体の財源負担を軽減せよ、実態を洗い直し、実態把握の中で適切な改善をしなければならない、こういう3項目の付帯決議をいただいてるわけでございまして、これらをテコにして、いま国に対して猛烈な運動を展開しているわけでございます。

御指摘ごもっともでございます。8割補助のうたい文句の中で、実態としては市民部長が申し上げましたように、6.5.6にしかなっておらず、残りが起債という点については問題の中で、これらもろもろの超過負担には、皆起債がからまってるわけです。この起債の救済措置をとることが10条の拡大であり、いま、国に対して交渉している趣旨でございます。今後とも、この件だけではなく、同和事業全体の問題として交渉を続けてまいる所存でございます。

- 20番(田中包治君) おかしいと思う。あんた方が特別措置法だ、措置法だと言ってるが、

法律には国も従わなければならないし、地方自治体も従わなければならない。しかし、国が勝手に法律をつくって従わなくてもええということはどういうことか。そうすると、あんた方はやはりこれは一般事業だという考え方で立って国が起債でいく、補助わ出さないから…。

この跡の土地を売ったら一般財源へ入るが、借金だけ残る、そうでしょう。こんな運営がありまっか。あんた方は当面の目的だけやって借金だけ残る、寄付金だと土地代では、あんた方は好きなことに使う、そういうことですか。公有財産を売って建てかえし、借金をする。それを一般財源で埋めていく、そうすればええということですか。こんなばかな話はないでしょり、だれが聞いたかてね。これが和泉市の財政運営だと言うんなら、破端させた方がましですよ、違いまっか。債務負担行為でもそうですよ。土地を買うが、その金は市の起債か何かになるんでしょう。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 債務負担行為についてお答え申し上げます。

本市の土地開発公社に対する債務保証 28億8,757万4,000円の元金及び利子についての御質問でございますが、この根拠につきましては、すでに3月議会で債務負担行為の議決を賜っております。その債務負担行為の表の中にございますように、学校用地の取得事業 11億8,84万1,000円、それから、環境改善整備事業用地の先行取得事業 22億2,094万3,000円がございまして、議決いただいてるわけでございます。

この事業につきましては、いわゆる翌年度以降において一般会計が補助金、起債、その他の財源でもって取得、買戻しをいたす措置を講ずるわけでございます。当然、翌年度以降で予算措置を議決願うわけでございますが、それに伴いまして、本市の土地開発公社が金融機関から資金の借り入れを行うについて、その元金及び利子について一般会計が債務保証を行うといった現行の制度に基づきまして、そういった債務保証の議決をいただいております。

今回、第2表で掲げさせていただいておりますように、環境改善整備事業用地の取得事業が4億4,000万円減額、28億8,757万4,000円ということで議決賜りたく存するわけでございます。

○ 議長（横田憲治郎君） 次。

○ 教育次長（広岡史郎君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

国府小学校の改築事業に伴う債務負担1億8,871万円につきましては、今回、現計予算に債務負担行為の追加補正でございまして、国の第1次補正の補助対象事業として実施しようとするものでございまして、53、54年度の4割、6割の事業に当たるものでございます。

公団がらみという御質問でございますが、補助金、起債以外の一般財源相当分を予定してお

りますけれども、これはあくまでも一時収入で、5年据え置き、年利6%の20年償還をお願いするもので、いわゆる公団関連資金の導入という形で考えております。これは54年度事業または55年度事業の中で、一般会計現計予算に補正するときにいろいろ操作してまいりたいと思ってるわけでございます。

- 20番(田中包治君) 確認しておきますが、1億7,376万5,000円の金は、改築するときには9億の中から取ることですね、それでよろしいですね、はっきりしてください。

それから、土地開発公社は、9月議会で20億の債務負担行為が決まってますわね、不良地の問題ですね。これにプラス28億余の金、合わせて48億ということですね。

- 財務部長(麻生和義君) 債務負担行為の南松尾小学校を御指摘されておりますが、先ほど教育次長がお答え申し上げましたように、建築工事費はあくまでも単年度、すなわち53年度で国庫補助対象になりました4割相当分が、53年度に現金支出を議決いただきて支出を行い、残金につきましては、来54年度において国庫補助対象になるということでございますので、この現金支払いにつきましては、来年度予算議決いただいた後、4月1日以降において支出を行う措置を講ずるものでございます。

それから、2点目の土地開発公社の9月のお話でございますが、あくまでも、この28億8,700万円につきましては、52年度までの開発公社の残高に加えることの53年度新規に開発公社が取得する資金の債務保証でございますので、御了承賜りたいと存じます。

- 20番(田中包治君) 私が言っているのは、債務負担行為1億8,000万円は、予算のときに9億の中から崩して、現金で一般財源から出すということでしょう。

もう一つは、53年度から56年度までの間は28億の債務負担行為をするということでしょう、前の20億は関係なくね。はっきり質問に答えてもらわんとわかれへん。

- 助役(坂口禮之助君) 私からお答えいたします。

前段の債務負担の内容につきましては、後で財務部長から詳細申し上げるといったしまして、国府小学校の予算並びに債務負担行為、それから、開発基金の9億との関連の問題についてお答えしたいと思います。

今回、国府小学校は53、54両年度にわたりまして増改築を行なう計画をいたしてございます。この財源につきましては、国庫補助金と、それに伴う国の起債をもって充てていきたいという基本的な考え方でございます。

ただ、供給公社よりいただいております9億につきましては、この中に導入をしない、こういう考え方でございます。と申しますのは、御承知のとおり教育債でございます。教育債の元利償還につきましては、一部地方交付税の中で償還財源を見ていただけるという利点がございます。

また、供給公社からいただきております9億円は、将来、もう1校増設する場合の資金としてカバーしておく必要があるということでございます。

今回、社会増の一部は、供給公社の府中団地に発生する児童の収容のことも考えて建築をいたしてございますが、いわゆる建築費に対する府の供給公社増に伴う負担分につきましては、その数などが確定した段階で別途、助成措置をいただく、9億以外にね、そういう考え方でございます。御了解を賜りたいと思います。

○ 20番(田中包治君) わかりました。あんた方はわしが言ったとおり、9億円は使わない、好きなところへ使う。そして、借金は借金で置いとくということでしょう。土地開発公社も同じ、どんどん借金をこしらえていく、はっきり言うたらね。わかりました。

○ 議長(横田憲治郎君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第69号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長(横田憲治郎君) 次に、日程第2「昭和53年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第70号

昭和53年度 和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

昭和53年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和53年12月19日 提出

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 出

(単位千円)

款		項	補 正 前 の 額	補 正 領	計
1. 総務費			112,963	5,198	118,161
	1. 総務管理費		28,768	1,258	30,026
6. 予備費	2. 徴収費		82,619	3,940	86,559
	6. 予備費		30,000	△5,198	24,802
歳出合計			30,000	△5,198	24,802
			2,791,272		2,791,272

国民健康保険事業特別会計歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 出

科 目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	区 分	金 額	
国 支	国 出 金	府 地 方 債	そ の 他					千円
① 総務費	112,963	5,198	118,161		5,198			
(1) 総務管理費	28,768	1,258	30,026					
1. 一般管理費	27,639	1,258	28,897		1,258	2. 給 料	713	給与改定等による追加
						3. 職員手当	170	給与改定等による追加
						4. 共 濟 費	375	給与改定等による追加
(2) 徴収費	82,619	3,940	86,559		3,940			
1. 徴収総務費	35,366	3,940	39,306		3,940	2. 給 料	1,144	給与改定等による追加
						3. 職員手当	2,157	給与改定等による追加
						4. 共 濟 費	639	給与改定等による追加
⑥ 予備費	30,000	△5,198	24,802			△5,198		

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分 金額		説 明
				国 支 出	府 地 方 債	そ の 他	一般財源	区分	金額	
(1) 予 備 費	30,000	△5,198	千円	24,802	千円		千円	△5,198	千円	千円
1. 予 備 費	30,000	△5,198	千円	24,802	千円		千円	△5,198	千円	千円
歳出合計	2,791,272		2,791,272							

国民健康保険事業特別会計

給与費明細書

(1) 総括

区分	職員員数	給与費			共済費	合計	備考
		報酬	手当	料金			
補正後	17人	千円 30,449	千円 20,474	千円 50,923	千円 7,920	千円 58,843	
補正前	17	28,592	18,147	46,739	6,906	53,645	
比較	0	1,857	2,327	4,184	1,014	5,198	
職員手当の内訳	扶養手当	45	時間外手当	1,592	期末勤勉手当	542	調整手当 148

一般職員一人当たり給与費の状況

区分	一人当たり給与費	初任給の状況
補正後	千円 2,995	S53年1月1日 高校卒 9,590円
補正前	千円 2,749	現在 大学卒 11,570円

区分	学歴	一般行政職
現 在	大学卒	11,570円
現 在	高校卒	8,970円
現 在	大学卒	10,810円

平均給料月額及び平均年令の状況

区分		一般行政職	
S 5 3 年 1 月 1 日	平均給料月額	1 4 0 1 5 3 円	
現 在	平均年令	2 9 歳 0 月	
S 5 2 年 1 月 1 日	平均給料月額	1 2 5 9 6 3 円	
現 在	平均年令	2 5 歳 7 月	

等級別職員数の状況

区分		一般行政職		区分		一般行政職	
S 5 3 年 1 月 1 日	現 在	1 等級	人	S 5 2 年 1 月 1 日	現 在	1 等級	人
		2 等級				2 等級	
		3 等級	2			3 等級	2
		4 等級	1 1			4 等級	8
		5 等級	4			5 等級	7
		計	1 7			計	1 7

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	備考
給 料	1,857	1 級与改定に 伴う増加分	1,193 千円	給与改定の状況 本年度 { 給料の改定期率 3.8% 給料改定実施時期 5・3年4月
		2 普通昇給に 伴う増加分	664	
職員手当	2,327	1 調整手当の 増減分	148	調整手当の支給率 補正後 { 支給対象職員数 支給率 8% 全地域 17人
			2.期末勤勉手 当の増減分	542
			3.その他の増 減分	1,637

- 議長(横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。
- 財務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました議案第70号「和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

人事院勧告に伴う給与改定により追加の必要が生じましたので、予備費より追加額の充当を図るべく措置し、御提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、第1条にございますように、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

今回提案申し上げましたのは、職員の給与改定等による追加でございまして、519万8,000円を計上し、全額予備費より充当いたすべく措置いたしてございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(横田憲治郎君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第70号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長(横田憲治郎君) 日程第3「昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 71号

昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和53年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるとところによる。

第2条 昭和53年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」といふ。）第2条第1項第4号中「382,000千円」を

「419,000千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
			入	出
第1款 水道事業収益	1,876,558千円	50,000千円	1,426,558千円	
第1項 当業収益	1,202,358千円	46,000千円	1,248,358千円	
第2項 営業外収益	174,100千円	4,000千円	178,100千円	
支				
第1款 水道事業費用	1,845,225千円	53,898千円	1,399,123千円	
第1項 営業費用	1,056,230千円	53,898千円	1,110,128千円	

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	4 9 5,5 0 0 千円	1 0 9,6 0 0 千円	6 0 5,1 0 0 千円
第1項 企 業 債	3 5 9,0 0 0 千円	4 4,0 0 0 千円	4 0 3,0 0 0 千円
第2項 工 事 負 担 金	9 3,0 0 0 千円	6 5,0 0 0 千円	1 5 8,0 0 0 千円
第4項 補 助 金	3 9,0 0 0 千円	6 0 0 千円	3 9,6 0 0 千円

支 出	第1款 資本的支出	第1項 建設改良費	第5条 予算第5条中起債の限度額「和泉上水道第8回拡張事業325,000千円」を「363,000千円」、「配水管整備事業18,000千円」を「10,000千円」に、配水管更生事業「16,000千円」を「30,000千円」にそれ改める。
第1款 資本的支出	6 2 1,2 4 9 千円	8 4,1 1 8 千円	7 0 5,8 6 2 千円
第1項 建設改良費	5 5 3,3 1 2 千円	8 4,1 1 8 千円	6 3 7,4 2 5 千円
第6条 予算第8条中職員給与費「390,678千円」を「401,159千円」に改める。			
第7条 予算第9条中「132,158千円」を「163,768千円」に改める。			
第8条 予算第9条の次に次の一条を加える。			
(継続費)			
第10条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。			

年 度	更 前 額	更 後 額			年 度	更 後 額	年 度	更 後 額	割 額
		總 額	年 度	割 額					
昭和 4 1 年 度	4 7,0 0 0	4 7,0 0 0	昭和 4 1 年 度	4 7,0 0 0	4 7,0 0 0	昭和 4 2 年 度	1 1 3,0 0 0	昭和 4 2 年 度	1 1 3,0 0 0
昭和 4 2 年 度	1 1 3,0 0 0	1 1 3,0 0 0	昭和 4 3 年 度	2 6,6 0 0	2 6,6 0 0	昭和 4 3 年 度	2 6,6 0 0	昭和 4 3 年 度	2 6,6 0 0
昭和 4 3 年 度	2 6,6 0 0	2 6,6 0 0	昭和 4 4 年 度	1 1 0,0 0 0	1 1 0,0 0 0	昭和 4 4 年 度	1 1 0,0 0 0	昭和 4 4 年 度	1 1 0,0 0 0
昭和 4 4 年 度	1 1 0,0 0 0	1 1 0,0 0 0	昭和 4 5 年 度	1 5 6,6 0 0	1 5 6,6 0 0	昭和 4 5 年 度	1 5 6,6 0 0	昭和 4 5 年 度	1 5 6,6 0 0
昭和 4 5 年 度	1 5 6,6 0 0	1 5 6,6 0 0	昭和 4 6 年 度	1 4 3,8 0 0	1 4 3,8 0 0	昭和 4 6 年 度	1 4 3,8 0 0	昭和 4 6 年 度	1 4 3,8 0 0
昭和 4 6 年 度	1 4 3,8 0 0	1 4 3,8 0 0	昭和 4 7 年 度	2 2 3,0 0 0	3,5 0 1,0 0 0	昭和 4 7 年 度	2 2 3,0 0 0	昭和 4 7 年 度	2 2 3,0 0 0
昭和 4 7 年 度	2 2 3,0 0 0	3,5 0 1,0 0 0	昭和 4 8 年 度	1 9 0,0 0 0	1 9 0,0 0 0	昭和 4 8 年 度	1 9 0,0 0 0	昭和 4 8 年 度	1 9 0,0 0 0
昭和 4 8 年 度	1 9 0,0 0 0	1 9 0,0 0 0	昭和 4 9 年 度	3 1 7,0 0 0	3 1 7,0 0 0	昭和 4 9 年 度	3 1 7,0 0 0	昭和 4 9 年 度	3 1 7,0 0 0
昭和 4 9 年 度	3 1 7,0 0 0	3 1 7,0 0 0	昭和 5 0 年 度	4 3 3,0 0 0	4 3 3,0 0 0	昭和 5 0 年 度	4 3 3,0 0 0	昭和 5 0 年 度	4 3 3,0 0 0
昭和 5 0 年 度	4 3 3,0 0 0	4 3 3,0 0 0	昭和 5 1 年 度	8 4 2,0 0 0	8 4 2,0 0 0	昭和 5 1 年 度	8 4 2,0 0 0	昭和 5 1 年 度	8 4 2,0 0 0
昭和 5 1 年 度	8 4 2,0 0 0	8 4 2,0 0 0	昭和 5 2 年 度	4 8 0,0 0 0	4 8 0,0 0 0	昭和 5 2 年 度	4 8 0,0 0 0	昭和 5 2 年 度	4 8 0,0 0 0
昭和 5 2 年 度	4 8 0,0 0 0	4 8 0,0 0 0	昭和 5 3 年 度	3 8 2,0 0 0	3 8 2,0 0 0	昭和 5 3 年 度	4 1 9,0 0 0	昭和 5 3 年 度	4 1 9,0 0 0

昭和 5 3 年 1 2 月 1 9 日 提 出

和泉市長 池田忠雄

1 収益的収入及び支出

昭和63年度水道事業会計予算実施計画

収 入

款	項	目	予定額(円)	備考
1. 水道事業収益			1,426,558	
1. 営業収益			1,248,858	
	1. 給水収益	1,170,576	水道料金及び量水器使用料	
	2. 受託工事収益	62,000	給水装置の新設、増設及び修繕並びに配水管移設等受託工事収益	
	3. その他の収益	15,782	材料売却収益並びに消火栓維持管理補償金及び設計審査、施工監査、材料検査、材料検査、申請、各種正明手数料	
2. 営業外収益			178,100	
	1. 加入金	159,000	新規水道加入金	
	2. 受取利息	2,600	預金利息及び有価証券利息	
	3. 稽収益	6,500	不用品売却及び配給水管破損弁償金等	
	4. 他会計補助金	10,000	一般会計補助金	
3. 特別利益			100	
	1. 過年度損益修正益	100	過年度損益修正益	
	1. 修正益			

支 出

款	項	目	予 定 額 (円)	備	考
1. 水道事業費用					
1. 営業費用					
	1. 原水及び淨水費	5 9 6,5 9 4	原水の取水並びに淨水の維持及び作業に要する費用		
	2. 配水及び給水費	1 2 7,8 3 9	配水、給水に要する費用		
	3. 受託工事費	6 2,0 0 0	受託工事に要する費用		
	4. 業務費	1 0 6,8 0 3	検針、調定、集金、その他業務の運営に要する費用		
	5. 給係費	7 6,8 7 6	事業活動全般に関連する費用		
	6. 減価償却費	1 3 4,5 0 6	固定資産の減価償却費		
	7. 資産減耗費	5 1 0	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損		
	8. その他の費用	5,0 0 0	材料売却原価		
2. 営業外費用					
	1. 支払利息及び企業債取扱賃費	2 8 7,6 4 5.	企業債の利息及び一時借入金利息		
	2. 雑支出	5 0	雑支出		
3. 特別損失					
	1. 過年度修正損	3 0 0	過年度損益修正損		
4. 予備費					
	1. 予備費	1,0 0 0	予備費		

2. 資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(円)	備考
1. 資本の収入			605,100	
1. 企業債			403,000	
	1. 企業債		403,000	第8回拡張事業並びに配水管整備事業及び 配水管更生事業債
2. 工事負担金			158,000	
	1. 工事負担金		158,000	配水管布設工事等負担金
3. 負担金			4,500	
	1. 他会計負担金		4,500	消防栓新設に伴う一般会計負担金
4.補助金			39,600	
	1. 国庫補助金		39,600	排水処理施設整備国庫補助金

支 出

款	項	目	予 定 領 (円)	備	考
1. 資本的支出					
1. 建設改良費			7 0 5 3 6 2		
	1. 事務費	3 1 8 7 8	第 3 回拡張事業に要する事務費		
	2. 拡張工事費	8 8 7, 1 2 2	第 3 回拡張事業に要する工事費		
	3. 改良工事費	8 8, 0 0 0	改良工事に要する工事費		
	4. 配水管整備費	1 0 9 2 5	配水管整備事業に要する工事費		
	5. 光明台水道建設費	6 7, 4 1 8	光明台水道施設建設費		
	6. 配管更新費	8 1, 0 0 0	配水管更新事業に要する工事費		
	7. 営業設備費	2 1, 0 8 2	営業に係る諸資産購入費		
2. 企業債償還金		6 7, 9 3 7			
	1. 企業債償還金	6 7, 9 3 7	企業債の元金償還金		

昭和 58 年度水道事業会計資金計画

(単位 千円)

区分		当年度予定額		区分		当年度予定額	
受入	資本金	支払	資本金	支払	資本金	支払	資本金
1. 事業収益	2,815,868	1,218,558	1. 事業費	1,259,107			
2. 前年度未収金	116,727	116,727	2. 前年度未払金	16,983			
3. 企業負担金	515,000	515,000	3. 建設費	766,106			
4. 工事費	158,000	158,000	4. 企業償還金	67,937			
5. 負担金	4,500	4,500	5. 一時借入金返済	68,000			
6. 捕入金	53,500	53,500	6. 前受金払出	10,000			
7. 一時借受金	65,000	65,000	7. 預り金返済	7,000			
8. 前預り金	10,000	10,000					
9. 預り金	7,000	7,000					
10. 繰越資金	82,583	82,583	差引	8,735			

細明費與給

總括

区分		学歴	事務員	技術員	
初任給の状況	53年1月1日現在	高校卒	95,900円	95,900円	
	52年1月1日現在	大学卒 高卒卒	115,700円 89,700円	115,700円 89,700円	
平均給料月額及び平均年令の状況	53年1月1日現在	平均給料月額 平均年令	161,958円 37歳	175,480円 34才	
	52年1月1日現在	平均給料月額 平均年令	138,210円 36才	148,200円 33才	
備考		区分	事務員	技術員	
昭和53年1月1日現在		1等級 2等級 3等級 4等級 5等級	3人 1人 7人 8人 20人	1等級 2等級 3等級 4等級 5等級	2人 2人 2人 1人 16人
等級別職員数の状況		1等級 2等級	3人 1人	1等級 2等級	2人 2人

考

備

昭和 52 年 1 月 1 日現在

3 等級	8 人	3 等級	24 人
4 等級	8 人	4 等級	9 人
5 等級	19 人	5 等級	17 人

2. 給料及び手当等の増減額の明細

区分	増減額 円	増減額の増減事由別内訳 円	説明	備考
給 料	5,648	1. 給料改定に伴う 賃加分 7,089	給与改定の状況 補正後 [給与改定率 3.8% 給与改定実施時期 58年4月]	
		2. 普通昇給に伴う 賃加分 3,160	平均昇給率 4.1%	(昇給期) 昇給期別職員数 4月 0人 7月 35人 10月 20人 1月 16人

			職員数の異動状況	
			(現在在職する職員数) (その他) (計)	
			補正後 92人 補正前 94人 増減 △2人 採用、退職の状況等 退職 1人	92人 94人 △2人 0人 0人 0人 1人
			特殊勤務手当の状況	
			(1 人平均月額)	
			補正後 事務員 4,000円 補正前 事務員 4,000円	4,000円 4,000円
手 当 等	△ 367	1. 特殊勤務手当の 増減分	65	
		2. 期末勤勉手当の 増減分	1,636	給与改定による 増額分
		3. その他の増減分	△ 1,938	調整手当、扶養 手当、時間外勤 務手当、管理職 手当、通勤手当、 住居手当、後間 勤務手当

継続費に関する調査書

款項	事業名	全体会計			前年度末までに支払義務発生(見込)額	当該年度支払義務発生(見込)額	翌年度支払総額に対する進捗率予定期額	備考
		年割額	年割額	企業債				
		41	47,000	43,000	4,000	46,958	46,958	1.3% 通次繰越 67 円
		42	113,000	107,000	6,000	42,142	42,142	1.2 " 70,925 円
		43	26,600	26,000	600	76,720	76,720	2.2 " 20,805 円
		44	110,000	109,000	1,000	129,780	129,780	3.7 " 1,025 円
		45	156,600	145,000	11,600	154,956	154,956	4.4 " 2,669 円
		46	148,800	127,000	16,800	145,675	145,675	4.2 " 794 円
		47	223,000	210,000	9,890	3,110	119,723	119,723
1資本的支出	建設改良費	48	190,000	175,000	15,000	290,960	290,960	8.3 " 3,111 円
	第3回上水道拡張事業	49	317,000	302,000	15,000	264,284	264,284	7.6 " 55,827 円
		50	433,000	396,000	37,000	469,995	469,995	3.4 " 104,071 円
		51	842,000	815,000	27,000	793,918	793,918	2.2 " 66,914 円
		52	480,000	459,000	21,000	418,238	418,238	1.2 " 128,881 円
		53	419,000	363,000	56,000	547,681	547,681	1.5 " 1 5.6
		計	3,501,000	3,277,000	24,890	199,110	2,953,086	547,681.3,501,000 1.0 0

昭和53年度水道事業予定貸借対照表

(昭和54年3月31日)

資産部

(単位 千円)

1. 固定資産
(1) 有形固定資産

4. 土地物

建物減価償却引当金
270,650

25,519

245,131

6. 構築物
機械及び装備
機械減価償却引当金
631,837

455,307

3,267,170

7. 建物
機械及び装備
機械減価償却引当金
158,583

473,254

473,254

8. 車輌
車輌減価償却引当金
34,464

89,947

89,947

9. 車輌
車輌減価償却引当金
9,929

5,298

5,298

下・工具器具及び備品
工減器具償却引当金
手・建設仮勘定

29,489
14,166
15,323

1,240,084

有形固定資産合計

(2) 無形固定資産

1. 水利権
260
2. 電話加入権
91

無形固定資産合計

(3) 投資

1. 投資有価証券
投資合計

-371-

2. 流動資産
固定資産合計

(1) 現金預金
(2) 未収金
(3) 保管有価証券
(4) 勘定歳差品

8,735
208,000
2,300
156,900

5,659,624
5,659,624

135
135

5,660,110

流动資産合計 債金
資差合負定當債

3. 固定引

(1) 借

固定負債合計
(1) 一時借入金

(2) 前受金

(3) 預り預り金

(4) 預り担保有価証券

13721

流动負債合計
資本
債負部

3. 流動引
(1) 17,196

4. 流動動債
(1) 530,000
(2) 44,409
(3) 19,835
(4) 2,300

17,196
5,894,835

流动負債合計
資本
債負部

110,803

613,740

5. 資本
(1) 自己資本
(2) 借入資本

資本	業合計	債
1. 企資	本金余額	
6. 剩資	本利補助金	
(1) 資本	餘額	
1. 國庫	補助金	57,448
2. 府口	負擔金	9,778
3. 工事	負擔金	17,454.95
4. 負債	負擔金	3,000
5. 受贈財產	評估額	6,037.2
	資本剩餘金合計	1,903,093
(2) 欠損金		
1. 繼越欠損金	年度未處理欠損金	485,986
當年度欠損金	純利益合計	27,435
當年度欠損金	資本合計	458,551
當年度欠損金	資本合計	1,444,542
當年度欠損金	資本合計	5,281,095
當年度欠損金	資本合計	5,894,835

3,716,750	3,716,750
3,836,553	3,836,553
57,448	57,448
9,778	9,778
17,454.95	17,454.95
3,000	3,000
6,037.2	6,037.2
1,903,093	1,903,093

昭和53年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1. 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	前回迄の 累計額	補 正 予 定 額	計	各 目 次		(単位 千円)
						節	金額	
1. 水道事業収益			1,876,558	50,000	1,426,558			
	1. 営業収益		1,202,358	46,000	1,248,358			
2. 受託工事収益	2. 受託工事収益		16,000	46,000	62,000	受託工事収益	46,000	受託工事収益追加
	2. 営業外収益		174,100	4,000	178,100			
	1. 雑収益		2,500	4,000	6,500	雑収入	4,000	雑収入追加

支 出

款	項	目	前回累計額	補正額	計	各項目明細		
						節	金額	備考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		1,345,225	53,898	1,399,128			
	1. 原水及び淨水費		1,056,230	53,898	1,110,128			
	1. 原水及び淨水費	591,842	4,752	596,594	給料	2,213	給料追加	
	2. 配水及び水給	124,879	2,960	127,839	手当	580	手当等追加	
	3. 受託工事費	16,000	46,000	62,000	法定福利費	1,959	法定福利費追加	
	4. 業務費	104,060	2,743	106,803	給料	1,281	給料追加	
	5. 給保費	79,433	△ 2,557	76,876	手当	704	手当等追加	
					法定福利費	975	法定福利費追加	
					請負工事費	46,000	請負工事費追加	
					手当	△ 684	手当等更正減	
					法定福利費	1,280	法定福利費追加	
					給料	△ 960	給料更正減	
					手当	△ 1,950	手当等更正減	
					法定福利費	358	法定福利費追加	

2. 資本的収入及び支出

人 收 入

款	項	目	前回迄の 累計額	予定額	正計	各		備考
						節	F. 金額	
1. 資本的収入			495,500	109,600	605,100			
	1. 企業債		359,000	44,000	403,000			
		1. 企業債	859,000	44,000	403,000	企業債	44,000	企業債追加
	2. 工事負担金		93,000	65,000	158,000			
		1. 工事負担金	93,000	65,000	158,000	工事負担金	65,000	工事負担金追加
	4. 补助金		89,000	600	39,600			
		1. 国庫補助金	89,000	600	89,600	国庫補助金	600	国庫補助金追加

支 出

款	項	目	前回累計額	補正額	正額	計	各 級 目 明 備 考	
							節	金額
1. 資本的支出	1. 建設改良費		621,249	84,113	705,362			
	2. 拡張工事費		553,312	84,113	637,425			
	3. 改良工事費		350,122	37,000	387,122	請負工事費 材料費	22,000 15,000	請負工事費追加 材料費追加
	4. 配水管整備事業費		48,000	40,000	88,000	給料費 手當	8,600 9,600	給料費追加 手當追加
	5. 光明台水道施設建設費		19,000	△ 8,075	10,925	請負工事費 材料費	△ 5,075 △ 3,000	請負工事費更正減 材料費更正減
	6. 配水管再生事業費		67,280	188	67,418	給料費 手當	107 23	給料費追加 手當追加
						法定福利費	58	法定福利費追加
						請負工事費	13,000	請負工事費追加
						材料費	2,000	材料費追加

○ 議長(横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。

○ 水道部長(田中 稔君)

それでは、ただいま上程されました昭和53年度水道事業会計補正予算(第1号)について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回、補正いたしますのは、一般会計と同様、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行う職員の給与費とその他の経費並びに資本収支につき若干補正の必要が生じましたので、補正せんといたすものでございます。

内容について申しますと、第2条は、主要な建設改良事業であります和泉上水道第3回拡張事業の本年度事業費3億8,200万円を4億1,900万円に改めるものでございまして、第4条及び第5条並びに第10条と相関連いたすものでございます。

次に、第3条は、収益的収入及び支出について補正するもので収入につきましては、第1項営業収益において、住宅公団光明池団地開発に関連する受託工事収益4,600万円及び第2項営業外収益において、配給水管等破損弁償金外で400万円をそれぞれ追加するものであります。

以上の結果、補正後の水道事業収益は14億2,655万8,000円と相なるものでございます。

一方、支出につきましては、第1項営業費用において、職員給与費合計789万8,000円、受託工事収益追加に伴う請負工事費4,600万円、合計5,389万8,000円追加し、補正後の水道事業費用13億9,912万3,000円といった次第であります。

次に、第4条でありますが、予算第4条に定めた資本収支について、収入において第1項企業債4,400万円、工事負担金6,500万円、補助金60万円をそれぞれ追加し、補正後の資本的収入を6億510万円といったものでございます。

また、支出面につきましては、建設改良費で8,411万3,000円追加するものでございますが、その内訳としましては、企業債の追加に伴う工事費を拡張工事費で3,700万円、配水管更生工事費で1,500万円それぞれ追加し、配水管整備事業におきまして807万5,000円減額し、さらに、工事負担金追加に伴う工事費として、改良工事費で職員給与費も含めて4,000万円、光明台水道施設建設費で給与費18万8,000円をそれぞれ追加し、補正後の資本的支出を7億536万2,000円といったものでございます。

次に、第5条でございますが、予算第5条に定めております起債の限度額を変更するものでございまして、前述いたしました企業債の追加により、第3回拡張事業3億2,500万円を3億6,300万円に、配水管整備事業1,800万円を1,000万円に、配水管更生事業1,600万円を3,000万円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第6条は、予算第8条に定めた職員給与費でありまして、今回の追加補正により、職員

給与費の額 3 億 9 6 7 万 8,000 円を 4 億 1 1 5 万 9,000 円に改めるものでございます。

次に、第 7 条は、予算第 9 条に定めた棚卸資産の購入限度額 1 億 3.2 1 5 万 3,000 円を、今回の補正により、1 億 6.3 7 5 万 8,000 円に改めるものでございます。

次に、第 10 条において、予算第 9 条の次に 1 条を追加し、第 10 条として、継続費の総額及び年割額を変更しようとするものであります。

総額につきましては、34 億 6,400 万円を 35 億 100 万円に改め、年割額を次のように変更するものであります。すなわち企業債の追加に伴い、昭和 53 年度の年割額 3 億 8,200 万円を 4 億 1,900 万円に改めるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、これらの詳細につきましては、77 ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいまして、原案御可決下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第 71 号を原案どおり可決決定いたします。



- 議長（横田憲治郎君） 日程第 4 「昭和 53 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

昭和 53 年度和泉市病院事業会計補正予算(第 1 号)

第1条 昭和 53 年度和泉市病院事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるとところによる。

第2条 昭和 53 年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条第 1 号中「201床」を「303床」に、同条第 2 号中「620

50人」を「62300人」に、「106326人」を「120500人」に、同条第 3 号中「358人」を「405人」にそれぞれ改める。

第3条 予算第 3 条に定めた収益の収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
入			
第1款 病院事業収益	1,411,374千円	1,545,35千円	1,565,909千円
第1項 医業収益	1,339,95千円	1,536,55千円	1,493,650千円
第2項 医業外収益	3,0899千円	880千円	3,1779千円
出			
第1款 病院事業費用	2,055,839千円	1,43,828千円	2,199,667千円
第1項 医業費用	1,728,013千円	1,64,158千円	1,892,171千円
第2項 医業外費用	3,27526千円	△2,0330千円	3,07196千円

第4条 予算第 8 条中職員給与費「978,795千円」を「1,064,256千円」に改める。

第5条 予算第 10 条中たな卸資産の購入限度額「466,653千円」を「536,045千円」に改める。

昭和 53 年 12 月 19 日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画
 収益的収入及び支出
 収入

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益			1,411,374	1,545,35	1,565,909	
1. 医業収益			1,339,995	1,536,55	1,493,650	
	1. 入院収益	858,261	866,39	894,900		
	2. 外来収益	413,400	111,600	525,000		
	3. その他収益	68,334	5,416	73,750		
2. 医業外収益		80,899	880	31,779		
	1. 受取利息配当金	1,300	50	1,350		
	5. その他医業外収益	1,200	830	2,030		

支 出

(単位千円)

款	項	目	既決予定期額	補正予定期額	計	備考
1. 病院事業費用			2,055,839	1,438,28	2,199,667	
1. 医業費用			1,728,013	1,641,58	1,892,171	
	1. 給与費	978,795	85,461	1,064,256		
	2. 材料費	445,947	66,870	512,817		
	3. 経費	164,463	11,827	176,290		
2. 医業外費用			327,526	△20,330	307,196	
	1. 支払利息及び 企業販取諸費	315,867	△20,330	295,537		

昭和53年度和泉市病院事業会計資金計画

区分		当年度予定額		区分		当年度予定額	
受入	資金	3,875,368	千円	支払	資金	3,835,364	千円
医業外	収益	1,257,000		医業	費用	1,645,019	
医業	収益	1,509,0		外業	費用	3,061,96	
出	資金	7,262,6		建設	改良	4,34,640	
他	計	1,359,4		企業	償還	2,1,083	
企	補助	3,84,330		看護	賃借	1,23,3	
国	補助	1,093		特例	割賦	4,0,480	
一	時	1,700,000		一時	借入	1,200,000	
繰	未収	1,62,435		繰越	未払	8,6,713	
預	金	1,00,000		預り	金	1,00,000	
特	別	4,0,480		差引		4,0,04	千円
前	期	1,28,720					
11.							

給与費明細

1. 総括

区分	一般職員数	給				法定福利費	合計
		報酬	給料	賃金	手当		
補正後 損益勘定 支弁職員	272人	49,629千円	482,085千円	350千円	408,987千円	941,051千円	1,23,205千円 1,064,256千円
補正前 損益勘定 支弁職員	234	36,206	452,396	350	378,611	867,563	111,232 978,795
比 較	38	13,423	29,689	0	30,376	73,488	11,973 85,461
<hr/>							
手当の内訳	調整手当	40,541千円	通勤手当	15,819千円	時間外勤務手当	20,663千円	
	扶養手当	7,654	期末手当	16,866	宿直手当	2,612	
	管理職手当	17,047	勤勉手当	47,629	夜間勤務手当	4,019	
	特殊勤務手当	6,741.9	住居手当	6,363	児童手当	20	
	退職給与金	11,165	育児休業給	170	合計	408,987	
	一般職員1人当たり給与費の状況						
区分		1人当たり年間給与費					
補正後		3,418千円					
補正前		3,686千円					

初任給の状況

区分	学歴	医療職(一) (医師)	医療職(二) (医療技術員)	医療職(三) (看護婦)	医療職(三) (准看護婦)	行政職 (事務員)	行政職 (労務員)
53年1月1日 現	高卒	—	—	—	102,200 円	95,900 円	85,000 円 ~ 95,900 円
在	大卒	193,600	116,800	118,400	—	115,700	91,900 ~ 105,400
52年1月1日 現	高卒	—	—	—	95,700	89,700	79,700 ~ 89,700
在	大卒	180,800	109,000	110,600	—	108,100	86,000 ~ 98,500

平均給料月額及び平均年齢の状況

区分	医療職(一) (医師)	医療職(二) (医療技術員)	医療職(三) (看護婦)	医療職(三) (准看護婦)	医療職 (事務員)	行政職 (事務員)	行政職 (労務員)
53年1月1日 現	平均給料月額	282,213 円	171,246 円	166,291 円	133,672 円	178,845 円	149,814 円
在	平均年齢	37歳2月	32歳7月	38歳1月	29歳4月	34歳0月	40歳1月
52年1月1日 現	平均給料月額	258,979 円	152,648 円	151,061 円	124,564 円	173,678 円	141,316 円
在	平均年齢	36歳7月	31歳4月	38歳6月	29歳0月	35歳6月	40歳6月

考

備

等級別職員数の状況

区分	医療職(-)			医療職(=)			医療職(=)			医療職(=)			行政職(准看護婦)			行政職(事務員)			行政職(労務員)		
	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	
53年1月1日 現在	特	1	特	1	2	特	1	4	特	1	1-甲	1	1-乙	1	1-甲	1	1-乙	1	1-甲	1	
	1	7	1	3	1	9	1				2		1		2						
	2	12	2	7	2	7	2			3		5		3							
	3	8	3	8	3	20	3		3	22	4	6		6		4		10			
	4	1	4	4	4		4		4	30	5	6		6		5		18			
		計	23	計	24	計	34	計	52	計	52	計	22	計	22	計	22	計	28		
	特	1	特	1	2	特	1	2	特	1	1-甲	1	1-乙	1	1-甲	1	1-乙	1	1-甲	1	
	1	5	1	2	1	4	1				2		1		2						
	2	10	2	6	2	6	2			3		5		3							
	3	3	3	8	3	10	3		3	15	4	5		5		4		9			
52年1月1日 現在	4		4	4	4		4		4	20	5	3		3		5		16			
		計	19	計	23	計	22	計	35	計	18	計	18	計	18	計	18	計	25		

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減額の増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考																					
				給与改定の状況 改定率 3.8%	給与改定の実施時期 昭和53年4月1日																				
給 料	29,689	1. 給与改定に伴う増加分 16,547																							
	2.	普通昇給に伴う増加分 4,847		平均昇給率 3.3% 昇給期別職員数																					
				<table border="0"> <tr> <td>{</td> <td>4月</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7月</td> <td>53人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10月</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1月</td> <td>36人</td> </tr> </table>	{	4月	0人		7月	53人		10月	29人		1月	36人									
{	4月	0人																							
	7月	53人																							
	10月	29人																							
	1月	36人																							
	3.	その他増加分 8,293	新陳代謝等による増減分 8,293	職員数の異動状況 (現に在職する) <table border="0"> <tr> <td>{</td> <td>補 正 後</td> <td>245人</td> <td>（その他）</td> <td>(計)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補 正 前</td> <td>183人</td> <td>272人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>増 減</td> <td>62人</td> <td>51人</td> <td>234人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>△24人</td> <td>38人</td> </tr> </table>	{	補 正 後	245人	（その他）	(計)		補 正 前	183人	272人			増 減	62人	51人	234人				△24人	38人	
{	補 正 後	245人	（その他）	(計)																					
	補 正 前	183人	272人																						
	増 減	62人	51人	234人																					
			△24人	38人																					
				採用退職等の状況 (採用) (退職)																					
				補正後(見込) 補正前(見込)	56人 13人																				
				補正前(見込)	33人 2人																				

手 当	30,376	1. 特殊勤務手当の増減分	特殊勤務手当の状況(1人平均月額)							
		5,291	(単位円)							
			区分	医 師	看護婦	准看護婦	医療技術員			
			補正後	112,517	11,093	12,553	7,675			
			補正前	111,842	16,030	11,681	15,652	12,628	6,417	
2. 期末勤勉手当の増減分		9,693								
3. その他の増減分		15,392	扶養手当・調整手当・退職給与金・住居手当等							

昭和53年度和泉市病院事業予定貸借対照表

(昭和54年3月31日現在)

(単位千円)

資産 資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

1. 土地	物	1,53,236
2. 建物	物	2,641,956
3. 構築物	物	95,550
4. 車両	金	2,947
5. 器械及び備品	金	925
6. 建設仮勘定	金	3,330
	合計	1,491
	合計	628,742
	合計	117,295
	合計	511,447
	合計	2,630
	合計	3,217,580

有形固定資産合計

(2) 無形固定資産	権	券	金
1. 電話	加入資	付	計
(3) 投資	資	合	計
1. 投資有価証券	貸付		
2. 長期貸付			
投資	合	計	
固定資産合計			
2. 流動資産	預金	金品	金
(1) 現金	収	歳	金
(2) 未収	支	持	金
(3) 貯金	前払	資	計
(4) 前払			
流動資産合計			
資			

2,347

7,215
8,801

16,016

3,235,943

305,297

3,541,240

3 固定負債	債	金	資本
(1) 特例			本
(2) その他固定負債			自己
固定負債合計			本
4 流動負債	金	金	金
(1) 一時借入金			
(2) 未払			
(3) その他流動負債			
1. 預り金(共済基金)	3,100		
2. 預り金	1,0065		
その他流動負債合計	1,3,165		
流動負債合計			
負債合計			
5. 資本	本	本	本
(1) 自己資本			

負債の部		資本の部
202,480		
15,401		
217,881		
1,700,000		
116,300		
3,100		
1,0065		
1,3,165		
1,829,465		
2,047,346		
334,177		

(2) 借入資本金合計

1. 企資本金合計

6. 剩余金

(1) 資本剩餘金

1. 府補助金

(2) 利益剰余金

(當年度純損失)

當年度未處理欠損金

利益剰余金合計

剩余金合計

資本合計

負債資本合計

3,101,398

3,435,575

1,118

(633,758)

1,942,799

△1,942,799

△1,941,681

1,493,894

3,541,240

昭和53年度和泉市病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

収 入

(単位千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	各項目明細		
					節	金額	備考
1. 病院事業収益		1,411,374	154,585	1,565,959			
1. 医業収益		1,339,995	153,655	1,493,650			
1. 入院収益	858,261	36,639	894,900		入院収益	36,639	注射料追加 処置料追加 検査料追加 X線料追加 手術料追加 その他追加 計
2. 外来収益	413,400	111,600	525,000		外来収益	111,600	初診料追加 再診料追加 10,732
							4,218

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細 備 考		
					節	金 額	
					投薬料追加	17,344	
					注射料追加	1,405	
					処置料追加	8,031	
					検査料追加	53,894	
					X線料追加	11,657	
					その他追加	4,319	
					計	111,600	
3. その他医業収益	68,334	5,416	73,750				
					新生児介護料追加	5,000	
					分娩材料等保険外収益	416	
					計	5,416	
2. 医業外収益							
1. 受取利息	30,899	880	31,779				
	1,300	50	1,350				
					預 金 利 息	50	預金利息追加 50
5. その他医業外収益	1,200	830	2,030				
					その他の医業外収益	830	ブルム定着座薬充填等追加 830

(単位千円)

支 出

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	各項目明細				考
					節	金額	備	備	
1. 病院事業費用		2,055,839	143,828	2,199,667					
1. 医業費用		1,728,013	164,158	1,892,171					
1. 給与費		978,795	85,461	1,064,256					
					(給料)	29,689			
					医師	△ 2,194			
					看護婦	5,239			
					准看護婦	14,478			
					技術員	8,188			
					事務員	4,949			
					給員	△ 971			
					(手当)	24,211			
					医師	2,847			
					看護婦	4,106			
					准看護婦	12,266			
					技術員	3,112			
					事務員	4,754			
					給員	△ 2,874			

(報酬)			
嘱託医師	13,423		
当直医師	6,999		
嘱託看護婦	3,180		
	3,244		
法定福利費	11,973	建康保険負担金追加 互助会補給金追加 共済組合負担金追加 計	7,072 2,564 2,337 11,973
退職給与金	6,165		
2. 材料費	445,947	66,870	512,817
薬品費		49,686	注射薬追加 外用薬追加 武薬他追加 計
診療材料費		15,826	X線フィルム追加 カルテ及び処方箋追加 綿花、ガーゼ等衛生材料追 加 計
医療消耗品備		1,358	病棟用医療器具追加 1,358

3. 経費	164,463	11,827	176,290			
				消耗品費	688	事務用品等追加 688
				消耗品費	1,834	病棟用備品追加 外来用備品追加 計 1,834
				光熱水費	4,442	電気使用料追加 ガス使用料更正減 計 6,522
				賃借料	2,623	准夜勤看護婦タクシー借上 料追加 2,623
				通信運搬費	2,240	電話料追加 郵便料追加 計 2,240
				3. 医業外費用	327,526	△20,330 307,196
				1. 支払利息及び企業債取扱詰費	315,867	△20,330 295,537
						企業債利息更正減 △ 24,600 一時借入金利息追加 4,060 企業債手数料及び取扱費追 加 計 210
						△ 20,330

- 議長(横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長(平野誠蔵君) 昨年末の新館竣工に続きまして、本館の改造工事並びに看護婦宿舎の増設工事を進めてまいりまして、現在、そのほとんどを完了いたしました。目下のところ、し残しの一部塗装仕上げと外部の整備工事を実施中でございますが、年内には完了し、予定いたしました病院の整備事業は、本年度をもって完結いたす運びでございます。

事業の進行にあわせまして、本年度の前半には新館201床を運営いたしまして、10月16日には本館3階44床を開き、残っております本館の2階58床についても新年の早期に開くよう、目下、看護婦確保を進めておるところでございます。非常にむずかしい状況の中で、事業がこのように無事に完結に近づき得ますことは、ひとえに議会の絶大なる御支援のおかげでございます。今後とも御期待に沿いますよう、内容の充実向上に努力して参りますので、何とぞ一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

それでは、53年度病院事業会計補正予算案を御説明申し上げます。95ページです。

今回の第1号補正は、本館の102床の開設にあわせまして年度前半の実績を元にいたしまして、収益的収支全般に調整を行わせていただきました。あわせて職員の給与改定費を措置いたしたものでございます。

補正予算第2条の業務の予定量でございますが、病床数を201床に本館102床を加えて303床とし、年間の患者数は、入院6万2,050人を6万2,300人に、外来10万6,326人を12万500人にそれぞれ改めるものでございます。当初の予定に対しまして、入院250人外来患者1万4,174人の増加見込みでございまして、これらの1日平均患者数は、入院で170人と当初と変わりませず、外来は358名から47人増の405人と相なります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。収入では、医業収益1億5,365万5,000円、医業外収益88万円、合計1億5,453万5,000円の追加。支出の方では、医業費用1億6,415万8,000円の追加、医業外費用は2,033万円の更正減額、差し引き1億4,382万8,000円の追加でございまして、補正後の収支の予定額は、医業収益14億9,365万円、医業外収益3,177万9,000円。支出では、医業費用18億9,217万1,000円、医業外費用3億719万6,000円と相なりまして、これらの医業収支の差し引きで3億9,852万1,000円、また、医業外の収支では差し引き2億7,541万7,000円といずれも大幅な欠損でございまして、両方を合わせました経常的損益におきましては、6億7,393万8,000円の欠損見込みでございます。

経常的な損益は、52年度以上に欠損額が増大しておりますが、事業関係の支払い利息の急増によりまして、医業外の収支におきましても巨額の欠損を生ずることが大きな原因となっており

ます。明年度から事業起債の一部の元利償還が本格化いたしますので、一層むずかしい状況に向かうことが予期されております。

当面、改善目標としております医業収支につきましては、減価償却費が従来の1,500万円台から1億8,000万円に増加したことが欠損金増大の大きな要素でございまして、不良債務額につきましては、前年度52年度より減少いたしておりまして、また、医業収入に対する医業費用の収支比率あるいは医業収益に対しまする給与費比率、経費比率等の分析指標はよくなりつつありますので、収支均衡に向けて今後も努力を尽くす所存でございます。

追加の内容につきましては、給与費、材料費、経費等いずれも経常的な費用の追加でございまして、給与費につきましては、年度内に採用を予定しております25名相当分の医師、看護婦等の給与並びに職員の給与改定費等の追加でございます。

また、材料費につきましては、薬品購入費、診療材料購入費、経費につきましては、電力料、電話料、夜勤明け看護婦帰宅用タクシー借り上げ料のそれぞれの追加でございます。

また、医業外費用の更正減額につきましては、企業債利息で2,460万円の更正減額、一時借入金利息4,270万円の追加、差し引き2,033万円の更正減額でございますが、これは金利の引き下げと、事業資金の調達を起債前借りないし一時借入金より手当し、長期企業債への借り入れは、後期にずらした事情によるものでございます。

予算第4条につきましては、流用について議会の議決を必要といたします職員の給与費の額。また、第5条につきましては、たな卸資産購入限度額につきまして、予算の補正に伴いまして、それぞれの金額を改めるものでございます。

なおまた、今回の補正におきましては、最初に申し上げましたように、事業が完結に近づきまして、ほとんどの支払い額なり起債額が決定しておりますので、資本的収支並びに継続費についても今回、あわせて補正を行うべきところでございますけれども、新看護婦宿舎用地等に充てるために一部取り壊しました建物の起債の残額につきまして、繰り上げ償還等の一時の問題が整理中でございますので、これらを整理いたしまして次回補正といたしたい考へてございますので、その辺何とぞよろしく御了承方お願い申し上げます。

以上、大変簡略でございますが、補正予算の概要を御説明申し上げました。

なお、97ページ以下に付属書、参考資料等を添付申し上げておりますので御参照賜りまして、何とぞ十分御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

- 議長(横田憲助郎君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番(直村静二君) 第5条のたな卸資産購入限度額約7,000万円の追加の内訳は何ですか。112ページでは材料費が出ておりますが、その辺の内訳だけちょっと。

- 議長（横田憲治郎君） 答弁。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 材料費では、確かに 6,687 万円ですが、次の経費で 1,182 万 7,000 円の追加補正をお願い申し上げております。一部消耗備品等におきまして、その残額が含んでおります。
- 21番（直村静二君） たな御資産は、減価償却に入るやつと入らんやつが出てますね。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 1 件 1 万円未満の消耗品的なものは入らないことになってございます。
- 21番（直村静二君） 注射、薬は消耗品と違いまんのんか。たなたな御に入るのんと違いますか。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） 申しわけございません。実は、償却資産との食い違いがございまして、確かに貯蔵品、薬品なりの材料費は、全部貯蔵品としてたな御資産に入ります。1 件 1 万円と申しましたのは、償却資産のこととて大変失礼いたしました。
- 21番（直村静二君） これだけ買つたらいいける、回転できるということですね。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） はい。
- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認め、議案第 72 号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（横田憲治郎君） 日程第 5 「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
 - 議案を朗読させます。
 - (市会事務局長朗読)

議案第 66 号

和泉市當住宅条例の一部を改正する条例制定について

和泉市當住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 53 年 12 月 19 日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第
号

和泉市當住宅条例の一部を改正する条例(案)

和泉市當住宅条例(昭和35年和泉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中幸第二団地の項の次に次のように加える。

旭第二団地	〃	旭町144番地
-------	---	---------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

市當住宅の管理範囲を明確にするため、新設の住宅を同範囲に加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 66 号参考資料

和泉市営住宅条例の一部改正(案)新旧対照表

新

(設置等)

第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名稱及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
横山住宅	和泉市北田中町185番地の1
坊城川住宅	" 佐太町一丁目9番1号～25号
繁和住宅	" 繁和町718番地

(中 各)

幸 地	幸町22番地の1
王子第一団地	" 王子町188番地の1
王子第二団地	" 王子町103番地
幸 第二団地	" 幸町138番地
旭 第二団地	" 旭町144番地

旧

(設置等)

第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名稱及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
横山住宅	和泉市北田中町185番地の1
坊城川住宅	" 佐太町一丁目9番1号～25号
繁和住宅	" 繁和町718番地

(中)

幸 地	幸町22番地の1
王子第一団地	" 王子町188番地の1
王子第二団地	" 王子町103番地
幸 第二団地	" 幸町138番地
旭 第二団地	" 旭町144番地

日

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（林 徳次君） ただいま御上程いただきました議案第 66 号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

本市環境整備事業の一環といたしまして、従来から取り組んでおります改良住宅の一部がこのたび完成いたしましたので、その名称及び位置を定めたく、御提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、条例第 1 条第 1 項の表がございまして、その末尾に名称「旭第二団地」、位置は「和泉市旭町 1 4 4 番地」を加えたく存するものでございます。

なお参考までに、このたび完成いたしました住宅は、1 棟 18 戸でございます。

なお、28 ページ以下に参考資料を添付しておりますので、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 28 番（坂上國治君） ちょっとお尋ねしますが、この参考資料の中に横山住宅、坊城川住宅、繁和住宅とあるわけですが、現在、和泉市の市営住宅はこれだけですか、ほかにもあるんでしょう。これだけ見たら、和泉市の市営住宅はこれだけしかないかのように思うのは当然でしょう。伯太の自衛隊の下にもあるので、これは明確にしていただきたい。

このことに関連してちょっと申し上げたいんですが、昔の舞小田線、現在の大坂岸和田南海線、その道路にひっかかるということで空き家になった、その時点ですね。それが全部そのままで置いたるわけですよ、貸しもしないでね。ところが、市の方では、建築許可の申請があれば、その道路の敷地内でどんどん 58 条で建てさせているわけです。そうすると、大坂岸和田南海線というものは、幻の道路としか考えられないと思う。いかにも 58 条で鉄筋の建物が建てられないとしても、木造であっても、一たん家が建ったら、なかなか 3 年や 5 年や 10 年で取り壊せらるんなら、私は許可はしないと思う。

その時点では、住宅難で市民が現在困っている中で、家を空き家にしたままで貸しもせんと置いてある。これらについて、市長は一体どない考えてるんか。自衛隊の下の公務員住宅というのがある。何とか貸してやってくれ、と言っても、貸すことはできないと空き家のままでほってある。近々のうちに道路事業を進めるんなら話はわかるんですけど、事業の予定地に 58 条でどんどん許可を出しているんです。そこらをどうお考えになってるんか、この際ひとつお聞きしておきたい。

前段で申し上げたように、いろいろ各方面に相当な市営住宅がある。横山住宅、坊城川住宅、これらは古い住宅ですが、これだけをここへ明記してね、普通やつたらこんなもの書かんと、今度新たにつくるやつだけ書いたらええと思う。ところが、同じ市営住宅でありながら、ここへ書

いてあるところと書いてないところ、どういう理由で差別したのか。できるだけ差別をなくさないかんという時点ですね。黒鳥にも大きな住宅があります。昔からあるやつも全部書いておきなさいよ。その辺、一遍明快に答弁してください。

○ 議長(横田憲治郎君) 理事者答弁。

○ 参与(林 徳次君) 御質問の第1点でございますが、確かに御指摘のとおり、市営住宅条例の第1条の表は、横山住宅から23のそれぞれの住宅名称が定められてございます。あくまでも、参考資料掲示という形で簡略させていただくといった意味しかございませんので、真中に(中略)という表示で明示したわけでございまして、今後、こういった資料の掲示につきましては、本文にございますとおり掲示したいと存じますので、よろしく御了承願いたいと思います。深くおわびいたします。

○ 28番(坂上國治君) いま(中略)と言うが、市民が見たときに、しかば、上の三つは代表的なもんですか。どこから、何から拾ってここへ載せたんか、説明してもらわなかん。全体ここに入れるところがなかったら、もう一枚書使うてもええんと違うんか。ほかにたくさんある和泉市の住宅を載せんで、これだけふえます、ということならわかるんです。何のために(中略)としたんか、何が原因か。紙を仕末するためにやったんか、ずぼらでしたんか。黒鳥にもあれだけ大きな住宅がある。せやから、大きいところから拾ったのか。もし、きっちり書いたら、先ほど言うたように、そういう公務員住宅の問題も出てくるであろう。せやから、議員をどまかにはこうしたらええんと違うかと考えてやったんか、そこらしかないとと思う。

参与、あんたがやってくれたらええが、わしの納得のいく答弁をようせんやろう。はっきり申し上げておきますが、現在、25名の議員がおりますが、皆市民から選ばれた代表です。市長もそうです。そこで特別職、助役、収入役、教育長、現在お見えになってる監査委員さん、この方々は、議会の同意を受けてやってる方、だから責があると思う。しかし、こういうことを各部課長に責任を持たす市長の政治姿勢はなってないと思う。これは責任はないと思うよ、各部課長には。しかし、責任はないが、この方々がなかつたら行政をやっていけない。それをうまいこと指導するのはあんた方の立場や。それを何でも私は知りません、と逃げようとする。それで(中略)と書いたんやないか。筋通して一遍説明してください。説明せん限り、後で全部明記して全部に配らな、こんなもんではあかんぜ。

それと公務員住宅の問題。何のために開発から許可をおろして家を建てさせ、一方では、住宅難で入る家がなくて市民が困ってるんです。私はいつも市長に言うように、先見の明というものは、石にけつますかんと歩くために目をあいてるんど違う。5年、10年先を見通していくのが政治家の先見の明です。それがなくて、ちょうど市長のやり方はぶんぶんと一緒に壁に突き当た

る前にカーブしたら見えのに、何も知らんと壁へ突き当たって落ちたらしまい、一寸先きが見えないことでは、私は、12万市民の頭に立ってやってるりっぱな政治家とは言えんと思う。一遍はっきり得心のいくように説明してください。

- 参与（林 徳次君） 納得のいく説明が部長段階ではできないのではないかという、非常に厳しい御指摘がありました。恐れ入ります。ただ、私どもの気持といたしましては、ここに出席させてもらつて以上、精いっぱい御納得のいくよう努力していきたいと思いますので、以下説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

まず、第1点の表の（中略）の問題でございますが、いろいろ伯太住宅の問題とか、紙を仕末するためにやつたんかとか、数点の理由を挙げて御指摘をいただきましたが、大変恐縮ですが、私ども、そういう意図はございませんので、旭団地をつけ加えるのが1番末尾になるので、たまたま前段と後段だけ記載させていただいたわけでございます。資料といたしましては、わずか23行でございますので、扱いといたしましては軽卒でございました。この程度の資料でございますので、一覧表として正確に掲げるのが当然と存じます。おわび申し上げ、よろしく御了承願いたいと思います。

それから、第2点の伯太改良住宅の空き家の件でございますが、御指摘の大坂岸和田南海線は、大阪府施行となっております計画街路で、一時かなり進捗する時期がございました。それぞれの該当区域に対しましては、特に公共事業が張りついておりますところに対しましては、近々に、数年後には、明け渡さなければならぬであろうといったことが、大阪府との協議でもたれた経過がございます。その当時の判断のまま現在に推移しております。特に数年前には、第1工区といふことで桑原地区等の説明会がもたれ、たまたま景気後退で事業も後退しております。そういう情勢の変化に対応した判断も、いまの時点ではすべきであろうと私も存じます。

以上、私の存する範囲の経過でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 28番（坂上國治君） あんたのは通り一遍の答弁やと思う。何年前から53条の家を建てさせてるんか、もう大分長いですよ。1年や2年と違いますよ。ということは、現在の市営住宅のところへ道が通らんということでしょう。一たん計画した真中へ建築許可を与えとるんです。

現在、本市では非常に財政難ということで困っている状態の中で、私は市長に聞きたい。鉛筆1本、紙1枚でも仕末せよとなるが、別に必要なものは仕末する必要はないと思う。落書きするんやつたらやめてもらわぬいかんけど。市の業務のために一生懸命にやって鉛筆減るんやつたら仕末せんでもええと思う。だから、そうしたところを貸して多少でも家賃があがるところがあるのに、そこへ目をつけんと、これは家賃をもらえるんと違うんですか。先見の明というのはそこにあるんじゃないかな。困ってる人に貸したるのが親心と違いますか。家というの、空き家に

しておいたらよけい傷みますよ。入って掃除してもらい、風を通じてこそ長もちする。そこらをもうちょっと考えてほしい。

しかし、これをどうします、こうします、ということは、部長、参与では答弁はできないと思う。市長の方針によって決めることやから、あんたでは満足な答弁はできませんと言ってる。現在、同和事業で団地は建ってるが、伯太あたりは建ててくれない。皆が困ってるわけや。そこらを肝に銘じてほしいと思います。そこで、こういう住宅をどうしていこうとするのか、お考えがあつたらひとつ市長から聞きたいと思うんです。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ坂上議員さんから御指摘をいただき、とりわけ岸和田南海線にからむ公務員住宅の空き家の問題でございます。先ほど、林参与からお答えいたしましたように、オイルショックによる府財政の悪化により足踏み状態の中で空き家になって過ぎてきたという点につきましては、非常に問題もありかと思います。御指摘ごもっともでございます。林参与と十分相談いたしまして、府とも協議いたしまして処置させていただきたいと思います。

○ 28番（坂上國治君） 相談して、と言いますが、相談する必要はないのんと違いますか。この際御希望があれば入居させたい、ということぐらいね。いま、1年に何回か抽せんしてやってるんでしょう。次々と当たってる人があると思う。それを早く消化するために入れたらええんと違いますか。入っておれば文句はこないが、空いてるのになぜ入れんのか、いろいろ問い合わせがあるんです。部長と相談せんでも、あんたがわかりました。そうします、とね、あんた、そんなことぐらいよう言えまへんのか。

○ 市長（池田忠雄君） 御指摘はごもっともですが、担当セクションがございますので、率直な話、岸和田南海線とのからみで用地買収の中で処理したという経過がございまして、それがおくれていることの中で、いまの御指摘が出てまいってると思います。岸和田南海線の見通しの問題もあろうかと存じ、現課と協議して善処したいとお答えさせていただいたのでございまして、議員さんの意を体して処置に当たってまいりたいと思います。

○ 28番（坂上國治君） その答弁はなってない。私は前段であんたに言うてある。53条で敷地内に家が建ってるんですよ。見通しがあるもないも、府知事が認めてる。府がやってる府道でしょう。つかんのは明らかなので、そこへ家を建てさせてるんです。それをセクションと相談してと、セクションから一遍答弁してみなさい。1プラス1は何ぼ、子供でもわかったる。それと同じ質問ですよ。市長や部長でなくても、平の職員でもそのぐらいのことははっきり言えると思います。それを部長や参与、市長という人が、相談せなよう答弁せんようやつたら、えらい気の毒やが、大きな顔して、わしは市長です、参与です、と言うてもらいたくないと思う。

あの路線やるんだから買収に協力せよということで、わしもせんと走り歩きました。そのあげ

く協力してくれなかつた家がまだ相当あります、そこが申請して分家建てたりして、不法建築やない、ちゃんと府の認可を得て建つてます。その時点で、まだ府道がつくんかつかんのかわからぬといふことでは困りますよ。林参与、あんたらはようわかってるやろう。許可受けて家を建てたら、2年や3年で取り除かないといかんのやつたら許可しませんやろう。それがどんどん建つてゐるのに、片方は空き家ではある。どうするんか、と言つたら、即刻市民の皆さんで入つてもらつよう前にいたします。といふ答弁ならわかるが、いちいちセクションと相談してと。そんなもん、相談する必要はないやないか。

参与も参与や、あんたが、わかりました、そりします、とね、市長がよう言わんのなら、あんたが言うたらええ。そのぐらいのことは言うてもかまわんと思う。市長が頼りにしている参与やつたら、もうちょっとはつきりしてもらわぬいかん。係長でもそのぐらいの返事はようする。部長を越えて参与といふ肩書がついたら、そのぐらいのことは言うでもらわんと困ります。

わしの言い方はちょっときついかもしけんが、もうちょっとしっかり何事も踏まえてやってもらわんと、ここへ並んでるのはひな壇の人形と違う。市民から選ばれてちゃんと当選させてもらうて並んでるんです。それをこま化そうといふ根性があるからいろんな問題が起きてる。だから赤裸々にガラス張りで、何事にもぶち当たって相談するぐらいの気持でやってもらつたら、私は、いまの苦しい財政問題等々も皆さん方の御協力を得られると思う。ところが、何とか議会中はうまいことこまかして、それさえ済んだらわしら用はないんやという軽い考えがあるんやないか。常にそり思つてるので、議会軽視といふ形につながつてると判断してます。もう一遍はつきりと空き家の問題についても答弁してもらわんと、相談してと言っても、一致点を見なんだらあかんねんやからね、はつきり答弁してくれますか。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘いただき、恐れ入ります。決して議員さんが御指摘のような、議会に対する理事者の姿勢ではございません。いろいろと行き届かない点は多々あろうかと存じますが、御指摘を胸にいただいて今後の市政運営に当たつてしまひりたい、このように存じます。

なお、先ほどからの関連の御質問の中でも、いわゆる伯太の公務員の住宅問題につきましては、率直な話、行政セクションで現課がある関係で私は申し上げましたが、現課から十分実情を聞いて前向きで善処させていただきます。

- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第6号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（横田憲治郎君） 日程第6「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」と日程第7「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第67号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「8,000円」を「9,000円」に、「2,300円」を「2,700円」に、「5,000円」を「5,500円」に改める。

第25条第2項中「100分の200」を「100分の190」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の等級 号 級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
1	—	—	—	104,200	90,500	—
2	178,800	151,300	126,700	109,400	94,600	74,400
3	185,800	157,700	132,400	114,700	99,100	76,600
4	192,900	164,200	138,100	120,700	104,200	79,000
5	201,200	171,500	144,700	126,700	109,400	81,400
6	209,700	178,800	151,300	132,400	114,700	84,300
7	218,200	185,800	157,700	138,100	120,700	87,400
8	227,100	192,900	164,200	144,700	126,700	90,500
9	236,000	201,200	171,500	151,300	132,400	94,600
10	245,000	209,700	178,800	157,700	138,100	99,100
11	254,600	218,200	185,800	164,200	144,100	104,200
12	264,600	227,100	192,900	170,800	150,100	109,400
13	274,600	236,000	200,000	177,400	156,100	114,700
14	285,000	245,000	207,300	184,100	162,100	120,100
15	295,700	254,000	214,700	191,000	168,000	125,400
16	306,400	262,800	222,100	198,000	173,900	130,700
17	317,100	271,600	229,500	205,100	179,900	136,000
18	327,800	280,400	237,000	212,200	185,900	141,200
19	338,000	289,000	244,500	219,800	191,700	145,900
20	348,200	297,400	251,900	226,200	197,400	150,400
21	357,600	305,200	259,300	233,100	203,000	154,900
22	366,200	311,300	266,500	239,700	208,100	159,300
23		317,400	273,700	246,800	218,100	168,700
24		321,700	279,400	251,400	216,700	167,700
25			285,100	256,400	220,000	171,600
26			289,000	260,000	223,100	175,400
27			292,800	263,600	225,600	179,000
28			296,600	267,200	228,000	182,100
29				270,800	230,400	185,100
30					232,800	187,400
31						189,700
32						191,900
33						194,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級 号 級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	365,600	264,200	201,900	—	120,800
2	375,300	273,100	210,800	175,900	128,000
3	385,000	282,000	219,700	184,500	135,200
4	394,700	290,900	228,600	193,100	142,400
5	404,600	299,800	237,500	201,900	150,700
6	414,500	308,500	246,400	210,700	159,100
7	425,200	317,200	255,300	219,500	167,500
8	436,200	325,600	264,200	228,300	175,900
9	447,200	334,000	273,100	237,100	184,300
10	458,200	342,400	282,000	245,900	192,600
11	469,200	350,800	290,900	254,700	200,900
12	480,200	359,100	299,100	262,200	207,800
13	490,900	367,800	307,300	269,700	214,500
14	501,600	375,500	315,500	276,700	221,200
15	512,000	382,400	323,700	283,700	227,900
16	522,400	389,300	331,900	290,700	234,600
17	532,300	396,000	339,500	297,700	241,200
18	542,000	401,700	347,000	304,700	247,800
19	550,600	406,500	354,500	311,700	253,800
20		411,300	360,800	317,600	258,200
21			367,100	323,500	262,500
22			371,400	328,800	265,600
23			375,700	332,500	
24				336,200	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	208,400	157,700	116,700	92,900	-
2	217,200	164,400	122,300	97,200	76,700
3	226,200	171,200	127,900	101,800	79,200
4	235,800	178,800	133,500	106,500	81,900
5	244,400	185,800	139,100	111,400	85,200
6	253,500	192,900	144,800	116,300	88,600
7	262,400	200,000	150,900	121,400	92,300
8	271,400	207,800	156,400	126,500	96,800
9	280,400	214,700	162,400	131,500	100,800
10	289,000	222,100	168,400	136,500	105,300
11	297,400	229,500	174,400	141,500	110,500
12	305,200	237,000	180,300	146,200	116,300
13	311,300	244,500	186,200	150,800	121,400
14	317,400	251,900	192,100	155,400	126,500
15	323,500	259,300	197,800	159,900	131,500
16	327,800	266,500	203,500	164,300	136,500
17		273,700	209,000	168,400	141,500
18		279,400	214,300	172,300	146,200
19		285,100	218,100	176,100	150,800
20		289,000	221,600	179,700	155,400
21		292,800	224,900	182,700	159,900
22		296,600	227,400	185,000	164,300
23			229,900	187,800	168,400
24			232,300	189,500	172,300
25					176,100
26					179,700
27					182,700
28					185,000
29					187,800
30					189,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定める
ものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職務の等級 号 級	特1等級 給料月額	1等級 給料月額	2等級 給料月額	3等級 給料月額	4等級 給料月額
1	176,700	—	118,800	89,600	82,300
2	183,000	138,600	123,700	98,500	86,000
3	189,700	144,500	128,700	97,500	89,600
4	197,000	151,300	133,700	101,500	93,400
5	204,300	158,000	138,100	105,800	97,800
6	212,100	164,800	143,100	110,100	101,300
7	219,900	171,800	148,100	114,500	105,500
8	228,300	178,800	153,100	118,400	109,700
9	236,700	185,800	158,100	122,800	113,900
10	245,300	192,900	163,100	126,800	118,100
11	254,000	200,000	168,100	130,900	122,300
12	262,800	207,300	173,100	135,000	126,500
13	271,600	214,700	178,000	139,100	130,600
14	280,400	222,100	182,900	143,100	134,700
15	288,700	229,500	187,800	147,100	138,800
16	296,700	237,000	192,300	151,000	142,800
17	303,900	244,500	196,800	154,900	146,800
18	311,100	251,900	201,300	158,800	150,700
19	317,200	259,300	205,800	162,300	154,600
20	321,500	266,500	210,300	166,000	158,300
21		273,700	214,300	169,600	162,000
22		279,400	218,300	173,100	165,700
23		285,100	222,300	176,500	169,200
24		289,000	224,800	179,600	172,700
25		292,800	227,300	182,200	175,900
26		296,600		184,800	179,100
27					181,700
28					184,300

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和53年4月1日から適用する。
- 昭和53年12月1日在職する職員（同月に支給する期末手当がない職員で市長が定めるものを除く。）に対して同月及び昭和54年3月に支給する期末手当に関する新条例第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の200」と、「100分の50」とあるのは「100分の40」とする。昭和53年12月1日在職していないが、同条第1項後段の規定により昭和53年12月に期末手当を支給される者に係る当該期末手当並びに同月に同条及びこの項の規定による期末手当に相当する給与を支給され引き続き職員となり昭和54年3月に期末手当を支給される者のうち市長が定めるものに係る当該期末手当についても、同様とする。
- 職員が改正前の和泉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和53年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、新条例（期末手当については、新条例第25条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。
- 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定その他の事情にかんがみ、本市の一般職の職員についても、これに準じて、給料月額を改定し、並びに扶養手当及び期末手当の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第67号参考資料

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
（扶養手当）	（扶養手当）
第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。	第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
2. 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親	2. 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親

新	旧
族とする。	族とする。
(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
(2) 満18歳未満の子及び孫	(2) 満18歳未満の子及び孫
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母	(3) 満60歳以上の父母及び祖父母
(4) 満18歳未満の弟妹	(4) 満18歳未満の弟妹
(5) 不具廃疾者	(5) 不具廃疾者
3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については <u>9,000円</u> とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ <u>2,700円</u> （職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については <u>5,500円</u> ）、他の扶養親族については1人につき1,000円とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については <u>8,000円</u> とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ <u>2,300円</u> （職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については <u>5,000円</u> ）、他の扶養親族については1人につき1,000円とする。
(期末手当)	(期末手当)
第25条 略	第25条 略
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の190</u> を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の200</u> を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の

新	旧
期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
〔表〕 略	〔表〕 略
3 略	3 略
別表第1 略	別表第1 略
別表第2 略	別表第2 略

議案第68号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「退職し」を「失職し」に改め、同条第2項中「退職」を「失職」に、「100分の260」を「100分の250」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和53年12月1日から適用する。

2 昭和58年12月1日在職する議長、副議長及び議員に対して同月及び昭和54年8月に支給する期末手当に関する新条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の250」とあるのは「100分の260」と、「100分の50」とあるのは「100分の40」とする。昭和58年12月1日在職していないが同条第1項後段の規定により昭和58年12月に期末手当を支給される者に係る当該期末手当についても、同様とする。

理由

一般職の職員の給与改定の趣旨等にかんがみ、議会議員に対する期末手当の支給割合を変更する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第68号参考資料

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>第5条 議長、副議長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。これらの基準日前1月以内に、任期が満限に達し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については</p>	<p>第5条 議長、副議長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。これらの基準日前1月以内に、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満限、辞職、退職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき報酬の月額に、基準日が3月1日である場合については</p>

新	旧
<p>100分の50、6月1日である場合について 100分の190、12月1日である場合については<u>100分の250</u> を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合においては任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受けける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>〔表〕 略</p>	<p>100分の50、6月1日である場合について 100分の190、12月1日である場合については<u>100分の260</u> を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受けける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>〔表〕 略</p>

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（西川喜久君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第67号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第68号「和泉市議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由及び内容の御説明を申し上げます。先に議案第67号から説明申し上げます。

本年8月11日、入事院は国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与を平均3.8%引き上げるよう勧告いたしました。それを受けまして10月21日関係法令の改正が行われ、本年4月1日にさかのぼって同勧告どおり給与改定が行われました。また、各地方自治体におきましても、これに準じて給与改定を行うべく順次、条例改正を行っております。本市におきましても、この勧告の趣旨、労働情勢等にかんがみまして、同改定に準じて給与改定を行う必要がありますので、ここに条例案を御提案申し上げる次第でございます。

次に、内容の御説明を申し上げます。第18条第3項の改正は、扶養手当の月額を改定するものでございまして、配偶者に係る者8千円を9千円に、配偶者以外の扶養親族のうち2人までに係る者2千3百円を2千7百円に、そのうち職員に配偶者がいる場合の一人に係る者5千円を5千5百円にそれぞれ改めるものでございます。

第25条第2項の改正は、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の10引き下げ、100分の190とするものでございます。

別表第1及び別表第2の改正は、行政職給料表及び医療給料表を全面的に改正し、全職員の給料月額を改善するものでございます。

以上申し上げた給与改定による改善を入事院方式で算出いたしますと、行政職給料表適用職員の一人当たり平均月額は、給料で5千736円、手当で404円、その他で491円、合計6千631円、率にいたしまして3.81%の改善となるものでございます。

附則でございますが、第1項では、この条例は、公布の日から施行し、改正後の新条例の規定は、昭和53年4月1日にさかのぼって適用することといたしております。

第2項は、期末手当の経過措置を定めるものでございまして、12月に支給する期末手当の支給割合の0.1カ月分引き下げを本年分についても適用しますと、給料月額の引き上げが少ない関係上、すでに支給した額より新条例による額の方が少なくなりますので、本年12月1日に在職して同月の期末手当を支給された者及びこれに準ずる者に対する本年12月の期末手当の支給割合は従来どおり2カ月分とし、それを調整するために、明年3月の期末手当の支給割合を0.1カ月引き下げ、0.4カ月分とするものでございます。

附則第3項は、昭和53年4月1日以後に支払われた給与は、新条例及び附則第2項の規定による給与の内払とみなすもので、また、附則第4項は、新条例への切りかえのその他の細部については、市長が別に定めるものといたすものでございます。

以上、議案第67号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第68号「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の御説明を申し上げます。

ただいま申し上げましたように、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げるここと及び他の諸事情にかんがみまして、市議会議員の期末手当の支給割合につきましても変更する必要がありますので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

その内容でございますが、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の10引き下げて100分の250とするとともに、あわせて規定の整備をいたすものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の新条例は、本年12月1日にさかのぼって

適用するものとし、あわせて本年12月及び明年3月に支給する期末手当について、一般職の職員におけると同様の経過措置を講ずることといたしております。

以上、簡単でございますが、議案第67号及び第68号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第67号及び議案第68号を原案通り可決決定いたします。



- 議長（横田憲治郎君） 日程第8「工事請負契約締結について」（昭和53年度府中北幹線築造工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第57号

工事請負契約締結について

昭和53年度府中北幹線築造工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 昭和53年度府中北幹線築造工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 104,400,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務 |

6 工期 自昭和年月日(議決の日)

至昭和54年3月20日

7 契約保証金 5,220,000円

8 保証人 和泉市伯太町四丁目13-39

白川建設株式会社

代表取締役 白川健一

議案第57号参考資料

昭和53年度府中北幹線築造工事概要

1 工事場所 和泉市肥子町地内

2 工事種別 管路施設

3 構造 工事延長 196,80m

管体延長 2,000% 194.40m

推進延長 2,000% 188.70m

マンホール 2ヶ所 発進杭 1ヶ所

到達坑 1ヶ所 付帯工 1式

○議長(横田憲治郎君) 提案理由の説明を願います。

○参与(林徳次君) ただいま御上程いただきました議案第57号「工事請負契約締結について」(昭和53年度府中北幹線築造工事)につきまして、提案の理由と内容の御説明を申し上げます。

本件は、都市下水路事業といたしまして、府中地区の浸水防止並びに生活環境整備のため、昭和49年度に事業の認可を受けました。以来、工事を進めておるものでございますが、今年度も引き続き施行いたしたく御提案申し上げた次第でございます。

契約内容につきましては、指名競争入札によりまして、契約金額1億4,40万円、契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役竹内務、工期につきましては、御議決の日から昭和54年3月20日までといたしたく存ずるものでございます。

なお、工事の概要是9ページの参考資料のとおりでございまして、肥子町2丁目の北野鉄工所の前から肥子町1丁目、府中病院前を通り突き当たりまで延長196.8メートルの管路を推進工法によって施工しようとするものでございます。よろしく御審議の上、可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(横田憲治郎君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番(直村静二君) 参考資料に赤い線が入ってますね。百何メートルかね。市長にお願いしたいのは、たばこ屋のところまで一挙にやってもらえば、ほんまに助かるということを前に言いました。これは頭の中に入れてやってもらいたいと思います。これをきっちりとお願いしたい。それを早くしどかんと、整備関係とか交渉するときにね、早くすれば、非常に都合がいいと思います。

さて、竹内努が契約の相手方で保証人が白川健一と挙がってるんですが、お聞きしたいのは、竹内務氏は現在どうなってるの。もう判決がおりて無罪なら無罪となってるんか。また、保証人の白川建設、私は白川という名字は知っておりますが、この健一という人はどうなってるんですか。公判にかかってるんか、かかってないのか、その辺ひとつ先にお答え願いたい。

○ 議長(横田憲治郎君) 答弁。

○ 参与(林徳次君) お尋ねの件でございますが、現在、いずれも公判が継続されておると聞いております。

それから、白川建設につきましては、事件の当該者は、当時の営業部長ということでございます。

○ 21番(直村静二君) 白川氏は本人ではなく、当時の営業部長が公判にかかっているという、この人は社長ということですか。

○ 参与(林徳次君) はい。

○ 21番(直村静二君) 市長ね、卒直に言って、この竹内務氏を入札から外してもらいたいという気持があります。どうしたらやめさせができるか、ちょっと教えてほしい。指名業者を外すとしたらどうしたらいいか、そのお知恵をひとつお答え願いたい。

○ 参与(林徳次君) ちょっと御趣旨のほどは正確に判断しかねるのですが、業者としての営業行為をやめさせることができるのは知事でございまして、許可権の取り消しといった措置が必要かと存じます。許可権の取り消しがない限り営業はできるということでございます。ただ恐らく和泉市での、という御趣旨ではないかと思いますが、それにつきましては和泉市内で登録され、市内業者でも相当数登録されているわけでございますが、その中の取り扱いとなりますと、はなはだむずかしい問題があると思います。

○ 21番(直村静二君) あんたは事務的に答てるんです。私は市長に聞いてる。どないしたらやめてもらえるんかな、そういう方法があるんなら教えてほしい。いまのお答えは府の許可権の問題でしょう。

○ 市長(池田忠雄君) ちょっとむずかしい御質問だと思います。いろいろと遺憾なことがございまして、それなりに指名停止の措置もとったわけでございます。停止措置が解除しました

後の業者の取扱いにつきましては、林参与が答えたことでございまして、そうした措置はむずかしいと存じます。

○ 21番(直村静二君) 私があなたに答えてほしかったのは、この人は、あなたの顔に泥を塗ってだと思う。あなたが公正な同和行政をやると言ってるのに、あなたの片腕のような人でしょう。市同促の副会長でしょう。そういう人が贈賄容疑で逮捕されて公判中でありながら、9千万円以上の工事請負契約に堂々と出てくるのは、市長の顔に泥を塗ってると思う。あなたの公正な公約に泥を塗ってる。だから、どうしてやめさせてくれるんか、と言ったら、あなたの答えはどうもできないと。方法としては、あなたの方から自粛してもらいたいと言えば、市長権限ですから答えが出てくるんじゃないですか。議会の議決に係る9千万円以上のものについては、自粛してもらいたいと言えば聞いてくれるんやないですか。聞いてくれなかつたら、私の顔に泥を塗ったんやから、和泉市全体の市同促副会長の委嘱は取り消します。という措置もとれるんやないですか。そんなことはゆめゆめ考えたことはないんですか。先ほどの林参与の答弁は事務的なものです。あなたは長ですから、単に法律の問題じゃなく、和泉市行政の姿勢を問われると問題としてね、和泉市の同和行政に泥を塗ったんです。こんな案件が出て来て審議するのは恥ずかしいといった気持から言ってる。

7件出てきてるが、私はピックアップしたが、竹内務氏が3件で7億5千万円、保証人が白川、福本、奥野とある。榎並というのが2件で2億1千万円、保証人が戸内、戸内、小野林1件で2億1千万円、奥野が1件2億2千8百万円、この保証人が竹内となって。こういう公判中の入、大高建設の奥野、この前の議会でもそれなりに問題になりましたが、公判中の業者が保証人に上がってくる。この配分は、竹内氏が3件で、あと榎並が2件、小野林、奥野が1件ずつ。そうすると、お互いに保証人のし合い、詰合でしょう。こうなると、次は国府はだれが取るか、ここに載ってない戸内か福本となってくる。榎並は同建業者だから入れる。竹内は同和の業者だが、北幹線へ、と話しきはできた。お互いにこういう談合でね。

だから、私がもう一つ言いたいのは、ここで竹内を外しても、同和地区内で小野林とか他の業者が一部入ってますから、何も支障を來しません。同建業者の竹内務氏を外したら、同和地区内の事業が進まんということになりませんわな。竹内さんは北幹線まで出て来てる。見た目には、竹内建設を外しても、別に事業の進捗に支障を來さないという観点にもなってます。こういうつまらない、人から疑惑を受けるような人がぬくぬくと出てくるというのは、市長の政治姿勢からいって、どうやってこれをやめさせてもらえるんかと聞いてるんです。少なくとも、判決があるまでは、議会にかかる9千万円以上のものは遠慮してもらひなさい、と言ってるんです。9月何日ですか、解除して早速上代伏尾線ですか、やってますわな、そして、市同

促の副会長という半公職についてるのに、事件を起こしても、3ヶ月たつたら元へ戻ってしまうという例をつくってしまう。この点明快に答弁してください。

この竹内務氏、私に何回もいやみを言いに来ました。「お前だけや、文句言うな」とね。その点でも、本当に本人にも自粛してもらいたい。業者としてどうのこうのやなく、市同促副会長たる半公職の立場にありながら事件を起こしてる。本人が辞職しなければ、市職が委嘱してるんやから取り消してもうらええ。その姿勢がなくて、どうしてあなたの口で言つてることが実行できるか、どこで喰い違ひをとめていくんか。明快な御答弁を願いたい。

- 市長（池田忠雄君） 直村議員さんの御質問の要旨いろいろございますが、私の顔に泥を塗ったとか片腕とかの御発言がございましたが、卒直な話、何ら関係のないことございますので、念のため申し上げておきたいと思います。

なるほど解放同盟和泉副支部長であるということの意味はございますが、何ら片腕とかどうとかは、何ら関係もないということだけは、はっきり申し上げておきたいと思います。

なお、業者の扱いのお話がございましたが、機関でいろいろ論議した上、一定の指名停止の措置もとり、その後のこうした請負契約でございまして、結果的に落札されたということの意味合いでございます。これをどうせよということについては、むずかしいことでございますので、その点はひとつ御理解を賜りたいと存じます。

なお、市同促の副会長につきましては、市同促の協議会でも、公判の判決がおりていらない時点で、そうした措置はとりがたいという一つの御意見ございました。したがって、いま即座にやめよとかについては、その時期ではないと思っております。

- 21番（直村静二君） 私の言葉の揚げ足をとったようですが、解放同盟の副支部長で、あなたが窓口1本で委嘱してるんです。しかも、今までの経過から言えば、重要な同建業者ですからその意味で片腕的になり得ると言つてます。あなたの顔に土で泥を塗ったということではなく、公正な同和行政というあなたの公約に対して泥を塗ったと言つてます。何ら関係がないと言うが、それは思わないですか。あなたも市会議員やつた、政党の一員だったので、私の言う意味は十分わかるはずだと思ってるんですがね。機械的なそんなお答えではなく、むずかしいなら、どこが一体むずかしいのが、そこを聞きたい。あなたの政治姿勢として、自粛してくれとよう言わんのかと聞いてる。ただ、むずかしいと逃げられると、前から言ってるように、行政の主体性、あなたの政治姿勢からいって、あなたのいま発言しようとするのは大きな問題ですよ。

これが問題なくいくのでは、私は非常に暗い感じがするんです。しかし、遅まきながらも改善する気持があるならば、自粛の方向で、9千万円以上は今後遠慮してもらいたい。あなたが委嘱している市同促の副会長はみずから遠慮したらどうか。判決がまだ出ておらない、疑わしきは罰

せず、しかし、疑わしき場合もストレートでいいとは言えない、両方あるんじゃないですか。あなたも、決していいとは思ってないでしょう。そこは知恵をしぼって自粛してもらいたい。その方が市民に対して非常にきれいにいけると思う。そうでないと、政治的なあなたの基本姿勢にかかってくる。今後の行政に関係してくる。むずかしいというだけではあかんのと違いますか。その辺の改善措置について、あなたの気持を聞かせてもらいたいと思います。他の議員さんの質問もあるでしょうし、いまは北幹線の件だけで、また、個々の問題も出てきますが、まず、あなたの基本姿勢、むずかしい中でもいろいろ方法もあるんやなかろうかと思ってます。いまのあなたの答弁は大事です。いよいよ正念場にきてるんですから、再度明確に御答弁を願います。

○ 市長（池田忠雄君） 重ねてのお尋ねでございます。私自身、同和行政につきましては、今後とも当然のことながら、財政再建の中であらゆる分野にメスを入れ、自主再建でまいりたい、こういうふうに存じております。卒直な話、直村議員さんの御質問は両面性がございまして、業者としての措置は当然自粛、あるいは一定の指名停止という措置の中で処理をしてまいった経過がございます。その後、請負契約の落札という点にまで、私の方からどうこうというわけにはまいらない、これは当然、市行政と業者としての立場でござります。この辺はひとつ割り切った御見解を申し上げ、御理解をいただきたいと思います。

片や、市同促の副会長ということについては、いわゆる解放運動の地元の代表という形の中で入っていただいている一員でございます。その中で互選されて副会長になられたという経過でございます。これは当然のことながら、別個の問題として今後対処してまいりたい、こういうふうに存じます。

○ 21番（直村静二君） お言葉を返すようですが、市同促副会長は、地元の解放同盟の代表として出てきたからやむを得んということですね。地元の解放同盟から出てきてるからかえられないという、地元の解放同盟からなぜ竹内のような者が、事件が起ったときは副支部長、それをやめないで出てくるのか、私はわからない。6月8日ですか、贈賄で連捕され、7月27日起訴、指名停止、その間に役員会があったが、この人を選んできたという解放同盟の体質、これは問題があろうかと思います。言うなれば、そのような解放同盟という団体に2千7百万円の補助金を出しているという問題についても疑義を感じる。われわれに対して誹謗、中傷が出ており、そういう団体に公金が出て、われわれが特定政党としてやっつけられてる。しかも、贈賄で起訴、公判中でも、副支部長として市同促の副会長という形、あなたは、解放同盟の代表として出てくるのだからしようがないと言うが、そういう団体に対しては、今後、助成金を出す対象にはならないという問題があるという規定づけをしてもらいたいと思います。あなた

市政立て直しの件、同和問題についてのメスの入れ方は、いま言っただけでも2,3出てきた。その辺をきっちりやってもらえば、少なくとも、今までよりも改善できるんやないか。あなたは他人の責任のように、副会長は解放同盟から出てくるのだからしようと逃げになるが、もう各議員も大体わかってくれたと思うので、市長の態度もわかっていただけだと思うのだ、この辺でやめておきます。この案件については、共産党議員団は絶対に容認できないということを申し上げておきます。

○ 議長（横田憲治郎君） 他に。

○ 20番（田中包若君） 私、非常に不思議に思うんですが、常識的に考えまして、国家公務員なり、そういう人が起訴されたら休職になる。そして、判決がおりた時点で処分、これが世の中の常識でしょう。したがって、あなた方が論議したんなら、罪状はどうであるから処分した。秘密会か何かだろうと思いますが、それをはっきり言うてもらわないとどうにもならない。

われわれ公務員として在職中に起訴されたら直ちに休職です。休職というのは、指名業者であるなら停止です。そして、終わった段階でどうするか、処分問題は、終わった段階です。これが国なり、地方公共団体の筋なんです。だから、あなた方がどうしても正しいからやるんだというんなら、われわれが知っているのは、単に新聞報道だけです。詳しい罪状なり、そういうものがあるもしあるんなら、現在どうなってるんか、はっきりしてもらわんと審議できませんよ。

○ 議長（横田憲治郎君） 答弁。

○ 参与（林徳次君） ただいまの御指摘でございますが、いわゆる公判内容に触れる問題は、刑法上の裁判所段階における審理内容でございまして、われわれの方では、内容をつぶさに承知することは できないわけでございます。

指名の問題は、前の山本部長も私どもも初めてのこと、そのやり方については、一般的な指導を受けてまいっております。そういったやり方では、事実を知るのは、新聞ニュース等の発表による方法しかございません。あと、具体的なことは、逮捕され起訴が確定した時点、この二つしか新聞報道で知るより方法がございません。あと、刑法上の問題として、長年月公判にかかる場合もあり、その確定を待つとか、私どもが、その内容を裁判所に行って聞くという手段はございません。

したがって、当面、結果的に無罪になろうと有罪になろうと、それは結果論でございまして、新聞発表により指名停止措置をした、それから日程を追い、逮捕時で確定的な指名停止措置をした、その日を追って行ったということでございます。

○ 20番（田中包若君） そうなると、和泉市政は何でもええ、クロであろうとシロであろうと、また黄色であろうと、都合さえよければ、指名業者にするということですか。もうよろし

いわ。

- 議長（横田憲治郎君） 他に。
- 1番（寺田茂君） 工事請負契約の入り口だと思うんですが、私建設水道常任委員会に入っているのですが、あの時点では、われわれは細かい審議はできない、報告事項みたいな形になつたので、そういう範ちゅうから質問しました。そのときから今回の、工事請負契約が議会に出ると、漠然と見て大きく混乱する要素がありますよ、と提起もしました。しかし、いろんな資料も提出願い、共座党の考へてることも言ったわけなんです。

いま、各議員から質問が出てくるように、なかなか前に進まない状態が続くだろうと察します。共産党議員団の見解については、直村議員が申し上げておりましたが、私、建設委員会で議会の対策も御披露し、一面の注意をしてきたわけなんですが、こういう一つ目で前へなかなか進めない状態で始まってる。大体総体的にものを使うなれば、一目瞭然として出てくる問題だと思います。一遍、市長さんもよく考へてもらわんと、なかなか後へ進まない状態になると思いますので、検討してもらうたらどうですか。このことだけ意見として申し上げておきます。

- 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件につきましては反対意見等の表明がございますので、挙手により採決いたしたいと思います。本件について賛成の方は挙手願います。

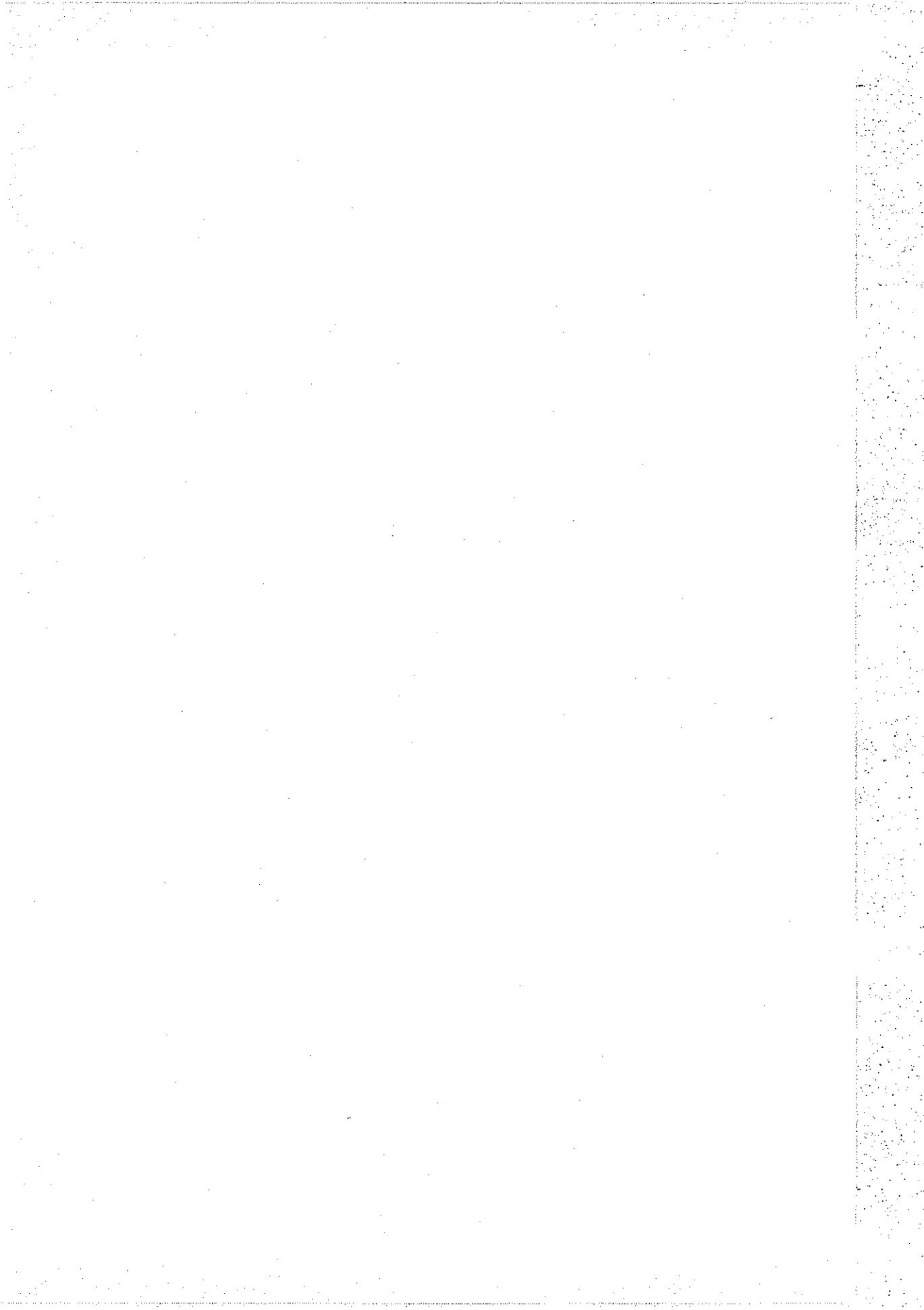
（挙手不明）

（「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）

- 議長（横田憲治郎君） ここで暫時休憩いたします。

（午後3時16分自然散会）

第 4 日



昭和53年12月22午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	寺田 茂君	16番	木下 甲子三君
2番	天堀 博君	18番	池辺 秀夫君
3番	橋本 佳行君	19番	貝淵 博治君
5番	仁井 明君	20番	田中 包治君
6番	大谷 昌幸君	21番	直村 静二君
7番	金沢 勝君	22番	勝部 津喜枝君
8番	成田 秀益君	23番	三井 正光君
9番	松下 定君	25番	竹内 修一君
10番	山口 義一君	26番	柳瀬 美樹君
11番	上代 卯之松君	27番	竹下 義章君
12番	藤原 要馬君	28番	坂上 國治君
13番	赤阪 和見君	29番	藤原 利一君
15番	横田 憲治郎君		



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	財務部次長	北野 敦雄
助役	坂口 禮之助	財政課長	大塚 孝之
収入役	中塚 白	同和対策部次長	生田 稔
参与兼市長公室事務取扱	西川 喜久	市民部長	森 錠保
参与兼建設部長事務取扱、土地開発公社事務局長	林 徳次	市民部次長兼福祉事務所長	富田 宏之
市長公室企画担当理事	佐原 行雄	産業衛生部長	内田 繁
市長公室次長兼秘書広報課長事務取扱	竹田 明郎	産業衛生部次長	角谷 泰夫
財務部長	麻生 和義	建設部次長	吉田 日出男

職名	氏名	職名	氏名
改良事業部長	逢野一郎	教育長	葛城宗一郎
改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明坂貞士	教育次長	広岡史弘
解放総合センター所長	萩本啓介	管理部長	杉木文
病院長	竹林淳	管理部次長	青木孝之
病院事務局長	平野誠藏	指導部長	高橋貞良
病院事務局次長兼管理課長事務取扱	藤原光夫	指導部次長	橘本昭夫
水道部長	田中稔	選挙監理委員会長	味谷日吉
水道部理事兼工務課長事務取扱	福本喬久	選挙管理委員会長	岸田秀仁
消防長	松村吉堯	監査委員	久光喜多男
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監査事務局長兼公平委員会事務局長	向井洋
用地担当参事、土地開発公社事務局事長	岩井益一	農業委員会事務局長	信田種行
教育委員長	堀内由延		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和 53 年和泉市議会第 4 回定例会議時日程

(12月22日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘要
1	議 案 第 57 号	工事請負契約締結について (昭和 53 年度府中北幹線築造工事)	P. 8
2	議 案 第 58 号	工事請負契約締結について (幸団地 3 期建設工事)	P. 10
3	議 案 第 59 号	工事請負契約締結について (幸第二団地 2 期建設工事)	P. 12
4	議 案 第 60 号	工事請負契約締結について ((仮称) 和泉市立幸青少年センター整備工事)	P. 14
5	議 案 第 61 号	工事請負契約締結について (和泉市立幸保育園建設工事(建替))	P. 16
6	議 案 第 62 号	工事請負契約締結について ((仮称) 旭温泉建設工事)	P. 18
7	議 案 第 63 号	工事請負契約締結について (王子第一団地 2 期建設工事)	P. 20
8	議 案 第 64 号	財産取得について (市立鶴山台北小学校校舎)	P. 22
9	議 案 第 65 号	財産取得について (市立鶴山台北小学校水泳プール)	P. 24
10	議 案 第 56 号	教育委員会委員の任命について	P. 5
11	議 案 第 73 号	工事請負契約締結について (市立南松尾小学校改築工事)	追加 P.1
12	議 案 第 74 号	工事請負契約締結について (市立国府小学校改築工事)	追加 P.3
13	意 見 第 1 号	老齢者医療保障制度の抜本改革に関する意見書	別 紙
14	決 議 第 6 号	有事立法反対決議	別 紙

(午後4時6分開議)

○ 議長(横田憲治郎君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんにはなにかとお忙しい中、連日御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは24名でございけす。欠席届、遅刻届の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。

○ 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告どおり、出席議員24名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に印刷、配布してあるとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

審議に入る前に私から一言、おわびを申し上げたいと存じます。

昨日の午後、休憩に入る前の処置及び休憩中の処置等に私の不手際により、議員の皆さん方には大変御迷惑をおかけいたしましたことをまずもってお許しをいただきたく、深くおわび申し上げる次第であります。

○ 議長(横田憲治郎君) それでは、日程審議に入ります。日程第1「工事請負契約締結について」(昭和53年度府中北幹線築造工事)については、昨日、十分質疑、御意見を賜っておりますので、これを終結し、ここで市長より所信の表明の申し出がございますので、これを許可いたします。

○ 市長(池田忠雄君) 自席からお許しをいただきたいと存じます。いろいろと当案件につきまして、議員皆さん方から御指摘をいただきました点、十分尊重させていただき、胸にたたきまして、今後とも、業務にえりを正して執行してまいりたい、このように存じておりますので、どうか今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長(横田憲治郎君) 直村君。

○ 21番(直村静二君) きのうの件について議長から発言ございましたんで、私の方としては、きちんとした意見表明をしておきたいと思います。

市議会の運営規則から67条ですね。昨日の表決はですね、第67条に基づいて行われております。したがって、その当議席におらない議員は、その表決に参加することができない。

また、表決をされた以上は、その議員は、その更正を求めることができない。つまり、きのうは、この案件につきましては事実上賛成少数で否決、ただし、議長がこれを宣言しなかったということ、その後、休憩に入ったということの経過、この点でいま、議長側のおわびという点で聞きました。さらにまた、市長側の所信表明なるものも聞きました。

されば、この件につきましては、この議了したいという議長なりの申し入れは当然この議会で、この場ですね、この案件について2度採決をする、つまり、表決をせないかん。こういう矛盾になるわけですね。そうすると、あえて言うならば、一度採決した状況に戻っていたい、そうですね、きのう本席に、きのう3時5分ないしその前後の時点に退席されておった人はやっぱり退席されていただかないと、なかなかむずかしい問題があるんじゃないかなというふうなことの疑義がはさんでまいりますのでね。その点は各議員の皆さん、われわれを含めて議会の構成員たる以上はですね、その辺は十分踏んまえてね、そういうことも、もちろんのことを含んで議長さんがおわびもし、そうして、なんとかということの運営に入っているんじゃなかろうかと、私は、善意の解釈で受けとめ、いまの意見の表明、その内容について申し上げておるんでございましてね、別に他意はないということをまず、議長さん認識してもらいたいと思います。

さて、市長の所信表明ね、これにつきましては、言葉の上では何らですね、これは同じこと、というふうに受けとめるしかないんですね。その点では非常に残念です。しかしながら、一面ではよく理解して今後、意見を尊重してということもございますますのでね、それはそれなりにいま、議長さん並びに市長の表明がございますのでね。あえて私は、67条の運営規則でどうのこうのということを言わない。しかし、そういうことを十分含んでもらいたいと、この議会運営について軽視してもらっては困る。理事者側も困る。同時にまた、議会側も議長さんはその点はきっちりしてもらわなかんということなんです。

以上、さらですね、この案件につきましては、私どもは北幹線の工事については賛成なんです。だから、昨日の私の質問の最初にですね、要望も申し上げているはずなんです。言うなれば、木村のタバコ屋のとこから来年度は一層ですね、府中駅の北側の方、サンケイパチンコですね、あのすぐのとこまで一挙にしてもらいたい。そのために全力を尽くしてやっぱり国に言うもらいたいということも言うてありますから、案件そのものは、私たち議員団は賛成なんです。

問題があるのは、この業者関係についての今までの請負工事という点ですね。意見がある。それがたまたま、きのうのような状態になった結果ということでございますので、その点だけはうちとしてもきちっとして、この案件そのもの、工事そのものについては賛成なんです。

これを十分認識してもらいたい。問題は、この請負契約の請負業者に問題がある。市政運営上まことにですね。議会についても、これはぐあい悪いという意見があると。

以上、こんだけ意見申し上げましたからあとはですね……。

- 12番（藤原要馬君） ちょっと1点だけ。参考のため教えてください。われわれ、無学だからさっぱりわからんのですけども、法的なことわからないわけですからお教え願いたいんですけども、これに加わらなかつたといふね、理由が非常にむずかしい問題があるだろうと思うんです。だから、その案件についてね、反対表明のために退席したとか、ボイコットしたというんだつたら、それはそうだろうと思うんですけども、そやけど、これは生理現象というのがあるわけですね。

それで、議長に一応頭下げてね、退場した。その時でもね、そういう法的な問題が根拠的にやられるのかどうか、まだちょっと判断つきませんので、お聞きしたいんですけども。だから、これはひいては議長責任にもなってくると思うので、深くは言わないつもりでありますけれども、だから、議長の採決の際ね、そういう人が出た場合は、これはやはり早急にですよ、議場に入つてもらってから採決するのが当然ではなかつたんかなとも思うんですけども。そやないし退場せられ、退場じゃなしにね、一応、生理現象のために退席しておつたという人らに、今次の議決に加われないということあるんですよ、今後、非常に問題があると思いますのうね、参考までに私お聞きしたいと思います。

- 議長（横田憲治郎君） 御意見としてですね……。

- 12番（藤原要馬君） 今後、そういうことも十分あると思いますので、われわれもそういう法的な問題、これから勉強もせないけませんし、議長も勉強してもらわなかんかんと思います。

- 議長（横田憲治郎君） ありがとうございます。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに賛成の方の挙手を願います。

- 21番（直村静二君） 异議ありますから、意見として言うておきます。そういう議案に賛成したいが、しかし、問題があるということで、私の方は意見のみとして、これを保留、退場させていただきます。

（共産党議員団退場）

- 議長（横田憲治郎君） 本件を原案通り可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第57号を原案どおり可決決定いたします。ありがとうございます。

○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、日程第10を先議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程第10を先議することに決します。

日程第10「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第56号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和53年12月19日提出

和泉市長 池田忠雄

氏名

住所

生年月日

職業

議案第56号参考資料

[1] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋
(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選舉権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- (1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上（前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上）が同一の政党に属することとなつてはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

[II] 任期満了日

教育委員会委員	任期満了日
葛城宗一	昭和53年12月21日

- 議長（横田憲治郎君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第56号「教育委員会委員の任命について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市教育長として、教育行政への運営に格段の御尽力をいただいている葛城宗一氏が、
本月21日をもって教育委員としての任期が満了いたします。

御承知のとおり行政経験30数年、教育長として過去8年の経験の上に立って、今後とも、
本市の教育振興に、進展になお一層のお力添えをいただけるものと確信をいたします。幸い、
本人の内諾も得ておりますので、ここに再度選任いたたく、御提案申し上げる次第でございます。

葛城氏は、温厚誠実な方で教育委員会内部においても人望高く、教育関係者からも大きく期待
されている有望な人材であると確信するものであります。住所は、和泉市下宮町136番地
で、大正4年12月24日生まれであります。本市教育委員として最適任者と存じますので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の皆様方の御同意
を賜りますようお願い申し上げ、提案の理由にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願
い申し上げます。

- 議長（横田憲治郎君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 教育長さんがですね、任期満了で約8年間やられてこられた。私も
議席を汚してますが、その間の事情はよく知っています。

さて、この教育長さんの件でございますが、私の方としては、まず第1に、和泉市の市民会
館をわれわれが利用する時にですね、和泉市の同和行政に反する団体、その他については貸さ

ないと、いろいろそういう経緯もございました。少なくとも、教育長たる職責は、憲法や教育基本法に基づいてきちんとやっておかなければいかん。これは単なる教育長の行政というワク内から離れてきちんとしなければいかん。

また、富秋中学校などのデラックスな、そして起債の多い、市に負担かけるような、こういう正常でない学校の建設、こういうことも手掛けてこられました。さらには、狹山事件などで同盟休校、そして教育に対する介入、これに対する毅然たる措置、その他、その都度申し上げ、申し入れを行いましたが、なかなかそれもやれなかつたということなどなどね。これは、だからといってこの選任についてどうだということじゃなしに、そういう一つの事績として意見として申し上げ、今後、一つの教育長としての職責を、やはり全般的な公正な教育基本法に基づいて執行してもらいたい。

しかし現在、任期切れておりますから、本人から直接、その点についての弁明、その他聞けませんので、そういうことを抜きにしていま、共産党議員団として即刻賛成、承認だというわけにはいかない。これは教育長さん自身の問題でございます。ですから、私の方としては、そういう点があるから、今後、よく心してやってもらいたい。しかし、弁明を聞いておりませんので、そう簡単に同意ということにはいかないという意見を申し上げて、この件につきましても、うちは保留、退席していきます。

(共産党議員団退場)

○ 議長（横田憲治郎君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第56号を原案どおり同意することに決します。

ここで、ただいま同意されました教育委員よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

(教育委員会委員就任あいさつ)

○ 教育委員会委員（葛城宗一君） 一言、御礼申し上げます。

葛城、さきに皆様方の御支援をいただきまして、微力も省みませず、駄馬にむち打ってまいりました。格別なお力添えをいただきながら振り返ってみますに、何ほどの成果も得られず、いまさらながら、反省するばかりでございます。わが力の足りなさを振り返って謙虚に反省いたしますときに、2期8年は長きにすぎると常に心に言い聞かせ、この機会をもってとかたく心に決めるところでございます。

にもかかわりませずこのたび、上司初め議員皆様の格別の御厚情をいただきまして、まことにありがとうございます。深く感謝を申し上げる次第でございます。この上は、いただきました御支持の言葉に秘める厳しさの理解に努めまして、かつまた、過去の反省の経緯を理解し、なおまた、加えて現在抱えております多くの問題の背景を十分認識いたしまして、微力ながら努めてまいる所存でございます。

何とぞ今まで以上のお力添えをいただけますよう、心からお願ひ申し上げますとともに、いただきました御厚情に対し幾重にも御礼申し上げまして、ほんの一言、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、暫時休憩いたします。

（午後4時25分自然閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員